

中国制度情報調査報告書

2008年3月

財団法人 日中経済協会

大地律師事務所

KEIRIN



この事業は、競輪の補助金を受けて実施したものです。

<http://ringring-keirin.jp>



事 業 の 実 施 状 況

(1) 事務手続き関係

平成 19 年 6 月 13 日 委託先内定通知書受領 (6 / 13 付)
6 月 13 日 調査委託契約書締結

(2) 事業関係

制度情報レポート

平成 19 年 6 月 8 日 … 平成 19 年 4 月 ~ 5 月に公布された最新法令について提出
7 月 31 日 … 平成 19 年 6 月 ~ 7 月に公布された最新法令について提出
9 月 28 日 … 平成 19 年 8 月 ~ 9 月に公布された最新法令について提出
11 月 30 日 … 平成 19 年 10 月 ~ 11 月に公布された最新法令について提出
平成 20 年 1 月 31 日 … 平成 19 年 12 月 ~ 平成 20 年 1 月に公布された最新法令について提出
3 月 31 日 … 平成 20 年 2 月 ~ 3 月に公布された最新法令について提出

法律翻訳

平成 19 年 7 月 4 日 … 『労働契約法』の邦訳について提出
平成 19 年 10 月 30 日 … 『独占禁止法』の邦訳について提出
平成 19 年 12 月 4 日 … 『外商投資産業指導目録』の邦訳について提出
平成 19 年 12 月 27 日 … 『企業所得税法実施条例』の邦訳について提出
平成 20 年 1 月 4 日 … 『國務院法制弁公室、財政部、國家稅務總局責任者の『企業所得税法実施条例についての記者会見』の邦訳について提出
平成 20 年 1 月 4 日 … 『經濟特区並びに上海浦東新区に新設されたハイテク企業への過渡的税収優遇の実施に関する通知』の邦訳について提出
平成 20 年 1 月 8 日 … 『外商投資産業指導目録』の邦訳について再度提出

制度情報レポート

制度情報

2007年4月～2007年5月の法令から

北京市大地法律事務所 海外部

(北京市大地法律事務所 www.aaalawfirm.com)

全人代レベル

- 1、『中華人民共和国とアンゴラ共和国間の引渡条約』の批准に関する決定（全 22 条）
- 2、『中華人民共和国とナミビア共和国間の引渡条約』の批准に関する決定（全 25 条）
(以上 2 引渡条約はいずれも全国人民代表大会常務委員会により 2007 年 4 月 27 日批准され、2007 年 4 月 27 日実施)

条約の主要内容は以下のものを含む。引渡義務、引渡の対象となる犯罪、引渡を拒絶すべき理由、引渡を拒絶できる理由、引渡のプロセス及び費用、特定規則、争議解決の方式、条約の発効及び改正と終了のプロセス。

國務院レベル

1、中華人民共和国政府情報公開条例

(國務院 2007 年 4 月 5 日公布 2008 年 5 月 1 日施行)

本条例は、政府情報公開主体を行政機関及び法律法規により授権された公共事務管理機能を持つ組織（第 2 条、第 36 条）及び国民の利益と密接な関係のある公共企業・事業単位（第 37 条）と規定した。

政府情報公開主体が自発的に公開するべき政府情報には以下のものを含むとしている。
(1) 公民、法人またはその他組織の切実な利益に関わるもの (2) 社会公衆に広く知らしめたり、または参与する必要があるもの (3) 本行政機関機構の設置、機能、手続き等の状況を反映するもの (4) その他法律法規及び国の関連規定に基づき自主的に公開しなければならないとされているもの（第 9 条）。

自主的に公開しなければならない政府情報を除き、国民、法人またはその他組織が自己の生産、生活、科学研究等特殊な需要に応じて、國務院部門、地方各級政府及び県級以上の地方政府部門に対して関連政府情報の獲得を申請することができる（第 13 条）とし、且つ政府に対する情報公開申請形式、回答方式及び期限について相応規定を行った。

政府情報の公開過程で国家機密、商業機密、個人のプライバシーに関わる場合には非公開を原則とし、公開を例外とした。例外のケースとしては、権利者の同意を得たかまたは非公開が公共の利益にもたらす影響が重大であると行政機関が認識した場合（第 14 条）がある。

このほか、権利の救済について、国民、法人またはその他組織が、政府情報公開作業における行政機関の具体的行政行為により自らの合法的権益が侵害されたと認識した場合には、法に基づき、行政再議の申立てを行うかまたは行政訴訟を起こすことができるとした。（第 33 条第 2 項）

(全 5 章 38 条)

2、生産安全事故報告調査処理条例

(國務院 2007 年 4 月 9 日公布 2007 年 6 月 1 日施行)

本条例は安全事故を、特別重大事故、重大事故、やや重大事故及び一般的事故の 4 レベ

ルに分け(第3条)、事故発生後1時間以内に県級以上の安全生産監督管理部門及び安全生産監督の職責を担う関連部門に報告しなければならないと定めた(第9条)。

安全事故の罰金最高額を人民幣500万元(第36条)とし、安全生産事故報告は事故発生後120日以内に提出しなければならない(第29条)とした。

(全6章46条)

3、中華人民共和国船員条例

(国务院 2007年4月14日公布 2007年9月1日施行)

本条例は船員登録の条件について、18歳以上で、船員として求められる健康上の要求に合致し、船員安全基本訓練を受け、且つ海事管理機構の試験に合格した者は船員服務簿の受領を申請し、船員として登録できるとした。また、国際航行船舶の船員登録を申請する場合には、船員専門外国语試験に合格しなければならない。(第9条)。

船員の社会保険納付(第25条)、生活及び作業場所の安全と保護要求(第26条)、賃金支払い(第29条)、休假(第30条)、送還費用負担(第31~34条)等合法権益の保護に対して規定した。

(全8章73条)

4、行政機関公務員処分条例

(国务院 2007年4月22日公布 2007年6月1日施行)

本条例は行政機関公務員に対する処分の原則、種類及び適用、違法・規律違反行為、権限、手続き及び不服申立て等について具体的に規定した。

処分に関する原則について、公正、公平及び教育と処罰を結合させる原則を堅持し、行政機関公務員を処分する場合には、法律・紀律違反行為の性質、情状、危害の程度に相応し、事実関係が明らかで、証拠が確実で、性質決定が正確であり、処理が適切で、取扱い手続きが適法であり、手続きが完了しなければならない(第4条)とした。

処分の種類及び適用について、処分を警告、過失の記録、重大過失の記録、降級、職務取消、除籍に分け、且つ行政機関公務員を処分中に職務昇級及び等級昇級させてはならない(第8条)としたほか、重きに従う処罰(隠匿、偽造、証拠隠滅等)、軽きに従う処罰(法律紀律違反行為を自主的に告白した場合)に分けた。

法律紀律違反行為について、7つに区分した。(1)国の名誉を損なう言論の散布、違法組織の組織または参加、ストライキ、国の民族宗教政策に違反してこれに悪影響をもたらすもの、違法出国または規定に違反して国外に逗留して帰らないなど政治紀律違反行為(第18条)。(2)議事規則違反、法に基づく上司の決定や命令の執行拒否、交流決定の執行拒否、制度回避、人民法院及び検察機関、監査機関及び行政再議機関の判決、裁定、決定の執行拒否など組織紀律違反行為(第19条)。(3)行政許可、行政処罰、行政強制措置の違法設定や実施、法に基づく職責未履行から重大な人員死傷または財産損失を招いたもの、法に基づく職責履行をしない職務懈怠、職務失当、浣職など職責規律違反行為(第21条)。(4)横領、賄賂の請求、収賄、贈賄、公金流用、国家資材の無駄遣い、営利性活動への従事または参与など清廉規律違反行為(第23条)。(5)批判を抑圧し、打撃を加えて報復すること、違法割当、違法拘留など国民、法人またはその他組織の合法権益に対する侵害行為(第25条)。(6)機密漏洩、業務作風怠慢、勤務態度劣悪など公務員職業品行に関する違法違反行為(第26条)。(7)扶養義務負担拒否、家庭構成員に対する虐待、遺棄、愛人を囮う、迷信活動の組織及び参加、『ポルノ、賭博、毒物』への参与など社会の公徳に対する違法及び甚だしい違反行為(第29条)。

処分権限、手続き及び不服申立てについて、処分決定機関を任免機関または監察機関とし（第34条）、初步調査、立案、更なる調査、調査対象となる公務員本人への告知ならびにその陳述及び弁明を聞き、当該公務員に対する処分を行い、これを宣言、処分を受ける公務員本人の档案への記載、届出という順序で処分手続きを進行する（第39条）。処分を受けた行政公務員が処分決定を不服とする場合、『中華人民共和国公務員法』及び『中華人民共和国行政監察法』の規定に基づき、再審または不服申立てを行うことができる（第48条）。

（全7章55条）

5、中華人民共和国水文条例

（国务院 2007年4月25日公布 2007年6月1日施行）

本条例は、水文ステーション（Hydrometric Station）ネットワーク計画及び建設、水文監視・測定及び予報、水資源調査評価、水文監視・測定資料提出、保管及び使用、水文設備及び水文監査・測定環境の保護などを規定した。

外国組織または個人の中国国内における水文活動への従事について、国务院水文行政主管部門と関連部門により批准を経て、且つ中華人民共和国の法律法規を遵守しなければならないとし、中国のと隣国との間で国境を越えて河川上水文活動に従事する場合、中国と関連国家締結した関連条約、協定を遵守しなければならない（第7条）。

また、基本水文監視・測定資料は法に基づいて公開しなければならない。水文資料は国家機密に属し、秘密等級の確定、変更、秘密解除などについては、国の関連規定に基づいて執行する（第26条第2項）。経営性活動により水文専門コンサルティングサービスが必要な場合、当事者双方は有償のサービス契約を締結し、双方の権利と義務を明確にする（第28条第3項）。

（全7章47条）

6、中華人民共和国パートナー制企業登記管理弁法（2007年改正）

（国务院 2007年5月9日公布 2007年6月1日実施）

本弁法は1997年11月19日公布の登記管理弁法に対して以下の数点から改正を行った。
(1) パートナーシップ期限、事務執行パートナー、パートナー企業名称、パートナー企業類型など登記事項に対して相応の規定をした。(2) 設立登記、変更登記に必要となる書類及び手続きに新たな規定をした。(3) 抹消登記の手続主体を明確にし、提出が必要となる書類に新たな規定をした。(4) 法律責任に対して相応の規定を行い、刑法との連絡を図った。

本弁法は出資価額の決定について、実物、知的財産権、土地使用権またはその他財産権利を以って出資し、全パートナーが協議して価額決定を行う場合、企業登記機関に対して全パートナーが署名締結した協議価額確認書を提出する。全パートナーが法定価額評価機構に委託して価額決定を行う場合には、企業登記機関に対して法定価額評価機構の価額評価証明書を提出しなければならない（第14条）。

『中華人民共和国パートナー企業法』（2007年6月1日より施行）は、外国企業または個人が中国国内でパートナー企業を設立する場合には、本弁法の規定を適用しないとした（第108条）。

（全8章49条）

中央部門レベル

1、先物会社管理弁法

(中国証券監督管理委員会 2007年4月9日公布 2007年4月15日施行)

本弁法は、先物会社の設立、変更及び業務終了、企業統治(コーポレートガバナンス)、プローカー業務規則、顧客資産保護、監督管理、法律責任等に対して規定した。

本弁法では、先物保証金の安全保管の強調、投資家利益の保護を体現する管理監督原則(第70条、第76条)、資金洗浄に対する監督管理強化及び実名制による口座開設原則の強化(第72条)、高級管理職員の問責制の強化(第77条)、外部からの監督強化及び先物会社の会社統制構造優良化を意図した独立董事制度の導入(第40条)、最高リスク管理責任者制度及び先物会社内部統制システムの整備(第43条)、先物プローカー契約及び宣伝材料に対する監督管理強化及び先物会社の市場行為に対する更なる規範化(第52条)、株主を中国法人とし、株主の払込済み資本金及び純資産が一定額に達しなければならないなど、先物会社株主が合致しなければならない条件を規定した。(第7条、第8条)。

(全8章97条)

2、先物取引管理弁法(2007改正)

(中国証券監督管理委員会 2007年4月9日公布 2007年4月15日施行)

本弁法は改正前の先物取引所の基本的運行フレーム及びリスク管理措置を保持している。

本弁法の主要内容は以下のとおり。(1)先物取引所が股份有限公司の組織形態をとることを許可し(第4条)、会社制先物取引所と現有の会員制先物取引所の職責及び管理監督スタイル上的一致性を明確にした。(2)先物取引所による会員に対する分級決済実施を許可し、先物取引所は決済会員に対してのみ決済を行い、非決済会員については資格を持つ決済会員により決済する(第75条第2項)。会員分級決済制度を実施する先物取引所は決済保証金制度を設立しなければならない(第77条)。(3)独立董事制度を導入して外部からの監督を強化、会社統制構造を優良化し、「先物取引所は独立董事を設置し、独立董事は中国証監会により指名され、株主大会で決議する」と規定した(第45条)。(4)中国証監会は人事制度を通じて先物取引所に対する監督管理強化を手配し、理事長、副理事長の任免は中国証監会が指名すると規定した(第27条)。総經理、副総經理は中国証監会により任免する(第33条)。先物取引所が中間管理職員を任免する場合には、決定の日から10日以内に中国証監会に対して報告を行わなければならない(第35条)。中国証監会は先物取引所に査察官を派遣駐在できる(第108条)。

(全8章114条)

3、先物取引投資家保障金管理暫定弁法

(中国証券監督管理委員会 2007年4月19日公布 2007年8月1日施行)

本弁法は保障基金の調達、保障基金の管理及び監督、保障基金の使用及び関連罰則に対して規定した。

保障基金の調達に関して、保障基金の資金調達においては「市場から調達し、市場に用いる」の原則に則るとした。まず、先物取引所に蓄積されたリスク準備金を一定比率で引出して活動開始資金とする。次に、先物取引所、先物会社の手数料収入から一定比率で四半期ごとに引出し、ハイリスク先物会社が高比率で収受し、段階的に蓄積する。業界の負担を制御するため、保障基金の規模が人民幣8億元に達するかまたは先物取引

所、先物会社が突発的な重大市場リスクまたは不可抗力を被った場合には引出しを暫時停止する（第 11 条）。

保障基金の管理及び監督について、中国証監会のみが保障基金の使用決定手続きを開始することができ、厳格な審議と評価を経て、保障基金を使用するかどうか決定することができるとした（第 19 条）。保障基金使用前に、先物会社は積極的に資産を清算・整理し、且つ換価処分し、まず自己資金及び換価資産を以って保証金不足を補った後、依然として不足する場合において保障基金を使用できる（第 21 条）。したがって、保証金不足が発生したらすぐに保障基金を使用するのではなく、まず先物取引会社に自己救済措置を講じさせる。同時に、保障基金の使用には責任追及も付随し、保障基金を使用して投資家の保証金損失を補填する先物会社に対して、中国証監会は法に基づき関連責任者の責任を厳しく追及する。

保障基金の使用について、保障基金は先物会社の重大な法律法規違反またはリスク統制が及ぼない等の原因で保証金不足が発生し、社会の安定性及び先物市場の安全に重大な危害を及ぼす場合に、投資家保証金の罪なき損失を補足するための専門基金である（第 2 条）とし、先物投資活動において先物市場の波動や投資品目価値そのものの変化が投資家にもたらす損失については、投資家が自己負担し（第 3 条）、投資家が違法先物取引に参与して被った保証金損失については、保障基金は補償を行わない。機関投資家が個人名義で先物取引に参与した場合、機関投資家補償規則に照らして補償する。保障基金を先物投資家の保証金損失補てんに使用した後、保障基金管理機構は法に基づいて相応の弁済受領権を取得し、法に基づき先物会社の清算に参与できる（第 23 条）。

また、投資家の 10 万元以下の保証金損失について、全額補償し、10 万元を超える部分については、個人投資家及び機関投資家に分け、それぞれ 90% 及び 80% の比例に基づき補償する（第 20 条）。本条の趣旨は保障基金の重点を広範な中小投資家に置くというものである。保障基金がリスク先物会社に対して有限補償のみを実施し、全てを保障するのではないことに鑑み、広範な先物投資家はリスク意識をよりいっそう高め、実力があり、評判がよく、規範に則って運営されている先物会社を代理機構として慎重に選択する必要がある。

罰則に関して、先物会社が重大な法律紀律違反行為またはリスクコントロールが及ぼす保証金に不足が出た場合、中国証監会は先物業務許可証を取り消す権利を有する（第 25 条）。

（全 6 章 28 条）

4、環境情報公開弁法（試行）

（国家環境保護総局 2007 年 4 月 11 日公布 2007 年 5 月 1 日施行）

本弁法は環境情報公開の主体、範囲等について規定した中国初の環境情報公開に関わる総合的部門規定である。

本弁法は情報公開の主体を環境保護部門と汚染物排出企業の 2 つとした（第 2 条）。同時に環境保護部門が自主的に公開しなければならない情報（これには 17 方面の内容を含み、環境保護部門の任務を基本的に網羅）及び公開申立ての形式で職責の範囲において社会に自主的に公開する環境情報を規定し（第 4 条第 1 項）、国民、法人及びその他組織の申立てに基づいて環境情報を公開するとした（第 6 条）。企業環境情報公開は自主公開と強制公開の 2 原則を併せ持つ形とし、即ち、一般企業は自らの環境情報を公開するかどうか選択ができるが、「汚染物排出量が国または地方の排出基準を超過したり、汚染物排出総量が地方政府確定の排出総量制限基準を超えた重大汚染」企業は、環境情報を社

会に公開し、その監督を受けなければならない（第4条第2項、第20条）
(全5章29条)

5、航道建設管理規定

（交通部 2007年4月11日公布 2007年5月1日施行）

本規定でいう航道建設活動は、航道整治、航道疏浚及び航運ターミナル、船舶通過建築物等航道施設及びその他航道付属設備の新たな建設、拡張及び改築活動である（第2条）。

本規定は航道建設手続き管理、建設市場管理、工事品質及び安全管理、政府投資プロジェクト資金管理、工事情報、档案管理及び法的責任等について規定した。また、航道建設市場に参入許可管理を実施した。これにより航道建設工事コンサルティング、評価、実地調査、設計、施工、監理等従業単位及び従業人員は法に基づき関連部門から相応の資質許可を受けなければならない。

(全8章61条)

6、交通建設プロジェクト委託会計検査管理方法

（交通部 2007年4月11日公布 2007年6月1日施行）

本弁法でいう建設プロジェクト委託会計検査とは、各級交通主管部門、企業・事業単位が会計検査業務の必要に応じて、建設プロジェクト会計検査業務を会計士事務所、工事代金コンサルティング企業等を含む会計検査組織に委託実施する行為を指す（第2条）。

本弁法はさらに委託会計検査の2条件を規定。1つめは会計検査業務の必要に応じた手配（第2条）即ち会計検査不重複の原則に基づき、国の会計検査が会計検査計画を手配せず、且つ内部会計検査に会計検査手配能力がない場合、委託会計検査を実施できるというもので、2つめは、委託会計検査を実施しようとするプロジェクトは単位指導者の同意を得なければならない（第15条）。即ち某建設プロジェクトについて会計検査の必要があるとき、これを管轄する会計検査部門はその業務に基づいて委託会計検査実施の提言をすることができるが、委託会計検査が実施できるかどうかは、単位指導者の許可が必要となる。

さらに受託人の選択については指定委託、競争的交渉委託及び入札委託の3方式を規定し、それぞれの適用範囲を明確にした（第9条）。

(全27条)

7、印刷品及び音響・映像製品持ち込み・持ち出しに関する中華人民共和国税関の監督弁法

（税関総署 2007年4月18日公布 2007年6月1日施行）

本弁法は印刷品及び音響・映像製品の運輸、携帯、郵送による持ち込み・持ち出しに対し、税関が監督することを定めた（第2条第1項）。印刷品とは、画像または文字原稿を通して印刷版を作成し、紙またはその他常用材料上に印刷された、同じ内容の複製品を指し、音響・映像製品とは、内容を録音・録画したレコード、録音テープ、ビデオテープ、音響・映像ディスク、音響ディスク等を指す（第25条）。

撮影原版、紙型、絵画、切張り、手書き本、コピー及びその他文字、画像、符合等の内容を含む商品、物品について、税関は本弁法の印刷品の持ち込み・持ち出しに関わる規定に基づき監督し、図面、文字、音声及び映像情報を搭載した磁、光、電記憶媒体について、本弁法の音響・映像製品に関する監督規定に基づき監督する。（第2条第2、3項）。

持ち込み・持ち出しをする印刷品及び音響・映像製品の荷送人、所有者及びその代理人

は、税関に対して事実とおりに申告しなければならず、且つ税関の監督管理を受ける（第3条）持ち込み・持ち出しが禁止されている印刷品及び音響・映像製品の内容について確定する（第4条、第5条）とともに、個人が自家用として持ち込み・持ち出しどう印刷品及び音響・映像製品の数量について、規定数量の範囲内であれば（例えば、1枚ずつ発行された音響・映像製品は1人1回20枚以下）税関は免税通関させる（第7条）。

国外企業または組織の中国国内常駐代表機構または事務所、留学帰国者や短期間に何度も出入国する旅客の公用または自家用印刷品及び音響・映像製品数量の確定と通関手続きについては、関連規定に基づいて手続きを行うものとし、本弁法を適用しない（第24条）（全27条）

8、企業技術センター国家認定管理弁法

（税関総署 2007年4月19日公布 2007年5月20日施行）

本弁法制定の目的は、企業技術センターの建設促進と、企業の技術新規創造と科学技術投入に対する主体的地位を確立し、国民経済主要産業において技術新規創造力が高く、新規創造業績が顕著で、重要な模範作用を持つ企業技術センターについて、国がこれを認定し、相応の優遇政策を講じ、不断なる企業の自主的新規創造能力向上を奨励し、導くことにある（第2条）。

本弁法は申請企業に対し以下の基本的条件を規定した。（1）高い経済技術実力と良好な経済効果を持ち、国民経済の各主要業界において規模、競争力ともに顕著に優勢であること。（2）指導者層が技術新規創造を重視し、市場意識及び新規創造意識が高く、技術センター建設のために良好な条件を創造し得ること。（3）研究、開発、試験条件が整備され、研究開発と新規創造レベルが同業界においてリード的地位にあること。（4）技術レベルが高く、実践経験豊富な技術指導者及び一定規模の技術人材チームを擁し、同業界内で新規創造力の高さにおいて人材的優勢を誇る。（5）技術センター組織体系が健全で、発展計画及び目標が明確であり、安定した产学研提携システムを持ち、知的財産権管理体系が確立され、技術新規創造業績が顕著であること。（6）既に省市（業界）から2年以上企業技術センターに認定されていること（第5条）。

（全6章32条）

9、埠頭建設管理規定

（交通部 2007年4月24日公布 2007年6月1日施行）

本規定は埠頭建設手続き管理、埠頭建設市場管理、情報報告・送付及び法的責任に対して規定した。

中国国内に新たに建設、拡大建設、改造・建設される埠頭建設プロジェクト（その他の建設プロジェクトに付帯する埠頭建設プロジェクトを含む）及びその付帯施設の建設活動について、本規定に基づいて執行しなければならないが、軍事及び漁業用埠頭の建設活動については本規定を適用しない（第2条）。

埠頭建設手続きの管理について、政府、企業投資埠頭建設プロジェクトの建設手続き及び提出しなければならない資料について具体的に規定した（第8条、第9条）。

埠頭建設市場管理について、埠頭工事に対するプロジェクト法人責任制度、入札募集及び入札制度、契約管理制度、工事監理制度の実施を規定した（第35～38条）。

情報の報告・送付について、プロジェクト法人に対する情報担当者を指定、工事進捗状況をタイムリーに収集、統計、整理し、書面材料及び電子文書を作成し、埠頭所在地の埠

頭行政管理部門に報告・送付するとした（第 53 条）

法的責任問題に関して、埠頭建設の入札募集及び入札活動とプロジェクト法人、実地調査単位、設計単位、施工単位、監理単位が本管理規定に違反した場合の処罰について規定した。

（全 6 章 65 条）

10、商業フランチャイズ経営情報開示管理办法

（商務部 2007 年 4 月 30 日公布 2007 年 5 月 1 日施行）

本办法は、フランチャイズ経営企業に対し以下の 12 項目の情報を開示しなければならないと規定した（第 5 条）。

（1）フランチャイザー名称、通信所在地、連絡方式、法定代表者、総經理、登録資本金額、経営範囲及び直営店の数、住所及び連絡先電話番号、フランチャイザーの商業フランチャイズ経営活動への従事の状況、フランチャイザーが届け出た基本状況など、フランチャイザー及びフランチャイズ経営活動の基本状況。フランチャイザーの関連会社がフランチャイジーに対して製品及びサービスを提供する場合、過去 5 年におけるフランチャイザーまたはその関連会社の破産または破産申立ての状況等当該会社の基本状況を開示しなければならない。

（2）フランチャイザーの所有する経営資源の基本状況には、以下の状況を含む。書面にてフランチャイジーに提供可能な登録商標、企業マーク、特許、ノウハウ、経営スタイル及びその他経営資源状況。上記の経営資源の所有者がフランチャイザーの関連会社である場合、当該関連会社の基本情報を開示し、フランチャイザーが同時に当該関連会社との授権契約を一旦解除した場合、如何に本フランチャイズ経営システムを処理するか。フランチャイザー（またはその関連会社）の登録商標、企業マーク、特許、ノウハウ等経営資源が関係する訴訟または仲裁の状況。

（3）フランチャイズ経営費用の基本状況。これにはフランチャイザー及び第三者を代理して收受した費用の種類、金額、基準および支払い方式を含み、これらを開示不能な場合、開示できない理由を説明しなければならず、費用收受基準が統一されていない場合、最高及び最低基準を開示し、費用基準未統一の理由を説明しなければならない。保証金の收受、返還条件、返還時間及び返還方式については、フランチャイジーに対してフランチャイズ経営契約前に費用支払いを求めた場合、書面でフランチャイジーに対して当該部分の費用の用途及び返還条件、方式を説明しなければならない。

（4）フランチャイジーに対して提供する製品、サービス、設備の価格及び条件等の状況。

（5）フランチャイジーのためのサービス提供継続状況。訓練場所、訓練方式及び訓練期間を含む業務訓練の具体的な内容、提供方式及び実施計画。テクニカルサポートの具体的な内容、フランチャイズ経営操作ハンドブックの目録及び関連ページ数。

（6）フランチャイジーの経営活動に対する指導、監督方式及び内容。

（7）フランチャイズ経営ネットワーク投資予算状況。

（8）中国国内フランチャイジーの関連状況。

（9）過去 2 年間における会計士事務所または会計監査事務所により会計監査を受けたフランチャイザーの財務会計監査報告概要及び会計監査報告概要。

（10）過去 5 年間におけるフランチャイザーについてのフランチャイズ経営関連の重大訴訟及び仲裁状況。

(11) フランチャイザー及びその法定代表者についての重大な違法経営記録状況、重大違法経営記録。

(12) フランチャイズ経営契約文書。

開示すべき情報をフランチャイザーが隠匿した場合、フランチャイザーは契約を解除する権利を有する(第9条)。また、企業の情報開示が不実であったり、開示すべきなのを開示しなかったりした場合には、最高で10万元の罰金を科すことができる(第10条)。

本規定はフランチャイズ経営企業に対し、広く且つ具体的な情報開示を行うよう求め、十分に情報開示を行わなかった場合の法的効果(契約解除、罰金)を規定した。企業のフランチャイズ経営従事の長期的発展にとって重要な意義を持つので、フランチャイズ経営企業は本弁法を真剣に研究し、これに合致する対策をとるべきである。また、フランチャイズ経営企業もまた『フランチャイズ経営契約』を新たに制定し、契約の内容を弁法の規定に合致させなければならない。

(全12条)

11、商業フランチャイズ届出管理弁法

(商務部 2007年4月30日公布 2007年5月1日施行)

本弁法は、商業フランチャイズ経営の届出機関を商務部及び省級商務部門と規定し、複数の省に跨ってフランチャイズ経営活動に従事する場合には商務部に届出を行わなければならないとした(第3条)。

また、商業フランチャイズ経営届出の時期(第6条)、提出すべき文書(第5条)等について規定し、規定に基づいた届け出を行わないフランチャイザーに対する罰則規定を設けた。(最高で罰金10万元)。

このほか、外国フランチャイザーが中国国内でフランチャイズ経営活動に従事する場合、本弁法に基づいて執行される(第17条)。

(全20条)

12、統計従業資格認定弁法(2007改正)

(国家統計局 2007年4月30日公布 2007年6月1日施行)

本弁法は、統計従業資格の申請及び受理、審査及び決定、証書の使用及び管理と法的責任等について具体的に規定した。

申請と受理について、一定条件を備えた(統計法律法規及び規則を熟知し、原則堅持の良好な道徳品格を持ち、統計業務に従事するのに必要な専門的知識及び技能を持つ)人員は、統計従業資格の取得を申請できる(第6条)。また、国による統計従業資格試験制度実施を規定した。

審査及び決定について、統計従業資格認定作業の請負機関は初步的審査意見及び全ての申請資料を受理した日から20日以内に省級人民政府の統計機構に報告・送付し、省級人民政府の統計機構は初步的審査意見及び全ての審査資料を受け取った日から20日以内に統計従業資格を授与するかどうかの決定を行う。当該行政機關責任者の許可を受けて、10日延長することができるが、期限延長の理由を申請人に知らせなければならない。

証書の使用及び管理について、統計従業資格証書は全国範囲内で有効とした(第18条)。

法的責任について、統計従業資格証書未取得の人員を企業が招聘、任用して統計業務に従事させる場合、期限付きで改正を命じられるか、警告または通報をもって批判され、罰金を科すなどの処罰を受ける可能性がある。

(全6章31条)

13、洗染業管理弁法

(商務部、国家工商行政管理総局、国家環境保護総局 2007年5月11日公布 2007年7月1日施行)

本弁法でいう洗染とは、衣類の洗濯、アイロンかけ、染色、縫い及び皮革製品及び毛皮のクリーニング、メンテナンス等サービスの経営行為を指す(第2条)。

本弁法は、オープン式ドライクリーニングマシンの逐次淘汰を規定した。現有の洗染店がオープン式ドライクリーニングマシンを使用している場合、改装して圧縮機制冷回収システムを増加し、ドライクリーニング溶剤を強制回収する。オープン式石油衍生溶剤ドライクリーニングマシンと乾燥機を使用する場合、防火、爆発防止の安全装置を配備しなければならない(第4条)。現在のところ、全クローズ式ドライクリーニングマシン1台の価格は人民幣10数万元であるが、オープン式であれば1、2万元で済む。これは7月以降、低資金投入、小資本経営の洗染市場占有率が更に減少し、多くのクリーニング店が淘汰されることを意味すると同時に、洗染業界への投資を考える企業にチャンスをもたらすものである。

価値保持額に対しても、経営者は消費者の希望に沿って価値保持クリーニングを行うことを明確に規定した。即ち経営者と消費者が協議一致で書面のクリーニング協定を結び、クリーニング費用、価値保持及びサービス内容を約定する。価値保持クリーニングを実施した衣類について、経営者の責任により損傷が発生したり、紛失したり、クリーニング後に衣類の元来の品質に直接影響して現状回復不能である場合には、経営者は消費者と約定した価値保持額に照らして賠償しなければならない(第14条)。経営者の責任により、洗染後の衣類が洗染品質要求に達しなかったり、消費者と事前に約定した要求に合致しない場合、または衣類の損傷、紛失を招いた場合には、経営者はそれぞれの状況に応じて加工し直し、洗染費の返還または損害賠償する。(第19条)。

このほか、虚偽広告、ドライクリーニングを水洗いやアイロンかけに変えたり、加工過程で衣類に損傷を与えた事實を故意に擬装すること等を詐欺行為とした(第12条)。

(全25条)

14、再生資源回収管理弁法

(商務部、発展改革委員会、公安部、建設部、工商総局、環境保護総局 2007年3月27日公布 2007年5月1日施行)

本弁法は、再生資源の定義、経営規則、監督管理等について規定をした。

再生資源の定義について、再生資源とは社会生産及び生活消費過程で発生し、元来有していた使用価値の全部または一部を失い、回収を経て加工処理され、再び使用価値を獲得した各種廃棄物を指す。具体的には旧金属、廃棄電子製品、廃棄機電設備及びその部品、廃棄製紙原料、廃棄軽化工原料、廃棄ガラス等を指す(第2条)。注意すべきなのは、原料化が可能な固体廃棄物、危険廃棄物、廃車された自動車等特殊再生資源品種の回収管理については、法律法規及び規則で別途規定されており、本弁法は適用されない(第3条)。

経営規則について、生産企業は再生資源回収企業と買取契約を締結する方式で、生産性廃棄旧金属を売り渡す。買取契約には回収する生産性廃棄旧金属の名称、数量、規格、回収回数、決済方式等を約定しなければならない(第9条)。再生資源回収企業が生産性旧金属を回収する場合、物品の名称、数量、規格、新旧程度等について事実とおりに登記しなければならない(第10条)。再生資源の収集、倉庫保管、運送、処理など全過程にわたり、

中国の汚染防止基準、技術政策及び技術規範を遵守しなければならない（第12条）。

監督管理について、監督管理部門として、商務主管部門が資源回収産業政策、回収基準及び回収業界発展計画の制定及び実施についての責を負い、発展改革部門が再生資源発展促進政策の研究提出について、公安機關が再生資源回収における治安管理について、工商行政管理部門が再生資源回収経営者の登記管理及び再生資源取引市場内の監督管理について、環境保護行政部門が再生資源回収過程における汚染の防止作業実施に対する監督管理及び処罰について、建設、都市農村計画行政管理部門が再生資源回収ネットワークの都市計画への組み入れ、違法行為の調査処理及び整理・整頓について責を負う。

司法解釈

1、知的財産権刑事案件手続きにおける具体的適用法律の若干問題に関する解釈（二）

（最高人民法院、最高人民検察院 2007年4月5日公布 2007年4月5日施行）

本解釈は司法実践における知的財産権掲示案件手続きにおける具体的適用法律の若干問題に関して解釈をした。

刑法第217条に規定された「その他の重大な情状」、「その他の特に重大な情状」、「複製発行」、「発行」の概念について明確に解釈した。

他者の知的財産権を何度も侵害する行為について、しばしば教育したのに改めない者や、違法所得の提出を拒否した場合などは執行猶予の情状に不適用であることを司法解釈の形式で明確化した。また、罰金の具体的適用及び罰金額を明確にし、罰金額は一般に違法所得の1倍以上5倍以下とし、違法経営金額の50%以上1倍以下とし、犯罪による違法所得、違法経営金額、権利者にもたらした損失、社会へ与えた危害等の情状を総合考慮し、これを確定するとした。

また、被害者が証明し得る証拠を持つ知的財産権侵害案件について、直接裁判所に提訴することができ、情状が重大である場合には、検察院が公訴を提起する（第5条）。単位が他者の知的財産権を侵害した場合の処罰について、司法解釈及び『知的財産権侵害刑事案件手続きにおける具体的適用法律の若干問題に関する最高人民法院、最高人民検察院の解釈』に規定される個人犯罪の認定・量刑にかかる数量標準に基づいて罪の認定を行い処罰を科す（第6条）。

（全7条）

2、企業破産案件審議の管理人指定に関する規定

（最高人民法院 2007年4月12日公布 2007年6月1日施行）

本解釈は管理人名簿の作成、管理人の指定、管理人の交換について規定した。

管理人名簿の作成について、人民法院が企業破産案件を審理する場合、管理人を指定しなければならない。企業破産法及び本規定に別途規定がある場合を除き、管理人は管理人名簿から指定しなければならない（第1条）。高級人民法院は管轄区内の弁護士事務所、会計士事務所、破産清算事務所など社会の仲介機構及び専門従業人員数及び企業破産案件数量に基づき、当該法院またはその管轄区内の中級人民法院のいずれが管理人名簿を作成するかを確定する（第2条）。

管理人の指定について、企業破産案件を受理する人民法院が管理人を指定し、一般的には当地の管理人名簿から指定するとした。しかし、商業銀行、証券会社、保険会社等金融機関及び全国範囲内に重大な影響を及ぼし、法律関係が複雑で、債務者財産分散に関わる破産案件については、人民法院が所在地の高級人民法院作成の管理人名簿に記載されてい

るその他地区的管理人または所在地以外の人民法院が作成した管理人名簿の中から管理人を指定することもできる(第15条)。このほか、管理人指定の方式を以下のように規定した。人民法院が一般的に管理人名簿記載の順位待ち、くじ引き、抽選等機に応じた方式により管理人を公開指定する(第20条)。商業銀行、証券会社、保険会社等金融機構及び全国範囲内に重大な影響を及ぼし、法律関係が複雑で、債務者財産分散に関わる破産案件については、人民法院は公告方式を採用することができる。各地の人民法院の管理人名簿に記載されている社会の仲介機構に対して競争に参加するよう要請し、競争に参加した社会仲介機構の中から管理人を指定する。

管理人の交換について、管理人の交換を申請する場合、債権者会議が決議し、且つ人民法院に書面による申請を行なう。人民法院が債権者会議の申請または職権に基づいて、管理人交換の状況(例えば、職務履行時の故意または重大な過失等により債権者利益が損害を被り、本案件と利害関係があるなど)を規定する。

(全40条)

3、企業破産案件の審理における管理人報酬の確定に関する規定

(最高人民法院 2007年4月12日公布 2007年6月1日施行)

本解釈は、管理人報酬について最終弁済の財産価値総額に照らした比率により收受し、そのうち担保権者が優先的に弁済を受ける担保物価値を控除すると規定した。高級人民法院は30%の浮動範囲内で現地の実際状況に合致した管理人報酬制限範囲を制定する(第2条)。

人民法院は公開競争方式で管理人を指定し、社会の仲介機構が提出する申出価格に基づいて管理人報酬方案を確定することができるが、報酬比例は本司法解釈規定による報酬比例制限範囲を超えてはならない。

また、人民法院が管理人報酬方案を確定または調整する場合、破産案件の複雑性、管理人の勤勉程度、更生、和解作業に対する管理人の実質的貢献、管理人が負担するリスク及び責任、債務者住所地住民の支配可能収入及び物価レベル及びその他管理人報酬に影響する状況を考慮しなければならない。管理人報酬は債務者財産から優先的に支払う。

このほか、債務者財産が管理人報酬及び管理人による職務執行費用の支払いに不足する場合、管理人は人民法院に対して破産手続きを終結するよう提起・請求しなければならないが、債権者、管理人、債務者の出資者またはその他利害関係にある者が上記報酬及び費用を自主的に立替払いする場合は、破産手続を続行できる。立替えられた費用は破産費用として債務者財産から立替え者に対して隨時返済する。

(全18条)

4、『中華人民共和国企業破産法』施行時に未終審の企業破産案件の適用法律に関する若干規定

(最高人民法院 2007年4月25日公布 2007年6月1日施行)

本解釈は、企業破産法施行前に人民法院が受理し、施行時に未終審の企業破産案件に対する具体的適用法律問題について規定した。

既に清算グループが成立している場合、企業破産法施行後、人民法院は当該清算グループを管理人とする(第3条)。債権者が既に人民法院に債権届出をしている場合、人民法院が関連届出材料を管理人に渡し、未届出の場合には、債権者は管理人に直接届出る(第

7条)
(全16条)

5、自動車の窃盗、強盗、詐欺、奪取関連刑事案件の手続きにおける具体的適用法律の若干問題に関する解釈

(最高人民法院、最高人民検察院 2007年5月9日公布 2007年5月11日施行)

本解釈は、窃盗、強盗、詐欺、奪取した車両であることを明らかに知りながら、擬装・隠匿犯罪所得及び犯罪所得収益罪にあたる行為（売買、紹介売買、典当、競売、抵当または債務に当てた場合、解体、組立てた場合。エンジン番号、車両識別コード、車体カラーまたは車両外観を改造した場合。自動車来歴証憑、自動車合格証書、ナンバープレート及び自動車関連のその他証明書及び証憑を提供または販売した場合。偽造または変造した自動車来歴証憑、自動車合格証書、ナンバープレート及び自動車関連のその他証明書及び証憑を提供または販売した場合）について区分確定を行った（第1条）。また、「主觀的故意」に対する認定についても規定し、合法的且つ有効的な来歴証憑がない場合、またはエンジン番号、車両識別コードに明らかな改造の痕があったり、合法的証明のない場合を行為者による主觀的故意として認定した（第6条）ほか、刑法312条规定の「情状が重大である場合」について解釈し、窃盗、強盗、詐欺、奪取した自動車が5台以上であるかまたは価値総額が人民幣50万元以上を「情状が重大である場合」とした。

このほか、自動車走行証、登記証書の偽造、変造、売買や、国の機関証書偽造・変造・売買罪にあたる数量（三本以上）及び事案が重大であるもの（十五本以上）について規定した。国家機関職員が窃盗、強盗、詐欺、奪取された自動車の登記手続きを行い、その数量が3台以上または価値総額が人民幣30万元以上に達した場合を職權乱用罪にかかる行為（例えば、登記手続きが不完全であることまたは規定に合致しない自動車であることを明らかに知りながら登記手続きをした場合、登記手続きが不完全であるかまたは規定に合致しない自動車と明らかに知りながら他者に登記手続きをさせた場合、車両档案を規定に違反してまたは他者に規定違反をさせて改造、交換した場合、その他職權濫用行為）について規定した（第3条）。窃盗罪、強盗罪、詐欺罪、奪取罪の共犯に対する認定、職務懈怠罪の状況について規定した。

（全6条）

制度情報

2007年6月～2007年7月の法令から

北京市大地法律事務所

(北京市大地法律事務所 海外部監修)

一 全国人民代表大会レベル

1. 労働契約法

(全国人民代表大会常務委員会 2007年6月29日公布、2008年1月1日施行)

『労働法』は1995年の施行時から既に10数年が経過しており、実務における操作性に劣るほか、現在の雇用環境とのギャップも拡大している。全国人民代表大会常務委員会は、2005年12月に労働契約法草案を社会に公開し幅広く意見を求めたが、わずかの間に各界からパブリックコメント19万件が寄せられた。その後の1年半に4回の審議を経て、ついに労働契約法が成立した。同法は、労働契約の締結、履行、変更、解除、終了等各段階について、それぞれ具体的に規定したほか、集団契約、労務派遣、非全日制雇用等の問題について独立した章を設けてこれらを明確に規定した。労働契約法の公布・施行は中国の労働立法において重要な意味合いを持つばかりではなく、日本企業を含む外資系の労務管理に対しても大きな影響を及ぼすことが予想される。

同法の規定によれば、労働契約満了時に双方が労働契約を継続締結しない場合、ほとんどの使用者が労働者に対して経済補償金を支払わなければならない(第46条第5項)。また、同法では、固定期間のある労働契約を連続して2回締結した後において労働者から要望があった場合には、使用者は労働者との間で固定期間のない労働契約を締結しなければならないと規定された(第14条第3項)。以上2点は、現行法との差が大きい点であると思われ、使用者は今後の対策が必要となるかと思われる。

このほか、同法ではさらに、使用者が労働者と労働契約を締結する場合は、労働者に対し事実のとおりに業務に関連する状況(職業的危険を含む)を告知しなければならないこと(第8条)。使用者が試用期間中に労働契約を解除する場合は、労働者に対し事由を説明しなければならないこと(第21条)。労働者の月賃金が使用者の所在直轄市、区を設ける市級人民政府の公布する本地区の前年度従業員の平均賃金の3倍を上回る場合には、これに支払う経済補償の基準は労働者の月平均賃金の3倍の金額を支払い、これに支払う経済補償の年数は最高で12年を超えないこと(第47条)。使用者が労働者を雇用した日から満1年内に労働者と書面により労働契約を締結しない場合、使用者と労働者は既に固定期間のない労働契約を締結しているものとみなすこと(第14条)等を新たに規定しており、これらはいずれも現行法律法規には未規定であったので、注意が必要となる。

同法はさらに試用期間の期限に対する規定を調整し、労働組合の権利を拡大し、派遣雇用に対する管理を強化した。これらについても使用者は十分に分析をして対応策を制定する必要があると思われる。(全8章98条)

2. 個人所得税法

(全国人民代表大会常務委員会 2007年6月29日修正、同日施行)

同法は1980年公布後に施行されてから、今回が4回目の改正である。1999年の改正時には、預貯金の利息取得に対する個人所得税の徵収(利息税の徵収)を新たに規定した。しかし、利息税徵収に関して、預貯金の多くは労働者の税引き後の所得であり、これから更に税を徵収するのは理に適わないという世論の反発があったため、今回の修正では、利

息税の徴収開始、徴収減額及び徴収停止の決定権を国務院に付与し、国務院により利息税の存続問題を確定すると規定した。

最新報道によれば、国務院は、2007年8月15日より預貯金利息により発生する個人所得税の適用税率を現行の20パーセントから5パーセントに引き下げるのを2007年7月20日に決定した。(全15条)

二、国務院レベル

3. 行政再議法実施条例

(国務院2007年5月29日公布、2007年8月1日施行)

行政再議法は1999年に公布・施行されてから既に8年が経過している。現行法では、行政再議法と行政訴訟法はいずれも行政紛争解決の重要な手段とされているものの、実務において行政再議がその作用を発揮することは非常に稀である。現段階では行政訴訟案件の70パーセントが行政再議のプロセスを経ていないという。このような状況は、行政再議のプロセスが比較的複雑であり、一般人には理解が難しいことや、行政機関による再議案件処理に規範性が欠け、行政再議後において却って行政相手方当事者の責任を拡大する現象が起こっていることに起因していると考えられる。これを解決するため、国務院は行政訴訟法に基づき、本条例を制定した。

本条例で注目されるのは、「行政再議後に行政相手方当事者が不利になるような変更を禁止する」という原則を確立したことである。つまり、行政再議機関が申立人の行政再議請求の範囲において、行政相手方当事者が更に不利になるような行政再議決定を行ってはならないと規定したのである(第51条)。これにより、行政再議機関の行為を制限することが可能となり、行政再議申立人の権利保護にとって有利となった。また、行政再議機関が正当な理由なく再議申立てを却下する状況に対処するため、本条例ではこれに対応する救済措置を規定した(第31条)。さらに、行政機関が行う具体的な行政行為が行政相手方当事者の権利義務に不利な影響を及ぼす可能性があるため、行政機関が行政相手方当事者に対して行政再議の権利及びその関連事項について告知しなければならないことを規定した(第17条)。同時に本条例は、行政機関の職員は自らの違法行為について法的責任を負わなければならないことを明確化した。(全7章66条)

4. 省エネ・排出削減のための総合方案

(国務院2007年6月3日公布、同日施行)

本方案は発展改革委員会が制定し、国務院が発行した。省エネ、環境保護等の問題をめぐる目標が具体化され、その目標実現を図るために要求を出した。主な内容は以下の通りである。1) 省エネ・排出削減指標達成状況を各地の経済社会発展総合評価システムに組入れ、政府指導者層に対する総合評価及び企業責任者に対する総合評価の重要な指標として位置づける。省レベル人民政府は毎年、国務院に対して省エネ・排出削減目標責任の履行状況を報告しなければならない。2) エネルギー使用重点企業に対して日頃の監督を強化し、政府関連部門との間で省エネ・排出削減目標責任書を締結した企業は、目標達成を保証しなければならず、省エネ・排出削減任務を達成しなかった企業に対しては、エネルギー監査及びクリーン生産検査を強制的に実施する。3) 規定に基づいて汚染排出削減設備を建設・運行しなかった企業に対しては、その企業名を公開し、期限付きで改正を命じ、悪意ある汚染排出行為に対しては重罰を科し、指導者及び直接責任者の責任を追及する。4) エネルギー消耗率及び汚染度の高い業界の過度に急速な発展を抑制する。建設工

事開始にあたっては「6つの必要条件（産業政策及び市場参入許可基準に合致、プロジェクト審査認可又は届出プロセスに合致、用地予備審査に合格、環境アセスメントに合格、省エネ評価審査及び与信要求に合致、安全及び都市計画等の規定及び要求に合致）」を満たすことを厳格に要求する。輸出還付税の調整、輸出関税の加算徴収、輸出配当額の削減、一部製品を加工貿易禁止品目に組入れる等の措置を継続運用することにより、エネルギー消費率及び汚染度の高い製品の輸出を制限する。電力価格の差別化を大幅に推進し、エネルギー消費率及び汚染度の高い製品の生産に使用される電力価格基準を引き上げる。エネルギー消費率及び汚染度の高い業界に対しては省エネ・排出削減にかかる専門的検査を実施し、各地における電力価格、土地価格、税費等の面でのエネルギー消費率及び汚染度の高い業界に対する優遇政策を見直す。5)『産業構造調整指導目録』を修正し、エネルギー消費が低く、汚染力の低い先進的な生産能力の発展を奨励する。6)水質汚染処理工事建設を加速し、火力発電所の二酸化硫黄処理を進める。7)エネルギー消費の高い製品についてエネルギー消費限度の強制的国家基準を研究、制定し、地域ごとに主なエネルギー消費製品及び大型公共建築エネルギー消費限度基準を研究、制定する。8)都市の汚水処理場及びゴミ処理施設の運行管理及び監督を強化する。（全45条）

三、中央行政部門レベル

5. 建設工事実地調査・設計企業資質管理規定

（建設部 2007年6月26日公布、2007年9月1日施行）

本規定は2001年7月公布・施行された『建設工事実地調査・設計企業資質管理規定』を基礎に、これを改正したものである。主な改正内容は以下のとおりである。1)建設工事実地調査・設計企業及び工事設計企業の分類。工事実地調査・設計資質を、工事実地調査・設計総合資質、工事実地調査・設計専門資質、工事実地調査・設計労務資質に分ける。工事実地調査・設計総合資質には甲級のみを設け、工事実地調査・設計専門資質には甲級、乙級を設け、工事性質及び技術特徴に基づき、一部専門資質には丙級を設け、工事実地調査・設計労務資質には等級を設けない（第5条）。工事設計資質については工事設計総合資質、工事設計業界資質、工事設計専門資質及び工事設計専項資質に分ける。工事設計総合資質には甲級のみを設け、工事設計業界資質、工事設計専門資質、工事設計専項資質には甲級、乙級を設ける（第6条）。2)工事実地調査・設計甲級資質、工事設計甲級資質を申請する場合、省レベル建設主管部門を通じて建設部に申請する（第8条）。3)年度検査制度及び連続2年にわたり資質年度検査に合格した場合に限り1つ上の資質等級への上昇を申請することができるという従来の規定を取り消すが、同時に建設主管部門に対し、企業に立ち入り検査をして関連資料を閲覧する権力を付与する（第22条）。4)資質を持つ職員による複数企業への名義貸与といった現象発生を防止するため、企業が資質を申請する際、関連人員の労働契約を提出するよう求める（第11条、第12条）。5)パートナー制企業も相応の資質を申請することができる（第11条）。6)資格証書を不法転売、レンタル、貸出す等の行為又はその他企業、個人が名義を借りて業務を請け負う行為を处罚の対象とする（第19条）。（全6章40条）

6. 建築企業資質管理規定

（建設部 2007年6月26日公布、2007年9月1日施行）

本規定は、2001年4月公布、2001年7月1日に施行された『建築業企業資質管理規定』に対する大幅な改正である。まず、建築企業資質を審査認可する関連部門について調整を

加えた。旧規定では、施工元請負序列特級及び一級企業並びに専門業務請負序列一級企業の資質については、建設部が審査認可し、施工元請負序列及び専門業務請負序列が2級以下の企業の資質については、省レベルの建設委員会が審査認可すると規定されていた。これに対して新規定では、国有企業及びその一級下に属する企業の施工元請負二級資質、三級資質についても同様に建設部が自ら審査認可するとした（第9条）。このように規定したのは、省レベルの建設部門が現地の国有企業の資質を審査認可する際に不当行為が発生しやすいというデメリットを解消するためであると考えられる。また、その他施工元請負、専門業務請負序列三級資質及び労務下請序列企業の資質についての審査認可権限を、市レベルの建設委員会に付与した。このほか、本規定では、毎年の年度検査制度及び連続3年にわたり年度検査に合格した場合に限り1つ上の資質等級への上昇を申請することができるという従来の規定を取り消し、資質証書の有効期限を5年間とした（第16条）。同時に、資質を持つ職員による複数企業への名義貸与といった現象発生を防止する目的から、企業が資質を申請する際には、当該人員と資質申請企業との間の労働関係を確認するために関連人員の養老保険証明の提示を求めている（第14条）。（全6章40条）

7. 工事監理企業資質管理規定

（建設部 2007年6月26日公布、2007年8月1日施行）

2007年5月21日公布の『工事監理企業資格基準』との一致を図るため、建設部は2001年8月に公布・施行された『工事監理企業資質管理規定』に対して相応の改正を行った。本規定は工事監理企業資質を総合資質、専門資質及び事務所資質の3つに大きく分類し、さらに専門資質を甲級と乙級（建物建築等資質には丙級を含む）に分けた（第6条）。従来の規定では工事建設企業資質を甲、乙、丙の3分類にとどまっていたが、本規定では、異なる種類及び異なる級別の企業が備えるべき条件について具体的に規定した。事務所資質を申請する企業に対する規定については特殊であり、最低登録資本の規定がなく、パートナー制採用を許可し、パートナーのうち3名以上が登録監理工事師であると同時に他の非資本要求を満たせばよいとされている（第7条）。このほか、本規定もまた年度検査制度を取り消し、資質証書の有効期限を5年とする一方で、建設主管部門に対し、企業に立ち入り検査をして関連資料を閲覧する権力も付与した（第20条）。（全6章34条）

8. 国有株主が上場会社に所持する持分を譲渡することについての管理暫定弁法

（国有資産監督管理委員会、証券監督管理委員会 2007年6月30日公布、2007年7月1日施行）

本規定は、株式区分・配置改革（上場会社中の国有非流通株式の流通化改革）後の国有企業が所持する上場会社持分の譲渡方式、定価原則、審査認可プロセス、協議締結、代金支払等に対して規範的要求を行い、なお且つ各当事者の責任を明確化した。国有上場会社の持分譲渡は現在のところ「協議譲渡」及び「無償割当」の2方式のみであるが、本弁法の規定により、上場会社の国有持分支配株主は許可を得るか又は届出を行った後、証券取引システムを通して（証券取引所にて公開取引）上場会社の持分を譲渡することができる（第8条、第9条）。しかし、譲渡可能な金額について、本弁法は現行規定に比べ更に厳格な制限を加えており、国有株主が持分譲渡する速度を遅らせ、証券市場の安定維持のために有利に働き、中小株主の利益を保護する狙いと思われる（第8条）。同時に、本弁法は持分の協議譲渡の価格設定方式についても明確な規定を行った。（全7章45条）

9. 障害者雇用促進についての税収優遇政策に関する通知

(財政部 国家税務総局 2007年6月15日公布、2007年7月1日施行)

本通知実施により、障害者の雇用促進についての新たな税収政策が実施された。本通知は、増增值税、企業所得税の優遇政策を享受できる企業、条件、雇用する障害者のタイプ及び税収優遇の内容等4つの面について新たな規定を行った。

まず、障害者を雇用する企業は以下の条件を満たした場合のみにおいて、相応する税収上の優遇措置を受けることができる(第5条)。1)障害者一人一人と1年以上の労働契約を締結し、且つ勤務させること。2)月平均で実際に雇用する障害者の従業員全体数に占める割合が25パーセントを超えること。3)障害者一人一人のために月ごとに満額の社会保険費を納付すること。4)支給賃金が現地の最低賃金基準を下回らないこと。5)障害者雇用のために必要となる基本的設備を備えていること。

上記条件を満たし、且つ認定を受けた後に、以下の税収優遇措置を享受することができる。1)増增值税について、企業が実際に雇用する障害者の人数に照らして、主管税務機関が限度額内で増增值税を還付する。このうち、障害者一人につき毎年還付される増增值税の金額は、企業所在地の最低賃金基準の6倍とするが、最高でも一人につき毎年3万5,000元を超えてはならない(第1条)。2)所得税について、企業所得税を計算する際に、障害者に実際に支給する賃金プラスこの支給額の100パーセントをコストから控除できるものとし、コストから控除できる限度額(一人あたり毎月1,600元)の制限を受けない。また、企業が規定に基づいて取得した増增值税還付又は営業税収入について、企業所得税を免除する(第2条)。

新しい企業所得税法は2008年1月に施行されるため、外商投資企業が本通知に規定される税収優遇政策を享受できるのは2008年1月1日以降となる(第11条)。(全13条)

10.輸入医療器械検査監督管理弁法

(国家品質監督検査検疫総局 2007年6月18日公布、2007年12月1日施行)

本弁法は主に医療器械輸入に関わる検査検疫措置を規範化した。本弁法は医療器械輸入企業を1から3類に類別し(第3条)、同時に輸入する医療器械製品をハイリスク、ややハイリスク及び一般的リスクの3リスク等級に分類した(第11条)。類別の異なる企業が等級の異なる医療器械を輸入する場合には、相応する受入主管部門(国家品質検査総局が各地に設けた出入国検査検疫機構)の現場検査検疫と監督検査検疫を必要とする。据付、試運転をしたうえで検査検疫を行う必要のある輸入医療器械については、検査検疫申請する際に使用場所を明確に示し、使用場所を管轄する検査検疫機構により検査検疫を受けなければならない(第21条)。輸入医療器械が検査検疫に合格した場合、検査検疫機構は輸入企業に対して『入国貨物検査検疫証明』を発行する(第25条)。このほか、本弁法は医療企業のリスク事前警報措置とスピーディな対応に必要な措置を規定した。また、動物に使用される輸入医療器械についても本弁法に照らして執行する(第47条)。(全8章50条)

11.コールローン管理弁法

(人民銀行 2007年6月8日公布、2007年8月6日施行)

本弁法はコールローン管理政策を調整し、従来の10種類から16種類に増やし、信託会社、金融資産管理会社、金融リース会社、自動車金融会社、保険会社、保険資産管理会社など6種類のノンバンクを初めてコールローン市場参入申請人の範囲に組入れた(第6条)。しかし、借入コールローン資金の最長期限についてはそれぞれに異なる制限が加えられており、例えば金融資産管理会社、金融リース会社、自動車金融会社、保険会社の借

入コールローン資金の最長期限は3ヵ月であるが、企業集団財務会社、信託会社、証券会社、保険資産管理会社の借入コールローン資金の最長期限はわずか7日であり、その他の金融機構は1年間とされている(第23条)。本弁法実施により信託会社がコールローン市場参入申請人の範囲に組入れられたとは言っても、7日という借入コールローン期限は過度に短いため、コールローン取引に対する信託会社の需要を満たすことは難しく、金融リース会社等の機構と比べ、信託会社は依然として競争力に劣ることになる。(全8章54条)

12. 港湾エイズ防止管理弁法

(国家質量検驗検疫総局 2007年6月28日公布、2007年12月1日施行)

本弁法は2006年に公布・施行された『エイズ防止条例』に基づき、エイズの港湾検疫、港湾監査測定、感染報告及びコントロール、保障措置及び法律責任を新たに規定した。国外に1年以上居住する中国国民は、入国時に検査検疫機構が設ける港湾エイズ監査測定窓口にて健康診断を受けるか、又はエイズ検査申請書を受領し、1ヵ月以内に港湾検査検疫機構又は県級以上の病院で健康診断を受けなければならない(第9条)。この点については1989年に公布・施行された『中華人民共和国国境衛生検疫法実施細則』の規定と同じであるが、同弁法では更に、中国国内での居住を申請する外国人について、検査検疫機構にて健康診断を受け、検査検疫機構発行のエイズ検査結果を含む有効な健康診断書を証憑として公安機関にて居住手続きをしなければならないと規定(第11条)しており、この点は注目に値する。(全7章28条)

13. 薬品登録管理弁法

(国家食品薬品監督管理局 2007年7月10日公布、2007年10月1日施行)

本弁法は、2005年公布の『薬品登録管理弁法』に対する大幅な改正である。薬品監督、とりわけ新薬の審査認可・市場販売を巡り重大な腐敗問題が存在し、先頃関係者が刑事処罰及び行政処罰を受けたのが背景と思われる。このため、『薬品登録管理弁法』の改正を契機に薬品登録及び審査認可手続きを更に規範化することで、腐敗現象を根絶しようという薬品監督当局のねらいが伺える。

今回の改正では、真実性に対する確認検査が特に重視されており、申請資料及びサンプルの真実性、科学性及び規範性を制度面から保証し、薬品研究開発及び登録申請を巡る偽造行為を厳しく調査し、取り締まることにより、薬品の安全性を根本的に保証したい考えである。重点として以下の3つが挙げられている。1) 資料の真実性確認調査及び生産現場に対する検査を強化し、資料の偽造を防止する(第16条)。2) 抜き取ったサンプルを検査する際、薬品自体が合格であるか否かを検査するのみならず、薬品生産過程が合格であるか否かを検査し(第62条、第63条)、サンプルの真実性及びサンプルとしての適正を保証する。3) 新薬生産申請における技術審査評価及び再検査のプロセスを調整し、市場販売される薬品と審査評価を受けた薬品の一致性を図る(第58条、第59条)。薬品の市場販売を厳しく管理するほか、本弁法では更に監督管理資源の整合を強調し、国家食品薬品監督管理局の機能を委託方式にて省局に付与して行使すること明確化し(第172条)、権力一極集中を避け、複数部門の参与による各部門間の相互協力及び相互牽制・監督メカニズムの確立を図った。また情報公開、責任追及などの制度を明確化し、薬品登録責任体系の健全化を狙う。(全15章177条)

14. 金融機関によるテロ活動への資金調達の嫌疑がある取引についての報告に関する管

理弁法

(中国人民銀行 2007年6月11日公布、同日施行)

本弁法では、金融機関が顧客、資金、取引又は進行中の取引についてテロリズム、テロ活動犯罪及びテロ組織、テロリスト、テロ活動への資金調達に従事する人物と関係があるとの疑念を持った場合には、資金の金額又は財産価値の大小にかかわらず、テロ活動への資金調達の嫌疑がある取引について報告しなければならない(第8条)とし、銀行、証券会社、保険会社、信託投資会社を含む中国国内の全ての金融機構に報告義務があると規定した(第3条)。テロ活動への資金調達の嫌疑があることを金融機構が発見した場合には、まず先に本部機構に報告し、その後10業務日内に中国反マネーローンダリング鑑定測定分析センターに報告・送付する(第7条)。本弁法はまた、テロ活動への資金調達の嫌疑のある取引について報告を必要とする7つのケースについて具体的に規定した(第8条)。(全14条)

15. 金融機関による顧客 ID 識別及び顧客 ID 資料保管及び取引記録保存に関する管理弁法

(中国人民銀行、銀行監督管理委員会、証券監督管理委員会、保険監督管理委員会 2007年6月21日公布、2007年8月1日施行)

2007年6月29日、中国は国際反マネーローンダリング金融作業部会(FATF)に加盟した。本弁法と前述の『金融機関によるテロ活動への資金調達の嫌疑がある取引についての報告に関する管理弁法』はいずれも中国が反マネーローンダリングのために新たに制定した法規として重要な位置づけを持つものである。本弁法の趣旨は、金融機関の顧客 ID の識別、顧客 ID 資料および取引記録の保存管理にあり、マネーローンダリング及びテロ活動への資金調達を防止することを主なねらいとしている。本弁法では、金融機構が自然人顧客に人民幣5万元以上、外貨1万米ドル以上の現金預入・引出業務を提供する場合、顧客の有効身分証又はその他証明書により本人確認をしなければならないと規定した(第8条)。金融機関における顧客 ID 情報資料の保存期間について本弁法は、業務関係終了の年又は一括取引記帳の年から起算して少なくとも5年間は保存しなければならず、取引記録は取引記帳の年から数えて少なくとも5年間は保存しなければならないと規定している(第29条)。証券会社、先物会社、ファンド会社およびその他ファンド販売業務に従事する機構が資金口座の開設、閉鎖、資金預入・引出、銀行カード登記等12項目の業務を行う場合についても、顧客の有効身分証を確認し、顧客 ID 基本情報を登記し、有効身分証の複製文書又は撮影印刷文書を留めなければならないとした(第11条)。(全5章35条)

16. 中央企業財務予算管理暫定弁法

(国资委 2007年5月25日公布、2007年6月25日施行)

本弁法の制定は、国有資産監督管理委員会(以下「国资委」とする)による国有資産への監督、法に基づく出資人の職責履行を強化するための重要措置である。本弁法では中央企業の財務管理レベル向上のため、中央級国有企业(国务院国有資産管理委員会が出資人職責を履行する企業)が予算編成し、国有資産管理部門に報告することを要求している。

本弁法は、総則、業務組織、財務予算編成、財務予算報告、財務予算執行及び監督、罰則及び附則の7部分から構成され、その主な内容は以下のとおりである。1)『会社法』及び『企業国有資産監督管理暫定条例』に基づき、中央級国有企业は、国资委に対して年度予算報告を報告・送付しなければならず、国资委は企業の財務予算編成、報告、執行状況等を監督する(第5条、第6条)。2)企業は戦略計画に則り、年度経営目標を科学的に予

測しなければならない（第12条）。3)国資委は企業財務予算について、董事会設立済み企業と董事会未設立企業の2ケースに分けて管理し、董事会未設立企業に対しては確認認可制を実施し、董事会設置済み企業に対しては届出制を実施する（第30条）。4)企業財務予算管理は収入、コスト、費用、利益、資金をその核心とし、投資融資、担保、資金、購入・販売等重大事項にかかる財務管理統制強化を確実に行わなければならない（第34条）。（全7章50条）

17. 中華人民共和国船舶査証管理規則

（交通部 2007年5月31日公布、2007年10月1日施行）

本規則は1993年に公布された船舶査証管理規則に対する大幅な改正である。本規則は船舶査証を一次査証と定期船舶査証に分け、一次査証を更に入港査証と出港査証に分けた。申請者は船舶到着前後24時間内に手続きを行わなければならないが、船舶到着前24時間内に既に到着地の海事管理機構に対して船舶状況を報告済みである場合には、入港査証の手続きを出港査証と併せて行うことができる（第5条）。定期船舶査証は主に固定水域の範囲を航行する船舶又は定期航路を航行する船舶に対して発行される（第15条）。定期船舶査証は短期と年度の2種類に分けられ、前者の有効期限は最長で3ヶ月を超える、後者は安全航行を守る信頼性の高い船舶のみに適用し、その有効期限は12ヶ月にわたる（第18条）。新規則では、客船及び危険貨物運搬船舶に対して許可されるのは、有効期限が1ヶ月を超えない短期定期船舶査証のみなので注意が必要である。また、本規則では初めて船舶査証の受理時間について具体的に規定し、海事機構による査証発行期限を、短期定期船舶査証は申請を受理した日より7業務日内、年度定期船舶査証は20業務日内とし、一次査証についてはその場で発行手続きを完了させなければならないと規定した。（第10条、第18条）。（全5章37条）

18. 一部の商品の輸出税還付率を下方調整することに関する財政部及び国家税务总局の通知

（財政部、国税総局 2007年6月19日公布、2007年7月1日施行）

本通知では、絶滅の危機に瀕した動植物及びそれらの製品、肥料、皮革、一部の木板及び使い捨て木製品、金属炭化物及び活性炭製品等の輸出還付税を取り消した。また、アパレル、家具、植物油、プラスチック、ゴム及びゴム製品、時計、玩具、鞄、紙製品の輸出税還付率を下方修正した。落花生の実、油絵、彫刻装飾板、切手等は輸出免税項目に改められた。（全4条）

19. 保険許可証管理弁法

（保険監督管理委員会 2007年6月22日公布、2007年9月1日施行）

本弁法は、中国保険監督管理委員会（以下「保監会」とする）が法により公開、公正、国民への便宜、効率重視の原則に則り、保険許可証監督管理制度を確立したものである（第3条）。保監会は保険許可証に対して級別に分けた管理を実施し（第7条）、保監会の出先機構は管轄地域にある保険会社及び保険資産管理会社の分支机构、保険仲介会社及びその分支机构、保険兼業代理機構保険許可証の送達及び交換を行う（第8条）。本弁法はさらに、保険許可証の記載事項についても規定し、保険許可証は中国保監会の捺印後に発効するとした（第9条）。ほか、保険類機構が全国統一番号制を実施し、機構番号永久制を実施するとした。なお、保険類機構が性質変更したり、地区を跨いで移転したり、又は法により終止した場合には、当該機構番号は自動的に廃止される（第10条）。（全32条）

20. 国外証券取引所駐中国代表機構管理弁法

(証券監督管理委員会 2007年5月12日公布、2007年7月1日施行)

本弁法は国外証券取引所駐中国代表機構の設立及びその業務活動を規範化し、その設立プロセス、提出資料、従事可能な活動について明確に規定した。本弁法の主な内容は以下のとおりである。1) 代表機構の審査認可及び監督機関を中国証券監督管理委員会(以下「証監会」とする)とすることを明確にした。2) 代表機構の職員における国内住民の占める比率は50パーセントを下回ってはならない(第20条)。3) 首席代表はその本部又は地区本部の職員がこれを兼任することはできず、中国国内における如何なる経営性機構においても任職することができない(第21条)。4) 代表機構及びその職員は、如何なる形式によつても広告宣伝を行うことはできず、如何なる形式によつても個人を対象とした推薦・仲介活動を行つてはならない(第23条)。5) 代表機構及びその職員が企業を対象とした大型推薦・仲介活動を組織・計画する場合、まず活動方案を証監会に報告・送付しなければならない。証監会が10業務日内に異議を提出しなかつた場合、これを実行できる(第24条)。(全6章40条)

21. 計量基準管理弁法

(国家品質監督検査総局 2007年6月6日公布、2007年7月10日施行)

本弁法は、中華人民共和国国内における計量基準の確立、保存、維持・保護、改造、使用及び廃止を規範化した。主な内容は以下のとおりである。1) 計量基準を制定する場合、相応する計量技術機構により国家品質検査総局に対して申請・送付することができる(第4条)。2) 国家品質検査総局は、計量技術機構が申請した計量基準に対する書面審査及び現場評価審査の実施と評価審査報告の発行について、専門家グループに委託してこれを行うことができる。(第8条)。審査に合格した場合、当該計量基準の制定申請を認可し、計量基準証書を発行したうえ、社会に公告する(第9条)。3) 計量基準を維持・保護する計量技術機構は、一定条件の充足を持続することを保証しなければならない(第10条)。4) 国家品質検査総局は、計量基準に対して定期的な再検査及び不定期的な監督検査を実施するものとし、再検査の周期は一般的に5年とする(第18条)。(全22条)

四、司法解釈レベル

22. 収賄事件の適用法律にかかる若干問題に関する意見

(最高人民法院 最高人民検察院 2007年7月8日公布、同日施行)

中国共産党中央紀律委員会は2007年6月、『職務上の便宜を利用して不当利益の取得を謀ることを厳格に禁止することに関する中国共産党中央紀律委員会の若干規定(以下「若干規定」とする』を公布し、国家機関職員の中の共産党員に対して様々な形式で賄賂を受け取ることを禁止する紀律要求を提出した。これについて、最高人民法院及び最高人民検察院は国家機関職員を対象として本司法解釈を公布した。本司法解釈は『若干規定』中に列挙された各種の「形を変えた賄賂」のケースを総合的に解釈し、具体的な認証基準について規定をした。これによると収賄と認定される可能性のあるケースとして以下のものがある。1) 市場価格より明らかに低い価格で不動産及び自動車などの高級商品を購入したり、市場価格より明らかに高い価格で高級商品を販売した場合(第1条)。2) 実際には出資していないのに、株主として利益配当を受けた場合(第2条)。3) 他人に委託して投資する名目で、実際には出資していないにもかかわらず利益を取得したか又は取得した利益

が得るべき収益を明らかに上回る場合(第3条)。4)特定関係者に仕事先を世話することを依頼者に要求するか又はこれを接受することを名目に、特定関係者が実際に勤務していないのにもかかわらず報酬を獲得した場合(第6条)。このほか、所有権の転移手続きをせず、借り受けた名義で長期間にわたり不動産や自動車等の物品を使用するか、又は離職後において物品を接受する行為もまた収賄と認定される可能性がある(第8条、第10条)。本司法解釈に対して、外商投資企業としては以下の2点を把握しておく必要があると思われる。1)本意見の対象は国家機関職員ではあるが、国家機関職員が収賄罪に問われた場合、もう一方は贈賄罪に問われる可能性もあるため、刑事責任を負うことになる。2)収賄罪を認定する場合、国家機関職員が職務上の便宜を利用して他者に対して利益を謀ることを前提とする。(全12条)

23.会計士事務所の会計監査業務における民事権利侵害賠償案件の審理に関する若干規定

(最高人民法院 2007年6月11日公布、2007年6月15日施行)

本司法解釈では、利害関係者(主として上場会社の投資者を指す)が、会計士事務所を合理的範囲で信頼した結果又は会計士事務所が発行した不実の報告を使用したことにより損失を受けた場合に、会計士事務所に対して賠償責任を請求できるとした。本司法解釈の主な内容は以下のとおりである。1)会計士事務所は会計監査を受けた企業と共に共同被告として、利害関係者から訴えを起こされる可能性がある(第3条)。2)会計監査過程で、悪意を以って会計監査を受ける企業と共謀して不実の報告を発行し、且つ利害関係者に損失をもたらした場合、会計士事務所は会計監査を受けた企業と共に連帯責任を負う(第5条)。3)会計士事務所が会計監査事務活動において、過失により不実の報告をし、且つ利害関係者に損失をもたらした場合、人民法院は過失の大小に照らして賠償責任を確定しなければならない(第6条)。4)会計士事務所に対しては、挙証責任の転換原則を適用する。つまり、会計士事務所が自らの会計監査事務活動において過ちが存在しないことを証明できる場合のみ、利害関係者の損失に対して賠償責任を負わないことができる(第7条)。(全13条)

五、地方レベル

24.北京市失業保険規定

(北京市人民政府 2007年6月14日公布、同日施行)

本規定は1999年に公布・施行された『北京市失業保険規定』に対する改正である。今回の改正で、労働者が失業後に享受する失業保険金の基準が調整された。改正前における失業保険金の支給基準は、本市最低賃金基準の70%乃至90%であったが、今回の改正では「本市最低賃金基準より低く、都市住民最低生活保障基準より高い」ことを原則に、本市の経済発展状況及び住民生活レベル等の要素を総合考慮し、市の労働保障行政部門が財政部門と共に市人民政府に提出して認可を受け、公布後に執行する(第19条)とされた。支給基準を設定することで、上昇を続ける最低賃金基準に伴い上昇傾向にあった失業保険金が福利厚生的な傾向を強めることを避け、失業者の再就職に対する消極性を打破し、再就職の促進に有利となることが期待されている。このほか、失業者の失業保険受領申請手続き期限を従来の40日から60日に調整(第16条)すると同時に、失業保険基金の支出範囲を拡大した(第10条)。また、本規定では、使用者(外商投資企業を含む)は農民契約制労働者についても同様に失業保険を納付しなければならないことを強調したことが

特筆される（第2条）（全6章40条）

制度情報

2007年8月～2007年9月の法令から

北京市大地法律事務所

(北京市大地法律事務所 海外部監修)

一、 全国人民代表大会レベル

1. 中華人民共和国独占禁止法

(全国人民代表大会常務委員会 2007年8月30日公布、2008年8月1日施行)

2007年8月30日、第10期全国人民代表大会常務委員会第29回会議にて採択された『中華人民共和国独占禁止法』。2008年8月1日からの正式実施が待たれる。一方、13年という歳月に渡り熟考されてきた『独占禁止法』ではあるが、なお曖昧な点が散見され、議論を呼んでいるのも現実である。

総則部分では、主に『独占禁止法』の適用範囲、独占行為の概念及び具体的な責任担当機関について規定している。また、禁止対象となる独占行為については、1)事業者による独占協定の締結 2)事業者による市場支配的地位の濫用 3)競争を排除・制限する効果を具備する又はその恐れのある事業者結合(第3条)の3点を規定しており、主に国際的定義を参考にしていることが伺える。

周知のとおり、中国において通信・交通・鉄道等の業界は、現在もなお特定組織による独占業界とされることから、現段階で独占を打破して競争を促進させるよう図ったとしても、その蓋を開けてみれば、現実的実態にそぐわない余りか、国家安全にまで影響しかねないことが懸念される。

また、本法では独占禁止業務に対して最終的な責任を負う機関として、国务院が設置する独占禁止委員会(第9条)と、国务院が規定する独占禁止法執行業務担当機関(以下「独占禁止法執行機関」とする)(第10条)による「二層構造」の採用を規定した。本法の公布・実施後は、独占禁止法律執行機関について迅速な明確化が求められるのみならず、独占禁止全体の監督管理と業界ごとの監督管理の整合性も解決すべき問題かと思われる。即ち、現行の『電力法』、『保険法』、『銀行法』、『鉄道法』といった業界監督管理関連法は、その全てが独占禁止の内容を具備することから、特定業界の監督管理に対して『独占禁止法』又は各業界の監督管理法のどちらを執行するかは、政府が解決を迫られる問題の1つであると言えよう。

『独占禁止法』第二章では、主に独占協定の定義と免除条件について規定している。先ず、独占協定の判断要因として、1)商品価格の固定、維持又は変更(価格制限カルテル) 2)商品の生産量又は販売量の制限(数量制限カルテル) 3)販売市場又は原材料調達市場の分割(取引先制限カルテル・市場分割カルテル) 4)新技術、新設備の制限又は新技術、新製品の開発制限 5)共同取引拒否(共同ボイコット)を含む協定を事業者が締結した場合は、独占協定と見なすことを規定している(第13条)。この他に、事業者が取引相手と、第三者への転売商品価格を固定すること、並びに第三者への転売商品の最低価格を制限することも独占協定の締結と見なされる可能性がある(第14条)。

その一方で、独占協定締結の禁止対象としない適用除外条項(第15条)も規定している。しかしながら、このような規定は、原則的な方向性をたどる傾向にあり、適用除外範疇の理解が困難になることが考えられる。また、独占協定の具体的な認定基準がなければ、その認定時に独占禁止法律執行機構に非常に大きな自由裁量権が与えられることは必至であり、外国投資者は注意が必要である。

市場支配的地位の濫用及び事業者結合は、独占協定と比べると、外国投資者との関連性がより緊密になる。本法は市場支配的地位の濫用行為について(1)正当な理由なきコスト割れ価格での商品販売(不当廉売)2)正当な理由なき取引相手との取引実施の拒否(取引拒絶)3)正当な理由なき抱合せ販売(抱き合せ販売)又は取引時における不合理なその他取引条件の付加(排他条件付き取引)4)同等条件の取引相手に対する取引価格等における取引条件上の正当な理由なき差別的待遇(差別対価)等を列挙して禁止した。(第17条)また、事業者が市場支配的地位を具備しているか否かについては、どのように認定されるかについて依然として疑問点が多い。

『独占禁止法』では、「事業者結合」の定義として、1)事業者の合弁(企業結合)2)事業者による株式又は資産の取得を通じたその他事業者の支配権の取得(会社の株式保有)3)事業者による契約等の方法によるその他事業者の支配権の取得、又はその他事業者に対する決定的影響の付与について規定している(第20条)。さらには、一定基準を満たす事業者結合については、事業者による独占禁止法執行機関への事前申請を義務づけており、これを申請しなかった場合は、その結合が禁止されることも規定した(第21条)。しかしながら、一方では事業者結合の具体的な申告基準は本法では規定せず、国務院が別途規定するよう定めていることから、現段階では依然として不明確である。これについては、中国国内の内資企業間における合併時に注意が必要なだけでなく、外国投資者によるM&Aも、当該申請手続きに及ぶ可能性があることにご留意いただきたい。また、域外での合併時における申告基準は、本法では明確にされていないことから、本法実施後に、域外合併における申告基準が公布されることが予想される。

更に、本法では、外国投資者が国内企業に対する買収・合併又はその他の方法での企業結合に参与し、それが国家安全に関わる場合、本法の規定に基づき事業者結合を審査する以外に、国の関連規定に照らして国家安全審査を実施するよう規定している(第31条)。

行政独占は、中国特有の国情に基づいた現象であることから、『独占禁止法』の制定過程においても、国内外の広く注目が寄せられた。これに伴い、本法第五章では行政独占について類型別に禁止性規定を設けている。

第六章では、独占行為の嫌疑に対して、如何なる組織及び個人も独占禁止法執行機関へ告発する権利を有すことについて規定する(第38条)と同時に、一定措置を講じて当該嫌疑を調査し得るよう独占禁止法執行機関に対して授権している(第39条)。

第七章の法律責任では、独占協定・市場支配的地位の濫用・事業者結合等の独占行為に対しては、独占禁止法執行機関が違法行為を停止するよう命じること及び違法所得を没収することについて規定しており、その罰金額も規定された。また、罰金額を見てみると、その最高金額は当該事業者の年間売上高の10%にまで到達することから、相当厳しく規定されたことが伺えるのではないだろうか。現段階では、多数の認定基準が未だ不明確であることから、これに起因する企業の法的リスクは甚大と言えよう。

その他『独占禁止法』の救済措置としては、事業者結合の決定に不服とする場合の「不服申立ての前置き措置」を採用するよう要求する以外に、その他の決定を不服とする場合は、行政不服申立て又は行政訴訟の提起により、救済措置を得られること(第53条)を規定した。(全8章57条)

2. 中華人民共和国就業促進法

(全国人民代表大会常務委員会 2007年8月30日公布、2008年1月1日施行)

労働者の就業に密接に関わる法律として、『就業促進法』はこれまでに3回の審議を経て修正が加えられた結果、終に公布となった。本法の立法趣旨は、就業差別を禁止し、困

難を抱える社会的弱者を扶助し、就業サービス及び管理についての規範作りをし、労働者が公平な就業機会を得られる環境作りをすることがある。

本法では、労働者の就業に際し、民族、人種、性別、宗教信仰等の違いによる差別をしてはならないと規定すると同時に、より良い就業環境を整えるため、国は労働密集型産業、サービス業の発展を奨励し、中小企業を扶助し、様々なルートと様々な方式で雇用拡大を図った。同時に、国は企業による雇用拡大を奨励し、失業者及び身体障害者の就業を扶助するため、国の規定する条件に合致する再雇用失業者の人数が基準に達した企業、失業者が設立した中小企業、雇用した身体障害者の人数が基準比率（全従業員に占める比率）に達したか又は身体障害者を主に雇用する企業、個人経営者が国の規定する条件に合致した失業人員であるケースについて税制上の優遇措置を講じるとした。また、女性が男性と平等に労働権利を享受できるよう、使用者が女子従業員を採用する際、労働契約に婚姻や出産を制限する規定を設けてはならないとしている。また、企業の従業員募集にあたり、身体障害者を差別してはならず、伝染病感染者であることを理由に採用を拒否してはならないとした。さらに本法では、公共就業サービス機構が提供すべき就業政策、法律コンサルタント、採用情報、賃金指導価格情報及び職業訓練情報、就業指導及び職業紹介等を含む6種類のサービス内容を規範化した。外商投資企業は、実際の雇用において雇用差別が発生しないように注意を払うと同時に、本規定に基づき失業者や身体障害者を雇用し税収上の優遇措置を受けられるようすることも考慮できる。（全9章69条）

3. 中華人民共和国都市不動産管理法（改正）

（全国人民代表大会常務委員会 2007年8月30日公布、2007年8月30日施行）

第1章「総則」に1条加え第6条とし、「国有土地上にある事業者及び個人の家屋の収用や徵用に伴う撤去に対する補償に関する行政法規の制定を國務院に授權する。」と新たに規定した。『物権法』では、「公共の利益のために収用する必要がある都市・鎮の国有土地上にある事業者及び個人の家屋について、法律により規定する。」と規定されているが、現在のところ、都市・鎮の国有土地上にある単位及び個人の家屋の収用及び撤去についての権限とそのプロセスを規定する法律がなく、現行の『都市家屋撤去管理条例』（國務院が2001年に公布）と、今年10月1日より施行される『物権法』との間には一部一致しない点も存在するため、これを解消するために、今回の改正が行われた模様である。（全7章73条）

4. 中華人民共和国突発性事件対応法

（全国人民代表大会常務委員会 2007年8月30日公布、2007年11月1日施行）

本法は、突発性事件の防止及び応急準備、監査測定及び警報発布、応急処置及び救援、事後の復旧措置及び再建等について系統的に規定した。如何なる組織及び個人も、突発性事件の事態の進展又は応急処置に関する虚偽の情報を捏造し、散布してはならないと規定するとともに相應する罰則規定を設け、事前警報が可能な自然災害、事故災難及び公共衛生事件に対する警報レベルを、突発性事件の緊急程度、事態の進展及び予想される危害の程度に照らして、一級、二級、三級及び四級に分け、それぞれ赤、橙、黄及び青で標示し、一級を最高レベルとし、各レベルごとに警報発布時に講じるべき措置を規定した。また、突発性事件発生後、関連政府部門は被害者の救助及び治療を行い、分散、撤退させるとともに、危険発生原因を迅速にコントロールし、危険区域を明確に標示し、危険箇所を封鎖し、警戒地域を指定し、損傷を受けたインフラ等の応急修理を行わなければならないとした。（全7章70条）

5. 中華人民共和国動物防疫法（改正）

（全国人民代表大会常務委員会 2007年8月30日公布、2008年1月1日施行）

今回改正された『動物防疫法』は全10章84条からなり、現行の『動物防疫法』に新たに3章26条が追加され、大部分の条項が改正された。免疫、検疫、疫病発生の報告及び処理等に関する制度の修正、補足及び充実化に重点が置かれ、新たな疫病発生リスク評価、疫病発生警報、疫病認定、規定動物疫病のない地区の建設、政府による獣医管理、動物防疫保障メカニズム等の内容等が新たに加えられた。本法施行後、中国における動物防疫管理に大きな影響が及ぶものとして注目される。

また、動物疫病予防に関して、強制的免疫制度、疫病発生に対する監査測定及び警報制度を整え、動物疫病区域化管理制度を制定し、疫病防止効果を高め、疫病の発生と流行を最小限度に抑えるとしている。同時に、動物疫病発生報告、認定及び発布に対して新たな要求を課し、動物疫病発生報告、認定制度を確立してこれを充実させるとともに、動物疫病発生報告の主体者、疫病発生認定プロセスを明確化し、動物疫病発生状況公布制度を確立した。

このほか、法律の全面的かつ正確な執行を実現するため、新『動物防疫法』は、政府主管部門の責任を強化し、責任追及の関連規定を細分化するとともに、動物の飼い主及び経営者の責任を明確に規定し、違法行為に対する罰則規定を強化した。（全10章84条）

二、国務院レベル

1. 不動産管理条例（改正）

（国務院 2007年8月26日公布、2007年10月1日施行）

『不動産管理条例』が施行から4年を迎えたのを期に、国務院はこれに対する改正を行った。今回の改正では、オーナー大会の指導部門を明確化し、省レベル政府部門による第一回オーナー大会における不動産オーナーの投票権に関する規定を削除し、不動産オーナーの共同決定事項及びメンテナンス資金等の事項についての決定方法及びオーナー大会の決定を取消した場合における不動産オーナーに対する告知義務を追加した。

特に、建物メンテナンス資金、建替え、建て直し等については、『物権法』第76条の規定と一致を図り、占有面積が建物総面積の3分の2以上を占める不動産オーナーの同意がなければならないことを規定した。また、不動産オーナー委員会の決定が不動産オーナーの合法的権益を侵害する場合には、侵害を被った不動産オーナーは人民法院に対して、その決定の取消を求める訴えを起こすことができるとした。

更に、「不動産管理企業」を「不動産サービス企業」、「不動産所有者公約」を「管理規約」、「不動産所有者臨時公約」を「臨時管理規約」とそれぞれ改めた。新たな『不動産管理条例』は、『物権法』の関連規定に照らして改正され、かつ『物権法』と同時施行されることから、本法の施行は、不動産サービス企業に対して影響を及ぼすものと見られる。（全7章70条）

2. 預貯金利子に対する個人所得税徴収の実施弁法（改正）

（国務院 2007年7月20日公布、2007年8月15日施行）

本法の改正により、利息税の適用税率がこれまでの20%から5%に下げられ、利息税政策調整の前後において如何に個人所得税を徴収するか、それぞれ規定した。本法の規定によれば、これまで15%、10%、7.5%の協定税率が適用されていた外国籍納税者が中国国内

貯蓄機関に有する預貯金については、2007年8月15日以降に発生した利息による所得に対しては、5%の税率を適用して個人所得税を徴収するとされた。（全15条）

三、中央行政部門レベル

1. 建設工事実地調査設計資質管理規定実施意見

（建設部 2007年8月21日公布、2007年8月21日施行）

本実施意見は、今年6月に公布された『建設工事実地調査設計資質管理規定』及び今年3月に公布された『工事設計資質基準』に基づいて制定されたものである。主な内容として以下の4点が挙げられる。1) 資質申請条件の明確化。まず、資質申請の主体条件を明確化するとともに、資質審査認可部門が外商投資企業（新設、制度改革、再編、合併、買収等を含む）による建設工事実地調査資質の申請を受理しないことを強調したほか、従事可能な業務範囲及び資質のグレードアップ等について規定した。2) 申請資料の明確化。初回の資質申請、資質グレードアップ、資質項目追加及び総合資質申請等のケースに応じた提出必要資料等について明確に規定した。3) 資質審査の受理プロセスの明確化。各種資質の審査を細分化した。4) 資質証書、過渡期及び監督管理等について明確に規定した。（全46条）

2. 工事監理企業資質管理規定実施意見

（建設部 2007年7月31日公布、2007年7月31日施行）

本実施意見は、今年6月に公布された『工事監理企業資質管理規定』に基づいて制定されたものである。主な内容として以下の5点が挙げられる。1) 工事監理企業資質の申請条件を明確化し、『企業法人営業許可証』を取得した企業は、総合資質及び専門資質のみを申請でき、『組合企業営業許可証』を取得した企業は、事務所資質のみを申請できるとした。2) 工事監理企業資質申請時に提出が必要となる申請資料を細分化して規定し、異なる資質を申請する場合の提出必要資料を明示した。3) 資質審査の受理プロセスを明確化し、省レベルの建設主管部門に授権し、当該部門が現地の実状に照らして、資質の具体的実施方法を制定できるようにした。4) 過渡期について、本実施意見では『工事管理企業資質管理規定』に基づき、2007年8月1日より2年間の過渡期を設定した。5) 資質証書、監督管理及び関連事項について明確に規定した。（全37条）

3. 中央備蓄肉管理弁法

（商務部、財政部 2007年8月13日公布、2007年9月15日施行）

重大な自然災害、公衆衛生を脅かす事件、動物疫病発生又はその他突発性事件に起因する市場の異常動向に対処するため、商務部と財政部は本弁法を公布し、肉類製品の備蓄を規定した。まず、本弁法では、2部門の職責を明確に分け、備蓄肉の行政管理を商務部が、備蓄肉の財政財務管理を財政部が担当するとした。商務部は備蓄肉の備蓄請負企業及び加工企業に対して、資質審査及び臨機応変な管理制度を実施すると同時に、相応する資質上の要求を明確化した。備蓄請負企業に対する要求として、みだりに備蓄肉を他に流用してはならず、備蓄肉を抵当に入れたり、担保設定したり若しくは債務の償還に充ててはならないこと、定期的に備蓄肉を交換しなければならず、冷凍豚肉は年間3サイクルで備蓄し、1サイクルを4ヵ月前後とすること、冷凍牛肉及び冷凍羊肉は原則的に交換せず1回の備蓄期間を8ヵ月前後とすること、家畜については、年間3サイクルで備蓄し、1サイクルを4ヵ月前後とすること等を規定した。（全11章55条）

4. 台帳保証金納付方式公告

(商務部、税関総署、銀行監督管理委員会 2007年9月5日公布、2007年9月5日施行)

本公告では、加工貿易企業が現金、支払保証状等様々な方式で台帳保証金を納付することを許可すると規定した。保証金納付の具体的な操作方法は、従来どおり、『加工貿易企業による多様な方式での保証金納付に関する実施方法』及び『加工貿易輸入材料・部品保証金台帳「実質的移転」連絡協力方法に関する中国銀行、税関総署の実施細則』等の現行関連規定に従い執行する。本公告の背景は、今年7月23日、商務部及び税関総署が第44号公告を発布し、東部地区の企業が制限類商品の加工貿易に従事する場合、銀行保証金台帳の実転(保証金を積み立てること)管理を実行すると規定したことにある。所謂「実転」とは、加工貿易企業が輸入材料・部品の関税及び輸入段階税を税関が中国銀行に開設した指定口座に振込むことを指す。企業が規定の期限内に加工輸出を行いつつ消込を行った後、中国銀行が税関発行の台帳をもとに通知書を消込み、返還手続きを行い、普通口座の預金利子に照らして利息を計算し支払うとした。銀行保証金台帳の実転を実行すると、企業の財務負担が増大し、企業の資金繰りメカニズムが破綻する恐れさえあるとの声が加工貿易従事企業から上がったことを受け、企業の財務負担を緩和するため、三部門により本公告を制定したものである。

5. 食品リコール管理規定

(国家品質管理監督検疫総局 2007年8月27日公布、2007年8月27日施行)

本規定は、食品生産者を食品の安全責任者として明確に規定し、食品生産者は自らが生産加工した危険食品に対する責任を負うとした。また、食品リコールを3レベルに分け、1級を最高級別とし、食品汚染若しくは食品を原因とする疾病等を既に誘発して人体の健康に対して重大な危害を与えた場合、死亡に至らしめる場合、若しくはそのおそれがある場合又は流通範囲が広く、社会的影響が大きい危険食品について、食品生産者は24時間以内に販売者に対して販売停止を通知するとともに、消費者に対して消費しないよう通知しなければならないとした。食品リコールには、自発的リコールとリコール命令があるが、食品生産者は自らが加工・製造する食品に安全上の問題があることを確認した場合には、自発的リコールを行うとともに遅延なくリコール計画を制定し、これを所在地の省レベル品質監督部門に届け出ることが義務付けられた。また、本規定は、食品安全問題の発生後に食品生産者がリコールを実施したとしても、法により負担すべきその他の法律責任を免除されるわけではない点を強調しているが、食品生産者が自発的リコールを実施した場合には、法により処罰を軽減することもできるとしている。食品業に従事する外資投資企業は本法に十分に注意し、どのような状況において食品リコールが必要となるのかを把握し、対応策を講じておく必要がある。(全5章45条)

6. 幼児玩具リコール管理規定

(国家品質管理監督検疫総局 2007年8月27日公布、2007年8月27日施行)

本規定は、幼児玩具の欠陥によって引き起こされる可能性のある損害を予防・消去し、幼児の健康と安全を保証することを目的とする。幼児玩具のリコールには、自発的リコールとリコール命令があるが、生産者が幼児玩具に欠陥が存在することを確認した場合、ただちに欠陥の存在する幼児玩具の生産販売を停止し、社会全体に欠陥玩具に関する情報を公布しなければならない。幼児玩具に欠陥が存在することが確認され、生産者が自動的にリコールすべき状況においてリコールしない場合、又は国の監督サンプル調査において幼

児玩具に欠陥が存在することが確認され、健康及び生命に損害をもたらす可能性がある場合、国家品質監督・検査・検疫総局は生産者に対してリコール命令を出すか若しくは公告するとともに、所在地の省レベル品質技術監督部門に通知して、法により相応の措置を講じるよう規定した。リコールに異議がある場合、生産者は省レベル以上の品質技術監督部門に対して状況を説明したうえ、異議申立てをすることができる。（全6章48条）

7. 食品表示管理規定

（国家品質管理監督検疫総局 2007年8月27日公布、2008年9月1日施行）

本規定は、現行の食品表示標識に関する規定及び関連基準を基礎に、中国の現状と照らし合わせ、食品表示監督管理規定に対する補足を行ったもので、主に表示内容及び表示形式について規範化し、中国国内で生産（パッケージ化を含む）、販売される食品に適用される。また、当該規定は食品の産地、パッケージ加工者、注意書き、最小個別パッケージ等の表示標識に対する要求を規定し、食品表示に書き入れてはならない内容及び生産経営者が行ってはならない事項を明確に規定し、品質に対する食品生産経営者の安全責任規定を強化した。さらに食品表示には、食品名称、産地、生産者の名称及び住所、生産日と品質保証期限を明記することを明確に義務付けている。食品表示の表示スタイルについて、食品表示は食品又はそのパッケージと分離してはならず、最小個別パッケージの食品若しくはそのパッケージ上に直接表示しなければならないとしている。（全5章42条）

8. 化粧品表示管理規定

（国家品質管理監督検疫総局 2007年8月27日公布、2008年9月1日施行）

昨今、化粧品表示における、化粧品効果の誇大表示や虚偽宣伝が見受けられ、その対策として表示を規範化するため、国家品質監督・検査・検疫総局により本規定が制定された。本規定は、化粧品を「人体（皮膚、毛髪、手足の爪、唇や歯等）に使用し、清潔化、ケア、美化、装飾及び見た目を変え、消臭したり香り付けをし、良好な状態を保つことを目的とした製品」として定義付けた。化粧品表示中の名称は、商標名、通用名、属性名の3つにより構成するとともに、化粧品の生産加工地、生産者の名称及び住所、製造年月日及び使用期限、成分及び生産許可証表示及び生産許可番号等の表示を義務付けた。化粧品効果の誇大表示や虚偽宣伝、同類製品に対するバッシング、医療的な治療効果があるかのように明示若しくは暗示するような内容を禁止し、化粧品表示は化粧品パッケージ（容器）と分離してはならず、明瞭な表示が長期間保たれるようにしなければならないと規定した。（全5章38条）

9. 水生動物の輸出安全にかかる検疫検査監督管理弁法

（国家品質管理監督検疫総局 2007年8月27日公布、2007年10月1日施行）

本弁法に基づき、国家品質監督・検査・検疫総局は輸出する水生動物の養殖場、中間養殖場に対して登録制度を実施し、登録する養殖場及び中間養殖場に対し、衛生的な環境、養殖、包装、防疫、飼料及び薬物保管等の施設、設備及び材料を揃え、専門的知識を持つ技術スタッフと相応の面積の保有等の条件を具備することを要求した。同時に登録に必要となる資料及び審査、決定事項を明確にし、検査検疫機構は、管轄区内の登録養殖場及び中間養殖場の環境衛生、疫病防止、繁殖、養殖、薬物使用等について日常的な監督管理を行うとした。本弁法に違反した場合、検疫検査機構は処罰を科し、事案が重大である場合には、登録証書を抹消する可能性もある。（全6章49条）

10. 輸出入商品の数量重量に関する検査鑑定管理弁法

(国家品質管理監督検疫総局 2007年8月27日公布、2007年10月1日施行)

本規定と1993年に公布された『輸出入商品重量鑑定管理弁法』(以下「原弁法」とする。)を比較すると、本規定では、輸出入商品の数量検査と重量検査の関連性及び具体的な処理方法を明確化したこと、輸出入検査検疫機構と国内の荷受人、発送人及び代理人の責任を明確化したこと、検査検疫機構による検査検疫の実施過程において企業が負担すべき義務を明確化したこと、数量、重量の検査検疫鑑定の実施及び管理における入国検査検疫機構とその他検査検疫機構の関連性を明確化したこと、『商業検査法』及びその実施条例中の各条項で規定される輸出入検査検疫機構による検査検疫、検証において実施が必要となる数量、重量検査検疫の範囲を明確化したこと、また、「法律責任」について特別に章を設けたことが特筆される。本規定では、依然として具体的な検査検疫鑑定技術について詳細に規定しておらず、この部分についても今後規定されるものと見られるので、注目したい。(全6章37条)

11. 特許申請行為の規範化に関する若干規定

(国家知的財産局 2007年8月27日公布、2007年10月1日施行)

本規定は、不正当手段による特許申請行為が現実に存在することを受けて、国家知的財産権局がこれを制定し、主に、同一事業者又は個人が、明らかに内容の類似する特許申請を複数件提出したり、或いは明らかに内容の類似する特許申請を他者に複数件提出せたりする行為に対して規定するなど、不正当手段による特許申請行為に対しては、国家知的財産権局は事案の重大性に鑑みて、特許費用を軽減しないことを決定し、既に軽減している場合には、全部若しくは一部を追徴し、国家知的財産権局の公式ホームページ及び『中国知的財産権報』上に公開する等の措置を講じることができるとした。(全7条)

12. 企業所得税徴収の納税所得率の調整・確定に関する通知

(国家税務総局 2007年8月30日公布、2007年1月1日施行)

本通知は、2000年に公布された『「企業所得税徴収確定暫定弁法』の公布に関する国家税務局の通知』(以下「暫定弁法」とする。)に規定された納税すべき所得率の基準に以下のようないくつかの調整を加えたものである。納税すべき所得率を従来の5業界から8業界に増やし、農林牧畜業、漁業、製造業、卸売業及び小売貿易業を細分化し、納税すべき所得率の基準を全体的に引き下げた。その中で、交通運輸業は従来7%から20%であったものを7%から15%に、建築業は10%から20%であったものを8%から20%に、飲食業は10%から25%であったものを8%から25%に、娯楽業は20%から40%であったものを15%から30%に調整したほか、細分化された農林牧畜業を3%から10%、製造業を5%から15%、卸売及び小売貿易業を4%から15%、その他業界を10%から30%と規定した。本通知は今年1月1日より施行されているので、注意が必要である。しかし、『企業所得税法』の実施細則が依然として公布されていないことから、多くの外商投資企業も不安を抱いているに違いない。(全4条)

13. 保税監督管理区域における外貨管理弁法

(国家外貨管理局 2007年8月15日公布、2007年10月1日施行)

本弁法は、保税区、輸出加工区、保税物流园区、保税物流センター、保税港、総合保税区、国境を越えた工業園区等異なる保税監督管理区域にそれぞれ適用されている現行の外貨管理政策を統一した点について注目すべきである。本弁法の主な内容としては、まず、

区内企業と中国国内の区外企業が取引する場合には、消込み手続きを行う必要がないこと、区内企業と中国国内の区外企業間の取引において人民元又は外貨を以って計算できること等区内における外貨管理政策の優勢を保持した。次に、区内企業は中国国内の区外企業の外貨管理規定に照らして、外貨口座を開設、使用及び閉鎖することができること、区内企業の外貨口座を外貨口座管理情報システムに組入れて統一管理すること等、区内外政策の一部を統一した。さらに、区内企業が海外へ代金を支払う場合、輸入支払い消込みをする必要をなくす等、審査確認に必要となる提出資料についての要求を簡素化した。本弁法実施の日より、『保税物流园区における外貨管理の問題に関する国家外貨管理局の通知』等7つの文書が同時に廃止されているので、外資系企業も注意が必要であろう。（全19条）

・

14. 中国銀行業監督管理委員会非銀行金融機構行政許可事項実施弁法

（中国銀行業監督管理委員会 2007年8月3日公布、2007年6月15日施行）

本弁法は、非銀行金融機構の範囲を、銀行監督管理委員会より設立認可を受けた信託会社、企業集団財務公司、金融リース会社、自動車金融会社、マネーマネジメント会社、国外の非銀行金融機構行以外の金融機構が中国に設立した代表処等の機構とした。銀行監督管理委員会及びその派出機構は、銀行以外の金融機構の設立、変更、終了、業務範囲の調整及び業務品種の増加、董事及び高級管理職員の任職資格等行政許可事項について責任を負うとした。同時に、非銀行金融機構の設立、変更、終了、業務範囲の調整及び業務品種の増加、董事及び高級管理職員の任職資格等行政許可事項について必要とされる条件及び関連手続きを明確に規定した。（全7章143条）

15. 社債発行の試験的実施に関する弁法

（中国証券監督管理委員会 2007年8月14日公布、2007年8月14日施行）

本法は、社債の発行を規範化するため、証券監督管理委員会により制定された。本弁法ではまず、社債の発行条件について規範化をし、社債を発行する会社の生産経営、内部統制制度は、一定の条件を満たしており、会社の与信状況が良であるよう要求し、申請文書に虚偽の記載がある等のケースについては、社債を発行してはならないと規定した。社債の発行プロセスについては、株主大会で決議し、推薦者により推薦し、中国証券監督管理委員会に申告することを規定したほか、社債の発行にあたっては、審査許可の申請を1度行い、複数回に分けて発行することができるとした。また、証券監督管理委員会が社債発行を許可した日から6ヶ月以内に初回の社債発行を行い、残りは24ヶ月以内に発行終了しなければならず、初回発行数量は発行総数の50%を下回ってはならず、残りについては、1回ごとの発行数量を会社が自己決定できるとした。社債権者の権益を保護するため、社債発行会社は社債権者のために、社債受託管理人を招聘するとともに社債受託管理協議を締結し、会社の与信状況に注目し、会社に対し担保を要求する等の方式で、社債権者の利益を保護しなければならないと規定した。（全6章32条）

16. 証券市場信用等級評価業務管理暫定弁法

（中国証券監督管理委員会 2007年8月24日公布、2007年9月1日施行）

本弁法は、証券市場の信用等級評価業務の規範に則った発展を目指し、証券市場の透明度を高めるために制定された。本弁法はまず、証券等級評価業務への従事許可を申請する信用等級評価機構及びその高級管理職員が備えるべき条件を規定すると同時に、信用等級評価機構が証券等級評価業務への従事許可を申請する際には、中国証券監督管理委員会に

対して営業許可証、会社定款、出資状況、財務報告等に関する資料を提出しなければならないとした。

また、証券等級評価機構による業務展開に対しても、証券等級評価機構と等級評価対象との間に、規定にある利害関係が存在する場合には、証券等級評価業務を受託・展開してはならないとしたほか、証券等級評価機構に対する監督管理及び関連法律責任を明確化した。（全6章43条）

17. 中華人民共和国税関保税港区管理暫定弁法

（税関総署 2007年9月3日公布、2007年10月3日施行）

本弁法では、保税港区とは、国务院の承認を受け、国が対外的に開放した港及びこれに連結する特定区域内に設立され、検問所、物流、加工等の機能を持つ税関の特殊監督管理区域を含むことを指すことが規定された。保税港区では封鎖式管理を実施するものとし、保税港内において、輸出入貨物の倉庫保管、対外貿易、国際的買い付け、代理販売及び配達、国際貨物の中継業務、検査測定及びアフターメンテナンスサービス、商品展示等9項目の業務を展開することができると規定した。

税関は、保税港区と国外の間で搬出入される貨物について、税関手続きを要求し、海外から保税港区に搬入された貨物を保税扱いとともに、海外に搬出される貨物については、法律に別途規定がある場合を除き、輸出関税を免除するとなっている。保税港区と国外の間で搬出入される貨物については、法律に別途規定がある場合を除き、輸出入割当及び許可証書管理を実施しないものとされる。

税関監督管理下にある貨物が、保税港区の間で搬出入される場合は、保税港区の主管税関は、相応の担保を要求できるという点に注意するとともに、区内企業は税関の許可を経て、集中申告手続きを行うことができるうえ、区内企業が加工生産の過程において発生したかけら材料、廃物及び加工生産、倉庫保管、運送等の過程において発生した包装材料について、区内企業が書面による申請を行い、税関がこれを許可した場合には、区外に搬出することができ、税関は区からの搬出時点の実状に照らして税を徴収する点にも注意が必要であろう。

そのほか、保税港区内の貨物の移動は自由であり、保税港区内の企業は、加工貿易銀行保証金台帳及び契約消込み制度も実施せず、税関は保税港区内の加工貿易貨物に対して単位あたりの消耗量（中国語の「単耗」）を基準とする管理を実行しないとされた。（全6章47条）

18. 中華人民共和国税関業務公開弁法

（税関総署 2007年9月5日公布、2008年5月1日施行）

本弁法は、遅延なく正確に税関情報を公開するよう税関に厳しく要求している。社会的安定に影響を及ぼす若しくはそのおそれがあり、社会の管理秩序を乱す虚偽情報又は不完全情報については、その職責の範囲内で正確に情報を修正し、是正する必要があると規定したほか、税関規定及び税関の具体的な行政行為の根拠、プロセス、期限及び税関による費用徴収項目と徴収の根拠、徴収の基準等の内容について、税関は自発的に公開しなければならないとした。さらに、これらの情報について、税関のホームページ、記者会見及び新聞雑誌、ラジオ放送、テレビ等の大衆の目に触れやすい方式で公開しなければならないことを強調した。（全31条）

19. 司法鑑定手続き通則

(司法部 2007 年 8 月 7 日公布、2007 年 10 月 1 日施行)

本通則は、司法鑑定において鑑定人責任制度を実施し、司法鑑定人は法により独立し、客観的かつ公正に鑑定を実施するとし、自らの鑑定意見に責任を負うと規定した。司法鑑定機構と司法鑑定人は責務執行過程で知り得た秘密及びプライバシーについて秘密を保持しなければならないとしたほか、司法鑑定機構は統一して司法鑑定を受託し、委託人に對して鑑定委託書、身分証明書、必要となる鑑定資料の提出を要求しなければならぬとした。また、司法鑑定の具体実施方法及び鑑定文書の発行についても規定した。司法部が 2001 年 8 月 31 日に公布した『司法鑑定プロセス通則(試行)』は同時に廃止された。(全 5 章 40 条)

20. 環境監視測定管理弁法

(国家環境保護局 2007 年 9 月 1 日公布、2007 年 9 月 1 日施行)

本弁法では、法により、環境監視測定業務を県レベル以上の環境保護部門の職責とし、環境監査測定報告を作成し、環境監視測定情報を発布すると規定した。国家環境保護総局が、統一された国家環境監視測定技術規範を制定し、省レベル環境保護部門は国家環境監視測定技術規範において未規定の項目に対して地方環境監視測定技術規範を制定することを可能とした。また、環境監視測定担当職員は環境監視測定表示を身に付け、環境監督測定ステーションには環境監視測定表示を設け、環境監視測定車両には環境監視測定表示を描き、環境監視測定報告には環境監視測定表示を附すことを規定した。(全 23 条)

21. 旅行資源保護暫定弁法

(国家観光局 2007 年 9 月 4 日公布、2007 年 9 月 4 日施行)

本弁法は、既に開発された自然遺産、文化遺産、地質、森林、名勝、水利施設、文化財、都市公園、科学技術教育、農業・工業、湿地、島、海洋等の各種観光資源及び未開発であるが観光的な利用価値のある各種物質及び非物質資源を含む全てを観光資源として保護することを規定した。各地の観光行政管理部門は、管轄地区の観光資源に対して全面的な調査を実施し、これらを分類し、等級分けし、公告し、保護する責務を負う。同時に、観光資源開発活動に從事する企業は、観光資源開発保護方案を事前に制定しなければならないと規定した。(全 25 条)

四、司法解釈レベル

1. 電力設備の破壊にかかる刑事案件の具体的適用法律についての若干問題に関する解釈

(最高人民法院 2007 年 8 月 13 日公布、2007 年 8 月 21 日施行)

本司法解釈は、特に電力設備の破壊等の犯罪活動について、この種の刑事事件を審理する際に具体的に適用する法律に関する若干問題に対する解釈を行うものである。主な内容として、電力設備を破壊し、その事態及び影響が甚だしい場合、『刑法』第 119 条の規定を適用すること、電力設備を窃盗し、公衆安全に危害を与えたものの、窃盗罪が適用されない場合には、電力設備破壊罪を以って罪状認定したうえで処罰すること、窃盗罪と電力設備破壊罪が同時に適用される場合には、刑法により罪状の重い方を適用して罪状認定したうえで処罰するとした。(全 4 条)

五、地方レベル

1. 北京市道路条例

(北京市人民代表大会常務委員会 2007年7月27日公布、2007年10月1日施行)

同条例に基づき、北京市の道路は北京市交通行政管理部門の管轄を受ける。自動車の所有者は規定とおりに道路使用維持費を納付しなければならず、道路使用維持費納付証書及び領収書を偽造してその納付を逃れる行為が発覚した場合、走行停止手続きを行うものとする。また、道路使用維持費の納付が6ヵ月以上遅延した場合、道路使用維持費徴収機関は、違法自動車に対して一時的使用停止措置を講じることができると規定した。（全9章62条）

制度情報

2007年10月～2007年11月の法令から

北京市大地法律事務所

(北京市大地法律事務所 海外部監修)

一、全国人民代表大会レベル

1. 「『貿易に関する知的財産権協定』の改正に関する議定書」の承認に関する全国人民代表大会常務委員会の決定

(全国人民代表大会常務委員会 2007年10月28日可決、同日施行)

全国人民代表大会常務委員会は、2005年12月6日に世界貿易機関の総理事会で可決された「『貿易に関する知的財産権協定』の改正に関する議定書」の承認を可決した。議定書の今回の改正には、特別な条件の下に薬品価格の強制的な引下げを可能とする等の内容が盛り込まれており、中国を含む世界貿易組織の発展途上国加盟国が突発的な公共衛生問題に直面した場合の有効的な解決手段として注目される。

2. 中華人民共和国民事訴訟法(改正)

(全国人民代表大会常務委員会 2007年10月28日可決ならびに公布、2008年4月1日施行)

今回の改正では、『民事訴訟法』の執行及び再審部分に対する改正とともに、「企業法人破産債務返済プロセス」が削除された(元の第19章)。

また、裁判所による執行がより速やかに行われるために、今回の改正では以下の内容が追加された。

(1) 裁判所の判決を履行しない場合において、個人に対する罰金額を人民幣1万元以下、事業者に対する罰金額を人民幣1万元以上30万元以下とする等、被執行人が法定義務を履行しない場合の処罰に関する具体的な規定を追加した(第104条第1項)ほか、事業者の主要責任者又は直接的責任者が協力義務を履行しない場合には拘留することもできると規定した(第103条第2項)。

(2) 被執行人による財産移転や隠匿を防止するために、被執行人が法律文書で確定された義務を履行しない場合に対応する規定を追加し、財産の隠匿や移転の恐れがある場合には、ただちに強制執行措置を講じができるとの規定を追加した(第216条第2項)。

(3) 高級人民法院及び最高人民法院に対して執行機構を増設するとともに、基層人民法院及び中級人民法院の執行機構に対して指導を行うことを求めた。

また、今回の改正により執行申立の期間が延長され、個人と企業の執行申立期間は一律2年とされた。

今回の改正ではさらに、再審の事由を従来の5項目から13項目に増加する等、再審の事由をより一層具体化し、再審が行われるべきケースでは然るべく再審が行われるための措置が講じられた(第179条)。

このほか、「企業破産法」(2007年6月1日施行)により、破産債務返済プロセスについて、全ての企業に適用される統一的な規定が公布されたことを受けて、今回の改正では「企業法人破産債務返済プロセス」が削除された。(全28章268条)

3. 中華人民共和国弁護士法(改正)

(全国人民代表大会常務委員会 2007年10月28日改正、2008年6月1日施行)

新たに改正された『弁護士法』では、弁護士、弁護士事務所及び弁護士協会の法律責任及び権利義務についてより一層明確な規定を行った。主な改正のポイントは以下のとおりである。

(1) 個人弁護士事務所開設が可能となった。

中国においてはこれまで、弁護士事務所について、国の出資、合作及びパートナーシップの3タイプのみを許可してきたが、今回の改正により、弁護士事務所の組織形式について補足規定が追加された結果、国外では既に一般的である弁護士が個人で事務所を開設することを許可するとともに、パートナーシップ事務所のタイプについても規定を行い、普通パートナーシップ又は特殊普通パートナーシップの形式で設立することができるとした(第15条)。また、個人で弁護士事務所を設立する場合、5年以上の執務経験のある弁護士であることを義務付けるとともに、設立者は弁護士事務所の債務に対して無限責任を負うと規定した(第16条)ほか、パートナーシップを採用する弁護士事務所の設立者については3年以上の執務経験のある弁護士であることを義務付けた(第15条)。

(2) 弁護士の接見権、閲覧権及び調査による証拠取得権をより一層充実させた。

弁護士の執務においてこれまで「3大難題」とされてきた当事者との接見、文書の閲覧及び証拠取得について改善を図るために、訴訟法の関連規定に基づいて、弁護士の接見権(第33条)、閲覧権(第34条)及び調査による証拠取得権(第35条)等の規定を行った。また、今回の改正では、弁護士が犯罪被疑者及び被告人に接見する場合、承認を必要としないうえ、聴取監視されないことを規定した(第33条)。

(3) 弁護士の秘密保持義務の範囲を拡大した。

執務活動において知り得た委託人及びその他の者が漏洩を望まない状況及び情報について、秘密を保持しなければならない。ただし、委託人又はその他の者が国家安全、公共安全及び他者の人身及び財産安全に著しい危害を及ぼす犯罪を実行するとの事実及び情報についてはこの限りではない(第38条)と規定し、弁護士の秘密保持義務の範囲を拡大した。

(4) その他

さらに、刑事訴訟案件の弁護人として訴訟に参加する際の弁護士の権限を規定した(第28条)ほか、弁護士事務所による責任負担の方式についても規定した(第54条)。(全7章60条)

4、中華人民共和国エネルギー節約法(改正)

(全国人民代表大会常務委員会 2007年10月28日第10回第30回会議にて改正、2008年4月1日施行)。

今回の改正では、主に省エネルギー管理、エネルギーの合理的使用及びエネルギー節約のほか、工業、建設、交通運輸、公共機構、エネルギー使用重点事業者についての省エネルギー、省エネルギー技術の進歩及び奨励措置、法律責任についての規定を行った。

改正後の『エネルギー節約法』では省エネルギーを地方政府に対する考查評価項目に盛り込むとともに、以下のような規定を行った。国により省エネルギー目標責任制及び省エネルギー考查評価制度を実施し、省エネルギー目標の完成状況を地方人民政府及びその責任者の考查評価の内容とする(第6条)。資源の節約を国の基本的政策とし、資源の節約と開発を同時に推進し、節約をエネルギー発展戦略の最重要課題とする(第4条)。不動産開発企業に対し、商品型マンションを販売する際に省エネルギーに関する情報を購入者に明示したうえ、当該不動産についての省エネルギー措置及び保温工事メンテナンスなどの情報を明示しなければならない(第36条)とし、改正後の『エネルギー節約法』では

さらに、エアコンによる冷暖房を行う公共の建物は、室内温度の調節を可能とするシステムを備えなければならない（第37条）とした。セントラルヒーティングを採用する建物については、戸ごとの暖房供給及び戸ごとに使用量を計算し、使用した熱量に照らして費用を徴収する制度へ段階的に移行させる（第38条）としたほか、公共設備及び大型建物のデコレーション照明によるエネルギーの消耗を厳格にコントロールする（第39条）とした。

今回の改正により、中央財政及び省級地方財政にエネルギー節約対策資金を組入れてエネルギー節約技術の研究開発を支持し、エネルギー節約技術及び製品の範例を示したうえでこれを推進し、重点的なエネルギー節約工事の実施、エネルギー節約のための宣伝や研修、情報サービス及び表彰による奨励等を行う（第60条）など、国のエネルギー節約・排出量減少のための奨励措置が追加された。また、国が財政手当を通じてエネルギー節約タイプの照明器具等のエネルギー節約製品の推進及び使用を支持する（第61条）としたほか、エネルギー及び資源節約の有利となる税収政策を実施し、エネルギー鉱物資源の有償使用制度を充実させ、エネルギー資源の節約及びその採掘利用レベルの向上を図る（第62条）とするなど、規定されたエネルギー節約技術を使用してエネルギー節約製品を生産する企業に対し、税収上の優遇政策を講じるとしている。（全7章87条）

5、中華人民共和国都市及び町計画法

（全国人民代表大会常務委員会 2007年10月28日可決ならびに公布、2008年1月1日施行。）

本法でいう都市及び町計画とは、都市及び町体系計画、都市計画、町計画、郷計画および村計画（第2条）を指す。これにより、これまでの都市と町二元化との法律体系から都市及び町一体化との新しい法律体系に移行されたと言える。本法では都市及び町計画の改正について専門の章を設ける（第4章）とともに、法的責任をより一層強化し、如何なる事業者及び個人も計画に対してみだりに干渉したり変更してはならないとした。また、本法では計画の公開、国民の権利及び民意の尊重、人民代表大会による監督及び国民による参加に重点を置くとし、各級政府に対し、都市及び町計画についての人民代表大会常務委員会への報告を供給するとともに監督を受けることを要求した。

このほか、建設に伴い、自然資源及び文化遺産を破壊するなど深刻な問題が一部の地方で発生していることに鑑み、都市及び町計画の制定及び実施にあたり、耕地等の自然資源及び歴史・文化遺産を保護し、地方色、民族的な特色及び伝統的な要素を保持し、法により名勝古跡の保護と合理的な利用を行うことを義務付けた。（全7章70条）

二、國務院レベル

1、国有資本の経営にかかる予算に関する國務院の意見

（國務院 2007年9月8日公布、同日施行）

国有資本の経営にかかる予算は、国が所有者の身分により取得する国有資本による収益であり、取得した収益に対して分配を実施する際に発生する各項目の收支予算であり、政府予算の重要な構成部分である。国有資本の経営にかかる予算制度は、政府のマクロコントロールを強化し、国有企业の収入分配制度を充実させ、国有経済システム及び構造を戦略的な観点から調整し、国有企业の発展における体制上及びメカニズム上の問題を集中的に解決するための重要な措置を講じるものである。当該意見では、国有資本の経営にかかる予算の收支範囲、国有資本の経営にかかる予算の編成及び審査承認、国有資本の経営に

かかる予算の執行、国有資本の経営にかかる予算についての職責配分及び国有資本の経営にかかる予算を試算することについて、その手配及び実施方法を規定した。（全16条）

2、測量及び製図作業強化に関する國務院の意見

（國務院 2007年9月13日公布、同日施行）

中国における測量及び製図事業はこれまでに著しい発展を遂げているものの、基礎的な地理情報資源の不足や、公共サービスが依然として低レベルであることのほか、測量の成果が開発に十分に利用されていないことや、統一的な管理監督力が薄弱であるなどの問題を抱えているのも事実である。この対策として、測量及び製図作業を充実させ、「科学的発展観」に裏付けられた協調性のある社会主義社会の建設に対する測量製図の役割を向上させるために、國務院により公布されたのが今回の意見である。当該意見には、「科学的発展観」に即した測量製図作業の普及指導、測量製図の品質及び測量製図にかかるサービスレベルの向上、測量製図の科学技術進歩の推進及び革新、測量製図作業に対する統一的な監督管理の強化、測量製図作業に対する指導強化などの内容が盛り込まれている。（全19条）

3、群衆参加型の大規模な活動に関する安全管理条例

（國務院常務委員会 2007年8月29日公布、2007年10月1日施行）

本条例は、群衆参加型の大規模な活動の安全管理を強化し、国民の生命及び財産を保護し、社会の治安秩序の安定を維持するために制定された。本条例でいう「群衆参加型の大規模な活動」とは、法人又はその他組織が、社会一般大衆を対象として開催し、1ステージあたりの参加人数が1000人を超えることが予想されるスポーツ競技活動、コンサート等の演出活動、展覧及び展示等の活動、公園内の催し、イルミネーション、縁日、花卉展示会、花火大会等の活動、就職説明会、くじの当選番号発表会等の活動を指すが、映画館、コンサートホール、公園及び娯楽場所等を含む日常的な業務範囲内で開催される活動は含まれない（第2条）。群衆参加型の大規模な活動の安全管理については、県級以上の人民政府公安機関が行い、他の関連主管部門はそれぞれの職責に応じて、群衆参加型の大規模な活動の安全にかかる作業を行う（第4条）ほか、公安機関は群衆参加型の大規模な活動に対して安全許可制度を実施する（第11条）とした。これにより、予想される参加人数が1000人以上5000人以下の場合には、活動所在地の県級人民政府公安機関による安全許可が必要とされ、5000人以上の場合には、活動所在地が設けられている区の市級人民政府公安機関もしくは直轄市人民政府公安機関による安全許可が必要とされ、省や自治区及び直轄市を跨る群衆参加型の大規模な活動を行う場合には、國務院公安部門による安全許可が必要とされるなど、安全許可制度の対象となる活動の規模及びこれに対応する許可機関について明確に規定された。（全5章26条）

4、対外提携による陸上石油資源の採掘に関する条例（改正）

（國務院 2007年9月8日公布、同日施行）

本条例は、2001年9月23日に第1回の改正が行われて以来、今回が2度目の改正となる。本条例の目的は、中国国内において中外合作による石油資源の採掘事業を規範化することにある（第2条）。また、对外合作による石炭層資源の採掘について、中聯煤層氣有限責任公司及び國務院が指定するその他の会社による独占経営とし、本条例に照らして取り扱う（第30条）と規定されたが、これに伴い、これまで独占経営権を握っていた中聯公司は石炭層の開発分野において競争に直面することになった。現在のところ、中聯公司が自営

と国際的な提携の2の方式により占有する油田採掘の総数は、全国の油田の58%を占めている。（全6章31条）

5、海岸工事建設プロジェクトによる海洋環境の汚染被害にかかる管理条例（改正）

（国務院 2007年9月25日公布、2008年1月1日施行）

本条例でいう海岸工事建設プロジェクトとは、海岸に位置するか又は海岸に隣接し、工事主体が海岸線の陸側に位置し、海洋環境に影響を及ぼす港湾、埠頭及び造船工場等10種類の新築、改築及び拡大工事プロジェクトを指す（第2条）。本条例では、建設プロジェクトの環境アセスメント報告を環境保護部門に報告してその審査認可を受けることを要求し、環境保護部門は海事及び漁業主管部門及び軍の環境保護部門の意見を聞かなければならぬと規定している（第7条）。環境部門の承認を受けていない建設プロジェクトを実施した場合には、法により処罰をする（第26条）ほか、環境保護施設を建設していないかもしくは規定された要求に達していない場合にも、法により処罰すると規定した（第28条）。（全30条）

6、全国汚染源センサス条例

（国務院 2007年10月9日公布、同日施行）

『国民経済及び社会発展第11次5ヵ年計画綱領』で確定された主な汚染物の放出量を10%減少させるとの目標を達成するため、国務院が2008年初めに第1回全国汚染源センサスを実施することを決定したのを受けて、全国汚染源センサスを科学的かつ有効に組織立てて実施し、汚染源センサスにより正確かつタイムリーなデータを得るために、本条例が制定された。本条例は、汚染源センサスの対象を、中国国内に汚染源を持つ事業者と個人経営者と規定（第8条）したほか、汚染源センサス実施の対象を、工業汚染源、農業汚染源、生活汚染源、集中型汚染処理施設及びその他の汚染物発生・排出施設と規定（第10条）した。工業汚染物センサスの主な内容として、企業の基本登録情報、原材料の消耗状況、製品の生産状況、汚染発生の施設についての状況、各種汚染物の発生、処置、排出及び総合利用状況、各種汚染防止施設の建設及びその運営状況等を含む（第11条）としたほか、農業汚染源センサスの主な内容として、農業生産規模、用水及び排水の状況、化学肥料、農薬、飼料、飼料添加剤及び農業用薄膜など投入品の使用状況や、茎などの栽培業剥余物の処理状況及び養殖業の汚染物発生とその処理の状況等を含む（第11条）とした。（全7章42条）

三、中央行政部門レベル

1、外商投資産業指導目録（2007年改正）

（国家発展改革委員会、商務部 2007年10月31日公布、2007年12月1日施行）

（1）新たに公布された『外商投資産業指導目録』（以下「新目録」とする。）は、外商による不動産産業への投資制限を拡大した反面、金融業に対する投資制限を緩めた。新目録により、外商による高級ホテル、別荘、高級オフィスビル及び国際会議展覧センターの建設及び経営について、引き続き制限されるとともに、外商による土地総合開発は内資企業との合弁又は合作でなければならないとし、開発業者が新築した商品住宅の販売など二級市場における取引及び不動産仲介又はマネージメント会社に対する外商投資について、新たに制限を加えた。このほか、「普通住宅の開発建設」については、現行の『外商投資産業指導目録』（2004年改正）（以下「現行目録」とする。）の投資奨励類から削除さ

れた。

金融業について、新目録では、生命保険会社の外資比率を 50%以下、証券会社の外資比率を 3 分の一以下としたうえで A 株の販売引受、B 株及び H 株と政府及び会社債券の販売引受及び取引のみに制限したほか、証券投資基金管理会社の外資比率を 49%以下とし、先物会社は中国側がマジョリティーを占めなければならないとした。これまで投資禁止類に分類されていた先物会社が、今回の改正により制限投資類に組入れられたため、今後は外資による先物会社も実現する可能性が出てきた等、現行目録に比べ、制限が若干緩んだと言える。

(2) 製造業について、新目録では、ハイテク産業、装備製造業、新材料製造等の産業に対する外商投資をより一層奨励しているほか、民間用ヘリコプター部品製造、民間用キャリアロケットの設計及び製造(中国側が持分支配する。)業界について、初めて奨励類に組入れた点が注目される。

(3) サービス業について、新目録では「サービスアウトソーシングの請負」、「現代的物流」等を奨励類に組入れ、制限類及び禁止類の項目を減らしたことから、外資企業がサービスを請負う方式によるシステム応用管理及び保護、情報技術サポート管理、銀行のバックグラウンドサービス、財務決算等のアウトソーシングサービスは奨励類となった。

(4) 資源節約と環境保護を促進するための改訂として、循環経済・クリーン生産・再生可能エネルギー・生態環境保護・資源総合利用が投資奨励項目として新たに追加された反面、すでに成熟した技術と比較的高い生産能力を持つ旧来の製造業については投資を奨励せず、「産業構造調整指導目録」にある制限項目が外国企業による投資に対しても適用されることを明確にした。また、中国国内で稀少または再生不可能な重要な鉱物資源については投資の奨励類から外すとともに、そのうち数種の鉱物に関しては外国企業が投資して調査・採掘を行うことを禁止した。外国企業によるエネルギーや資源の消費量が高く汚染源となる事業も制限又は禁止となった。このほか、大豆及び菜種食用油の油脂加工、バイオ液体燃料の生産については、中国側がマジョリティを占めるものとし、トウモロコシの深加工は制限類に組み入れられた。

(5) 電力網については、現行目録では「禁止類」に組入れられている「電力網の建設及び経営」が、新目録では中国側がマジョリティを占めること等条件付きで「制限類」に組入れられた。経済の高度成長に伴い、中国における電力需要は急激に増えており、一部の地区や時間帯において著しい電力の供給不足が発生している。今回の改正では、この問題を解決し、国による電力網の建設を加速するため、外資による投資を条件付きで許可したものと見られる。

(6) 中国の貿易黒字の過剰や外貨準備高の急速な増加などの新しい状況に対処するため、新目録では、これまで輸出一辺倒であった奨励政策の軌道修正を行った。国の経済安全戦略にかかわる業界についても、開放を控える姿勢を取り、関連条項を調整し、国内の発展と対外的な開放の協調を図るとしているほか、各地域のバランスのとれた発展を促すための改訂として、「西部大開発」「中部振興」「東北地方など旧工業拠点の振興」等の戦略と歩調を合わせるため、今回の改訂では、投資項目の一部に付けられていた「中西部地域に限る」という条件を廃止した。外国企業の投資をこれからも必要とする中西部や東北地方の産業に関しては、「中西部地区における外国企業投資にかかる優勢産業指導目録」改訂の際にまとめて考慮するとしている。

2. 新エネルギーを利用した自動車生産にかかる許可管理規則

(国家発展改革委員会 2007年10月17日公布、2007年11月1日施行)

『自動車産業の発展政策』の関連規定に基づき、国家発展及び改革委員会により本規則が制定された。

本規則では、新エネルギーを利用した自動車とは、通常外の自動車用燃料を動力源とし（もしくは通常の自動車用燃料を使用し、新型自動車に搭載する動力装置を採用するもの。）、車両の動力コントロール及び駆動において先進的な技術を採用し、先進的な技術原理、新しい技術及び新たな構造を有する自動車を指すとの明確な定義づけがされた。また、新エネルギーを利用した自動車には、ハイブリッド自動車、純電動自動車（BEV、太陽エネルギー自動車を含む。）、燃料電池電動自動車（FCEV）、水素エンジン自動車、その他新しいエネルギー（例えば、高効率のエネルギー備蓄器、2甲エーテル）を利用した自動車等を含むとした（第6条）。現在までに中国においてこれらの新エネルギーを利用した自動車はいずれも研究開発が進んでいることである。本規則では、今後の新エネルギー自動車に対する監督管理に役立てるため、新エネルギーを利用した自動車の発展段階を、完成車やシステム等重要な総合技術の成熟度、国及び業界基準の充実度や産業化のレベルに照らして、スタート期、発展期、成熟期の3つのステップに分けた（第7条）。このほか、本規則ではさらに、新エネルギーを利用した自動車の市場参入条件に対して厳格な規定を行った。

本規則のスムーズな執行を図るため、本規則の実施後において、関連政府部門はさらに相応の実施細則及び解釈弁法を制定すると見られる。

3. 製紙産業の発展促進にかかる政策

（国家発展改革委員会 2007年10月15日公布、同日施行）

本発展政策は、「科学的発展観」に即した新理念に基づいた工業化発展を目標とし、産業の発展目標、管理メカニズム、発展様式、構造の調整、資源節約、環境保護、投資行為、市場への参入、市場監督及び消費理念等について、全面的かつ系統立った規定及び規範化を行うものとして位置づけられる。

産業構造の調整について、国内外の2種類の資源を充分に利用し、古紙資源の回収利用を推進し、非木材パルプを合理的に利用し、木纖維・古紙を主として、非木材パルプを補助的に使用する製紙原料構造を徐々に形成し、2010年には、木材パルプ、古紙パルプ、非木材パルプの比率をそれぞれ26%、56%、18%とする（第12条）としているほか、環境との調和の取れた発展を図り、纖維資源、水資源、環境容量、市場の需給関係、交通運輸等の条件を充分に考慮し（第7条）、合理的な産業の発展を図るとしている（第8条）。

資源の節約及び環境保護において、水資源の消耗を確実に減少させることを製紙工業の資源節約の重点とし、ストローパルプ企業の汚染処理を製紙工業による環境汚染対策の重点とし、廃水排出の遠隔オンラインによる監視システムを確立し、企業廃水の排出状況について定期的に公布し、基準に達しない企業に対しては法により期限付きで汚染処理を命じ、なお基準に達しない企業又は総量指標を超える企業については、法により閉鎖を命ずることができるとした（第42条）。

また、業界への参入及び外資利用について、投資主体、地方及び大型企業発展計画、スタート期の規模、市場における占有額、製品1トンあたりの生産に用いる化学的酸素要求量（COD）の排出量、取水量及び総合エネルギー消費量等について具体的に規定し、開放型の製紙産業を発展させるとともに、産業発展のための公平な競争環境を維持しなければならないことを強調している。（全12章65条）

4. 車両識別番号の管理現場における審査にかかる実施弁法

(国家発展改革委員会 2007年10月17日公布、2007年11月1日施行)

本実施弁法は、車両識別番号の管理現場における審査を規範化するため、『車両識別番号管理弁法(試行)』の関連規定に基づき、国家発展及び改革委員会により制定され、自動車メーカーがWMIを申請する際の初回現場審査と条件に変更が生じた現場での審査及び現場監督審査に適用される(第3条)。また、初回の現場審査申請及びそのプロセス(第2章)、条件に変更が生じた現場についての審査申請及びそのプロセス(第3章)についても詳細な規定を行った。(全5章39条)

5.『保税監督管理区域における外貨管理弁法操作規定』の公布に関する国家外貨管理局総合司の通知

(国家外貨管理局2007年10月8日公布、2007年10月1日施行)

同通知では、国家外貨管理局の各分機構は、2007年10月1日以降、保税監督管理区域内の企業に対する『保税区における外貨登記証』、『輸出加工区における外貨登録証』等各種保税監督管理区域における外貨登録証明及び『外商投資企業の外貨登録証』の発行をしないものとし、これに代わり、『保税監督管理区域における外貨登録証』のみを統一して発行するとしたほか、既に発行されている『保税区における外貨登録証』、『輸出加工区における外貨登録証』等各種保税監督管理区域における外貨登録証明及び『外商投資企業の外貨登録証』を回収するとした。これら証明書類の交換は2008年1月1日までに完成させるものとされている。

証明書の交換期間において、元の各種保税監督管理区域における外貨登録証明、『外商投資企業の外貨登録証』及び新たに発行される『保税監督管理区域における外貨登録証』は同時に使用するとされているが、2008年1月1日以降は、保税区内の企業は『保税監督管理区域における外貨登録証』のみを証憑とし、経常項目及び資本項目の外貨業務を取り扱うとしている。即ち、2008年1月1日以降は、従来の証明は全て無効とされるので注意が必要と思われる。

また、区内企業が外貨登録手続きを申請する際には、登録地の国家外貨管理局分局に対して、工商營業許可証、組織機構コード証、承認を受けた契約(独資企業を除く。)及び定款(外商投資企業については更に審査認可機関による当該企業設立に対する認可文書の提出が必要となる。)等の関連資料オリジナル及びコピーを提出しなければならない(第1条)とした。

区内の企業は登録証を受領した後において、名称、住所、経営範囲に変更があるか、もしくは持分譲渡、増資、合併及び分割等の状況がある場合には、工商登録変更手続を行った後30業務日以内に、関連資料を登録地の外貨局に届け出るとともに、外貨登録変更手続を行わなければならない(第3条)とした。

また、区内の企業が経営期間満了となるか、又は経営を終了し、審査認可機関に解散を承認された場合、審査認可機関の承認を受けた日より30業務日以内に登録地の外貨局にて外貨登録の抹消手続をし、登録証を返納するとした(第4条)。区内の企業が外貨業務を行う場合には、本操作規定に基づいて提供される規定の証憑及び商業証明書を除き、登録証を提示しなければならないとしたうえ、外貨管理局が外貨年度検査を通じて当該登記証に対して1年に1回の検査を実施するとし、この検査にて確認された『登録証』の有効期限は1年間とされた(第6条)。

さらに、本規定は、外貨口座の管理(第2章)、外貨収支及び決算についての管理(第3章)、支出許可管理(第4章)等についても関連の規定を行った。(全5章28条)

6. 建設企業にかかる資質管理規定

(建設部2007年10月18日公布、同日施行)

本規定は、『建設企業にかかる資質管理規定』、『建設企業にかかる資質等級基準』及び『施工総請負企業にかかる特級資質基準』に基づいて制定されたものである。

本規定施行以前に建設企業資質を取得した企業について、規定施行後にその資質証書を統一して交換発行することは暫時行わず、建設部は、関連部門とともに特級資質以外の建設企業にかかる資質等級基準に改正を加えるとし、新たな基準の公布施行前において、元の資質証書は引き続き有効である（第43条）とした。本規定施行後において、特級資質を申請した場合、『施工総請負企業にかかる特級資質基準』（建市〔2007〕72号）に基づいて審査認可を行い、その他の資質を申請した場合には、『建設企業にかかる資質等級基準』（建建〔2001〕82号）に基づいて審査を行う（第46条）とした。今後、建設部により一、二級の建設企業資質等級基準が公布されるものと予想される。このほか、過渡期におけるプロジェクト経理の問題に関して、プロジェクト経理資質証書と建築士登録証書を同等に取り扱い、そのうち一、二級建築士と同等等級のプロジェクト経理を対応させ、三級プロジェクト経理については企業が自ら招聘するとした。（全47条）

7. 施工作業を行う労働者の労働保護用品の使用にかかる管理暫定規定

(建設部2007年11月5日公布、同日施行)

施工作業を行う労働者の安全及び健康を保障し、これが使用する労働保護用品の使用管理を強化するため、本規定が制定された。

本規定では、労働保護用品の支給及び管理について、「労働者を使用する使用者が責任を持つ」との原則を堅持するとしている。施工作業を行う労働者の所属企業（総請負企業、専門請負企業、労務企業等を含む。）は、国の規定に基づき、労働保護用品を無料支給し、破損したか又は既に使用期限を超えた労働保護用品を交換しなければならず、これに関して労働者から如何なる費用の徴収もしてはならないとしたほか、労働保護用品は、現物支給しなければならず、通貨又はその他の物品に換えて支給してはならない（第4条）とした。

また、企業に対し、労働保護用品の購入、検査引取り、保管、支給、使用、交換及び廃棄などについての規則制度を確立することを要求するとともに、労働保護用品の品質保証について過去に遡った調査を可能とするために、相応の管理台帳を作成のうえ2年以上保管することを義務づけた（第5条）。このほか、各級建設行政主管部門に対し、企業労働保護用品の支給及び管理状況を建設施工企業「安全生産許可証」条件の審査内容の一つに組入れることを義務付けた（第15条）。

さらに、各級建設行政主管部門が、労働保護用品を使用していないか、もしくは要求に合致しない労働保護用品を使用している等規定違反の状況を発見した場合には、是正を命じなければならないとし、労働保護用品を使用していないか、もしくは要求に合致しない労働保護用品を使用したことにより事故又は傷害をもたらした場合には、関連法律法規により、責任者に対して行政処罰を与える（第14条）とした。（全19条）

8. 輸入禁止又は輸入制限技術に関する目録(改正)

(商務部2007年10月23日公布、同日施行)

改正後の『輸入禁止又は輸入制限技術に関する目録』には、国の安全に危害を及ぼし、社会公共道徳及び社会公共利益に影響し、人間及び動植物の生命・健康に影響を及ぼし、生態系を破壊する等の技術126項目が組入れられた。当該目録は、2001年12月に公布され

た『輸入禁止又は輸入制限技術に関する目録(1)』(今回の目録公布と同時に廃止。)をベースに改正されたものである。

改正後の目録では、輸入禁止及び制限対象の技術として、農業、食品製造業、紡績業、化学原料および化学製品製造業、医薬製造業、金属精鍊加工業、設備製造業、電力熱力生産供給業および環境管理業等の19業界を含むとする等、制限の要点及び技術企画を細分化したうえ、より一層規範化し、運用性を高めた。

9. 売掛金にかかる質権設定登録弁法

(中国人民銀行 2007年9月30日公布、2007年10月1日施行)

売掛金にかかる質権設定登録を規範化し、質権当事者及び利害関係者の合法的権益を保護するため、『物権法』に基づいて本弁法が制定された。本弁法でいう売掛金とは、権利者が一定の製品、サービス又は施設を提供することにより発生する、代金の支払を義務者に対して要求する権利であり、これには現有及び将来の金銭債権及びそれにより発生する収益を含むが、手形又はその他有価証券により発生する支払請求権を含まない(第4条)とした。また、本弁法により、売掛金についての質権設定登録は、質権者により行うか、質権者が他者に委託して行うことができる(第7条)とされた。さらに、売掛金にかかる質権設定の登録機構である中国銀行の信用調査センターについては、売掛金についての質権設定登録の公示システムを確立して売掛金についての質権設定登録の手続きをしなければならず、一般国民を対象としたインフォメーションサービスを提供しなければならない(第2条)とした。(全4章32条)

10. 『薬品登録管理弁法』実施に関わる事項に関する通知

(国家食品薬品監督管理局 2007年9月26日公布、同日施行)

本通知により、2007年10月1日以前に「薬物臨床試験にかかる認可書」を受け取った品種について、その臨床試験は、元の『薬品登録管理弁法』の臨床試験に関する要求及び『薬物臨床試験にかかる認可書』の内容に基づいて実施し、臨床試験終了後に、新しい『弁法』の規定により生産申請をすることが規定された。これに伴い、2007年10月1日以前に受理された生産申請の治療類大容量化薬注射剤、漢方薬注射剤、多成分生物化学注射剤等ハイリスクの品種について、国家局薬品審査評価センターが既に技術審査評価を完了し、その結果を薬品登録所に送達した場合については、薬品登録機関より申請人に対して申請の対象となる生産現場の検査を通知したうえ、国家局薬品認証管理センターより現場検査を実施するものとし、国家局薬品審査評価センターが技術審査評価を未だ完了していない場合には、国家局薬品審査評価センターにより改正後の『薬品登録管理弁法』の要求に従い、申請者に対して申請の対象となる生産現場の検査を通知するとした。2007年10月1日から、新たに改正された『薬品登録管理弁法』に基づいて生産認可を受けた品種については、その薬品基準が正式な基準となる。

11. 国有建設用地にかかる使用権の入札募集・競売・公示・払下に関する規定

(国土資源部2007年9月28日公布、2007年11月1日施行)

本規定は『中華人民共和国物権法』、『土地調整コントロール強化に関する問題に関する国務院の通知』及び関連法律法規の要求に基づき、『国有土地にかかる使用権の入札募集・競売・公示・払下に関する規定』(2002年5月)の関連内容を改正したものである。本規定では、建設用地使用権の名称及び空間の範囲、入札募集・競売・公示・払下の範囲等について明確に規定したうえ、物権法の規定に基づいて、工業用地を入札募集・競売・

公示の範囲に組入れた（第4条）。このほか、競売会のプロセスを規定し（第15条）、公示・払下の期限の問題（第19条）、払下価格の納入及び建設用地使用権証書の発行の問題（第23条）について、より一層明確にした点が注目される。（全28条）

12. 税関行政にかかる再議弁法

（税関総署 2007年9月24日公布、2007年11月1日施行）

本弁法は、再議に関する情報公開制度を確立し、再議案件の手続状況についてのインフォメーションシステム及び再議答弁制度を確立を目的に制定された。本弁法では、税関の行政再議機関は、宣伝欄、公告欄及び税関の公式ホームページなど手軽に閲覧可能な方法で、当該税関が管轄する行政再議案件の受理範囲、受理条件、行政再議申請書のフォーム及び行政再議案件の審理プロセス及び行政再議決定にかかる執行プロセス等の事項を公布しなければならない（第26条）とした。また、申請人の再議申立方式に関して、本弁法では更に制限を緩め、申立人が直接手渡す、郵送、ファックス及び電子メール等の方式にて行政再議申立書を提出することができる（第26条）とした。さらに、「行政再議申立不受理決定書」を作成する場合、受理しない理由及びその根拠を明記したうえ、申立人に対して引き続いて権利を主張する場合の方法を告知し、申立人が不受理の決定に不服である場合の訴訟権利を告知するなどの内容が盛り込まれた（第32条）。（全8章115条）

13. 就業サービス及び就業管理規定

（労働及び社会保障部2007年11月5日公布、2008年1月1日施行）

本規定では、労働者が求職する際に、公共就業サービス機構又は職業仲介機構及び使用者に対して、個人の基本状況及び応募する職位に直接関係する知識技能、職歴及び就業の現状等の状況を事実とおりに提供したうえ、これらに関連する証明を示さなければならない（第7条）とし、さもなければ、これにより発生する不利な結果について責任を負わなければならないとした。

また、使用者は労働者の個人資料について秘密を保持しなければならぬとしたうえで、労働者の個人資料情報を公開したり、労働者の技術的成果及びインテリジェンス成果を使用する場合には、労働者本人の書面による同意を得なければならない（第13条）とした。このほか、使用者はその他の事業者の名誉を毀損したり、商業賄賂等の不当な手段により人員を募集してはならず（第15条）、使用者が従業員を募集する場合には、法により、勤務内容、勤務条件、勤務場所、職務上の危害、安全生産状況、労働報酬及び労働者が知りたいと希望するその他の状況を事実とおりに労働者に告知しなければならない（第12条）とした。さらに、人材募集案内には、事業者の基本的状況、採用人数、勤務内容、採用条件、労働報酬、福利待遇及び社会保険等の内容のほか、法律法規に規定されるその他内容を含まなければならない（第11条）とした。（全9章77条）

四、司法解釈レベル

1、『中華人民共和国刑法』罪名確定の執行に関する補足規定（三）

（最高人民法院、最高人民検察院 2007年10月25日公布、2007年11月6日施行）

最高人民法院、最高人民検察院が、『中華人民共和国刑法改正案（五）』、『中華人民共和国刑法改正案（六）』の規定に基づき、現行法に対して改正を加えたものである。新たに追加された罪名として、群衆参加型の活動における重大な安全事故罪、国家公務員以外の人員による収賄罪（会社及び企業職員の収賄罪の罪名を取り消した。）国家公務員

以外の人員に対する贈賄罪（会社及び企業職員の贈賄罪の罪名を取り消した。）、虚偽破産罪など22項目の罪名が挙げられる。

五、地方レベル

1、四川省『中華人民共和国婦女權益保障法』実施弁法

（2007年10月11日改正ならびに公布、同日施行）

元の『実施弁法』と比較して、今回新たに改正された『実施弁法』で追加及び改正された条文は40あまりにのぼる。新弁法では、婦女の権益保障に関連して発生する新たな状況及び新たな問題に対し、法律及び制度の面から解決と規範化を図るとした。セクシュアルハラスメント禁止条項が盛り込まれたのが特筆され、セクシュアルハラスメントの定義を、言語、文字、画像、電子情報及びボディランゲージ等の方式により女性に嫌がらせをする行為と規定した（第33条）うえで、事業者および雇用者に対し、業務場所におけるセクシュアルハラスメントの発生を抑止するための措置を講じることを義務付けた（第33条）ことが特筆される。セクシュアルハラスメントを効果的に抑止するため、業務場所において婦女に対するセクシュアルハラスメントが発生し、女性に身体的、精神的被害及び名誉毀損などをもたらした場合において、事業者又は雇用主に過失が認められるときには、法により相応の民事賠償責任を負わなければならない（第47条）とした。（全8章48条）

制度情報

2007年12月～2008年1月の法令から

北京市大地法律事務所

(北京市大地法律事務所 海外部監修)

I 全人代レベル

1 『中華人民共和国労働紛争調停仲裁法』

(全国人民代表大会常務委員会 2007年12月29日公布、2008年5月1日施行)

『中華人民共和国労働紛争調停仲裁法』は2007年6月と8月にそれぞれ採択された『労働契約法』及び『就業促進法』に続き、2007年に可決された第三の労働法関連の法律である。この三つの法律は、中国の労働関連法律制度をよりいっそう充実させる役割を果たすものと期待される。その中でも本法は、使用者と労働者との間に発生した労働紛争による調停及び仲裁について、専門的な規定を設けたものであり、主に以下の内容を含む。

(1) 調停を労働紛争の処理における一つの原則として位置づけた(本法第3条)。(2) 仲裁の時効を延長した。従来は、労働紛争の発生日より60日以内に仲裁を申立てなければならない(『労働法』第82条)とされていたが、本法では、時効制度を1年に延長したうえ、仲裁時効期間について、当事者が自己の権利が侵害されたことを知り、又は知るべき日から起算すると規定したほか、時効の中断及び中止についても規定した。特に、「労働関係の存続期間に労働報酬の支払遅延に起因して紛争が発生した場合には、労働者の仲裁申立ては、仲裁時効期間の制限を受けない。ただし、労働関係が終了した場合には、労働関係終了の日から1年内に提出しなければならない」(本法第27条)と規定した点が注目される。(3) 仲裁の期間を短縮した。従来は、仲裁期間は通常74日間であり、許可を経て最長104日間まで延長することができる(『中華人民共和国企業労働紛争処理条例』第25条と32条)とされていたが、本法の規定により、通常50日間とし、最長60日間まで延長することができる(本法第29条と第43条)とし、仲裁のスピードアップを図った。(4) 「労働報酬、労災医療費、経済補償又は賠償金の請求が当該地区の月最低賃金基準の12か月分の金額を超えない紛争及び国の労働基準を執行することに起因して業務時間、休息休暇及び社会保険等の分野において発生した紛争」にかかる仲裁判断は終局的なものであると規定した(本法第47条)。(5) 労働仲裁を無料と明文化した(本法第53条)。(全4章54条)

2 『中華人民共和国個人所得税法』の修正に関する全国人民代表大会常務委員会の決定

(全国人民代表大会常務委員会 2007年12月29日公布、2008年3月1日施行)

本決定により、2008年3月1日以降の個人所得税の控除額(免税)は、1600元/月から2000元/月までに引き上げられた。

3 『中華人民共和国道路交通安全法』の修正に関する全国人民代表大会常務委員会の決定

(全国人民代表大会常務委員会 2007年12月29日公布、2008年5月1日施行)

本決定に基づき、2008年5月1日以降、自動車事故による人身死亡や財産損失については、強制加入とされる対人保険の責任限度額の範囲内において保険会社が賠償するほか、不足部分について、次の規定により賠償責任を負担すると規定された。(1) 自動車間で生じた交通事故は、過失のある一方が賠償責任を負う。双方に過失があった場合、過失の割

合に応じ、責任を分担する。(2)自動車と、エンジンを搭載しない車両の運転手及び通行人との間で発生した交通事故について、エンジンを搭載しない車両の運転手及び通行人に過失がない場合、自動車側が賠償する。エンジンを搭載しない車両の運転手及び通行人側の過失を証明できる証拠がある場合、過失の程度により自動車側の賠償責任を軽減することができる。自動車側に過失がない場合、10%を超えない範囲で賠償責任を負う。交通事故により発生した損失がエンジンを搭載しない車両の運転手及び通行人の故意によるものであれば、自動車側は賠償責任を負わないものとする。

上記の(2)の部分(本法第76条の(二))は、今回、修正された箇所である。修正前の法律には、「自動車と、エンジンを搭載しない車両の運転手及び通行人との間で交通事故が発生した場合、自動車側により責任を負担する。但し、エンジンを搭載しない車両の運転手及び通行人が道路交通安全法律・法規に違反し、自動車運転手がすでに必要な措置を取ったことを証明できる証拠がある場合、自動車側の責任を軽減する」と規定されている。

したがって、修正後の本条文は、修正前より、自動車側にとっては、有利になったと思われる。

II 国務院レベル

1『中華人民共和国企業所得税実施条例』

(国務院 2007年12月6日公布、2008年1月1日施行) 国務院令第512号

『中華人民共和国企業所得税法』をスムーズに施行するために、国務院は本条例を公布し、企業所得税法の関連規定を具体化した。具体化された規定は主に以下の内容を含むが、中でも企業支出の損金計算及び税収優遇の制度は最も重要なポイントであると言える。

(一) 企業支出の損金計算

企業所得税法の第8条には、「企業に実際に発生し、収入の取得と関係する合理的な支出には、原価、費用、税金、損失その他の支出が含まれる。納税すべき所得額を計算する際には、これらを損金に計算することができる」と規定されている。企業支出の納税前の損金計算という基本原則を更に明確するために、本条例では、「企業の納税前に損金計算できる関係支出とは、収入の取得に直接的な関連性を有する支出のことをいう。合理的な支出とは生産経営活動において通常見られる、当期の損益若しくは関連する資産原価に計上すべき必要且つ正常な支出」と規定している(本条例第27条)。また、これをベースに、本条例は企業支出の損金計算の具体的な範囲と標準について、以下のように具体的に規定している。

(1)企業で発生した合理的な賃金給与は、損金に計算することができる。(本法第34条)

(2)業務交際費用の調整と損金計算(本条例第43条)

本条例第43条は、「企業で発生した生産経営活動に關係のある交際費支出は、発生額の60%を控除できるが、当年売上(営業)収入の0.5%を超えてはならない」と規定している。

業務交際費の控除基準については、従来と大きく変化したため、注意する必要がある。これまで「内資企業税法」では、「年間販売(営業)純収入額が1500万元及びそれ以下の場合、税引き前控除できる業務交際費用は、販売(営業)純収入額の0.05%を超えず、年間販売(営業)純収入額が1500万元を超える部分は、当該部分の0.03%を越えないものとする。」と規定されていた。一方「外資企業税法」では、業務交際費用の控除限度額について、貨物販売企業とサービス提供企業の2種類に分類して規定しており、貨物販売企業の場合、「年間貨物販売純売上額が1500万元以下の場合、税引き前控除できる交際費用は、販売純額の0.05%を超えてはならず、年間貨物販売純売上高が1500万元を超える部

分については当該部分の販売純額の 0.03%を超えてはならない。サービス提供企業の場合、「年間業務収入総額が 500 万元以下の場合、税引き前控除できる交際費用は、業務収入総額の 10%を超えてはならないとされ、年間業務収入総額が 500 万元を超える部分については、当該部分業務収入総額の 5%を超えてはならない」と規定されていた。

これらと比較すると、今回の「企業所得税法」では、計算時の便宜性のために貨物販売企業とサービス提供企業間での異なる扱いを取り消し、計算基準を統一し、最高でも年間販売（営業）収入の 0.05%を超えないこと、業務交際費の実際発生額は 60%のみ控除できることが規定された。外資企業は迅速な調整に迫られる。

（3）広告費用と業務宣伝費用の損金計算（本条例第 44 条）

これまで、「内資企業税法」では、広告費用の場合、業種毎に販売（営業）収入の 2%（一般企業）8%（不動産開発企業、家電企業、通信企業）8.5%（電信企業）25%（製薬企業）等といった複数の上限がそれぞれ規定されており、超過部分は無期限で以後の年度に繰越損金計算できるとされていた。また、業務宣伝費の場合、販売（営業）収入の 0.05%を超えない部分は実額で控除することができ、超過部分は、以後の年度に損金算入できないとされていた。一方の「外資企業税法」では、広告費及び業務宣伝費の控除基準について明確に規定されてなかったため、実額控除控除が可能であった。

今回、本条例第 44 条は、「企業で発生した条件に合致する広告費用及び業務宣伝費支出は、国務院財政、税務主管部門が別途規定する場合を除き、当年売上（営業）収入の 15%までの部分を控除でき、超過部分は以後の年度に繰越して控除できる。」と規定しており、広告費と業務宣伝費を区分せずに、控除限度額を統一して規定した。これは外資企業に大きく影響するとされ、迅速な対応が迫られる。

（二）税収優遇について

本条例は、企業所得税法の所定した税収優遇の範囲と方法について、更に明確した。

（1）技術改革と科学技術の進歩を促進することに関する税収優遇

技術改革と科学技術の進歩を促進するために、企業所得税法は以下の四点の税収優遇を規定していた。本条例はそれについて具体的な規定を設けた。一つの納税年度内における技術譲渡による居住者企業の所得について、500 万元以内の部分は企業所得税を免除し、500 万元を超過した部分は企業所得税を半減して徴収する（本条例第 90 条）。企業所得税法第 30 条において、企業の新技術、新製品、新工芸技術の開発において生じる研究開発費用が、無形資産を形成せず、当期の損益に計上される場合、規定に従い実額発生額を損金計算した上で、研究開発費用の 50%を追加で損金計算する（本条例第 95 条）。ベンチャー投資企業が持分投資形式で未上場の中小ハイテク企業に対し、2 年以上の期間にわたり投資する場合、当該中小ハイテク企業への投資額の 70%を、持分保有期間の満 2 年目に当該ベンチャー投資企業の課税所得額から控除することができ、当年度に控除しきれない場合、以後の納税年度に繰越して控除することができる（本条例第 97 条）。技術進歩により、技術の進歩、製品の更新により、モデルチェンジが比較的速い固定資産と通年にわたり強震度にあり、高腐蝕状態にある固定資産は加速償却の方法を採用することができる。

（2）条件に適合する非営利組織の収入の税収優遇について（本条例第 84、85 条）

本条例は登記手続き・活動範囲・財産の用途と配当から、税収優遇を受ける「非営利組織」の条件を明確した。同時に、本条例は非営利組織が営利性の活動に従事して取得する収入は免税範囲に含まれないと規定している。

（3）非居住者企業の源泉所得税所得に関する税収優遇（本条例第 91 条）

企業所得税法第 4 条の規定によると、「中国国内において機構・場所を設立していない

「非居住者企業が中国国内から取得した所得」及び「非居住者企業が中国国内から取得した中国国内にて設立した機構・場所に実際の関係のない所得」の適用税率は20%である。企業所得税の第27条の規定によると、上述した所得に対し、企業所得税の徴収を免除し、又は軽減することができる。本条例は上述した所得について、10%の軽減税率に従い、企業所得税を徴収することを明確した。

従来の「日中租税協定」では、株式利息、配当金、利息、賃貸料、特許使用料への適用税率は10%とされていた。また、「外商投資企業及び外国企業所得税法」及び「外国企業の我が国国内を源泉とする利息等の所得につき所得税を軽減する問題に関する國務院の通知」では、外国投資家が取得した株式利子及び配当金部分は、源泉所得税を免除し、利息、賃貸料、特許使用料等のその他収入には10%の税率が適用されていた。

このため、源泉所得税に対して2008年1月1日より10%の税率を適用する内容の本条例は、日中租税協定と同様であるが、株式利子、配当金部分については従来の免税適用政策が今回でストップとなるため、外国投資家による株式利子・配当金収入への税負担増が見込まれ、今後、外国投資家による国内外商投資企業からの利潤取得の際には、免税優遇は享受できなくなる。

更に、2008年以前における未配当利益が、2008年1月1日以後に配当された場合、免税対象になるか否かは、今後別途公布されるその他規定で明確になるのだろう。

(三) 小規模低利益企業について(本条例第92、93条)

企業所得税法の第28条第1項の規定によると、条件に適合する小規模低利益企業が20%の税率に従い、企業所得税を徴収する。本条例は小規模低利益企業の標準を規定した。(1)工業企業の場合、年度課税所得額が30万元を超えない、従業員数が100人を超えない、資産総額が3000万元を超えない企業。(2)その他企業の場合、年度課税所得額が30万元を超えない、従業員数が80人を超えない、資産総額が1000万元を超えない企業。

(四) 特別納税調整について

『企業所得税法』第45条では、国際的な租税回避行為に対する措置を講じた。これに対し、本条例第118条でも、より明確に規定している。具体的には、実際の税負担が明らかに低い国(地区)を、税率が12.5%を下回る国(地区)と定義付けた。これにより、今後、中国国内の居住者企業が、実際の税負担が12.5%を下回る国又は地区に企業を設立し、且つ合理的経営への必要性によらずに、利益配当を行わなかったり、少なく配当した場合、上述利益における当該居民企業部分は当該居民企業の当期収入に計上されることになる。

(全8章133条)

2 『企業所得税の移行的優遇政策を実施することに関する國務院の通知』

(國務院 2007年12月26日公布、2008年1月1日施行) 国發〔2007〕39号

本通知は、『中華人民共和国企業所得税法』第57条の規定に基づき、國務院から公布された。本通知によれば、2008年1月1日以降、従前から低税率優遇政策を享受している企業は、新税法施行後5年以内に逐次、法定税率に移行する。従前に企業所得税の「二免三減(生産型外商投資企業で、経営期間が10年以上である場合、利益を取得し始めた年度から起算した1年目及び2年目は企業所得税の徴収を免除し、3年目から5年目は企業所得税を半減して徴収する)」及び「五免五減半」等の期間を定めた税减免優遇措置を享受している企業は、新税法施行後、引き続き原税収法律、行政法規及び関連文書所定の優遇弁法及び年限に従い期間満了までこれを享受する。ただし、利益を取得していないことにより税収優遇を享受していない場合には、その優遇期間は、2008年度から起算する。即ち、企業が2008年から2012年のいずれの年に利益を計上し始めたとしても、いずれの

場合も 2008 年、2009 年が「免税」となり、2010 年から 2012 年が「半減」となる。よって、当該企業がたとえ 2010 年に利益計上をスタートしても、2010 年は免税待遇を享受できず、半減税収優遇のみしか享受できないということである。

このほか、西部大開発にかかる税収優遇政策は引き続き執行する。

本通知と同時に公布された「企業所得税移行的優遇政策実施表」は、原税収に関する法律、行政法規及び行政法規と同様の効力を有する 30 項目の文書に関わっている。これらには、外資企業のみを対象とした優遇措置、特区内にある外資企業のみを対象とした優遇のほか、複数の特定区域にある外資企業のみを対象とした優遇措置が含まれる。

本通知はさらに、『科学技術の長中期発展にかかる国計画綱要』(2006 年~2020 年)若干の補充政策を実施する国务院の通知により規定された「国家ハイテク産業開発区内にて新設したハイテク企業は、厳格な認定を経た後、利益を獲得した年度から 2 年以内は所得税を免除する」との優遇規定に触れ、当該優遇規定が今後、移行的優遇政策に従って実施されると述べている。

3 『経済特区及び上海浦東新区において新たに設立された高度新規技術企業につき移行性税収優遇を実行することに関する国务院の通知』

(国务院 2007 年 12 月 26 日公布、2008 年 1 月 1 日施行) 国發〔2007〕40 号

本通知により、深圳、珠海、汕头、厦门、海南経済特区及び上海浦東新区内において、2008 年 1 月 1 日(当該日を含む。)以降に登記登録を完了した、国による重点的な扶助及び支持を必要とする高度新規技術企業が、経済特区及び上海浦東新区内において取得した所得については、生産経営による収入が最初に発生した納税年度から起算して、第 1 年度、第 2 年度までは企業所得税の徴収を免除し、第 3 年度乃至第 5 年度までは 25% の法定税率に従い企業所得税を半減して徴収するとされた。また、上述した企業が、同時に経済特区及び上海新区以外の地区において生産経営に従事する場合には、自らが経済特区及び上海浦東新区内において取得した所得を別途に計算したうえ、合理的に企業の期間費用を配賦しなければならないとしたほか、別途に計算しない場合には、企業所得税優遇を享受できないとした。さらに、上述した企業が通知の規定に従い移行的な税収優遇措置を享受する期間において、再審査又は抽出検査に不合格となり高度新規技術企業資格を失った場合には、当該企業が高度新規技術企業資格を失った年度から、移行的な税収優遇措置の享受を停止するとした。また、今後において高度新規技術企業として再び認定された場合には、移行的な税収優遇措置を継続して享受したり、これを新たに享受してはならない。また、「国による重点的な扶助及び支持を必要とするハイテク企業」を、「中核となる自主知的財産権を有すると同時に「中華人民共和国企業所得税法実施条例」所定の条件に適合するうえ『高度新規技術企業認定管理办法』に従い認定される高度新規技術企業」と定義づけた。

4 『中華人民共和国耕地占有税暫定条例』(2007)

(国务院 2007 年 12 月 1 日公布、2008 年 1 月 1 日施行) 国務院令第 511 号

本条例により、外商投資企業と外国企業を耕地占有税の徴収対象とされた。本条例によると、耕地を占有し建物を建築し、若しくは非農業建設に従事する企業若しくは個人は耕地占有税の納税者であり、本条例の規定に従い、耕地占有税を納付する。ここでいう「企業」には、国有企业、集団企業、私營企業、株式企業、外商投資企業、外国企業及び他の企業と事業団体、社会団体、国家機関、部隊及びその他の団体が含まれ、「個人」には個人事業者及びその他の個人を含む(本条例第 3 条)とされた。

本条例は 1987 年に国務院が公布、施行した『中華人民共和国耕地占有税暫定条例』の規定した耕地占有税税額基準を 4 倍前後引き上げた（本条例第 5 条）。

経済特区、経済技術開発区及び経済が発達し且つ一人当たりの耕地が非常に少ない区域について、適用される税額は適切に引き上げることもできるが、基本農業用地を占有した場合、適用税額は現地に適用する税額をベースに、50%引き上げる（本条例第 6、7 条）とされた。

耕地占有税の徵収管理については「中華人民共和国稅收徵収管理法」を準拠すると明確化する（本条例第 15 条）など、徵収管理を強めた。

（全 16 条）

5 『2008 年における関税の実施方案に関する国務院関税税則委員会の通知』

（国務院関税税則委員会 2007 年 12 月 24 日公布、2008 年 1 月 1 日施行）税委会[2007]25 号

2008 年 1 月 1 日より、主に最惠国税率、輸入暫定税率、協定税率と特恵税率などに関する輸出入関税が更に調整された。

最惠国税率について、2008 年からフレッシュイチゴ及びテレフタル酸など 45 種類の商品の輸入関税を引下げるほか、その他の税目の最惠国税率は不变とする。

2008 年において、中国は石炭、石料、燃料石油などの資源類製品、ポリシリコン、ディーゼル発動機などの重要な原材料と重要設備及び部品、X 光、人造血液原料、家電製品などの公共衛生に関連する製品及び一部の家庭用生活用品等を含む 600 以上の商品に対し、輸入暫定税率を実施する。このほか、輸入する天然ゴムに対しては引き続いて選択税制を実施する。

エネルギーの消耗及び汚染の高い製品の輸出を更に制限するために、石炭、原油及び金属炭鉱の砂などの製品に対し、引き続いて暫定税率の方式で輸出関税を徴収し、木材パルプ、コークス、合金、鉄鋼、鋼材半製品のビレット、一部の鋼材などの生産エネルギーの消耗及び環境への影響が高い製品に対し、輸出関税を徴収するか、又は引き上げる。また、尿素、リン酸マグネシウムアンモニウムなどの化学肥料の輸出に対し、季節性関税を徴収する。

2 国間及び多国間の経済協力を拡大し、地域の経済発展を促進するために、中国は東南アジア連盟 10 ヶ国、チリ、パキスタン、韓国、インド、スリランカ、バングラディシュなどの国家を原産地とする一部輸入製品に対し、最惠国よりさらに低い協定税率を適用する。香港及びマカオ地区を原産地とし、且つ引き続き原産地基準に合致する製品について、ゼロ関税を実施する。一方、ラオスなどの東南アジア 4 ヶ国、ベナンなどのアフリカ 30 ヶ国、イエメン共和国などの 5 ヶ国、合計 39 の発展が最も後れている発展途上国を原産国とする一部の製品に対し、特別優遇税率を適用する。

また、輸出入税則にある税目についても調整が加えられ、中国の 2008 年版の輸出入税則にある税目の総数が、2007 年の 7646 個から 7758 個までに増加した。

6 『全国年間祝日及び記念日休日弁法』を改正することに関する国務院の決定』

（国務院 2007 年 12 月 7 日公布、2008 年 1 月 1 日施行）国務院令第 513 号

本規定により、原『全国年間祝日及び記念日休日弁法』に規定された「公民の全部について休日とする祝日」は、「(1) 新年、1 日（1 月 1 日）を休日とする。(2) 春節、3 日（旧暦大晦日、正月 1 日及び 2 日）を休日とする。(3) 清明節、1 日（旧暦の清明当日）を休日とする。(4) メーデー、1 日（5 月 1 日）を休日とする。(5) 端午節、1 日（旧暦

の端午当日)を休日とする。(6)中秋節、1日(旧暦の中秋当日)を休日とする。(7)国慶節、3日(10月1日、2日及び3日)を休日とする」とされた。また、3月8日(国際婦人デー)と5月4日(青年デー)は、法定祝日ではないことに注意する必要がある。

したがって、企業側として、上記の法定祝日に、従業員に勤務させた場合、法律により、当該従業員の日割賃金額又は時給賃金額の300%を残業代として支払わなければならない。

7『従業員年次有給休暇条例』

(国务院 2007年12月7日公布, 2008年1月1日施行) 国務院令第514号

本決定により、機関、団体、企業、事業機関、民間非企業事業体、個人経営者にて勤務している従業員について、勤続1年以上の場合、年次有給休暇を取得できるとされた。従業員の累計勤続年数が1年以上10年未満の場合について、有給休暇取得日数は5日間、累計勤続年数が10年以上20年未満の場合について、有給休暇取得日数は10日間、累計勤続年数が20年以上の場合について、有給休暇取得日数は15日間とされた一方、国の法定休日、休假日は有給休暇に算入しないとされている。

本条例は、当年度の有給休暇を取得できない状況についても以下のとおり規定した。(1)従業員が法律に基づいて冬季休暇及び夏季休暇を取得し、その休假日数が有給休暇日数より多い場合。(2)従業員が私事休暇を20日間以上取得し、かつ規定に基づいて給料から控除されなかった場合。(3)累計勤続年数が1年間以上10年間未満の従業員が傷病休暇を累計2ヶ月以上取得した場合。(4)累計勤続年数が10年間以上20年間未満の従業員が、傷病休暇を累計3ヶ月以上取得した場合。(5)累計勤続年数が20年間以上の従業員が、傷病休暇を累計4ヶ月以上取得した場合。

業務繁忙により従業員の有給休暇取得が手配できない場合、使用者は従業員本人の同意を得た上で、有給休暇を手配しないことができるとする一方で、有給休暇を取りやすい環境作りをするために、従業員の未消化の有給休暇に対して、企業は日割給与額の3倍の賃金を未消化の有給休暇の対価として支払わなければならないことを規定した。

本条例は、年次有給休暇の取得にかかる監督体制についても規定した。

本条例には、いくつかの問題を注意する必要があると思われる。「累積勤務年数」が同一使用者での勤務年数なのか、それとも、累積の就職年数なのかについて、不明確である。この問題の解答について、『労働契約法』の実施細則の公布を期待している。使用者側として、自社の就業規則と如何に整合するかについて、注意する必要がある。会社の事情により、休暇を手配できなかった場合に限定し、3倍の賃金で未消化の有給休暇を買取ることについて、使用者側は、証拠の保存に注意し、社内強制休暇制度を考慮したほうが良いと思われる。

(全10条)

III 中央行政部門レベル

1『従業員の通年における平均月勤務時間と賃金換算問題に関する通知』

(労働と社会保障部 2008年1月3日公布)【2008】3号

『全国年間祝日及び記念日休日弁法』(国务院令第513号)の規定によると、全公民について休日とする祝日は元来の10日間から1日増えて11日間となった。これにより、従業員の通年における平均月勤務時間と賃金換算問題がそれぞれ以下のとおり調整された。

(1)制度上の勤務時間の計算について、年間勤務日は250日間であり、四半期勤務日は62.5日/四半期であり、月間勤務日は20.83日/月である。(2)日給・時給の換算は、日

給 = 月給 ÷ 月の賃金日数。時給 = 月給 ÷ (月の賃金日数 × 8 時間)。

残業代を計算する時に用いる月の賃金日数は、従来、20.92 日だったが、今後、21.75 日となった。

2『土地登記弁法』

(国土資源部 2007年12月30日公布、2008年2月1日施行) 国土資源部令第40号

本弁法は『物権法』、『土地管理法』、『都市不動産管理法』及び『土地管理法実施条例』に基づき、土地登記の概念、原則、効力、類型、内容、手続き及び土地登記の各基本制度について明確に規定したものである。

本弁法は元来の『土地登記規則』に対する大幅な修正が加えられており、その中でも最も重要な修正として、以下の点が挙げられる。(1)法により土地を譲渡する時に、登記しなければ発効しないことと、相続と贈与について、登記しなくても発効するが、再譲渡する時に必ず登記を行わなければならないこと。(2)土地登記を「総登記」、「初登記」、「移転登記」、「抹消登記」及び「その他の登記」に分ける。「その他の登記」にはまた、「更正登記」、「異議登記」、「予告登記」、「差押登記」などが含まれ、そのうち「異議登記」、「予告登記」、「差押登記」及び「地役権登記」は新しく追加された土地登記の類型であり、『物権法』の新しい規定を体現したものである。この登記の類型の中に、特に、「予告登記」が最も重要だとされている。「予告登記」とは、当事者が不動産の売買を約束するときに、売主による当該不動産の処分を防止し、将来、買主が当該物権を取得できることを保障するために、行われる登記のことをいう。したがって、「予告登記」は不動産登記の特殊な類型であり、その目的は不動産の買主の利益を保護し、取引安全を保護することである。

「予告登記」により、不動産の売主が当該不動産を再度に販売することを防止できる。

(3)『物権法』の規定に基づき、土地の登記における手続きについて新しく規定した。新しい規定によると、当事者は登記を申請するときに、権利証明と不動産の境界及び面積など必要とされる資料を提出しなければならない。また、本弁法は「申請者が提出する地籍調査票、土地区画図及び土地区画の座標について、資質のある専門業者に地籍調査を依頼し、取得することができる」と規定した。(4)共同申請と単独申請を区分し、登記機関が職権により、又は土地権利者及び利害関係者からの申請により変更登記を行う場合を区分する。また、証明書の引換え、再発行及び差押登記などの規定を追加した。登記できない場合と手続きの時間制限を明確し、土地登記資料の公開閲覧、土地登記関係者が証明を持って就業すること、登記結果のまとめ報告などの制度を明確した。(5)土地権利の保護について、単独の章を設け規定した。法により登記した国有土地使用権、集団土地所有権と集団土地使用権、土地抵当権及び地役権は法律に保護され、いかなる団体と個人による侵害を受けないものと明確に規定した。同時に、土地権利者の合法的な権利を保護し、社会に正確な土地登記情報を提供するために、県級以上の人民政府の国土資源行政主管部門が土地登記結果の情報システムとデータベース作りを強化しなければならず、国家と地方との土地登記結果情報の共有と外地における調査を実現する。

(全10章78条)

3『薬品リコール管理弁法』

(国家食品薬品監督管理局 2007年12月10日公布同日施行) 国家食品薬品監督管理局令第29号

本弁法では、薬品生産企業が薬品に安全上の問題があることを知りながら、自主的にリコールしなかったり、リコールを拒否したりした場合、リコールの対象となるべき薬品

価額の3倍に相当する罰金に処すなどの規定を行い、薬品生産企業のリコール隠し及びリコール拒否に対して厳しい姿勢で臨むことを示した。

薬品リコールとは、薬品生産企業（薬品を輸入した国外の製薬会社をも含む）が、既に市場にて販売されている安全弊害のある薬品を規定された手続きに従って回収することをいう。薬品リコールは自主リコールとリコール命令との2種類がある。リコール命令とは、薬品監督管理部門が調査及び評価を経て、薬品に安全弊害があることを認定し、薬品生産企業がリコールすべきであるものを自動的にリコールしない場合、薬品生産企業に薬品のリコールを命じることをいう。

本弁法は薬品生産企業に対し、健全な薬品質質保証システムと薬品不良反応の監督システムを作り、薬品の品質問題と薬品不良反応の情報を収集し、記録し、規定に従い、適時に薬品監督管理部門に報告するよう、要求している。薬品に存在する可能性のある安全弊害について、調査、評価を行い、薬品に安全弊害を発見した場合、リコールを決定しなければならない。

また、薬品安全弊害の程度に応じて、薬品のリコールを三つのレベルに分けたほか、リコールの届出にかかる時間制限を規定した。詳細な内容は以下のとおり。第1級リコールとは、当該薬品を使用し、厳重な健康危害を引起す可能性がある場合。第2級リコールとは、当該薬品の使用により健康に一時的または回復できる被害を引き起こす可能性がある場合。第3級リコールとは、当該薬品の使用により健康に被害を引き起こすことはないが、その他の原因で回収が必要な場合。1級リコールは24時間以内に、2級は48時間以内に、3級は72時間以内に、関連薬品経営者、使用者に販売および使用の停止について通知する同時に、自治区、直轄市、薬品監督管理部門に報告しなければならない。

（全6章40条）

4『增值税の小規模納税者が貨物を輸出する際の免税に関する管理弁法（暫定）』

（国家税务总局 2007年12月3日公布、2008年1月1日施行）国税発【2007】123号

本弁法は『增值税暫定条例』、『消費税暫定条例』と『輸出貨物の税環付（免税）に関する若干問題の規定』の配布に関する通知（財税字〔1995〕92号）に基づき、增值税の小規模納税者が貨物を輸出することに対し、增值税、消費税を免除し、また、その仕入税額について、控除又は税金還付しない。

また、小規模納税者が、2008年1月1日より自営又は委託輸出する貨物に対し、本弁法に基づき、税務機関に対して免税又は免税照合を申告しなければならない。

5『金融機関が人民元預金・貸付基準金利を調整することに関する通知』

（中国人民銀行 2007年12月20日公布、2007年12月21日施行）銀発【2007】467号

中国人民銀行は、2007年12月21日より人民元預金及び貸付基準金利を調整することを決定した。今回、調整した主な内容は（1）一年間の預金基準金利は現行の3.87%から4.14%まで、0.27%引き上げる。普通預金の基準金利は現行の0.81%から0.72%まで、0.09%引き下げる。その他の預金基準金利も相応に調整する。（2）一年間の貸付金の基準金利は現行の7.29%から7.47%まで、0.18%引き上げる。5年間の貸付金基準金利は調整しないが、その他の貸付金基準金利は0.09%とするなど相応に引き上げた。

6『個人住宅積立金の預金金利を調整することに関する通知』

（建設部 2007年12月20日公布、2007年12月21日施行）建金管【2007】285号

建設部は個人住宅積立金預金金利について、以下のような調整をすることを決定し、通

知した。(1)2007年12月21日より、前期繰越の個人住宅積立金の預本金利を0.45%引上げ、現行の2.88%から3.33%まで調整する。当期預金の個人住宅積立金の預本金利を0.09%引き下げ、現行の0.81%から0.72%まで調整する。(2)個人住宅積立金の貸付本金利は調整しない。

7 『2007年における商品の分類に関する公告』

(税関総署 2007年12月5日公布同日施行)税関総署公告2007年第71号

輸出入貨物の発送人と受取人及びその代理人が輸出入貨物の商品分類を正確に確定し、商品の分類に関する紛争を減らし、税関が商品分類に関する法的執行を統一するために、税関総署は2007年12月5日より、商品分類決定を公布し、公布の日より施行する。

8 『2007年における第二次加工貿易禁止類商品目録(輸出禁止)』を公布する公告について

(税関総署 2007年12月21日公布、2008年1月21日施行)税関総署公告2007年第110号

本公告は2007年4月に公布された加工貿易禁止類商品目録と7月に公布された加工貿易制限類商品目録の後、第三回目の追加公布された加工貿易における禁止・制限類の商品目録である。新しく追加された加工貿易禁止類の商品は主に、絶滅危機に瀕する動植物及びその製品、化学工業及びその関連工業製品、鉄・鋼・アルミ製の低級製品に集中している。

また、前に商務主管部門に批准され、税関へ登録を申請した加工貿易業務について、批准された契約の有効期間内に、執行を完了することを許可する。企業を単元として、オンライン管理を受ける企業について、2008年12月21日の前に、執行を完了することを許可する。上述した業務が期限までに完了できない場合は延期せず、加工貿易の関連規定に基づき扱うとする。

本公告は保税区・輸出加工区などの税関による特別管理の区域にも適用する。但し、本公告の公布前に、すでに設立された企業は除外とする。

9 『2008年における輸入許可証で管理する貨物の目録』

(商務部、税関総署 2007年12月24日公布、2008年1月1日施行)商務部 税関総署公告2007年第100号

本目録により、2008年度に輸入許可証で管理される貨物は、オゾン層の消耗物質の一種類のみ、合計、10個8桁HSコード(57個10桁のHSコードを含む)とされた。

10 『2008年における輸出許可証で管理する貨物の目録』

(商務部、税関総署 2007年12月24日公布、2008年1月1日施行)商務部、税関総署公告2007年第101号

本目録により、2008年度に輸出許可証で管理される貨物は47種類(471個8桁HSコード)とされ、それぞれ、輸出割当額許可証、輸出割当額入札募集と輸出許可証のいずれかによる管理を受けるとされた。

制度情報

2008年2月～2008年3月の法令から

北京市大地法律事務所

(北京市大地法律事務所 海外部監修)

I 全人代レベル

1. 『中華人民共和国水質汚染防止法』(2008改正)（全国人大常委会 2008年2月28日公布、2008年6月1日施行）

現行の水質汚染防止法は、1984年に制定され、1996年に改正されている。全国人民代表大会常務委員会は2006年、水質汚染防止法を含む環境保護に関する法律の執行状況に対する検査を実施したが、この結果として水質汚染防止法の改正を急ぐ要求が同委員会から出された。これを受け2008年2月28日に第十回全国人民代表大会常務委員会において改正後の水質汚染防止法が審議・可決された。「責任の所在の明確化・処罰の厳重化」に重点を置いた今回の改正のポイントを以下に紹介する。

(1) 汚水排出許可制度を全面的に実施するとした。

汚水排出許可制度は、汚染排出総量をコントロールするための制度であり、汚染物の排出に対する監督管理を強化するための重要な手段である。本法では、汚水排出許可制度を全面的に実施し、汚水排出口の設置方法を規範化するとともに、汚水排出企業に対する監督及び汚水測定をより一層強化するとしている。また本法では、許可なく工業廃水、医療汚水を直接的又は間接的に水源へ放出する企業、事業団体、並びに規定により汚水排出許可証を取得する必要があるその他の企業及び事業団体に対し、汚水排出許可証を取得しなければならないと規定している。都市・鎮における汚水集中処理施設を経営する企業についても、汚水排出許可証を取得しなければならぬとした。また、汚水排出許可証を持たない企業による汚水排出や、汚水排出許可証の規定に違反して水源に汚染物を排出することが禁止された（第20条）。

(2) 違法行為によるコストの加重、及び企業の法的責任の明確

「法律を守るにはコストが高くつくが、違法行為が招くコストは低い」との認識により、これまで汚染処理を有効に機能させてこなかったため、違法行為の発生防止を狙いとして、本法では違反行為が招くコストを加重した。

まず、水質汚染物の排出総量をコントロールするために設定された指標を達成できない地方政府及び本法の規定に著しく違反して汚水を排出した企業について、その名称を公開するとした（第9条）。

次に、各種の行政処罰を総合的に適用することにより、行政処罰の効力を強化した。本法では、違法行為の程度及び種類に基づき、違反行為の是正命令、違反行為の停止命令、罰金、操業停止命令及び閉鎖命令等の措置を講じるとともに、直接的な責任者及びその他直接責任を負うべきとされる者に対して、法により処罰を行うとした（第五、六、七章）。

さらに、本法では、期限付きの汚染処理命令及び生産停止命令等を発する権限を、環境保護の主管部門に付与するなど、行政措置をより一層充実させ、環境保護の主管部門による執行力の強化を図った（第七章）。

このほか、違法に汚水を排出した者に対する民事責任及び行政責任の追及を強化したことでも特筆される。本法では、水質汚染による被害者は、汚水を排出した者に対して汚水がもたらす危険を取り除き、汚水により被った損失を賠償請求する権利を有すると定めてい

る。当該権利の行使については、以下のようなプロセスを踏むとされた。①当事者は環境保護の主管部門又は海事管理機構、漁業主管部門に対して、職責に基づいて調停処理を行うよう求めることができる。②調停が不調に終わった場合には、当事者は人民法院に対して訴訟を起こすことができる。当事者は調停を経ずに、人民法院に対して直接訴訟を起こすこともできる。本法には特別規定として、本法の規定に違反し、治安管理への違反行為となる違反があった場合には、法により治安管理にかかる処罰を科し、犯罪にあたる違反があった場合には、法により刑事責任を追及するとの特別規定が設けられたことも特筆される点である（全八章 92 条）。

II 国務院レベル

1. 『「中華人民共和国個人所得税法施行条例」の改正に関する国務院の決定』（国務院 2008 年 2 月 18 日公布、2008 年 3 月 1 日施行）

今回の改正で、個人の請負経営及び賃貸による所得にかかる個人所得税の控除費用基準が、一月あたり人民幣 1,600 元から 2,000 元に引き上げられた。このような調整が行われたのは、従来の『個人所得税法施行条例』の規定では、個人の請負経営及び賃貸による所得についての控除費用基準が毎月 1,600 元であったのに対し、一般の賃金所得者については毎月 2,000 元との基準が設けられている。したがって、個人の請負経営者及び賃貸所得者と賃貸所得者との税収バランスを調整するために、本規定を設けたのである。

現行の外国籍人員（即ち『個人所得税法』に規定される、中国国内に住所がないが、中国国内で賃金報酬を取得している納税者及び中国国内に住所があるが、中国国外で賃金報酬を取得している納税者）の賃金報酬所得の総合控除基準は、中国国内の中国人の賃金報酬所得の控除費用基準より高いため、税収の公平性原則に則り、格差を是正するために、賃金所得の控除費用基準を一月あたり 1,600 元から 2,000 元に引き上げると同時に、付加減免費用の基準を一月あたり 3,200 元から 2,800 元に調整した（外国籍人員の控除費用基準は、現行の一月あたり 4,800 元で変わらない）。

2. 『土地調査条例』（国務院 2008 年 2 月 7 日公布、同日施行）

本法は、土地資源及び利用状況についての全面的な調査を実施し、真実且つ正確な土地基礎データを把握し、土地資源を保護し、最も厳格な耕地保護制度を実施することを目指して、国務院により公布された。

本条例では、県級以上の人民政府の国土资源主管部門及び同級の関連部門を土地調査の主体とすることが規定された。土地調査の内容には、地類、位置、面積及び分布等の状況を含む土地利用の現状及び変化の状況、土地の所有権及び使用権の状況を含む土地の権属及びその変化状況、土地の自然条件及び社会経済条件等の状況を含む土地条件が挙げられる。

また、基本耕地の保護管理を強化するための規定として、本条例では、土地利用の現状及び状況の変化を調査する際には、個々の基本耕地がすべて地図に載り、登録・ファイリングされるように、基本耕地の数量、分布及び保護状況を含む基本耕地の現状及び変化の状況を重点的に調査しなければならないと規定された。

このほか、本条例により、国は、国民経済及び社会発展の需要に基づき、10 年に一度、全国土地調査を実施する一方、土地管理上の必要性に基づき、毎年土地の変更状況に関する調査を実施することが規定された。

さらに、本条例では、全面的な土地調査を行い、実地調査の統計、リモートセンサー等

の手段を総合的に運用するとともに、国による土地調査結果の公布制度を確立し、土地調査結果を広く社会に公表することと、公開閲覧を受け付けることを規定している（全七章36条）。

III 司法解釈

『登録商標、企業名称が先行権利に抵触する民事紛争案件の若干問題に関する最高人民法院の規定』（（法釈〔2008〕3号、2008年2月18日最高人民法院審判委員会第1444次会議にて可決、2008年3月1日より施行）

登録商標、企業名称が先行権利に抵触することから発生する民事紛争案件が裁判所の受理範囲であるか否かについては、これまで法律による明文化がされてこなかったが、これまでの法律の空白を埋めるべく、最高人民法院は2月18日に本司法解釈を公布した。本司法解釈に基づき、他者が登録した商標に使用された文字、図形等により、自らの著作権、意匠権及び企業名称権等の先行権利が侵害されたとして原告が訴訟を起こした場合、民事訴訟規定に合致するケースにおいては、人民法院は受理しなければならないとした。

また、本司法解釈によれば、他者が確定された商品上に使用する登録商標が、自らの先行登録商標に類似するとして原告が訴訟を起こした場合、人民法院は原告に対して関連する行政機関に申立てて解決するよう告知しなければならないとされた。但し、他者が確定された商品以外に使用するかもしくはその顕著な特徴を変更したり、分解したり、組み合わせる等の方法により使用した登録商標が、自らの登録商標に類似するとして原告が訴訟を起こした場合には、人民法院はこれを受理しなければならないとしている。

このほか、訴えられた企業名称が登録商標の専用権を侵害したかもしくは不当競争を構成した場合には、本司法解釈は、人民法院が原告の訴訟請求及び案件の具体的な状況に基づいて、被告に対して企業名称の使用停止及び正しい使用を命じることができるとされた。（全4条）

IV 中央部門レベル

1. 『「複数の省市を跨ぐ企業の総、分支机构の所得税分配及び予算管理にかかる暫定弁法」の公布に関する財政部、国家税務総局及び中国銀行の通知』（財政部、国家税務総局、中国銀行 2008年1月15日公布、2008年1月1日施行）

中国では、地域格差及び貧富の格差が拡大の一途を辿っているが、その大きな原因としては、税収と税源の不一致の問題が挙げられる。この問題を解決するべく、制度の面から地域税収の移転を実現することを狙いとして、今年1月15日に、財政部、国税総局及び中国銀行により本法が共同公布された。

従来は、企業の総機構及び分支机构の企業所得税はいずれも総機構の所在地にて一括して納付されていたが、本法の公布を受けて、納税企業の総機構及び分支机构がそれぞれの所在地にて期毎に企業所得税を前納しておき、年末に総機構により企業所得税の確定申告を行い、過払い分については税金還付を受け、不足分の税金については追納することとなった。

本法の核は「統一計算、級別管理、所在地での前納、確定申告、財政収入の入庫先の調整」との言葉で端的に表すことができる。「統一計算」とは、企業に属する法人資格のない営業機構及び営業場所を含む課税所得額及び納税額を総機構により統一計算することを指し、「級別管理」とは、税務機関が、それぞれの所在地にある企業の総機構及び分

支機構に対して企業所得税を管理し、総機構及び分支机构はそれぞれ所在地の主管税務機関の管理を受けることを言い、「所在地での前納」とは、本法に基づき、総機構及び分支机构が、月毎に若しくは四半期毎に所在地にある主管税務機関に対して企業所得税を申告、前納することを指し、「確定申告」とは、年度終了時に、総機構により企業所得税の年度確定申告を行い、企業が課税所得額を統一計算し、総機構及び分支机构が当年既に期毎に前納している企業所得税を控除した後、過払い分については税金還付を受け、不足分の税金については追納することを指し、「財政収入の入庫先の調整」とは、財政部が定期的に中央国庫に納入された地区を跨いだ総機構及び分支机构にかかる未分配の収入を、審査・確定された係数に照らして地方金庫に組み入れる調整を行うことを指す。

本法により、総機構及び分支机构が統一計算する当期の課税額のうち地方財政に組み込まれるべき部分について、25%を総機構所在地に分配し、50%を各分支机构の所在地に分配し、残りの25%を一定の比率に照らして各地間で分配するとされた。

また、複数の省市を跨ぐ総、分支机构を持つ企業は、審査・確定された課税税額に基づき、総機構及び分支机构により、月毎もしくは四半期毎に所在地にて前納するが、前納方式については一旦確定された後には、同年度中に変更することはできないとされた。総機構は毎月もしくは毎期終了の日から10日以内に、各省市にある分支机构の前年度における経営収入、従業員賃金及び資産総額の3要素に照らして、統一計算された企業の当期における課税税額の50%について、各分支机构間で分配し、各分支机构は分配された税額に基づいて所在地にて納税を行い、納付された税金収入は、中央国庫と分支机构所在地が6対4の比率でそれぞれ享受するとされた。当年度に新たに設立された分支机构については、翌年から分配に参加するとされた一方、当年度に登録を抹消した分支机构については、翌年から分配への参加をしないこととされた。

今まで、外商投資企業の分支机构は総機構との合算納税が実施されてきたため、各自の税金負担は不要であったものの、上述の内容に鑑みれば、今後分支机构（分公司）としても所在地の税務当局に四半期ごとに税金の事前納付が必要となってくる可能性が高く、

(1) その納付金額を正確に計算する為には、総機構が各分支机构とのパイプつなぎを強化し、分公司の収支状況を迅速的に把握できること (2) 各分公司が資金の負担増加に伴う各自キャッシュフローの調整などが求められる。

2. 『企業所得税にかかる若干の優遇政策に関する財政部及び国家税務総局の通知』(財政部、国家税務総局 2008年2月22日公布)

本通知では、ソフト産業及び集積回路産業、証券投资基金及び外国投資者が、外商投資企業から取得する利益など関連する企業所得税にかかる優遇政策について規定を行った。その主な内容は以下のとおりである。

- (1) ソフト生産企業について、增值税の「即徴収・即還付」政策により還付された税金について、これを企業がソフト製品の研究開発及び拡大再利用に使用した場合には、企業所得税の課税対象となる収入とは見なさず、企業所得税を徴収しない。中国国内で新たに設立されたソフト生産企業については、認定を受けた後に、利益獲得の年度から初年度及び次年度については企業所得税の徴収を免じ、3年目から5年目までは企業所得税を半減して徴収する。国の計画に組み入れられている重点ソフト生産企業については、当年度に税収の優遇措置を享受しなかった場合には、10%の税率に照らして企業所得税を減免する。ソフト生産企業の従業員研修費用については、実際に発生した費用の額に照らして課税所得税を計算する際に控除する。企業及び事業者がソフトを購入する場合には、固定資産又は無形

資産にかかる条件に合致すれば、固定資産又は無形資産に照らして確認し、主管税務機関の審査・批准を経て、その減価償却もしくは損金算入の期限を、最短2年まで適切に短縮することができる。

- (2) 集積回路の設計企業は、ソフト企業と見なし、上記のソフト企業と同様の企業所得税政策を享受する。
- (3) 株式及び債券の売買による差額収入、持分により発生する利息、配当金による収入、債券の利息収入及びその他収入を含む証券投資基金が証券市場から獲得した収入について、暫時、企業所得税を徴収しない。投資者が証券投資基金の配当から獲得した収入については、暫時、企業所得税を徴収しない。証券投資基金の管理人が基金を運用して株式及び債券を売買して獲得した差額収入についても、暫時、企業所得税を徴収しない。
- (4) 一部の業界及び企業について、税収にかかる優遇政策の連續性を保証するため、①就職及び再就職、②オリンピック及び万国博覧会、③社会公益、④債権の株式転換、資産精査・資産査定、再編、組織変更、制度転換など企業改革、⑤農業及び国家備蓄に関わるもの、⑥その他単独の優遇政策など計6種の従来から実施されている定期企業所得税にかかる優遇政策については、2008年1月1日以降においても、従来の優遇政策に規定される方法及び時間に照らして期限まで執行する。
- (5) 2008年1月1日以前に、外商投資企業に存在する累積の未配当利益について、2008年以降に外国投資者に配当する場合には、企業所得税の徴収を免ずる。2008年及びそれ以降の年度に、外商投資企業が新たに発生した利益を外国投資者に配当する場合には、法により企業所得税を納付する。
- (6) 『中華人民共和国外商投資企業及び外国企業所得税法』、『中華人民共和国外商投資企業所得税実施条例』、『企業所得税の施行過渡期における優遇政策に関する通知』(国發[2007]39号)、『経済特区及び上海浦東新区にハイテク技術企業を設立する過渡期における税収優遇措置に関する国務院の通知』(国發[2007]40号)及び本通知に規定される優遇政策を除き、2008年1月1日以前に実施されていた企業所得税についてのその他の優遇政策は一律廃止する。

3. 『「中華人民共和国外商投資企業及び外国企業所得税法」に基づいて規定された審査認可事項の手続き期限の問題に関する国家税務総局の通知』(国税函[2008]213号 2008年3月12日公布)

企業所得税法の過渡期の政策実施に協力し、税務行政の審査認可事項を整えるため、国家税務総局は『中華人民共和国外商投資企業及び外国企業所得税法』に規定される審査認可事項の連結処理問題について、以下のとおり通知した。

- (1) 2007年12月31日以前に企業に発生した、『中華人民共和国外商投資企業及び外国企業所得税』及び関連する規定に基づいた税収優遇事項について、税務機関に報告して審査・確認及び審査・認可を受ける必要がある場合には、従来の規定に照らして関連する審査認可手続きを履行し、認可を受けた後に、相応の税収優遇措置を享受する。
- (2) 各地の税務機関は、原則として『中華人民共和国外商投資企業及び外国企業所得税法』に規定される2007年度の企業所得税にかかる確定申告期限までに審査認可を完了する。基層の主管税務機関による受理の後に税務総局まで段階を追って送付して審査認可を受ける必要がある事項については、2008年4月30日以前に

税務総局に報告しなければならない。

上記の通知内容に鑑み、外商投資企業又は外国企業は、2007年12月31日以前に発生した税収に関する優遇事項を速やかに確認するとともに、関連する税務機関に対して報告して審査・確認、審査・批准を受けることが必要となろう。

4. 『外商投資企業及び外国企業について元々執行していた若干の税収優遇政策が取り消された後における税務上の処理問題に関する国家税務総局よりの通知』(国家税務総局 2008年3月5日公布)

国家税務総局は3月5日に通知を発行し、外商投資企業及び外国企業について元々執行していた若干の税収優遇政策が取り消された後における税務上の処理問題に関する見解を明確に示した。

本通知によれば、外国投資者が外商投資企業から獲得した税引き後の利益を直接本企業の登録資本の増加のために投資したか、若しくは資本投資をしてその他の外商投資企業を設立した場合において、2007年末までに再投資を完成させ、且つ国家工商管理部門にて登録の変更若しくは新たな登録を行っているケースでは、『中華人民共和国外商投資企業及び外国企業所得税法』及びその関連規定に基づき、再投資にかかる税の還付手続きを行うことができる。但し、2007年末までに、2007年度の未配当利益を用いて再投資を行ったケースでは、税の還付手続きを行うことはできない。

通知によれば、外国企業が中国に対して専有技術を譲渡するか、もしくは貸付を提供するなどして獲得した所得について、これにかかる契約が2007年末までに締結されており、且つ『中華人民共和国外商投資企業及び外国企業所得税法』に規定される免税条件に合致する場合において、税務機関より免税措置を受けることを批准されている場合には、契約の有効期間内において引き続き免税措置を受けることができる。ただし、期間の延長及び補充契約若しくは条項の追加などを含まないものとする。

このほか、定期の免税優遇措置を享受する外商投資企業について、2008年以降、条件に変化が発生し、『中華人民共和国外商投資企業及び外国企業所得税法』の規定する条件に合致しなくなった場合には、税法に関連する規定に基づいて、それ以前（優遇の過渡期間を含む）に既に享受している定期減免税額を追加納付しなければならない。

5. 『中華人民共和国耕地占用税暫定条例施行細則』(財政部、国家税務総局 2008年2月26日公布)

本施行細則では、『中華人民共和国耕地占用税暫定条例』に基づいて修正されたものである。細則は計34条から構成され、耕地占用税暫定条例の施行対象、耕地占用税の平均税額及び免税範囲等について、詳細に規定した。

施行通知では、『中華人民共和国耕地占用税暫定条例』でいう「建物」とは、建築物及び構築物を含むとしている。農地の水利のために耕地を占用している場合には、耕地占用税を徴収しないとした。各省、自治区、直轄市における耕地占用税の平均税額については、細則に付されている『各省、自治区、直轄市における耕地占用税の平均税額』に照らして執行するとした。さらに、施行細則では、耕地占用税の徴収を免除する軍事施設、学校、病院、交通施設等についての詳細範囲を規定し、学校や病院の敷地について職員の住宅用地として占用されている耕地については、耕地占用税の免除対象とはならないことを明確に規定した。

本細則によれば、免税の対象となる学校は、具体的には県級以上の人民政府の教育行政部門により認可を受けて成立した大学、小中学校、学歴授与資格のある職業教育学校

及び特殊教育学校を含み、学校内に経営性の場所及び教職員の住居が耕地を占用したものについては、現地の適用税額に照らして耕地占用税を納付するとされた。

このほか、免税の対象となる病院について、具体的には県級以上の人民政府の衛生部門により認可を受けて設立された病院において、医療看護サービスを提供するための場所及びその周辺設備のみに限られる。病院の敷地について、職員の住宅として耕地を占用したものについては、現地の適用税額に照らして耕地占用税を納付するとされた。(全34条)

6. 『税関特別監督管理区域に進入する一部の製品について輸出関税を徴収しないことに関する国務院関税税収規則委員会の通知』(税委会[2008]3号、2008年2月4日公布)

国務院の批准を経て、国務院関税税収規則委員会は、2008年2月15日より、税関特殊監督管理地域に進入する一部の製品について、輸出関税の徴収をしないことを決定した。

- (1) すべての税関の特殊監督管理区域に进入する、区及び企業の工場建物の建設に用いられるインフラ物資（以下「インフラ物資」という）について、区に进入する場合には、輸出関税を徴収しない。これらのインフラ物資を国内から輸出することはできず、仮に区内に使用未完了のインフラ物資が存在する場合には、税関の監督管理のもとに区外に運び出される。但し、国外から区内に进入したインフラ物資を中国国内に運び出す場合には、税関特殊監督管理区域の管理に関する税関の関連規定に基づいて、税關にて納税手続きを行わなければならない。
- (2) 区内の生産企業が中国国内において輸出製品の生産に用いる原材料（本通知の付属文書にあるリストを参照のこと）を購入する場合、区に进入する際に輸出関税を徴収しない。区内の生産企業が、中国国内にて上述の原材料を購入し、実質的な加工を行っていない場合には、区内の非生産企業（例えば、保税物流、倉庫保管及び貿易等に従事する企業）に転入（又はこれらに販売）することはできず、直接輸出するか、もしくは保税方式にて区から運び出さなければならない。上述した、輸出関税を徴収しない措置を享受した原材料について、実質的な加工を経ずに区から運び出されて中国国内に販売された場合には、規定に照らして輸入関税及び輸入環節税を徴収する。
- (3) 区内の非生産企業（例えば、保税物流、倉庫保管、貿易等の企業）が中国国内において購入した区内に入るリストに明記された原材料は、当該政策を適用されない。
- (4) 上述の政策は、保税加工機能を有する輸出加工区、保税港湾区、総合保税区、珠海・マカオ越境工業区（珠海園区）及び中国・カザフスタン国境のコルガス国際边境提携センター（中国側の配置区域）のみに適用される。

7. 『一部の製品油にかかる消費税政策の調整に関する財政部及び国家税務総局の通知』(財政部、国家税務総局 2008年2月2日公布)

国務院の批准を経て、財政部及び国家税務総局は、ナフサ等一部の製品油に対する消費税政策に調整を加えた。本通知の主な内容は以下のとおりである。

- (1) 2008年1月1日より、ナフサ、ソルベントナフサ、潤滑油は、1リットルあたり0.2元の消費税を徴収するほか、燃料油は1リットルあたり0.1元の消費税を徴収する。
- (2) 2008年1月1日から2010年12月31日までの間、ナフサを輸入した場合や国産

のエチレン及び芳香類炭化水素製品を原料とするナフサについては消費税を免ずる。生産企業が国外に直接販売するナフサについては、規定とおりに消費税を徴収する。

- (3) 外部からの購入又は委託加工による回収を経て既に納税しているナフサ、潤滑油及び燃料油を原料として生産される課税消費品については、消費税課税税額の中から、原料について既に納付済みの消費税額を控除することを許可する。税額を控除する際の計算公式は、「当期において控除できる外部から購入した課税消費品に関する納税済み金額=外部から購入した課税消費品の個別の税額×当期において控除できる外部から購入した課税消費品の数量」。

8. 『自動車部品の再利用の試験ポイントの組織・展開作業に関する国家発展改革委員会弁公庁の通知』(国家発展改革委員会弁公庁 2008年3月2日公布)

国家発展改革委員会は、2008年3月2日に本通知を公布し、本通知の付属文書として『自動車部品の再利用の試験ポイント管理弁法』及び自動車部品再利用試験ポイントとなる企業リストを公布し、今後2乃至3年にわたり試験ポイントにて、自動車部品再利用産業の発展を推進する政策、管理制度及び監督システムを模索し、中国国内における中古自動車部品の取引及び再利用製品の販売にかかる対応措置の研究を展開し、関連する管理政策及び法規の将来的な改正のための依拠を提供し、再製造に関連する技術基準、市場参入条件及び流通監督管理システムなどを検討していくとしている。再利用試験ポイントの対象となる自動車部品の範囲は、エンジン、トランスミッション、発電機、ステアリング等の製品とされた。また、試験ポイントについて以下の事項が明確に規定された。
①再利用企業が、廃車処分された自動車の分解を行う企業から「5大自動車部品」(エンジン、トランスミッション、前後車軸及びフレーム)を購入して再利用を行うことは、暫時許可しない。その他の部品については、『廃車自動車の回収に関する管理弁法』の関連規定に基づいて取り扱う。
②再利用の製品は、原則として同類製品の新品の品質保証期間を下回ってはならない。
③部品の再利用企業は、授権なくして他の企業の製品を回収もしくは再利用してはならない。
④再利用された製品は、自動車生産企業のアフターサービスシステムに組み入れられて流通すべきであり、小売市場に直接販売してはならない。
⑤再利用企業は、再利用可能な部品の元の生産企業より商標使用権を獲得しなければならない。なお、これまでに、自動車メーカーとしては、一汽集団、江淮汽車及び奇瑞汽車の3社が、自動車部品から自動車本体を再製造する認可を受けているほか、部品メーカーとしては、上海大衆聯合發展有限公司及び濰柴動力再製造有限公司など11社が自動車部品を再利用する認可を受けている。

9. 『環境保護にかかる法律法規が設定する国家環境保護総局により施行される行政許可項目及び根拠目録』(国家環境保護総局 2008年2月17日公布)

国家環境保護総局は、環境保護にかかる法律及び行政法規が設定する国家環境保護総局により施行される行政許可項目及びその法律根拠についてまとめたうえで、本目録を作成した。本目録によれば、国家環境保護総局が施行する行政許可項目は合計23項目にのぼる。

10. 『既に失効したかもしくは廃止された税収に関する規範性文書目録（第二回批准）に関する通知』(国家税務総局 2008年1月17日公布)

本通知により、国家税務総局が2005年1月1日から2006年12月31日までの間に公

布した 36 の税収に関する規範性文書の全部（一部）について無効もしくは廃止が宣言された。廃止された文書には、『小規模納税者外商投資企業が国産設備を購入する際の税金還付の問題に対する国家税務総局の回答』、『黄金を含む製品の輸出税金還付に関する問題に対する国家税務総局の解答』、『輸出契約の届出に関する問題に対する国家税務総局の通知』、『車両購入税の税収政策及び徴収管理に関する国家税務局の補足通知』及び『自動車車両税収管理の強化に関する問題に対する国家税務総局の補足通知』など重要な規定が含まれている。

11. 『自動車ファイナンス会社管理弁法』（中国銀行業監督管理委員会 2008 年 1 月 24 日公布）

中国銀行監督管理委員会は、2008 年 1 月 24 日に新たな『自動車ファイナンス会社管理弁法』を公布したが、これは 2003 年 10 月に公布施行している『自動車ファイナンス会社管理弁法』に対する重要な改正である。

本法では自動車ファイナンス会社の専門性を高め、且つ核心産業として発展させることを狙いとして、参入資格及び業務内容に関する規定を行った。具体的には、自動車ファイナンス会社の出資者に対し、自動車ファイナンス管理経験や専門的な管理スタッフを擁することを義務付けたほか、新たに自動車ファイナンスリース業務を追加し、従来からの自動車小売ローン、卸売りローンと合わせて自動車金融会社の三大主要業務として位置づけた。

リスク管理においても、本法は、自動車ファイナンス業務及びリスク管理の特性の要求を体現することに重視する。例えば、本法では、最多 10 社までの顧客に対してのみ許可されていた与信に関する従来の限定規定を取り消すとともに、関連取引のリスクを防止・分散させるために、同一集団の傘下にある顧客に対する与信比率についての制限を追加するなどがある。

このほか、自動車ファイナンス会社の機能に関する位置づけ及び自動車ファイナンスの主要業務を明確にしたうえで、融資のルートを拡大し、金融債券の発行を認め、同業者間での短期間の賃貸による融資市場等の規定を追加した。これらは、自動車ファイナンス会社の業務発展のための合理的な資金リソース問題の解決を期すものである。

12. 『廃止及び失効を宣言する 6 つの規則に関する商務部の決定』（商務部 2008 年 1 月 29 日公布）

本通知により、商務部は廃止と決定した 4 つの規則は、『対外貿易代理制度に関する暫定規定』、『マカオ地区に対して普通労務提携を展開するための管理弁法』、『貨物自動輸入許可管理弁法』及び『商業特許経営管理弁法』である。

このほか、『中外合弁対外貿易会社の設立に関する暫定弁法』及び『「中外合弁対外貿易会社の設立に関する暫定弁法」補足規定』の 2 つの規則について、失効と、商務部から宣言された。

13. 『「加工貿易貨物に関する中華人民共和国税関の監督管理弁法」の修正に関する税関総署の決定』（税関総署 2008 年 1 月 14 日公布、2008 年 3 月 1 日施行）

『加工貿易貨物に関する中華人民共和国税関の監督管理弁法』（税関総署令第 113 号、以下「元の弁法」という）は 2004 年 4 月 1 日より正式に施行されて以来、保税加工業務管理の統一化及び加工貿易の発展促進にある程度の作用を發揮した。しかし、加工貿易の急速な発展に伴い、元の弁法は新たな情勢に適応できない面も出てきたため、「有効的な

監督管理を行い、効率よく運営する」との原則に則り、税関総署は本決定を公布することにより、事実上、元の弁法に対する改正を行った。

また、本決定では、外注加工業務の管理に対してより一層明確な規定を行ったが、その要点は主に以下の3点に集約される。①外注加工に対して、更に明確で確固とした定義を行った。②主要工程について外注加工をしてはならないとの制限規定を取り消し、合理性と操作性を一層高めた。③外注加工貨物について、税関の批准を受ければ、本企業に返送しなくともよいと規定し、簡便性と実務性を高めた。以上の規定により、加工貿易企業により一層有利となった。

本決定と元の弁法との最大の違いは、保税加工貨物の外注加工管理制度をより一層明確化し、規範化したことにある、これには、外注加工に対する新たな定義づけ、経営企業に対する片側管理、主要工程を外注してはならないとの制限規定の取り消し、外注加工の保税貨物について税関の批准を経れば返送しなくともよいなどの点が挙げられる。

本決定では、元の弁法の5つの条文と7つの項の内容に対する修正が行われたが、具体的に以下のとおりである。

- (1) 元の弁法に規定されていた外注加工の定義を改正した。元の弁法第三条第11号に規定されていた「外注加工とは、加工貿易企業が、自らの生産工程の制限により、税関の批准を受けて関連手続きを行い、請負企業に委託して加工貿易貨物の一部の工程について加工を行い、規定の期間内に、加工後の製品を本企業に返送したうえ、最終的に再輸出する行為を指す」との内容を、「外注加工とは、経営企業が自らの生産の特徴及び条件上の制限により、税関の批准を受けて関連手続きを行い、請負企業に委託して加工貿易貨物の一部の工程について加工を行い、規定の期間内に、加工後の製品を本企業に返送したうえ、最終的に再輸出する行為を指す」との表記に修正した。外注加工の定義に対する修正では主に生産工程の制限を考慮したほか、実務においては企業の生産能力が繁忙期における国際市場の需要を満たすことができないことにより、もしくは注文書の数量が多いことにより外注加工が必要となるケースについて、これに対して税関が外注加工を批准しないような場合には、企業が市場の確保と利益の追求のために許可なく独自に外注加工を行う可能性もある。このため、本規定では、生産工程に対する制限以外に、企業が緊急に約定を履行しなければならない等の状況が発生した場合には、税関の批准を受けて外注加工を行うことができるとした。
- (2) 外注加工の適用条件及び管理方式を調整した。加工貿易業界は繁多であるうえ、製品加工の工程もまた複雑多様であり、とりわけ、現在の共同生産の状況下においては、生産チェーンの比較的長い業界については、工程の重要度は相対的なものであり、また、「主要工程」の基準の認定についても、企業と税関の間には大きな隔たりがあり、税関が明確な執行基準をもたないために、税関の現場において統一的な規範に基づいた執行を困難にしている。上述の状況を受け、本決定では元の弁法第25条に規定されていた「主要工程」に対する制限を取り消し、企業の正常な経営発展の需要に適応するとともに、税関による監督管理が有効的に行われることを保障するために、第23条に「外通加工の関連管理規定に基づいて手続きを行う」との表記を追加した。
- (3) 外注加工貨物について、税関の認可を受ければ、返送しなくともよいとの原則を明確にした。外注加工の過程で大量に発生する、何ら価値のない端くれ若しくは有毒・有害な端くれ及び副生産品について、企業にこれらを全て返送することを義務付けた場合に、企業の生産コスト及び環境コストを増大させるだけでなく、

- 税関による監督管理の難易度を高める結果を招くことは必至である。このため、企業による生産の実情を考慮し、「返送しなければならない」とされていた従来の規定を、「外注加工の完成品、剩余部品及び生産過程で発生した端くれ、不良品および副生産品等の加工貿易貨物について、経営企業の所在地を管轄する税関の認可を受ければ、本企業に返送しなくともよい」と修正した。
- (4) 関連する法律法規と連動し、確認審査及び行政処罰等の関連条項をより一層充実させる。

法律翻訳

中華人民共和国労働契約法

(2007年6月29日第十回全国人民代表大会常務委員会第二十八回会議通過)

目 次

第一章 総則

第二章 労働契約の締結

第三章 労働契約の履行と変更

第四章 労働契約の解除と終了

第五章 特別規定

第一節 集団契約

第二節 勞務派遣

第三節 非全日制雇用

第六章 監督検査

第七章 法律責任

第八章 附 則

第一章 総則

第一条 労働契約制度を整備し、労働契約双方の当事者の権利及び義務を明確にし、労働者の合法的権益を擁護し、調和のとれた安定的労働関係を構築、発展させるため、本法を制定する。

第二条 中華人民共和国国内の企業、個人経済組織、民営非企業単位等の組織(以下、「使用者」という)と労働者が労働関係を形成し、労働契約を締結、履行、変更、解除又は終了する場合に本法を適用する。

国家機関、事業機関、社会団体とともに労働関係を形成する労働者が労働契約を締結、履行、変更、解除又は終了する場合は本法により執行する。

第三条 労働契約を締結する場合は、適法、公平、平等及び自由意思、協議一致、誠実信義の原則を遵守しなければならない。

法により締結された労働契約は拘束力を有し、使用者と労働者は労働契約で約定された義務を履行しなければならない。

第四条 使用者は法により労働規則制度を確立及び整備し、労働者が労働権利を享受し、労働義務を履行することを保障しなければならない。

使用者が労働報酬、勤務時間、休憩・休暇、労働安全衛生、保険福利、従業員研修、労働紀律及び労働ノルマ管理等についての労働者の密接な利益に直接関わる規則制度又は重要事項を制定、改正又は決定する場合は、従業員代表大会又は従業員全体で討議し、方案及び意見を提出し、労働組合又は従業員代表と平等な協議を経て確定しなければならない。

規則制度及び重要事項決定の実施過程で、労働組合又は従業員は不適切であると考える場合、使用者にそれを提起し、協議によって改正・改善する権利を有する。

使用者は、労働者の密接な利益に直接関わる規則制度及び重要事項決定を、公示するか又は労働者に告知しなければならない。

第五条 県級以上の人民政府労働行政部門は労働組合及び企業側代表とともに、健全に労働関係を調整する三者間体制を確立し、労働関係に関する重要問題を共同で検討し解決する。

第六条 労働組合は労働者が使用者と法により労働契約を締結及び履行するように支援・指導し、使用者とともに集団協議体制を確立し、労働者の合法的権益を擁護しなければならない。

第二章 労働契約の締結

第七条 使用者は労働者雇用の日から労働者と労働関係を形成する。使用者は従業員名簿を作成して調査に備えなければならない。

第八条 使用者が労働者を募集・採用する場合は、労働者に対し事実のとおりに業務内容、勤務条件、勤務場所、職業的危険、安全生産の状況、労働報酬及び労働者が知ることを要求するその他の状況を告知しなければならない。使用者は労働者の労働契約に直接関係する基本的状況について知る権利を有し、労働者は事実のとおりに説明しなければならない。

第九条 使用者が労働者を募集・採用する場合は、労働者の住民身分証及びその他証明書を差し押さえてはならず、労働者に担保の提供を求めるか、又はその他の名義で労働者から財物を受け取ってはならない。

第十条 労働関係を形成するに当たっては、書面により労働契約を締結しなければならない。

既に労働関係を確立しているが、同時に書面により労働契約を締結していない場合は、雇用の日から1ヶ月以内に書面による労働契約を締結しなければならない。

使用者と労働者が雇用の前に労働契約を締結した場合は、労働関係は雇用の日から確立する。

第十二条 使用者が雇用と同時に書面により労働契約を締結せず、労働者と約定した労働報酬が不明確である場合、新たに雇用した労働者の労働報酬は集団契約で規定している基準に基づき執行する。集団契約がない場合又は集団契約に規定されていない場合は、「同工同酬（同一労働、同一賃金）」制を実施する。

第十三条 労働契約はそれぞれ固定期間のある労働契約、固定期間のない労働契約及び一定の業務任務の完了を以って期間とする労働契約の3種類とする。

第十三条 固定期間のある労働契約とは、使用者と労働者が契約の終了時期を約定している労働契約を指す。

使用者と労働者が協議により合意に達すれば、固定期間のある労働契約を締結することができる。

第十四条 固定期間のない労働契約とは、使用者と労働者が終了時期を約定していない労働契約を指す。

使用者と労働者が協議により合意に達すれば、固定期間のない労働契約を締結することができる。下記の状況のいずれかがあり、労働者が労働契約の更新、締結について提起又は同意した際は、労働者が固定期間のある労働契約の締結を提起する場合を除き、固定期間のない労働契約を締結しなければならない。

- (1) 労働者が当該使用者において連続満10年勤務している場合
- (2) 使用者が労働契約制度を初めて実施するか、又は国有企業が制度改革により新たに労働契約を締結する時点で、労働者が当該使用者において連続満10年勤務しており、かつ法定退職年齢まで10年に満たない場合
- (3) 固定期間のある労働契約を連続して2回締結し、かつ労働者に本法第三十九条並びに第四十条第1項、第2項の規定する情況がないときに、労働契約を更新する場合

使用者が労働者を雇用した日から満1年以内に労働者と書面により労働契約を締結しない場合、使用者と労働者は既に固定期間のない労働契約を締結しているものとみなす。

第十五条 一定の業務任務の完了を以って期間とする労働契約とは、使用者と労働者がある業務の完了を以って契約期間とすることを約定した労働契約を指す。

使用者と労働者が協議により合意に達すれば、一定の業務任務の完了を以って期間とする労働契約を締結することができる。

第十六条 労働契約は使用者と労働者が協議のうえ合意し、かつ使用者及び労働者が労働契約文書上に署名又は捺印することで発効する。

労働契約文書は使用者と労働者がそれぞれ一部ずつ保有する。

第十七条 労働契約は下記の条項を具備していなければならない。

- (1) 使用者の名称、住所及び法定代表者又は主な責任者
- (2) 労働者の氏名、住所及び住民身分証又はその他有効である身分証明書類の番号
- (3) 労働契約の期間
- (4) 業務内容及び勤務場所
- (5) 勤務時間及び休憩、休暇
- (6) 労働報酬
- (7) 社会保険
- (8) 労働保護、労働条件及び職業的危険の防護
- (9) 法律、法規で労働契約に盛り込むべきその他の事項

労働契約では前項で規定されている必須条項の他に、使用者と労働者は試用期間、職業研修、機密保持、補助保険及び福利待遇等のその他事項を約定することができる。

第十八条 労働契約における労働報酬及び労働条件等の基準の約定が不明確であるために紛争が生じた場合は、使用者と労働者は再度協議することができる。協議が合意に達し

ない場合は、集団契約の規定を適用する。集団契約がなく、又は集団契約で労働報酬について規定していない場合は、「同工同酬（同一労働、同一賃金）」制を実施する。集団契約がなく、又は集団契約において労働条件等の基準について規定していない場合は、国の関連規定を適用する。

第十九条 労働契約期間が3ヶ月以上1年未満の場合、試用期間は1ヶ月を超えてはならない。労働契約期間が1年以上3年未満の場合、試用期間は2ヶ月を超えてはならない。3年以上の固定期間のある労働契約及び固定期間のない労働契約の場合、試用期間は6ヶ月を超えてはならない。

同一使用者が同一労働者と試用期間を約定するのは一回限りとする。

一定の業務任務の完了を以って期間とする労働契約又は労働契約期間が3ヶ月に満たない場合には、試用期間を約定してはならない。

試用期間は、労働契約期間内に含まれる。労働契約で試用期間のみを約定している場合は、試用期間は成立せず、当該期間を労働契約期間とする。

第二十条 労働者の試用期間の賃金は本使用者における同種の職位の最低ランク賃金又は労働契約で約定した賃金の80パーセントを下回ってはならず、かつ使用者所在地における最低賃金基準を下回ってはならない。

第二十一条 試用期間中は、労働者に本法第三十九条及び第四十条第1項第2項の規定する場合がある場合を除き、使用者は労働契約を解除してはならない。使用者が試用期間中に労働契約を解除する場合は、労働者に対し事由を説明しなければならない。

第二十二条 使用者は、労働者のために研修費用を提供し、これに対して専門的な技術研修を行う場合には、当該労働者との間で協議書を締結し、服務期間を約定することができる。

労働者が服務期間の約定に違反した場合、約定により使用者に違約金を支払わなければならない。違約金の金額は、使用者が提供する研修費用を超えてはならない。使用者が労働者に支払いを要求する違約金は、服務期間の未履行部分に割り当てられるべき研修費用を超えてはならない。

使用者と労働者が服務期間を約定する場合、正常な賃金調整メカニズムによる労働者の服務期間における労働報酬の引き上げに影響しない。

第二十三条 使用者と労働者は、労働契約の中で使用者の商業秘密保持及び知的財産権に関する秘密保持事項について約定することができる。

秘密保持義務を負う労働者に対して、使用者は労働契約又は秘密保持協議の中で労働者と競業制限条項を約定し、かつ労働契約を終了又は解除した後、競業制限期間内に月極で労働者に支払う経済補償について約定することができる。労働者が競業制限の約定に違反した場合は、約定に基き使用者に違約金を支払わなければならない。

第二十四条 競業制限を行う人員は使用者の高級管理職員、高級技術職員及びその他の機密保持義務を負う人員に限る。競業制限の範囲、地域、期限は使用者と労働者が約定し、競業制限の約定は法律、法規の規定に違反してはならない。

労働契約の解除又は終了後に、前項で規定されている人員が本使用者と同種の製品及び

業務を生産又は取り扱っている競合関係にあるその他の使用者に就職するか、又は自身で開業して同種製品又は業務を生産或いは取り扱ってはならないことを制限する期限は2年を超えてはならない。

第二十五条 本法第二十二条及び第二十三条に規定されている状況を除き、使用者は労働者と労働者が負担する違約金について約定してはならない。

第二十六条 下記の労働契約は無効又は一部無効とする。

- (1) 詐欺、脅迫の手段又は危機に乗じて、相手側に真実の意思に背く状況下において労働契約を締結又は変更させた場合
- (2) 使用者が自らの法定責任を免除し、労働者の権利を排除している場合
- (3) 法律、行政法規の強制的規定に違反する場合

労働契約の無効又は一部無効について紛争がある場合は、労働紛争仲裁機構又は人民法院がこれを確認する。

第二十七条 労働契約が一部無効となっても、その他の部分の効力に影響がない場合、その他の部分は依然として有効である。

第二十八条 労働契約の無効が確認された時点で、労働者が既に労働を提供している場合、使用者は労働者に対し労働報酬を支給しなければならない。労働報酬の額は、本使用者と同一又は近接する職位の労働者の労働報酬を参照に確定する。

第三章 労働契約の履行と変更

第二十九条 使用者及び労働者は労働契約の約定に従い、各自の義務を全面的に履行しなければならない。

第三十条 使用者は労働契約の約定及び国の規定に基づき、労働者に期限どおりに満額の労働報酬を支給しなければならない。

使用者が労働報酬の支給遅滞又は満額を支給しなかった場合、労働者は法により当地の人民法院に対し支給命令を申請することができ、人民法院は法により支給命令を発しなければならない。

第三十一条 使用者は労働ノルマ基準を厳格に執行し、労働者に対し時間外勤務を強要する又は形を変えて強要してはならない。使用者が時間外勤務を手配する場合は、国の関連規定に基づき労働者に時間外勤務賃金を支給しなければならない。

第三十二条 労働者が、使用者の管理職員による規則に違反した指示、危険作業の強要を拒否した場合、労働契約の違反とみなさない。

労働者は、生命安全への危害及び身体の健康を損なう労働条件については、使用者に対して批評、告発、告訴する権利を有する。

第三十三条 使用者が名称、法定代表者、主要責任者又は投資者等の事項を変更しても労働契約の履行に影響しない。

第三十四条 使用者に合併又は分割等の状況が発生した場合、元の労働契約は引き続き有効であり、労働契約はその権利及び義務を引き継ぐ使用者が継続履行する。

第三十五条 使用者及び労働者は協議による合意のうえで労働契約の約定内容を変更することができる。労働契約を変更する場合は、書面による形式を採用しなければならない。変更後の労働契約文書は使用者と労働者がそれぞれ一部ずつ保有する。

第四章 労働契約の解除と終了

第三十六条 使用者及び労働者は協議による合意のうえで労働契約を解除することができる。

第三十七条 労働者は 30 日前に書面により使用者に通知し、労働契約を解除することができる。労働者は、試用期間内において、3 日前までに使用者に通知した場合、労働契約を解除することができる。

第三十八条 使用者に以下の状況のいずれかがある場合、労働者は労働契約を解除することができる。

- (1) 労働契約の約定どおりに労働保護又は労働条件を提供しない場合
- (2) 期限どおりに労働報酬を満額支給しない場合
- (3) 法により労働者のために社会保険料を納付しない場合
- (4) 使用者の規則制度が法律、法規の規定に違反し、労働者の権益に損害を与えた場合
- (5) 本法第二十六条第 1 項の規定する情況により、労働契約が無効となった場合
- (6) 法律、行政法規の規定する労働者が労働契約を解除することができるその他の状況

使用者が暴力、威嚇又は違法に人身の自由を制限する手段により労働者に労働を強制した場合、又は使用者が規則に違反し、労働者の人身の安全を脅かす危険作業を指示、強要した場合は、労働者は直ちに労働契約を解除することができ、使用者に事前に告知する必要はない。

第三十九条 労働者に下記の状況のいずれかがある場合、使用者は労働契約を解除することができる。

- (1) 試用期間中に採用条件に合致していないことが証明された場合
- (2) 使用者の規則制度に甚だしく違反した場合
- (3) 著しい職務怠慢、不正利得行為により使用者に重大な損害を与えた場合
- (4) 労働者が同時に他の使用者と労働関係を形成し、本使用者の業務任務の完成に甚だしい影響を与えたか、又はそれを使用者が指摘しても是正を拒否した場合
- (5) 本法第二十六条第 1 項で規定する状況により労働契約が無効とされた場合
- (6) 法により刑事責任を追及された場合

第四十条 下記の状況のいずれかがある場合、使用者は 30 日前までに書面により労働者本人に通知するか、又は労働者に対し 1 ヶ月の賃金を余分に支給した後、労働契約を解除することができる。

- (1) 労働者が罹病又は業務によらない負傷により、規定の医療期間満了後も元の業務に従事することができず、使用者が別途手配した業務にも従事することができない場合
- (2) 労働者が業務を全うできないことが証明され、職業訓練又は職場調整を経てもなお業務を全うできない場合

- (3) 労働契約の締結時に依拠した客観的な状況に重大な変化が起こり、労働契約の履行が不可能となり、使用者と労働者が協議を経ても労働契約の内容変更について合意できなかった場合

第四十一条 下記の状況のいずれかがあり、20人以上又は20人未満だが企業従業員総数の10%以上の人員削減が必要な場合は、使用者は30日前までに労働組合又は全従業員に対し状況を説明し、労働組合又は従業員の意見を聴取後に、人員削減方案を労働行政部門に報告したうえで人員削減を行うことができる。

- (1) 企業破産法の規定によって再編を行う場合
- (2) 生産、経営が極めて困難になった場合
- (3) 企業の製品転換、重大な技術革新又は経営方式に調整があり、労働契約変更後においてなお人員削減が必要である場合
- (4) その他の労働契約の締結時に依拠した客観的な経済状況に重大な変化が起こり、労働契約の履行が不可能となった場合

人員削減に当たっては、下記の人員を優先的に継続して雇用しなければならない。

- (1) 本使用者と比較的長期間の固定期間のある労働契約を締結している者
- (2) 本使用者と固定期間のない労働契約を締結している者
- (3) 家庭内に他に就業者がなく、扶養を必要とする老人又は未成年者を有する者

使用者が本条第1項の規定により人員削減を行い、6ヶ月以内に新たに人員を募集・雇用する場合は、削減された人員に通知し、かつ同等条件下においては削減された人員を優先的に募集・雇用しなければならない。

第四十二条 労働者に以下の状況のいずれかがある場合、使用者は本法第四十条、第四十一条の規定に従い労働契約を解除してはならない。

- (1) 職業病の危険を伴う作業に従事・接触した労働者で、職位を離れる前に職業健康診断を行っていないか、又は職業病の疑いのある病人で診断又は医学的観察期間にある場合
- (2) 本組織で職業病に罹患したか、又は業務による負傷により労働能力を喪失又は一部喪失したと確認された場合
- (3) 罹病又は業務によらない負傷により規定の医療期間内にある場合
- (4) 女子従業員で妊娠期、出産期、授乳期にある場合
- (5) 本使用者に連続満15年勤務し、かつ法定退職年齢まで5年未満の場合
- (6) 法律、行政法規で規定されているその他の状況

第四十三条 使用者が一方的に労働契約を解除する場合は、その事由について事前に労働組合に通知しなければならない。使用者が法律、行政法規の規定又は労働契約の約定に違反した場合、労働組合は使用者に是正を要求する権利を有する。使用者は労働組合の意見を検討し、かつその処理結果を書面により労働組合に通知しなければならない。

第四十四条 下記の状況のいずれかがある場合、労働契約は終了する。

- (1) 労働契約期間が満了した場合
- (2) 労働者が法により基本養老保険待遇を受け始めている場合
- (3) 労働者が死亡したか、又は人民法院により死亡宣告又は失踪宣告がなされた場合

- (4) 使用者が法により破産を宣告された場合
- (5) 使用者が営業許可証を取り消され、閉鎖を命じられ、取り消された場合又は使用者が事前解散を決定した場合
- (6) 法律、行政法規が規定するその他の状況

第四十五条 労働契約が満了し、本法第四十二条に規定されている状況のいずれかがある場合、労働契約は相応の状況が消失する時まで継続されなければならない。ただし、本法第四十二条第2項に規定されている労働能力を喪失又は一部喪失した労働者の労働契約終了については、国の労災保険に関する規定に照らして執行する。

第四十六条 下記の状況のいずれかがある場合、使用者は労働者に経済補償を支給しなければならない。

- (1) 労働者が本法第三十八条の規定により労働契約を解除した場合
- (2) 使用者が本法第三十六条の規定により労働者に労働契約の解除を提起し、かつ労働者と労働契約の解除について協議により合意した場合
- (3) 使用者が本法第四十条の規定により労働契約を解除した場合
- (4) 使用者が本法第四十一条第1項の規定により労働契約を解除した場合
- (5) 使用者が労働契約で約定した条件を維持するか引き上げて労働契約を継続締結し、労働者が労働契約の更新に同意しない状況以外に、本法第四十四条第一項の規定により固定期間のある労働契約を終了する場合
- (6) 本法第四十四条第4項、第5項の規定により労働契約を終了する場合
- (7) 法律、行政法規で規定されているその他の状況

第四十七条 経済補償は労働者が本使用者に勤務していた年数に照らし、1年ごとに賃金1ヶ月分を基準として労働者に支払われる。6ヶ月以上1年に満たない場合には1年として計算する。6ヶ月に満たない場合は、労働者に半月分の経済補償を支払う。

労働者の月賃金が使用者の所在直轄市、区を設ける市級人民政府の公布する本地区の前年度従業員の平均賃金の3倍を上回る場合には、これに支払う経済補償の基準は労働者の月平均賃金の3倍の金額を支払い、これに支払う経済補償の年数は最高で12年を超えない。

本条でいう月賃金とは、労働者が労働契約を解除又は終了する前12ヶ月の平均賃金を指す。

第四十八条 使用者が本法の規定に違反し労働契約を解除又は終了し、労働者が労働契約の継続履行を要求した場合、使用者は継続履行しなければならない。労働者が労働契約の継続履行を要求しないか、又は既に労働契約の継続履行ができない場合、使用者は本法第八十七条の規定により賠償金を支払わなければならない。

第四十九条 国は措置を講じ、労働者の社会保険関係の、地区を跨いだ転移・接続制度を確立し、健全化する。

第五十条 使用者は、労働契約の解除又は終了と同時に労働契約の解除又は終了の証明を発行し、かつ15日以内に労働者の档案（人事資料）及び社会保険関係の移転手続きを行わなければならない。

労働者は双方の約定に基づき、業務の引き継ぎを行わなければならない。使用者は、本法の関連規定に基づき労働者に経済補償金を支給しなければならない場合は、業務の引き継ぎの終了時に支給する。

使用者は既に解除又は終了した労働契約の文書を少なくとも 2 年以上保存し、調査に備えなければならない。

第五章 特別規定

第一節 集団契約

第五十一条 企業の従業員側と使用者は平等な協議により労働報酬、勤務時間、休憩・休假、労働安全衛生、保険・福利等の事項について集団契約を締結することができる。集団契約の草案は従業員代表大会又は全従業員に提出し、討議採択しなければならない。

集団契約は労働組合が企業の従業員側を代表して使用者と締結する。労働組合を確立していない使用者については、上級労働組合の指導により、労働者の推薦する代表が、使用者と締結するものとする。

第五十二条 企業の従業員側は使用者と労働安全衛生、女子従業員の権益保護、賃金調整メカニズム等専門項目の集団契約を締結することができる。

第五十三条 県級以下の区域における建築業、採鉱業、飲食サービス業等の業種は、労働組合が企業側の代表と業種性集団契約又は区域性集団契約を締結することができる。

第五十四条 集団契約締結後は、労働行政部門に報告しなければならない。労働行政部門が集団契約の文書を受領した日から 15 日以内に異議を提出しない場合、集団契約は直ちに効力を生じる。

法により締結された集団契約は、使用者と労働者に対し拘束力を有する。業種性、区域性の集団契約は、当地の当該業種、本区域の使用者及び労働者に対する拘束力を有す。

第五十五条 集団契約における労働報酬及び労働条件の基準は、当地の人民政府が規定する最低基準を下回ってはならない。使用者が労働者と締結する労働契約における労働報酬及び労働条件等の基準は集団契約が規定する基準を下回ってはならない。

第五十六条 使用者が集団契約に違反し、従業員の労働の権益を侵害する場合、労働組合は法により使用者に責任を負うよう要求することができる。集団契約の履行により紛争が生じ、協議によっても解決できない場合、労働組合は法により仲裁の申請又は訴訟の提起を行うことができる。

第二節 労務派遣

第五十七条 労務派遣機関は会社法の関連規定に基き設立し、登録資本は 50 万元を下回ってはならない。

第五十八条 労務派遣機関は本法で述べられる使用者とされ、使用者の労働者に対する義務を履行しなければならない。労務派遣機関が被派遣労働者と締結する労働契約には、本法第十七条で規定されている事項以外に、被派遣労働者の派遣先及び派遣期間、業務職位等の状況が記載されていなければならない。

労務派遣機関は被派遣労働者と 2 年以上の固定期間のある労働契約を締結し、月極で労働報酬を支給しなければならない。被派遣労働者の業務のない期間において労務派遣機関は、所在地の人民政府の規定する最低賃金基準に基づき、これに対して月極で報酬を支給

しなければならない。

第五十九条 労務派遣機関が労働者を派遣する場合は、労務派遣形式による雇用を受け入れる機関（以下「派遣先」とする）と労務派遣協議を締結しなければならない。労務派遣協議においては派遣職位、人数、派遣期間、労働報酬及び社会保険料の金額と支払方法及び協議に違反した場合の責任について約定しなければならない。

派遣先は業務職位の実際の必要に基づき、労務派遣機関と派遣期間を確定しなければならず、連続した雇用期間をいくつかの短期労務派遣協議に分割して締結してはならない。

第六十条 労務派遣機関は労務派遣協議の内容を被派遣労働者に告知しなければならない。

労務派遣機関は派遣先が労務派遣協議に基づき被派遣労働者に支給する労働報酬をピンはねしてはならない。

労務派遣機関と派遣先は被派遣労働者から費用を徴収してはならない。

第六十一条 労務派遣機関が地区を跨いで労働者を派遣する場合、被派遣労働者が享受する労働報酬及び労働条件は、派遣先の所在地の基準に基き執行する。

第六十二条 派遣先は、以下の義務を履行しなければならない。

- (1) 国の労働基準を執行し、相応の労働条件及び労働保護を提供する
- (2) 被派遣労働者の業務上の要求及び労働報酬を告知する
- (3) 時間外勤務賃金や業績賞与を支給し、業務職位に関連する福利待遇を提供する
- (4) 職位にある被派遣労働者に対し、業務職位に必要な研修を行う
- (5) 連続雇用の場合は、正常な賃金調整メカニズムを実施する

派遣先は被派遣労働者を他の使用者に再派遣してはならない。

第六十三条 被派遣労働者は派遣先の労働者との「同工同酬(同一労働、同一賃金)」についての権利を有する。派遣先に同種の職位の労働者がいない場合は、派遣先所在地と同一又は近接する職位の労働者の労働報酬を参照に確定する。

第六十四条 被派遣労働者は労務派遣機関又は派遣先において法により労働組合に参加又はそれを組織し、自身の合法的権益を擁護する権利を有する。

第六十五条 被派遣労働者は本法第三十六条、第三十八条の規定により労務派遣機関と労働契約を解除することができる。

被派遣労働者に本法第三十九条及び第四十条第1項、第2項で規定する状況がある場合、派遣先は労働者を労務派遣機関に戻すことができ、労務派遣機関は本法の関連規定に基づき労働者と労働契約を解除することができる。

第六十六条 労務派遣は一般に臨時の、補助的又は代替的な業務職位に対し実施する。

第六十七条 派遣先は労務派遣機関を設け、自組織又は所属機関に労働者を派遣してはならない。

第三節 非全日制雇用

第六十八条 非全日制雇用とは、時間による報酬計算を主とし、労働者が同一使用者における、一日当たりの平均勤務時間が一般的に4時間を越えず、一週間当たりの勤務時間の累計が24時間を越えない雇用形式を指す。

第六十九条 非全日制雇用について、双方当事者は口頭による協議を締結することができる。

非全日制雇用に従事する労働者は一つ又は一つ以上の使用者と労働契約を締結することができる。但し、後で締結した労働契約は先に締結した労働契約の履行に影響を与えてはならない。

第七十条 非全日制雇用における双方当事者は試用期間を約定してはならない。

第七十一条 非全日制雇用の双方当事者のいずれか一方も相手側に対し雇用の終了を隨時通知することができる。雇用を終了する場合、使用者は労働者に経済補償を支給しない。

第七十二条 非全日制雇用の時間による報酬計算の基準は、使用者の所在地の人民政府が規定する最低時間給の基準を下回ってはならない。

非全日制雇用の労働報酬の決算支給周期は最長15日を超えてはならない。

第六章 監督検査

第七十三条 国務院労働行政部門は全国の労働契約制度の実施を監督、管理する責任を負う。

県级以上の地方人民政府労働行政部門は、当該行政区域内における労働契約制度の実施を監督、管理する責任を負う。

県級以上の各級人民政府労働行政部門が、労働契約制度実施の監督管理を行う際は、労働組合、企業側の代表及び関連業種の主管部門の意見を聴取しなければならない。

第七十四条 県级以上の地方人民政府労働行政部門は、法により以下の労働契約制度の実施状況について監督・検査を行う。

- (1) 使用者による、労働者の密接な利益に直接関わる規則制度の制定状況及びその執行状況
- (2) 使用者による労働者との労働契約の締結及び解除状況
- (3) 労務派遣機関と派遣先による労務派遣関連規定の遵守状況
- (4) 使用者による、労働者の勤務時間及び休憩・休暇に関する国の規定の遵守状況
- (5) 使用者による労働契約に約定されている労働報酬の支給及び最低賃金基準の执行状況
- (6) 使用者の各種社会保険への参加及び社会保険料の納付状況
- (7) 法律、法規が規定しているその他労働監察事項

第七十五条 県级以上の地方人民政府労働行政部門は、監督検査を実施するに当たって、労働契約及び集団契約に関する資料を閲覧する権利を有し、労働場所に対して実地検査を行う権利を有し、使用者と労働者はいずれも事実どおりに関連の状況及び資料を提供しなければならない。

労働行政部門の業務人員が監督検査を実施するに当たっては、証明書を提示し、法により職権行使し、人道的な法執行を行わなければならない。

第七十六条 県级以上の人民政府の建設、衛生、安全生産監督管理等の関連主管部門は、各自の職責の範囲内で使用者の労働契約制度の執行状況を監督管理する。

第七十七条 労働者は、合法的権益が侵害を受けた場合、関係部門に対して法により処理するよう要求するか、又は法により仲裁を申立てるか、若しくは訴訟を提起する権利を有す。

第七十八条 労働組合は法により労働者の合法的権益を擁護し、使用者の労働契約、集団契約の履行状況に対する監督を行う。使用者が労働法律、法規及び労働契約、集団契約に違反している場合、労働組合は意見を提出するか、又は是正するように要求する権利を有する。労働者による仲裁の申立て、訴訟の提起について、労働組合は法により支援及び援助を行う。

第七十九条 如何なる組織又は個人も本法の違法行為について告発する権利を有し、県级以上の人民政府労働行政部門は速やかにそれを照合、処理するとともに、告発に功のある者には褒賞を与えなければならない。

第七章 法律責任

第八十条 使用者が、労働者の密接な利益に直接関わる労働規則制度が法律、法規の規定に違反した場合、労働行政部門は警告を与え、是正を命じる。労働者に損害をもたらした場合、賠償責任を負わなければならない。

第八十一条 使用者が提供する労働契約文書に本法で規定されている労働契約の必須項目が記載されていない、又は使用者が労働契約文書を労働者に交付していない場合、労働行政部門がその是正を命じる。労働者に損害をもたらした場合、賠償責任を負わなければならない。

第八十二条 使用者は雇用の日から1ヶ月以降1年未満に労働者と書面による労働契約を締結しない場合、労働者に対し労働によって得るべき報酬の2倍の賃金を支給しなければならない。

使用者が本法律の規定に違反し、労働者と固定期間のない労働契約を締結しない場合、固定期間のない労働契約を締結すべき日から、労働者に毎月2倍の賃金を支払う。

第八十三条 使用者が本法の規定に違反し、労働者と試用期間を約定した場合は、労働行政部門が是正を命じる。違法に約定した試用期間が既に履行されている場合、使用者は労働者の試用期間満了月の月給を基準に、既に履行された法定試用期間を超過した期間に基づき、労働者に賠償金を支払う。

第八十四条 使用者が本法の規定に違反し、労働者の住民身分証等の証明書を差し押さえた場合、労働行政部門は期限を設けて労働者本人に返却するように命じ、かつ関連法律規定に基づき処罰を科す。

使用者が本法の規定に違反し、担保又はその他名義を以って、労働者から財物を受け取った場合、労働行政部門は期限を設けて労働者本人に返却するように命じ、労働者1名に

つき500元以上2000元以下の基準を以って罰金を科す。労働者に損害をもたらした場合、賠償責任を負わなければならない。

労働者が法により労働契約を解除又は終了するに当たり、使用者が労働者の档案(人事資料)又はその他の物品を差し押された場合は、前項の規定に従って処罰する。

第八十五条 使用者に下記の状況のいずれかがある場合、労働行政部門は期限を設けて労働報酬、時間外勤務賃金又は経済補償の支払いを命じる。労働報酬が当地の最低賃金基準を下回る場合は、その差額分を支給しなければならない。期限を過ぎても支給しない場合は、使用者が労働者に対し支給すべき額の50%以上100%以下の基準を以って賠償金を追加支給するように命じる。

- (1) 労働契約の約定又は国の規定に従い、期日どおりに満額で労働者に労働報酬を支給しない場合
- (2) 労働者に当地の最低賃金基準を下回って賃金を支給した場合
- (3) 時間外勤務を手配したが時間外勤務賃金を支給しない場合
- (4) 労働契約を解除、終了するに当たり、本法の規定どおりに労働者に対し経済補償を支給しない場合

第八十六条 労働契約が本法第二十六条の規定により無効と確認され、相手側に損害を与えた場合には、過失のある一方は賠償責任を負わなければならない。

第八十七条 使用者が、本法律の規定に違反して労働契約を解除又は終了する場合、本法第四十七条が規定する経済補償基準の2倍を以って、労働者に賠償金を支払わなければならない。

第八十八条 使用者に以下の行為のいずれかがある場合、法により行政処罰を科す。犯罪を構成した場合は、法により刑事責任を追及する。労働者に損害をもたらした場合は、賠償責任を負わなければならない。

- (1) 暴力、威嚇又は違法に人身の自由を制限する手段により労働を強制した場合
- (2) 規則違反の指示を行ったか、又は危険作業の強要により労働者的人身の安全を脅かした場合
- (3) 労働者に対し侮辱、体罰、殴打、違法な取り調べ又は拘禁が行われた場合
- (4) 労働条件が劣悪で、環境汚染が著しく、労働者の心身の健康に著しい損害を与えた場合

第八十九条 使用者が本法の規定に違反し労働者に対し労働契約を解除又は終了する旨の書面による証明を出さない場合は、労働行政部門は是正を命じる。労働者に損害をもたらした場合は、賠償責任を負わなければならない。

第九十条 労働者が本法の規定に違反して労働契約を解除したか、又は労働契約で約定されている機密保持義務又は競業制限に違反し、使用者に損失をもたらした場合、賠償責任を負わなければならない。

第九十一条 使用者は、その他使用者と労働契約を解除又は終了していない労働者を募集・雇用し、その他使用者に損失をもたらした場合、連帯賠償責任を負わなければならない。

第九十二条 労務派遣機関が本法の規定に違反した場合は、労働行政部門及びその他関連主管部門が是正を命じる。事案が重大である場合は、労働者 1 名につき 1000 元以上 5000 元以下の基準により罰金を科し、かつ工商行政管理部門が営業許可証を取り消す。被派遣労働者に損害を与えた場合は、労務派遣機関と使用者が連帯賠償責任を負うものとする。

第九十三条 適法な経営資格を具备しない使用者の違法犯罪行為については、法により法的責任を追求する。労働者が既に労働を提供している場合は、当該使用者又はその出資者は、本法律の関係規定により、労働者に労働報酬、経済補償、賠償金を支払わなければならない。労働者に損害をもたらした場合は、賠償責任を負わなければならない。

第九十四条 個人請負業者が労働者を募集・雇用する際に本法の規定に違反して労働者に損害を与えた場合、請負発注した組織と個人請負業者は、連帯賠償責任を負う。

第九十五条 労働行政部門とその他の関連主管部門及びその職員が職務怠慢し、法で定められた職責を履行しなかったり、又は違法に職権を行使し、労働者又は使用者に損害を与えた場合は、賠償責任を負わなければならない。直接責任を負う主管人員及び他の直接責任者に対しては、法により行政処分に科す。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。

第八章 附 則

第九十六条 事業機関が招聘任用制度を実施する人員との労働契約を締結、履行、変更、解除又は終了するに際し、法律、行政法規又は国務院に別途特別規定がある場合はその規定に従う。規定がない場合は、本法の関連規定に従い執行する。

第九十七条 本法施行以前に既に法に基づいて締結され、かつ本法施行の日に存続する労働契約は継続履行される。本法第十四条第 2 項第 3 号に規定される固定期間のある労働契約の連続締結回数は、本法施行後に更新された固定期間のある労働契約を更新したときから起算する。

本法施行以前に既に成立している労働関係で、書面による労働契約が未締結の場合には、本法施行の日より 1 ヶ月以内に締結しなければならない。

本法施行の日に存続する労働契約が本法施行後に解除又は終了し、本法第四十六条の規定に基づいて経済補償を支払わなければならない場合、経済補償の年数は、本法施行の日より計算する。本法の施行前については、当時の関係規定に基づき、使用者が労働者に経済補償を支払うべき場合は、その当時の関係規定に基づき執行する。

第九十八条 本法は 2008 年 1 月 1 日より施行する。

中華人民共和国独占禁止法

(2007年8月30日第十期全国人民代表大会常務委員会第二十九回会議にて可決)

目 次

- 第一章 総則
- 第二章 独占協定
- 第三章 市場支配的地位の濫用
- 第四章 事業者結合
- 第五章 行政権力の濫用による競争の排除、制限
- 第六章 独占の嫌疑のある行為に対する調査
- 第七章 法律責任
- 第八章 附 則

第一章 総則

第一条 独占行為を防止及び阻止し、市場の公平な競争を保護し、経済運営の効率を高め、消費者の利益及び社会的公共利益を維持・保護し、社会主義市場経済の健全な発展を促進するために、本法を制定する。

第二条 中華人民共和国国内の経済活動における独占行為には、本法を適用する。中華人民共和国国外の独占行為において、国内における市場競争に対し排除、影響が生じる場合については、本法を適用する。

第三条 本法に定める独占行為は次の各号を含むものとする。

- (1) 事業者による独占協定の締結。
- (2) 事業者による市場支配的地位の濫用。
- (3) 競争を排除、制限する効果を具備する又は具備しうる事業者結合。

第四条 国は、社会主義市場経済に適応する競争規則を制定及び実施し、マクロコントロールを補完し、統一的、開放的、競争、秩序ある市場体制を健全化する。

第五条 事業者は公平な競争、自由意志による連合を通じ、法に基づき集中を実施し、事業規模を拡大し、市場競争能力を高めることができる。

第六条 市場支配的地位を具備する事業者は、市場支配的地位を濫用し、競争を排除、制限してはならない。

第七条 国は、国有経済が統制的地位を占める国民経済の要及び国の安全に関連する業界並びに法に基づき專業専売を行う業界について、その事業者の適法な事業活動を保護し、

且つ事業者の事業行為及びその商品及びサービス価格に対し、法に基づき監督管理及び統制調整を行い、消費者の利益を維持・保護し技術進歩を促進する。

前項の定める業界の事業者は、法に基づき経営しなければならず、誠実に信義を守り、厳格に自己を規律し、社会公衆の監督を受けなければならず、その支配的地位又は専業専売の地位を利用して、消費者利益に損害を与えてはならない。

第八条 行政機関及び法律、法規の授權する公共事務管理職能を具備する組織は、行政権力を濫用し、競争を排除、制限してはならない。

第九条 国務院は独占禁止委員会を設置し、独占禁止業務の組織、調整、指導について責任を負わせ、下記の職責を履行させる。

- (1) 競争に関連する政策の立案について検討する。
- (2) 市場の総体的な競争状況の調査・評価について組織し、評価報告を発表する。
- (3) 独占禁止ガイドラインを制定、公布する。
- (4) 独占禁止の行政法律執行業務の調整を図る。
- (5) 国務院が定めるその他職責。

国務院独占禁止委員会の構成及び業務規則は、国務院が規定する。

第十条 国務院の規定する独占禁止法の執行業務を担当する機関（以下、「国務院独占禁止法執行機関と総称する）は、本法規定に基づき、独占禁止法執行業務について責任を負う。

国務院独占禁止法執行機関は、業務の必要性に基づき、省、自治区、直轄市の人民政府の相応の機関に授權し、本法規定に基づき、関連の独占禁止法執行業務について責任を負う。

第十二条 業界協会は、業界の自己規律を強化し、当該業界の事業者が法に基づいた競争を行うよう導き、市場競争における秩序を維持・保護しなければならない。

第十二条 本法における事業者とは、商品の生産、経営又はサービスの提供に従事する自然人、法人及びその他組織を指す。

本法における関連市場とは、事業者が一定期間内において、特定の商品又はサービス（以下、「商品」と総称する）について競争を実施する商品の範囲及び地域の範囲を指す。

第二章 独占協定

第十三条 競争関係にある事業者が、以下の各号の独占協定を締結することを禁止する。

- (1) 商品価値を固定又は変更する。
- (2) 商品の生産数量又は販売数量を制限する。
- (3) 販売市場又は原材料調達市場を分割する。
- (4) 新技術、新設備の購入制限する又は新技術、新製品の開発を制限する。
- (5) 結託して取引をボイコットする。
- (6) 国務院独占禁止法執行機関が認定するその他独占協定。

本法における独占協定とは、競争を排除、制限する協定、決定又はその他協同行為を指す。

第十四条 事業者が取引相手方と下記の各号の独占協定を締結することを禁止する。

- (1) 第三者に転売する商品の価値を固定する。
- (2) 第三者に転売する商品の最低価格を制限する。
- (3) 国務院独占禁止法執行機関が認定するその他独占協定。

第十五条 事業者は、締結した協定が下記のいずれかに該当すると証明しいる場合、本法第十三条、第十四条の規定を適用しない。

- (1) 技術改良、新製品を研究、開発をするための場合。
- (2) 製品の品質を高め、コストを引き下げ、効率を向上させ、製品規格、基準を統一する又は専門に分業化するための場合。
- (3) 中小経営者の経営効率を向上させ、中小経営者の競争力を高めるための場合。
- (4) エネルギー節約、環境保護、災害の救済等の社会公共利益を実現するための場合。
- (5) 経済の不景気による販売量の深刻な減少を緩和するため又は著しい生産過剰を緩和するための場合。
- (6) 対外貿易及び対外経済合作における正当利益を保障するための場合。
- (7) 法律及び国務院が規定するその他状況。

前項第1号から第5号の状況にあり、本法第十三条、第十四条の規定が適用されない場合、事業者は締結した協定が関連市場の競争を深刻に制限せず、かつこれにより生じた利益を消費者が共同で享受できることについて証明しなければならない。

第十六条 業界協会は、当該業界の事業者を組織して本章の禁止する独占行為に従事してはならない。

第三章 市場支配的地位の濫用

第十七条 市場支配的地位を具備する事業者が、下記に掲げる市場支配的地位を濫用する行為に従事することを禁止する。

- (1) 不公平な高価格により商品を販売する、又は不公平な低価格により商品を購入する。
- (2) 正当な理由なく原価を下回る価格で商品を販売する。
- (3) 正当な理由なく取引相手方との取引実施を拒否する。
- (4) 正当な理由なく取引相手方が自己のみと取引するよう制限する又は自己が指定する事業者のみと取引するよう制限する。
- (5) 正当な理由なく商品を抱き合させて販売する又は取引時にその他不合理な取引条件を付加する。
- (6) 正当な理由なく条件の同等な取引相手方に対し、取引価格等の取引条件における差別的待遇を行う。
- (7) 国務院独占禁止法執行機関が認定する市場支配的地位を濫用するその他行為。

本法における市場支配的地位とは、事業者が関連市場において商品価格、数量又はその他取引条件を規制することができ、又はその他事業者が関連市場に参入することを妨害することができ、若しくはそれに影響を及ぼす能力を具備する市場地位を指す。

第十八条 事業者が市場支配的地位を具備することについて認定する際は、下記の要素に基づかなければならない。

- (1) 当該事業者の関連市場における市場占有率及び関連市場における競争状況。
- (2) 当該事業者の販売市場又は原材料調達市場における統制能力。

- (3) 当該事業者の財力及び技術的条件。
- (4) その他事業者の当該事業者に対する取引上の依存程度。
- (5) その他事業者が関連市場に参入する難易度。
- (6) 認定された当該事業者の市場支配的地位に関連するその他の要素。

第十九条 次の状況のいずれかに該当する場合、事業者が市場支配的地位を具備すると推定することができる。

- (1) 1つの事業者の関連市場における占有率が2分の1に達する場合。
- (2) 2つの事業者の関連市場における占有率の合計が3分の2に達する場合。
- (3) 3つの事業者の関連市場における占有率の合計が4分の3に達する場合。

前項第2号、第3号の規定する状況下において、事業者の市場占有率が10分の1に満たない場合、当該事業者が市場支配的地位を具備すると推定してはならないものとする。

市場支配的地位を占めると推定される事業者が、市場支配的地位を具備しないことを証明する証拠を有す場合、その市場支配的地位を具備すると認定しないものとする。

第四章 事業者結合

第二十条 事業者結合とは、下記の状況を指す。

- (1) 事業者が合併すること。
- (2) 事業者が株式又は資産の取得により、他の事業者に対する支配権を取得すること。
- (3) 事業者が契約等の方法により、その他事業者に対する支配権を取得すること又は他の事業者に対して決定的な影響を及ぼすことができること。

第二十一条 事業者結合が国務院の規定する申告基準に達する場合、事業者は、事前に国務院独占禁止法執行機関に申請しなければならず、未申請の場合、結合を実施してはならない。

第二十二条 事業者結合が下記の状況のいずれかに該当する場合、国務院独占禁止法執行機関に申請しなくてもよい。

- (1) 結合に参与する1つの事業者がその他各事業者の100分の50以上の議決権を有す株式又は資産を保有する場合。
- (2) 集中に参与する各事業者の100分の50以上の議決権を有す株式又は資産を結合に参与しない同一の事業者が所有する場合。

第二十三条 事業者は、国務院独占禁止法執行機関に結合を申請する場合、下記の書類、資料を提出しなければならない。

- (1) 申請書
- (2) 結合による関連市場競争の状況に対する影響の説明。
- (3) 結合協定
- (4) 会計士事務所の監査を経た、結合に参与する事業者の前会計年度財務会計報告書。
- (5) 国務院独占禁止法執行機関の規定するその他書類、資料。

申請書には、結合に参与する事業者の名称、住所、経営範囲、結合の実施を予定する期日及び国務院独占禁止法執行機関が定めるその他事項を明記しなければならない。

第二十四条 事業者の提出した書類、資料に不備がある場合、国務院独占禁止法執行機関が規定する期限内に、書類、資料を補足提出しなければならない。期日を過ぎても事業者が書類、資料を補足提出しない場合、申告されていないものとみなす。

第二十五条 国務院独占禁止法執行機関は、事業者が提出した本法第二十三条の規定に合致する書類、資料を受領した日から30日以内に、申告された事業者結合に対する初步的審査を実施し、更に審査を実施するか否かについて決定し、且つ書面により事業者に通知しなければならない。国務院独占禁止法執行機関が決定する以前において、事業者は結合を実施してはならない。

国務院独占禁止法執行機関が更に審査を実施しないことについて決定した場合又は期限を過ぎても決定しない場合、事業者は結合を実施することができる。

第二十六条 国務院独占禁止法執行機関が更に審査を実施することについて決定した場合、決定の日から90日以内に審査を完了させ、事業者結合を禁止するか否かについて決定し、且つ書面により事業者に通知しなければならない。事業者結合の禁止について決定した場合、事由を説明しなければならない。審査期間中において、事業者は結合を実施してはならない。

下記の状況のいずれかに該当する場合、国務院独占禁止法執行機関は、事業者への書面による通知により、前項の定める審査期間を延長することができる。但し、最長60日を超過してはならない。

- (1) 事業者が審査期限の延長に同意する場合。
- (2) 事業者が提出した書類、資料が正確でなく、更に確認する必要のある場合。
- (3) 事業者が申請後、関連情況に重大な変化が生じた場合。

国務院独占禁止法執行機関が期限を過ぎても決定を出さない場合、事業者は結合を実施することができる。

第二十七条 事業者結合を審査する場合、下記の要素について考慮しなければならない。

- (1) 結合に参与する事業者の関連市場における占有率及び市場に対する統制力。
- (2) 関連市場の市場集中度。
- (3) 事業者結合による市場参入、技術進歩に対する影響。
- (4) 事業者結合による消費者及びその他関連事業者に対する影響。
- (5) 事業者結合による国民経済の発展に対する影響。
- (6) 国務院独占禁止法執行機関が考慮すべきと認める市場競争に影響を及ぼすその他要素。

第二十八条 事業者結合が競争を排除、制限する効果を有す場合又は有しえる場合、国務院独占禁止法執行機関は、事業者結合を禁止する決定を出さなければならない。但し、事業者が、当該結合により、競争に生じる有利的影響が不利的影響を明らかに上回ること又は社会の公共利益に合致することについて証明できる場合、国務院独占禁止法執行機関は、事業者結合について禁止しないよう決定することができる。

第二十九条 禁止しない事業者結合について、国務院独占禁止法執行機関は、結合により競争に生ずる不利的影響を減少させる制限的条件を付加する旨について決定することができる。

第三十条 国務院独占禁止法執行機関は、事業者結合を禁止する決定又は事業者結合に対して制限性の条件を付加する決定について、速やかに社会に公布しなければならない。

第三十一条 外資による国内企業買収、合併又はその他方法による事業結合への参与について、国の安全に関わる場合、本法規定に基づいて事業者結合を審査する以外に、国の関連規定に基づき、国家安全審査を実施しなければならない。

第五章 行政権力の濫用による競争の排除、制限

第三十二条 行政機関及び法律、法規の授權する公共事務管理の職能を具備する組織は、行政権力を濫用し、当該組織の指定する事業者の提供する商品を経営、購入、使用することについて限定又は形態を変えて限定してはならない。

第三十三条 行政機関及び法律、法規の授權する公共事務管理の職能を具備する組織は、行政権力を濫用し、下記の行為を実施し、商品の地区間における自由な流通を妨害してはならない。

- (1)他地区の商品に対し、差別的な料金項目を設定する、差別的な料金基準を実施する、又は差別的な価格を定める。
- (2)他地区の商品に対し、当該地区の商品と異なる技術的要件、検査基準を定める、又は他地区の商品に対し、重複検査、重複認証等の差別的な技術措置を講じ、他地区的商品の当該地区市場への参入を制限する。
- (3)他地区の商品に対し、専門の行政許可を採用し、他地区的商品の当該地区市場への参入を制限する。
- (4)検問所の設置又はその他の手段を講じることにより、他地区的商品の参入又は当該地区的商品の搬出を妨げる。
- (5)商品の地区間における自由な流通を妨げるその他行為。

第三十四条 行政機関及び法律、法規の授權する公共事務管理の職能を具備する組織は、行政権力を濫用し、差別的な資質要求、審査・評価基準の設定又は法に依らない情報の発布等の方法により、他地区的事業者が当該地区の入札応札活動に参加することについて、排斥又は制限してはならない。

第三十五条 行政機関及び法律、法規の授權する公共事務管理の職能を具備する組織は、行政権力を濫用し、当該地区の事業者と平等でない待遇を採用する等の方法により、他地区的事業者による当該地区での投資又は分支机构の設立について排斥又は制限してはならない。

第三十六条 行政機関及び法律、法規の授權する公共事務管理の職能を具備する組織は、行政権力を濫用し、事業者が本法の規定する独占行為に従事するよう強制してはならない。

第三十七条 行政機関は行政権力を濫用し、競争を排除、制限する内容を含む規定を制定してはならない。

第六章 独占の嫌疑のある行為に対する調査

第三十八条 独占禁止法執行機関は、法に基づき独占行為の嫌疑に対する調査を行う。独

占行為の嫌疑について、如何なる単位及び個人も、独占禁止法執行機関に通報する権利を有す。独占禁止法執行機関は、通報者の秘密について保持しなければならぬ。

通報が書面形式で、且つ関係事実及び証拠が提供された場合、独占禁止法執行機関は必要な調査を行わなければならない。

第三十九条 独占禁止法執行機関は、独占行為の嫌疑にかかる調査において、下記の措置を講じることができる。

- (1) 調査される事業者の営業場所又はその他関連場所への立入検査。
- (2) 調査される事業者、権利関係者又はその他関連単位若しくは個人に対する質問、関係状況の説明についての要求。
- (3) 調査される事業者、利害関係者又はその他関係単位若しくは個人の関連証憑、協定、会計帳簿、業務書簡、電子データ等の文書、資料の閲覧、複製。
- (4) 関連証拠の封印、差押さえ。
- (5) 事業者の銀行口座の調査。

前項の定める措置を講じる場合は、独占禁止法執行機関の主要責任者に対して書面にて報告し、且つ承認を経なければならない。

第四十条 独占禁止法執行機関が独占の嫌疑に及ぶ行為について調査する場合、法律執行人員は2名を下回ってはならず、且つ法律執行証明書を提示しなければならない。

法律執行人員は、問い合わせ及び調査を行う場合、調査記録を作成し、且つ被質問者、又は被調査者はこれに署名しなければならない。

第四十一条 独占禁止法執行機関及びその業務人員は、法律執行の過程において知り得た商業機密に対する守秘義務を負う。

第四十二条 調査される事業者、利害関係者又はその他の関係単位若しくは個人は、独占禁止法執行機関が法に基づき職責を履行することについて協力しなければならず、独占禁止法執行機関の調査を拒否、妨害してはならない。

第四十三条 調査される事業者、利害関係者は意見を陳述する権利を有す。独占禁止法執行機関は調査される事業者、利害関係者の提出した事実、事由及び証拠について事実確認を行わなければならない。

第四十四条 独占禁止法執行機関は、独占の嫌疑に関する行為について調査し、事実確認を行った後、独占行為と認めた場合、法に基づき処分を決定しなければならず、且つ社会に公表することができる。

第四十五条 独占禁止法執行機関が調査する独占の嫌疑に関する行為について、調査される事業者が、独占禁止法執行機関の承認する期限内に具体的措置を講じ、当該行為による結果を消去させる場合、独占禁止法執行機関は、調査の中止について決定できる。調査中止にかかる決定には、調査される事業者の承諾した具体的な内容について明記しなければならない。

独占禁止法執行機関は、調査の中止について決定する場合、事業者が承諾した状況の履行に対し監督しなければならない。事業者が承諾を履行した場合、独占禁止法執行機関は調査の終了について決定することができる。

下記の状況のいずれかに該当する場合、独占禁止法執行機関は調査を再開しなければならない。

- (1) 事業者が承諾を履行しない場合。

- (2) 調査中止の決定時に根拠とした事実に重大な変化が生じた場合。
- (3) 調査中止の決定が事業者の提供した不備又は事実に背く情報に基づきなされた場合。

第七章 法律責任

第四十六条 事業者が本法の規定に違反し、独占協定を合意し且つ実施した場合、独占禁止法執行機関は違法行為の停止について命じ、違法所得を没収し、且つ前年度販売額の100分の1以上100分の10以下の罰金に処す。締結された独占協定を実施していない場合、50万元以下の罰金に処すことができる。

事業者が自発的に独占禁止法執行機関に対して独占協定にかかる状況を報告し、且つ重要証拠を提供した場合、独占禁止法執行機関は、当該事業者に対する処罰を酌量、軽減若しくは免除することができる。

業界協会が本法の規定に違反し、当該業界の事業者を組織して独占協定を締結した場合、独占禁止法執行機関は、50万元以下の罰金に処すことができる。情状が深刻な場合、社会団体登記管理機関は、法に基づき登記を撤回することができる。

第四十七条 事業者が本法の規定に違反し、市場支配的地位を濫用した場合、独占禁止法執行機関は違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、且つ前年度販売額の100分の1以上100分の10以下の罰金に処す。

第四十八条 事業者が本法の規定に違反し、結合を実施した場合、国務院独占禁止法執行機関は、結合実施の停止、期限付きでの株式又は資産の処分、期限付きでの営業譲渡及びその他必要措置を講じ、結合以前の状態に回復するよう命じ、50万元以下の罰金に処すことができる。

第四十九条 本法第四十六条、第四十七条、第四十八条の規定する罰金について、独占禁止法執行機関が具体的な罰金金額を確定する場合、違法行為の性質、程度及び継続期間等の要素について考慮しなければならない。

第五十条 事業者は、独占行為を実施し、他人に損失をもたらした場合、法に基づき民事責任を負う。

第五十一条 行政機関及び法律、法規の授権する公共事務管理の職能を具備する組織が行政権力を濫用し、競争行為を排除、制限する行為を実施した場合、上級機関が是正を命じ、直接責任を負う主管人員及びその他直接責任者について法に基づき処分する。独占禁止法執行機関は、関連の上級機関に対して、法に基づいた処分に関する意見を提出することができる。

法律、行政法規において、行政機関及び法律、法規の授権する公共事務管理の職能を具備する組織が行政権力を濫用し、競争を排除、制限する行為を行った場合における処分について、別途規定がある場合、その規定に従う。

第五十二条 独占禁止法執行機関が法に基づき実施する審査及び調査に対し、関連資料・情報提供を拒否する、虚偽の資料・情報を提供する、証拠を隠匿・毀損・移動する、又は調査の拒絶・妨害その他行為がある場合、独占禁止法執行機関は是正を命じ、個人に対しては2万元以下の罰金に処し、単位については20万元以下の罰金に処す。情状が深刻な

場合、個人については2万元以上10万元以下、単位については20万元以上100万元以下の罰金に処す。犯罪となる場合は、法に依り刑事責任を追求する。

第五十三条 独占禁止法執行機関が本法第二十八条、第二十九条に基づき下した決定に対して不服とする場合、まず法に依り行政再議について申請することができる。行政再議の決定に不服とする場合、法に依り行政訴訟を提起することができる。

独占禁止法執行機関が下した前項にて規定される以外の決定について不服とする場合、法に依る行政再議を申請すること又は行政訴訟を提起することができる。

第五十四条 独占禁止法執行機関の業務人員に職権濫用、職務怠慢、私利を図った不正行為、法律執行過程にて知り得た商業機密の漏洩があり、犯罪となる場合、法に依り刑事責任を追求する。犯罪にならない場合については、法に依り処分する。

第八章 附 則

第五十五条 事業者が、知的財産権に関する法律、行政法規の規定に基づき知的財産権を行使する行為について、本法を適用しない。但し、事業者が知的財産権を濫用し、競争を排除、制限する行為については、本法を適用する。

第五十六条 農業生産者及び農村経済組織による農産物の生産、加工、販売、輸送、貯蔵等の経営活動にて実施する連合又は協同行為について、本法を適用しない。

第五十七条 本法は2008年8月1日から施行する。

外商投資産業指導目録
(2007年改正)

外商投資を奨励する産業目録

一、農業、林業、牧畜業及び漁業

1. 中低位収穫農田の改造
2. 木本食用油材料、調味料及び工業原料の栽培及び開発、生産
3. 野菜(食用キノコ、マクワウリを含む)、ドライフルーツ・生鮮果物、茶葉の無公害栽培技術及び製品のシリーズ化開発、び生産
4. 製糖原料、果樹、牧草等の農作物の新技術の開発、び生産
5. 花卉生産及び苗圃基地の建設、経営
6. 天然ゴム、サイザル麻及びコーヒーの栽培
7. 漢方薬材の栽培及び養殖(合資及び合作に限る)
8. 農作物の茎の肥料化及びその総合利用、有機肥料資源の開發生産
9. 林木(竹)の造営及び良品種の栽培、倍数体樹木新品種及び遺伝子組み換え樹木新品種の培養
10. 水産種苗の繁殖(中国特有の貴重優良品種を含まない)
11. 砂漠化及び水土流失を防止・処理する植樹・植草等の生態環境保護工事の建設及び経営
12. 水産品の養殖、深水域における生簀による養殖、工場化水産養殖、エコロジー型海洋種養殖

二、採掘業

1. ガスの探査、開発及び坑井ガスの利用(合資及び合作に限る)
2. 石油及び天然ガスのリスク探査、開発(合資及び合作に限る)
3. 低浸透性天然ガス油層(田)の開発(合資及び合作に限る)
4. 原油の採掘回収率を高める新技術の開発、応用(合資及び合作に限る)
5. 物理探査、ボーリング、坑井検層、掘削作業における地質の記録及び坑井内作業等の石油実地探査開発のための新技術の開発、応用(合作に限る)
6. オイルシュール、オイルサンド、重油、超重油等非常軌的な石油資源の探査、開発(合作に限る)
7. 鉄鉱及びマンガン鉱の実地探査、採掘、選鉱
8. 鉱山の選鉱くず利用率を向上させる新しい技術の開発及び応用、鉱山生態技術の総合応用
9. メタンハイドレートの探査、開発(合作に限る)

三、製造業

(一) 農産物副食品加工業

1. バイオ飼料、茎飼料、水産飼料の開発、生産
2. 水産物の加工、貝類の浄化及び加工並びに海藻健康食品の開発
3. 野菜、ドライフルーツ・生鮮果物及び畜禽産物の貯蔵及び加工

(二) 食品製造業

1. ベビーフード及び高齢者用食品並びに健康食品の開発、生産
2. 森林食品の開発、生産及び加工

3. 天然食品添加剤、食品補助材料の生産(合資及び合作に限る)

(三) 飲料製造業

1. 果物野菜飲料、蛋白飲料、茶飲料、珈琲飲料及び植物飲料の開発及び生産

(四) タバコ加工業

1. ジアセテート繊維及び繊維束の加工(合資及び合作に限る)
2. 製紙法タバコチップの生産(合資及び合作に限る)
3. タバコフィルターの加工生産(合資及び合作に限る)

(五) 紡績業

1. 高度新規技術を採用した産業用特殊紡績品の生産
2. 高級織物生地の織染め及び後仕上げ加工
3. 生態、資源の総合利用及び環境保護の要求に合致する特殊天然繊維（羊毛以外のその他動物繊維、麻繊維、竹繊維、シルク、カラー綿花等を含む）製品の加工
4. コンピュータ集成製造システムを採用したアパレル生産
5. 高級絨毯、刺繡及びドローンワーク（抜きかがり細工）製品の生産

(六) 皮革、毛皮及び羽毛（ダウソ）とその製品業

1. 皮革及び毛皮のクリーニング技術加工
2. 皮革の後処理装飾の新技術加工
3. 高級皮革（ソファ革、自動車シートカバー革）の加工

(七) 木材加工及び竹、藤、シユロ及びわら製品業

1. 林区の「2級材、小径材、薪材」及び竹材の総合利用新技術及び新製品の開発及び生産

(八) 製紙及び紙製品業

1. 林業・製紙業1体化モデルに従い建設する1生産ラインの年産30万トン以上の規模の化学木材パルプ及び1生産ラインの年産10万トン以上の規模の化学機械木材パルプ（合資及び合作に限る）

(九) 石油加工及びコークス製造業

1. ニードルコークス及びコールタールの深加工

(十) 化学原料及び化学品製造業

1. 年産80万トン以上の規模のエチレンの生産(中国側が相対的にマジョリティを占める)
2. エチレン関連製品派生物の加工製造及びエチレン副産物品C4-C9製品（ブタジエンにより生成された合成ゴムを除く）の総合利用。
3. 年間生産量20万トン以上のポリ塩化ビニール樹脂の生産（エチレン法）
4. ナトリウム法さらし粉、ポリ塩化ビニール及び有機シリコン深加工製品の生産
5. ベンゼン、トルエン、キシレン及びエチレングリコール等の基本有機化学工業原料及びその派生物の生産
6. 合成材料の配合原料：ビスフェノールAの生産、過酸化水素酸化アクリル法によるエポキシプロパン（酸化プロピレン）の生産
7. 合成繊維原料：高純度テレフタル酸、己内アシル基アミン、ナイロン66塩、熔紡アンモニア綢ひも樹脂の生産
8. 合成ゴム：溶液スチレンブタジエンゴム（熱可塑性ブナSゴムを含まない）、ブチルゴム、イソブレンゴム、ポリウレタンゴム、アクリルゴム及びエピクロロヒドリンゴム、乙丙ゴム、ブナNゴム及びフッ素ゴム、シリコンゴム等特殊ゴムの生産
9. 工事プラスチック及びプラスチック合金：ポリベンゼンエーテル（PPO）、工事プラスチックナイロン11及びナイロン12、ポリイミド、ポリスルフォン、ポリアリレート（PAR）、

液晶ポリマー等製品の生産

10. ファインケミカル：触媒剤、助剤及び添加剤の新製品及び新技術、染（顔）料の商品化加工技術、電子及び製紙用ハイテク化学品、食品添加剤及び飼料添加剤、皮革化学品（N-N₂メチル基アシル基アミンを除く）及び油田助剤、界面活性剤、水処理剤、接着剤並びに無機纖維及び無機ナノ材料の生産、顔料包膜処理の深加工
11. 弹力性に優れ摩擦に耐えるカーボンブラックの生産
12. エコタイプ印刷インク、エコ型芳香族炭化水素加工油の生産
13. 天然香料、合成香料及び単離香料の生産
14. 高性能塗料、水性自動車塗料及びユニット水性樹脂の生産
15. 代替フロンの生産
16. 有機フッ素系列化工製品の生産（フッ素塩素炭化水素又は四フッ素エチレンを除く）
17. リン化工、アルミニウム製鍊の過程からフッ素資源を回収のうえ生産
18. 大型石炭化学工業製品の生産（中国側のマジョリティ出資）
19. 林業化学製品の新技術及び新製品の開発及び生産
20. 苛性ソーダ用イオン膜、無機分離膜、機能隔膜の生産
21. エコ型無機、有機及びバイオフィルムの開発及び生産
22. 新型肥料の開発及び生産：バイオ肥料、高濃度カリ肥料、複合肥料、施肥コントロールの可能な肥料、複合型微生物接種剤、複合性微生物肥料、茎及びごみ腐食剤、特殊機能微生物製剤
23. 効率が高く安全な農薬新品種及び新しい形狀の高性能農薬の開発及び生産
24. バイオ農薬及びバイオ技術利用の予防製品の開発、生産：微生物利用の殺虫剤、微生物利用の殺菌剤、農業用抗生物質、昆虫の情報伝達物質、天敵昆虫及び微生物を利用した除草剤
25. 排気、廃液及び固体廃棄物の総合利用並びに処理及び処置
26. 有機高分子材料の生産：有機シリコン添加により機能を高めた艦船シェル塗料、飛行機外皮塗料、希土類硫化セリウム赤色染料、無鉛化電子封装材料、カラー等イオン体スクリーン専用系列光刻パルプ、直径サイズを低減、比表面積を増大した極細纖維、高精度燃油濾紙、リチウム電池隔膜、プラスチック加工用多機能複合助剤、クエン酸グリセリン二酸エステル、フッ素ニトリル、シアゾファミド

（十一）医薬製造業

1. 新型化合物薬物又は活性成分薬物の生産（原料薬及び製剤を含む）
2. アミノ酸類：セリン、トリプトファン、ヒスチジン及び飼料用メチオニン等の生産
3. 新型抗癌薬物及び新型心臓・脳・血管薬及び新型神経系統薬の生産
4. 新型、高効率及び経済的な避妊薬・避妊器具の生産
5. バイオテクノロジーを採用して生産する新型薬物の生産
6. 複素環のフッ化物等フッ素含有高生理活性薬品及び中間体の生産
7. 遺伝子工学によるワクチン生産（エイズワクチン、C型肝炎ワクチン及び避妊ワクチン等）
8. バイオワクチンの生産
9. BCG及び流行性脳脊髄膜炎ワクチンの生産
10. 海洋薬物の開発及び生産
11. 薬品製剤：徐放剤、放出制御剤、標的及び経皮吸収等の新技術を採用した新剤型及び新製品の生産
12. 新型の薬用補助材料の開発及び生産

13. 生物医学材料及び製品（人体死体及びその標本、人体器官組織及びその標本加工を除く）の生産
14. 動物用抗菌原料薬の生産（抗生物質及び化学合成類を含む）
15. 動物用抗菌薬、駆虫薬、殺虫薬及び抗コクシジウム薬の新製品及び新剤型の開発及び生産
16. 新型診断用試験剤の生産

（十二）化学繊維製造業

1. 差別化化学繊維及びアラミド繊維、カーボン繊維、超高分子量ポリエチレン及びベンゼン硫黄エーテル（PPS）等高度新規技術繊維の生産
2. 新溶剤法セルロース繊維等環境保護型化繊の生産
3. 繊維及び非繊維用新型ポリエステルの生産：ポリトリメチレンテレフタート（PTT）、セバシン酸ポリエチレングリコール（PEN）、ポリブチレンテレフタート（PBT）
4. 再生資源及びバイオ質プロジェクト技術を利用して生産した新型繊維材料の生産：ポリ乳酸繊維PLA、生物法多元アルコールPDO繊維等
5. 1生産ラインの一日の生産能力が100トン以上のポリアミドの生産
6. ラジアルタイヤ用アラミド繊維及びカーカス（骨組み）生産

（十三）プラスチック製品業

1. 農業用フィルム新技術及び新製品（光分解フィルム、多機能フィルム及び原料等）の開発及び生産
2. 廃棄プラスチックの処分及び再利用
3. プラスチックソフトパッキング新技術、新製品（高阻隔、多機能フィルム及び原料）の開発及び生産

（十四）非金属鉱物製品業

1. 新型省エネルギー、エコ型建築材料の開発及び生産：軽量で強度の高いマルチ機能壁材料、高級エコ型装飾内装材料及び高効率保温材料
2. プラスチックを鋼に代用、プラスチックを木材に代用する省エネルギー高効率の建材品生産
3. 年間生産1,000平方メートル以上の弾料、可塑性体改性アスファルト防水卷材、横幅（2メートル以上）良質のエチレン・プロピレンゴム（EPDM）防水卷材及び周辺材料、耐久性ポリ塩化ビニール卷材、TPO防水卷材の生産
4. 電磁波遮断ガラス、マイクロ電子用ガラス基板、赤外線通過無鉛ガラス、電子級大規格石英ガラス拡散管、二代及び三代を超えるマイクロチャネルプレート、光学繊維面板及び倒立像装置及びガラス光錐の生産
5. 年間5万トン及びそれ以上のガラス繊維（タンクがま引き出し法生産ライン）及びガラス鋼製品の生産
6. 連続グラスファイバー原糸フェルト、グラスファイバー表面フェルト、マイクロ電子用グラスファイバー布及び薄型フェルトの生産
7. 画像伝達ファイバー及びレーザー医療光ファイバーの生産
8. 年間生産100万トン及びそれ以上の衛生磁器生産
9. 陶磁原料となる標準化精製、陶磁用高級装飾材料の生産
10. セメントかまど、高級（電子）ガラス、陶磁、ガラス繊維、微孔炭れんがなどの釜戸用高級耐火材料の生産
11. 自動車促進装置用陶磁媒体、窒化アルミニウム（AIN）陶磁基片、多孔陶磁の生産
12. 無機非金属材料及び製品の生産：人工晶体、炭素/炭素複合材料、特殊陶磁、特殊密

封材料、高速オイルシール材料、特殊ゴム凝固材料、特殊エマルジョン材料、水音ゴム製品、常温における熱伝導係数0.025W/mK及びそれ以下の断熱材料等

13. ハイテク複合材料の生産：連続ファイバー増強熱塑性複合材料及び予浸料、耐熱>300°C樹脂基複合材料成型用の工芸補助材料、樹脂基複合材料水搔き、樹脂基複合材料高級スポーツ用品、特殊機能ガラス鋼管（圧力>1.2MPa）、特殊機能複合材料及び製品、深水及び潜水複合材料製品、医療用及びリハビリ用複合材料製品、炭素/炭素複合材料及びブレーキパッド、高性能陶磁基複合材料及び製品、金属基複合材料及び製品、金属層状複合材料及び製品、圧力≥320MPa超高压複合チューブ、大型旅客用飛行機タイヤ
14. 精密高性能陶磁及び機能陶磁原料の生産：炭化シリコン（SiC）マイクロパウダー（純度>99%、平均粒直径<1μm）、窒化ケイ素（Si₃N₄）マイクロパウダー（純度>99%、平均粒直径<1μm）、高純度極細酸化アルミニウムマイクロパウダー（純度>99.9%、平均粒直径<0.5μm）、低温焼結酸化ジルコニウム（ZrO₂）粉末（焼結温度<1350°C）、高純度窒化アルミニウム（AlN）粉末（純度>99%，平均粒直径<1μm）、チタニウムTiO₂粉末（純度>98.5%）、二酸化珪素（粒直径<100nm）、チタン酸バリウム（純度>99%、粒直径<1μm）
15. 金剛石膜工具、厚さ0.3mm及びそれ以下超薄型人造金剛石鋸片の生産
16. 非金属鉱精細加工（極細粉碎、高純度、精製、改性）
17. 超高功率石墨電極の生産
18. 珠光雲母の生産（粒径3-150μm）
19. 多次元多方向織物及び形状模倣織物の生産
20. 新型乾式セメントかまどを利用した無害化処理可燃工業廃棄物及び生活ごみ

（十五）非鉄金属の精錬及び圧延加工業

1. 直径200mm以上のケイ素単晶及びオプティカルガラス、多結晶シリコンの生産
2. ハイテク非鉄金属材料の生産：新型高性能水素備蓄材料、リチウム電池電極材料、化合物半導体材料（ガリウムひ素、ガリウム燐、リン化インジウム単結晶、窒化ガリウム）、高温超伝導材料、記憶合金材料（チタンニッケル、銅基及び鉄基記憶合金材料）、極細（ナノ）炭化カルシウム及び極細（ナノ）水晶硬質合金、超硬質複合材料、貴金属複合材料、熱拡散器用アルミ箔、中高压陰極コンデンサ
アルミニウム箔、特殊大型アルミ合金型材、アルミ合金精密型铸造件、電気化鉄道懸空導線、超薄銅帯、耐腐蝕性熱交換器銅合金材、高性能銅ニッケル、銅鉄合金帯、ベリリウム銅、線、管及び棒加工材、耐熱耐用タングステン糸、マグネシウム合金の铸造物、無鉛溶接材料、マグネシウム合金及びその応用製品、泡アルミ、チタン合金帯材及びチタン溶接管、原子力エネルギー級スポンジジルコニウム、タングステン及びモリブデン深加工製品

（十六）金属製品業

1. 自動車、オートバイ軽量化及びエコ型材料の製造（ボディアルミプレート、アルジール材料、オートバイアルミ合金支柱等）
2. 建築金属部品、建築五金件、水道・暖房器材及び金属部品の開発・生産
3. 各種食料・油類食品、果物野菜、飲料、日用化学製品等の内容物に用いる金属包装製品（厚み0.3ミリメートル以下の製造及び加工（製品の内外壁の塗装加工を含む）

（十七）一般機械製造業

1. 高級デジタル制御プレス及び重要部品の製造：五軸連動デジタル制御プレス、デジタル制御座標ボーリング加工センター、デジタル制御座標グラインダー、五軸連動デジ

- タル制御システム及びサーボ装置、精密デジタル制御加工用高速超硬質カッター
2. 1000トン及びそれ以上のマルチタイプピラーハンマーシェイパーの製造
 3. 廃車自動車の解及び粉碎処理設備の製造
 4. フレシキブルトランスマーケット（FTL）製造
 5. 垂直多関節工業ロボット、溶接ロボット及びその溶接装置設備の製造
 6. 特殊加工機械の製造：レーザー切断及び嵌め込み溶接設備、レーザー精密加工設備、デジタル制御による低速走行型電気スパーク線切断機、サブミクロン超微粉粉碎機（スーパーハイブリッドミル）
 7. 300トン及びそれ以上のホイール式、キャタピラ式クレーンの製造（合資及び合作に限る）
 8. 圧力（35-42MPa）通軸高圧プランジャーポンプ及びモーター、圧力（35-42MPa）低速大型トルクモータの設計及び製造
 9. 電気油圧比例サーボ部品製造
 10. 圧力（21-31.5MPa）全体多路バルブ、功率0.35W以下のエア電磁バルブ、200Hz以上の高周波電子制御エアバルブの設計及び製造
 11. 静油圧駆動装置の設計及び製造
 12. 圧力10MPa以上の非接触式エアフィルムシール、圧力10MPa以上のドライガスシール（実験装置を含む）の開発及び製造
 13. 自動車用高分子材料（摩擦片、改良型フェノリックアルデヒドピストン、非金属材料油圧トータルタイプポンプ等）設備の開発及び製造
 14. 第三、四代自動車のホイールハブベアリング（ベアリング内、外周にはフランジ及びセンサーの付いたホイールハブベアリング機能部品がある）、ハイミドルクラスデジタル制御プレス及び加工センターべアリング（加工センターは3軸以上の連動機能を有し、定位重複精度を3-4μmとする）、ハイスピード線材、板材鋼板圧延機ベアリング（片道線材鋼板圧延機圧延速度120m/s及びそれ以上、薄板圧延機加工板厚み2mm及びそれ以上の支え及びワーカローラーベアリング）、高速鉄道ベアリング（走行速度200km/h以上）、振動値Z4以下の低騒音ベアリング（Z4、Z4P、V4、V4P騒音レベル）、各種ベアリングのP4、P2級ベアリング製造
 15. 耐熱絶縁材料（絶縁等級をF、H級とする）及び絶縁成型件の製造
 16. 油圧氣動用ゴムプラスチックシールの開発及び製造
 17. 12.9級及びそれ以上の強度の高いファスナー製造
 18. 自動車及びオートバイ用精密鋳造及び鍛造半（未）加工品の製造
 19. プレス、自動車部品（5大アセンブリを除く）、工事機械の再製造

（十八）専用設備製造業

1. 鉱山のトローリー掘削、積載、運搬設備の製造：100トン及びそれ以上の機械伝動鉱山用ダンプカー、移動式クラッシャー、3000立方メートル/時及びそれ以上のバケットホイル・エキスカベーター、5立方メートル及びそれ以上の鉱山用積載機、2000キロワット以上の電気牽引石炭採掘機設備等
2. 物理的な探測、油田の探測設備の製造：MEME地震検波器、デジタル遠隔測定地震計、デジタル画像技術、デジタル制御油田探測システム、水平坑道、定方向坑道、ボール盤装置及び器具、MWDリアルタイム掘削情報検知システム
3. 石油探査、油田採掘、石油の採掘回収輸送設備の製造：作業水深500メートル以上の油田採掘システム及び浮体式石油生産システム、作業水深600メートル以上の海底での石油採掘、採掘回収輸送設備、巻き上げ車の効率が3000キロワット以上、頭部駆動力が

850キロワット以上、油田採掘ポンプの効率が1800キロワット以上の深海用石油採掘装置、油田採掘深度が9000メートル以上の陸上石油採掘装置および砂漠上石油採掘装置、1000万トン/年石油精製装置用80トン及びそれ以上のピストン往復式コンプレッサー、デジタル制御式深層油田の探測計器、油田採掘泥水孔壁固定装置

4. 直径6メートル以上のシールドマシンシステムインテグレーション設計及び製造、直径5メートル以上の全断面機械掘削式シールド掘進機（TBM）システムインテグレーション設計及び製造、口径1メートル以上、深度30メートル以上の大口径回旋式掘削機の製造、直径1.2メートル以上のパイプルーフ装置の設計及び製造、曳引力200トン以上の掘り返し工事不要の地下パイプの敷設設備の製造、地下連続壁工法掘削機の製造、自動垂直掘削システム野製造
5. 100トン及びそれ以上の大型パイプ吊り下しクレーン、320馬力及びそれ以上の大型トレーランチャーの設計及び製造
6. アース圧力0.03メガパスカル以下、功率220馬力及びそれ以上のキャタピラブルドーザー、520馬力及びそれ以上の大型ブルドーザーの設計及び製造
7. 毎時100立方メートル及びそれ以上の規格の体積土砂クリーン機、1000トン及びそれ以上の泥掘削船の泥掘削装置の設計及び製造
8. 堤防用コンクリート浸水防止施工設備の設計及び製造
9. 水中土石量施工機械の製造：水深9メートル以下のブルドーザー、積載機、掘削機等
10. 道路橋梁の維持メンテナンス、自動検査測定設備の製造
11. 道路トンネル運営監督制御、通風、防災及び緊急救助システム設備の製造
12. 鉄道大型施工、大型道路メンテナンス機械及び運営安全のための設備の設計及び製造
13. （アスファルト）アスファルトフェルト瓦設備、亜鉛メッキ鋼板等金属製屋根生産設備の製造
14. 環境保護省エネ型現場ポリウレタン防水保溫システム設備の吹き付け塗装、ポリウレタンシールエマルジョン配合技術及び設備、性質転換シランシールエマルジョン配合技術及び生産設備の製造
15. 薄板連続鋳造機、高精度帶材鋼板圧延機（厚み精度10ミクロン）設計及び製造
16. 鉄への直接還元及び溶解による鉄への還元にかかる設備の製造
17. 50トン以上の大効率直流アーク炉の製造
18. カラー塗料、メッキ材設備の製造
19. 多元素、細粒子、選鉱が難しい金属鉱山物の選鉱装置の製造
20. 80万トン/年及びそれ以上のエチレン設備中の重要設備の製造：裂解気、エチレンプロピレン遠心コンプレッサ、年処理能力10万トン以上の混合造粒装置、直径800ミリ及びそれ以上の遠心機、作業温度250°C以上、作業圧力15Mpa以上の高温高圧防腐ポンプ及びバルブ、-55°C以下の低温及び超低温ポンプ等（合資及び合作に限る）
21. 大型石炭加工設備の製造（合資及び合作に限る）
22. 金属製品金型（銅、アルミニウム、チタン、ジルコニウムの管、棒、型材プレス金型）設計、製造及び修理
23. 自動車ボディ外部カバ一部品押し抜き鋳型の設計及び製造、自動車及びオートバイの取り付け具、検査具の設計及び製造
24. 精度が0.02ミリ（0.02ミリを含む）以上の精密押し抜きの鋳型、精度が0.05ミリ（0.05ミリを含む）以上の精密型腔鋳型、鋳型統一規格の部品の設計及び製造
25. 非金属製品金型の設計及び製造
26. 毎時6万瓶以上のビール缶詰設備、毎時5万瓶及びそれ以上の飲料中温処理及び熱缶詰

設備、毎時3.6万瓶及びそれ以上の無菌缶詰設備の製造

27. アミノ酸、酵素調合剤、食品添加剤等生産技術及び重要設備の製造
28. 毎時10トン及びそれ以上の飼料加工設備及び重要部品の製造
29. 段高0.75ミリ及びそれ以下の軽量段ボール紙及び板紙箱設備の製造
30. 印刷速度が16000枚/時（720×1020ミリ）の2つ折り枚葉紙単紙の多色オフセット印刷機、印刷速度が13000枚/時（720×1020ミリ）の2つ折り枚葉紙両面印刷単紙の多色オフセット印刷機、印刷速度が13000枚/時（1000×1400ミリ）の枚葉紙単紙多色オフセット印刷機、製造
31. 印刷速度が75000枚/時（787×880ミリ）のシングル幅1枚紙巻き取り紙オフセット印刷機、印刷速度が170000枚/時（787×880ミリ）のダブル幅1枚紙巻き取り紙オフセット印刷機、印刷速度が50000枚/時（787×880ミリ）の商業巻き取り紙オフセット印刷機の製造
32. 速度300メートル/分間以上、幅1000ミリメートル以上の多色柔性版印刷機の製造
33. コンピュータインクカラーの調整、インクカラーリモートコントロール、水性インク速度追跡、印刷品質の自動検査測定及び追跡システム、シャフトレス（電子軸）伝動技術、速度が75000枚/時の高速自動紙継ぎ装置、給紙装置及び自動リモートコントロールが可能な高速紙折り機、自動重ね刷り装置、冷却装置、シリコン添加装置、偏り調整装置等の製造
34. 平板ガラス深加工技術及び設備の製造
35. 技術含有量の高い特殊工業用ミシンの製造
36. 新型製紙機械（パルプを含む）等設備の製造
37. 皮革製品の装飾技術設備の製造
38. 農産物加工及び貯蔵新設備の開発及び製造：穀物、油、野菜、ドライフルーツ・生鮮果物、肉製品、水産品等の製品の加工貯蔵、鮮度保持、等級分け、パッケージ、乾燥等を施す新設備、農業製品の品質検査測定計器設備、農業製品の品質損傷検査測定計器設備、流動特性を計るレオメーター、粉末品質計器、超ミクロ粉碎設備、高効率脱水設備、エフェクトレベル5以上高効率果汁濃縮設備、粉末食品材料殺菌設備、固体及び半固体食品の無菌包装設備、無菌包装用包装材料、乳製品生産用直接添加式発酵材、ディスク式遠心分離機
39. 農業機械製造：農業施設設備（温室自動灌漑設備、栄養液自動配置及び施肥設備、高効率の野菜苗培養装置、土壤養分分析装置）、組合せエンジン効率120千ワット以上のトラクター及び組合せ農具、低燃費低騒音低排出のディーゼル機械、大型トラクターと組み合わせる残留霧粒の回収装置付きの噴霧器、高性能水稻田植え機、綿花摘み取り機及び綿花摘み取り台、多様なあぜ幅に適用可能なトウモロコシ自動刈取機（油圧駆動又は機械駆動）
40. 林業機械工具にかかる新技術設備の製造
41. 農作物の茎の田への還元及び総合利用設備の製造、もみ殻総合利用設備の製造
42. 農業廃物の総合利用及び大規模畜産養殖廃物の総合利用設備の製造
43. 肥料節約、（農）薬節約、節水型農業技術設備の製造
44. 機械設備と電力設備の井戸クリーニング設備及び薬物クリーニング生産設備の製造
45. 電子内視鏡の製造
46. 眼底撮影機の製造
47. 医療用画像形成設備（核磁気共振映像装置（MRI）、CT、X線コンピュータ断層、超音波スキャン等）重要部品の製造

48. 医療用超音波変換機（3D）の製造
49. ホウ素中性子捕獲治療設備の製造
50. X線立体固定方向放射治療システムの製造
51. 血液透析器、血液濾過器の製造
52. 全自動酵素免疫測定システム（サンプルの追加、酵素による標識化、プレート洗浄、培養、データ後処理等部分的機能を含む）設備の製造
53. 医薬製品の品質管理のための新技術及び新設備の製造
54. 漢方薬の有効成分の分析のための新技術、抽出のための新技術、新設備の開発及び製造
55. 新型薬品包装材料、容器及び先進的な製薬設備の製造
56. 新型紡績機械、重要部品及び紡績検査測定、実験機器の開発及び製造
57. コンピュータ綾織人造毛皮機の製造
58. 太陽熱エネルギー電池の生産専用設備の製造
59. 汚染防止設備の開発及び製造
60. 都市のごみ処理設備及び農村有機ごみ総合利用設備の製造
61. 廃棄プラスチック、電器、ゴム及び電池の回収処理、再生利用設備の製造
62. 水生生態系の環境保護技術及び設備の製造
63. 一日の生産量10万立方メートル以上の海水の淡水化及び循環冷却技術と設備の開発及び製造
64. 特殊気象観測及び分析設備の製造
65. 地震観測ステーション、ネットワーク及び流動地震観測技術システムの開発及び機器設備の製造
66. 3ドラム及びラジアルタイヤ成型機の製造
67. 回転抵抗試験機、タイヤ騒音試験室の製造
68. 熱供給計量、温度コントローラーの新技術設備の製造
69. 水素エネルギーの調製及び備蓄運輸設備と検査システムの製造
70. 新型重渣油気化スプレーノズル、蒸気漏れ率が0.5%及にそれ以下の高効率スチームトップ、1000°C及びそれ以上の高温陶磁熱交換器の製造
71. 廃棄・古タイヤ総合利用装置の製造

（十九）交通輸送設備製造業

1. 自動車完成車の製造（外資比率が50%を超えない）及び自動車研究開発機構の建設
2. 自動車エンジン製造、エンジン再生製造及びエンジン研究開発機構の建設：仕事率が50キロワットを下回らない自動車エンジン、仕事率が40キロワットを下回らない排気量3リットル以下のディーゼルエンジン、仕事率が30キロワットを下回らない排気量3リットル以上のディーゼルエンジン、燃料電池及びハイブリッド等新たなエネルギーを利用したエンジンの製造
3. 自動車基幹部品の製造及びキーポイントとなる技術の研究開発：ディスクブレーキのアッセンブリ、駆動軸のアッセンブリ、オートマチックギアボックス、ディーゼルエンジン燃料ポンプ、スーパーチャージャー、ビスカスカップリング（4輪駆動用）、油圧タペット、計器ユニット、自動車用クランク・シャフト及びコネクティングロッド（8リットル以上のディーゼルエンジン）、アンチロック・ブレーキ・システム（ABS、ECU、バルブ、センサー）、電子安定システム（ESP）、電気回路ブレーキシステム（BBW）、電子制動力分配システム（EBD）、牽引力コントロールシステム、自動車エアバッグ用氣体発生器、ディーゼル電子制御噴射システム、燃油ダブルレール式噴射技術（最大

噴射圧力は1600パスカル）、可変切断面タービン増圧技術（VGT）、可変吹き口タービン増圧技術（VNT）、中国IV段階汚染物排出基準に合致したエンジン排出コントロール装置、インテリジェントトルク管理システム（ITM）及カップリング器アセンブリ、ワイヤステアリング方向転換システム、ディーゼル機排気微粒子除去装置、インテリジェントシリンドー、自動車用特殊ゴム部品

4. 自動車電子装置の製造：エンジン及びシャーシ電子コントロールシステム及び重要な部品、自動車搭載電子技術（自動車情報システム及びナビゲーターシステム）、自動車電子メインラインネットワーク技術（合弁に限る）、電子コントロールシステムのインプット（センサー及びサンプリングシステム）アウトプット（アクチュエーター）部品、電動パワーステアリングシステム電子コントロール装置（合弁に限る）、嵌め込み式電子インテグレーションシステム（合弁及び合作に限る）、電気コントロール空気ばね、電子コントロール式サスペンションシステム、エレクトリックタイヤバルブシステム装置、エレクトリックアクセル、動力電池（ニッケル水素及びリチウムイオン）及びコントロールシステム（合弁に限る）、一体化電機及びコントロールシステム（合弁に限る）、ホイールハブ、多機能コントロール装置（合弁に限る）、燃料電池ピープ及びその部品、自動車用水素保管システム、自動車及びオートバイ型試験及びメンテナンス用検査測定システム
5. オートバイ重要部品の製造：オートバイエレクトロニックコントロール燃油噴射技術（合弁及び合作に限る）、中国オートバイⅢ階汚染物排出基準に合致したエンジン排出コントロール装置
6. 軌道交通運輸設備（合弁及び合作に限る）：高速鉄道、鉄道旅客ライン、都市間鉄道、幹線鉄道及び都市レール交通運輸設備の全体及び重要部品（牽引伝動システム、コントロールシステム、ブレーキシステム）の研究開発、設計及び製造。高速鉄道、鉄道旅客ライン、都市間鉄道及び都市レール交通旅客サービス施設及び設備の研究開発、設計及び製造、情報化建設における情報システムに関する設計及び研究開発。高速鉄道、鉄道旅客ライン、都市間鉄道のレール及び橋梁設備の研究開発、設計及び製造、レール交通運輸の通信信号システムの研究開発、設計及び製造、電気化鉄道設備及び器材の製造、鉄道の騒音及び振動コントロール技術及び研究開発、鉄道客車の汚物排出設備の製造、鉄道運輸安全監視装置の製造
7. 民間用飛行機の設計及び製造及びメンテナンス：幹線、支線飛行機（中国側のマジョリティ出資）、（定期運航の旅客機及び貨物機等公共航空運輸以外の）民間用飛行機（合弁及び合作に限る）
8. 民間用飛行機の部品の製造及びメンテナンス
9. 民間用ヘリコプターの設計及び製造（中国側のマジョリティ出資）：3トン級及びそれ以上（中国側のマジョリティ出資）、3トン級以下（合弁及び合作に限る）
10. 民間用ヘリコプターの部品の製造
11. 地面、水面効果飛行機の製造（中国側のマジョリティ出資）
12. 無人機、浮遊器の設計及び製造（中国側のマジョリティ出資）
13. 航空エンジン及び部品、航空補助動力システムの設計、製造及びメンテナンス（合弁及び合作に限る）
14. 民間用航空機搭載設備の設計及び製造（合弁及び合作に限る）
15. 民間用搭載ロケットの設計及び製造（中国側のマジョリティ出資）
16. 航空地面設備の製造：民間用空港施設、民間用空港運行保障設備、飛行試験地面設備、飛行シミュレーション及び訓練設備、航空測定試験及び計量設備、航空地面試験設備、

航空機搭載の設備総合測定のための試験設備、航空製造専門設備、航空材料試作のための専用設備、民用航空器の地上回収装置及び応用設備、キャリアロケットの地上回収装置及び応用設備、キャリアロケット力学及び環境実験設備

17. 航空機器光機電製品、航空機器温度コントロール製品、人工衛星関連製品検査測定設備、航空機器構造及び機構製品の製造
18. 軽量型ガスタービンの製造
19. ハイテク技術船舶及び海洋プロジェクト装備の設計（合弁及び合作に限る）
20. 船舶（断片を含む）及び海洋プロジェクト装備の修理、設計及び製造（中国側のマジョリティ出資）
21. 船舶低、中、高速ディーゼル機の設計（合弁及び合作に限る）
22. 船舶ディーゼル機部品の設計及び製造（合弁及び合作に限る）
23. 船舶低、中速ディーゼル機及びクランク・シャフトの設計及び製造（中国側のマジョリティ出資）
24. 船舶船室機械、甲板機械の設計及び製造（中国側の相対的マジョリティ出資）
25. 船舶通信ナビゲーション設備の設計及び製造：船舶通信システム設備、船舶電子ナビゲーション設備、船舶用レーダー、電羅針盤自動舵、船舶内部公共放送システム等
26. 遠洋捕獲用漁船、遊覧船の設計及び製造（合弁及び合作に限る）

（二十）電気機械及び器材製造業

1. 60万キロワットを越える臨界、100万キロワットを超える臨界火力発電所の重要設備の製造（合弁及び合作に限る）：ボイラーグ給水ポンプ、循環水ポンプ、作業温度400℃以上、作業圧力20Mpa以上の主蒸気回路高温高压バルブ
2. 百万キロワット級原子力発電所用重要設備の製造（合弁及び合作に限る）：核Ⅰ級、核Ⅱ級ポンプ及びバルブ
3. 火力発電所の脱硫酸、脱硝酸、布袋ダストリムーバーにかかる技術及び設備製造
4. 原子力発電及び火力発電設備のシールの製造
5. 原子力発電設備用大型鋳造件の製造
6. 送電・変電設備（合弁及び合作に限る）：非晶質合金変圧器、500キロボルト及びそれ以上の高圧電流用送電線、高圧スイッチ用操作機構及び自主型総合アークコンタクト、直流送電用乾式電気抵抗器、6インチ直流換流バルブ用大功率晶バルブ管の設計及び製造、EUのRoHS指令に合致する電器接点材質及び非Pb、Cdの溶接材料製造
7. 新エネルギー発電ユニット設備又は重要設備の製造（合弁及び合作に限る）：光伏発電、地熱発電、潮力発電、波浪発電、ごみ発電、メタンガス発電、1.5兆ワット及びそれ以上の風力発電設備
8. スターリング発電ユニットの製造
9. 直線及び平面電機及びその駆動システムの開発及び製造
10. 太陽熱エネルギー利用エアコン、暖房システム及び太陽熱エネルギー利用の乾燥装置の製造
11. バイオ質乾燥熱解システム、バイオ質気化装置の製造
12. 交流パルス変換圧力調整エンジン装置の製造
13. インテリジェント化プラスチックシェルブレーカ（電圧380V、電流1000A）、大型工事インテリジェント化箱型又は引出方型ブレーカ、メインラインタイプインテリジェント化電気制御配電装置の製造

（二十一）通信設備、コンピュータ及びその他電子設備製造業

1. デジタルビデオカメラ、デジタル数字拡声設備及びデジタルムービー政策、編集、放

映設備の製造

2. TFT-LCD、PDP、OLED、FED（SED等を含む）平板スクリーン、スクリーン材料の製造
3. 大型スクリーンカラー投影ディスプレイ用光学エンジン、光源、投影スクリーン、高精細度投影管及びマイクロ投影設備モジュール等重要部品の製造
4. デジタルオーディオ、ビジュアルエンコード・デコード設備、デジタルテレビ放送スタジオ設備、デジタル有線テレビシステム設備及びデジタルオーディオ送信設備、デジタルテレビ復調装置、デジタルテレビ地面放送同一周波数網（SFN、複数の放送局から同一の送信周波数で同一のプログラム＜同一変調内容＞を放送するネットワーク）設備、衛星デジタルテレビアップリンクステーション設備、衛星公共受信テレビ（SMATV）フロントエンド設備の製造
5. 600万画素以上の高性能デジタル一眼レフカメラの製造
6. IC回路設計、線の幅0.18ミクロン以下の大規模デジタルIC回路0.8ミクロン及びそれ以下のシムリーション、デジタルモニターIC回路の製造及びBGA、PGA、CSP、MCM等先進的なカプセル化及び測定試験
7. 大中型コンピュータ、百兆回高性能コンピュータ、携帯式マイクロコンピュータ、毎秒1万回及びそれ以上の高級サーバー、大規模アナログシミュレーションシステム、大型工業コントロールシステム及びコントローラー製造
8. コンピュータデジタル信号処理システム及びボードカード製造
9. 図形画像識別及び処理システムの製造
10. 大容量光、磁気ディスクドライブ及びその部品の開発及び製造
11. 高速、容量100TB及びそれ以上のメモリシステム及びインテリジェンス化メモリ設備の製造
12. 幅広の（幅が900mm以上）高解像度カラープリンタ設備、精度2400dbi及びそれ以上の高解像度カラープリンタ機首、幅広の（幅が900mm以上）高精細カラーコピー設備の製造
13. コンピュータ補助設計（3次元CAD）、補助測定試験（CAT）、補助製造（CAM）、補助工事（CAE）システム及びその他計算機応用システムの製造
14. ソフト製品の開発及び生産
15. 電子専用材料の開発及び製造（光ファイバープレハブ棒の開発及び製造を除く）
16. 電子専用設備、検査計器及び工具・金型の製造
17. 新型電子素子：チップ素子、センシティブ素子及びセンサー、周波数制御・選別素子、ハイブリッド集積回路、電力電子部品、光電子部品並びに新型機電素子、高密度連結積層板、多層フレキシブル板、フレックスリジッドプリント配線板及びシールド積載板
18. 高技術エコ型電池製造：動力用ニッケル水素電池の開発、亜鉛ニッケル電池、亜鉛銀電池、リチウム電池、高容量完全密封フリーメンテナンス鉛酸電池、太陽エネルギー電池、燃料電池、円柱型亜鉛空気電池等
19. 発光効率50lm/W以上高亮度発光ダイオード、発光効率50lm/W以上発光ダイオード拡張部分（ブルーライト）、発光効率50lm/W以上且つ功率200mW以上白色発光管の製造
20. RFIDチップの開発及び製造
21. 高密度デジタル光ディスクプレイヤー用基幹部品の開発及び生産
22. 読取専用光ディスクの複製及び書き可能光ディスクの生産
23. 民間用衛星の設計及び製造（中国側のマジョリティ出資）
24. 民間用衛星有効負荷製造（中国側のマジョリティ出資）

25. 民間用衛星部品の製造
26. 衛生通信システム設備の製造
27. 衛星ナビゲーション測位受信設備及び基幹部品の製造
28. 光通信測量メーター、速度率10Gb/s及びそれ以上の光受信発信器の製造
29. 超ブロードバンド（UWB）通信設備製造
30. 無線LAN（広域網）設備製造
31. 光クロスコネクト設備（OXC）、自動交換光ネットワーク設備（ASON）、40G/sSDH以上の光ファイバー通信伝送設備、光波長多重伝送装置（CWDM）の製造
32. 非同期転送モードATM（Asynchronous Transfer Mode）及びIPデータ通信システムの製造
33. 第三世代及び後続の移動通信システム携帯電話、ベースステーション、核心ネットワーク検査測定設備の開発製造
34. ハイエンドルーター及び1000メガビット以上のネット交換機の開発及び製造
35. 航空交通管制システム設備の製造（合弁及び合作に限る）

（二十二）計器、文化及び事務用機械製造業

1. 現場メインラインコントロールシステム及び重要部品の製造
2. 大型精密計器の開発及び製造：電子顕微鏡、レーザースキャナー顕微鏡、スキャナーチンネル顕微鏡、功率2kw以上のレーザー器械、電子プローブマイクロアナライザ、光電直読式分光分析装置、ラーマン分光解析器、質量スペクトル計、高速液体クロマトグラフ、工業クロマトグラフ、液体クロマトグラフィー（LC）と質量分析計（MS）を組み合わせたLC-MSシステムによる解析装置、MRI（核磁気共鳴画像法）利用の波動スペクトルメーター、EDS分析装置、X放射線蛍光分光器、回折装置、産業用X線CTスキャナー、大規模動釣合い試験機、オンラインマシン量自動検査測定システム、回転速度100000r/min以上の超高速遠心分離機、大規模金相顕微鏡（metallographic microscope）、三次元計測器、レーザースケール、電気電磁探査装置、500m以上の航空電気電磁装置及びガンマエネルギー測定装置、井戸中重力及び3成分磁力計、高精度マイクロガル重力及び航空重力傾斜計、地球化学元素野外現場高速分析装置、ポータブル地質レーダー
3. 高精度デジタル電圧計、電流計の製造（測量可能範囲7桁半以上）
4. 無効電力自動補償装置の製造
5. 双方向流量計、固体流量計の製造
6. 電子銃自動コーティング装置の製造
7. チュープ電圧800千ボルト及びそれ以上の工業X線欠陥検出装置の製造
8. 安全生産及び環境保護検査測定計器にかかる新技術設備の製造
9. VXI自動計測システム（IEEE1155国際基準に合致するもの）の製造
10. 炭鉱坑道の監督測定及び災害予報システム、石炭安全検査測定総合管理システム野開発及び製造
11. 工事測量及び地球物理観測設備の製造：デジタル三角測量システム、三次元地形模型デジタル制御成型装置（面積>1000×1000mm、水平誤差<1mm、標高誤差<0.5mm）、超広帯域（低周波帯）の地震計（ $\phi < 5\text{cm}$ 、周波数0.01-50Hz、当量地動速度雑音<10-9m/s）、地震データ集合処理システム、坑道地震と前兆予測システム、精密周波数制御信号システム（アクロス）／ Accurately. Controlled Routinely Operated Signal System (ACROSS)、工事加速度測量システム、高精度GPS受信機（精度1mm+1ppm）、INSAR（異なる2時期のSAR画像の位相差を算出して、その間に発生した地表面変化を計測す

- る技術) 画像受信及び処理システム、精度<1microgalの絶対重力計、衛星重力計、干渉性散乱レーダー(coherent radar)又は二偏波技術を使用したドップラーレーダー、可視測量計器、気象センサー(温度、気圧、湿度、風力、降水量、雲、可視度、反射、凍土、雪の深さ)、落雷防止システム、ほこりマルチサンプリング計、3-D超音波風速計、高精度インテリジェンストータルステーション、三次元レーザースキャナ、ボーリング用高性能ダイヤモンドヘッド、ノンターゲットタイプのレーザー距離計、WiNDプロファイラーダー(WPR)(RASS【電波音波併用レーダー】付)、GPS電子探査制御システム、CO₂/H₂O通量観測システム、境界層ドップラーレーザーレーダー、顆粒物顆粒径スペクトロメーター(3nm-20μm)、高性能データ収集装置、水中滑翔器
12. 新技術を用いた環境保護検査のための測定計器の設備製造:空気のクリーン度検査測定、水質検査測定、スマッグのオンライン検査測定計器にかかる新しい技術設備、応急処理に必要な計器及び総合システム発展新型微分光学マルチ分析システム、セルフ修正、コンビネーションタイプ、低ドリフト、ネットワーク化遠隔測定、リモコン計器及びシステム等
13. 大気汚染防止設備の製造:耐熱及び防腐フィルター、石炭燃焼発電所湿式脱硫プラント、低NO_x燃焼装置、スマッグ脱窒素触媒及び脱窒素プラント、工業有機排気浄化設備、ディーゼル車排気浄化装置
14. 水質汚染防止設備の製造:横式螺旋遠心脱水機、フィルム及びフィルム材料、10kg/h以上のオゾン発生器、10kg/h以上の二酸化塩素発生器、紫外線消毒装置、農村の小型生活汚水処理設備
15. 固体廃棄物処理、処理設備の製造:ごみ埋立場の高密度ポリエチレンシート、危険廃棄物処理装置、ごみ埋立場メタンガス発電装置、大規模畜産業養殖業廃物の総合利用設備
16. 環境観測計器の製造:SO₂自動サンプリング装置及び測定器、NO_x及びNO₂自動サンプリング装置及び測定器、O₃自動測定器、CO自動測定器、スマッグ及び粉塵の自動サンプリング装置及び測定器、スマッグ自動サンプリング装置及び測定器、ポータブル有毒有害気体測定器、空気中の有機汚染物自動分析装置、COD自動オンライン監査測定装置、BOD自動オンライン監査測定装置、汚濁度自動オンライン監査測定装置、DO自動オンライン監査測定装置、TOC自動オンライン監査測定装置、アンモニア窒素自動オンライン監査測定装置、輻射量検査測定装置、放射線分析測定装置
17. 水文データの採集及び処理と、洪水警報装置及び設備の製造
18. 海洋探査測定装置及び設備の製造:中深海水中ビデオカメラ及び水中カメラ、マルチビーム探索装置、中浅地層断面探査装置、地層断面探査装置、走航式タラソ深度探測計器、Fluxgate Compass、油圧式巻上機、水中密封電子コネクタ、効率>90%の浸透防止海水淡水化用エネルギー回収装置、効率>85%の浸透防止海水淡水化用高圧ポンプ、浸透防止海水淡水化フィルム(脱塩率>99.7%)、生産日量2万トン以上の低温マルチ効果海水淡化装置、海洋生態システム観測ブイ、断面観測ブイ、使い捨てのコンダクタンス率温度及び深度測量計器(XCTD)、現場水質測量計器、インテリジェンス型海洋水質観測用化学センサー(連続作業3から6ヶ月)、電磁海流計、音響ドップラーハ流断面計(自容式、直読式及び船用式)、コンダクタンス率温度深度断面計、音響応答装置、遠洋深海潮流測量システム(海底に配置する)

(二十三) その他の製造業

- クリーンコール技術製品の開発利用及び設備製造(石炭のガス化、液化、ウォーターコールスラリー及び工業成型炭)

- 石炭の洗浄・選別及び石炭灰(脱硫石膏を含む)並びにぼた等の総合利用

- 生分解性材料の生産

四、電力、ガス及び水の生産及び供給業

- 石炭ガス化複合発電（IGCC）の利用、30万キロワット以上の循環流動床、10万キロワット以上の加圧流動床複合発電方式（PFBC）クリーン燃焼技術発電所の建設及び経営

- 排気圧力が大気の圧力より大きい蒸気タービンを使用した熱電複合発電所の建設及び経営

- 発電を主とする水力発電所の建設及び経営

- 原子力発電所の建設及び経営(中国側のマジョリティ出資)

- 新エネルギー発電所の建設及び経営(太陽エネルギー、風力エネルギー、磁力エネルギー、地熱エネルギー、潮汐エネルギー及びバイオマスエネルギー等を含む)

- 海水利用(海水の直接利用、海水淡化)、工業排水処理回収利用の产业化

- 都市給水場の建設及び経営

五、交通輸送、倉庫貯蔵及び郵便電信通信業

- 鉄道幹線網の建設及び経営(中国側のマジョリティ出資)

- 支線鉄道、地方鉄道及びその橋梁、トンネル及びフェリー船着場施設の建設並びに経営(合弁及び合作に限る)

- 高速鉄道網、鉄道旅客運輸、都市間の鉄道インフラ総合メンテナンス(中国側のマジョリティ出資)

- 道路、独橋梁及びトンネルの建設及び経営

- 陸運貨物運輸会社

- 港湾の公用埠頭施設の建設及び経営

- 民間用飛行場の建設及び経営(中国側の相対的マジョリティ出資)

- 航空輸送会社(中国側のマジョリティ出資)

- 農業、林業及び漁業用の汎用航空会社(合弁及び合作に限る)

- 定期及び不定期の国際海上輸送業務(中国側のマジョリティ出資)

- 国際コンテナ複合一貫輸送業務

- 石油(ガス)輸送パイプライン、石油(ガス)タンク及び石油専用埠頭の建設及び経営

- 石炭パイプライン輸送施設の建設及び経営

- 輸送業務に関連する倉庫・貯蔵施設の建設及び経営

六、卸売及び小売貿易業

- 一般商品の配達

- 近代的物流

七、リース及びビジネスサービス業

- 会計、会計監査(合作及び組合制に限る)

- 国際経済、科学技術及び環境保護情報コンサルタントサービス

- サービスアウトソーシング方式によるシステム応用管理及び保護、情報技術サポート管理、銀行バックステージサービス。財務決算、人材サービス、コンピュータソフト開発、コールセンター及びデータ処理等情報技術サポート及び業務フローチャートアウトソーシングサービス

八、科学研究、技術サービス及び地質探査業

- バイオプロジェクト及びバイオ医学プロジェクト技術、バイオエネルギー開発技術

2. 同位元素、輻射及びレーザー技術
3. 海洋開発及び海洋エネルギー開発技術、海洋化学資源総合利用技術、関連製品開発及び精密深加工技術、海洋医薬及び生物化学製品の開発技術
4. 海洋監査測定技術（海洋の波、気象、環境監査測定）、海底探査測定及び大洋資源探査評価技術
5. 海水淡水化後の海水を総合利用した製塩、カリウム、臭素、マグネシウム、リチウムの抽出及びその深加工等海水化学資源の高付加価値利用技術
6. 省エネルギー開発技術
7. 資源再生及び技術を総合利用し、企業の生産過程で発生する排出物を再利用するための技術開発及びその応用
8. 環境汚染管理及び監督測定技術
9. 化纖生産の省エネルギー化、液体・気体・固体の三種類の廃棄物管理のための新技術
10. 砂漠化防止及び砂漠管理技術
11. 牧草と家畜とのバランスを取るための総合管理技術
12. 民間用衛生応用技術
13. 研究開発センター
14. ハイテクノロジー、新製品の開発及び企業孵化センター

九、水利、環境及び公共施設管理業

1. 総合水利ターミナルの建設及び経営（中国側のマジョリティ出資）
2. 都市の封鎖型道路建設及び建設
3. 都市地下鉄及び電車等軌道交通の建設及び経営（中国側のマジョリティ出資）
4. 汚水、ごみ処理場、危険物廃棄物処理場（焼却場及び埋立場）及び環境汚染管理施設の建設及び経営

十、教育

1. 大学以上の高等教育機構（合弁及び合作に限る）

十一、衛生、社会保障及び社会福利業

1. 高齢者、身体障害者及び小児サービス機構

十二、文化、スポーツ及び娯楽産業

1. 演出場所の経営（中国側のマジョリティ出資）
2. 体育館、運動場の経営、トレーニングジム、競技演出及びスポーツ研修及び仲介サービス

外商投資を制限する産業の目録

一、農業、林業、牧畜業及び漁業

1. 農作物の新品種選択培養及び種子の開発及び生産（中国側のマジョリティ出資）
2. 稀少樹種原木の加工（合弁及び合作に限る）
3. 棉花（種綿）加工

二、採掘業

1. 特殊かつ稀少石炭種の探査、掘削（中国側のマジョリティ出資）
2. 重晶石（バライト）探査、掘削（合弁及び合作に限る）
3. 貴金属（金、銀及びプラチナ族）の実地探査及び採掘
4. ダイヤモンド等の貴重な非金属鉱物の実地探査及び採掘
5. リン鉱の掘削及び選鉱

6. ザイベリー石及びルドヴィヒ石の採掘
7. セレスタイトの採掘
8. 大洋のマンガン結核、海砂の掘削（中国側のマジョリティ出資）

三、製造業

(一) 農産物副食品加工業

1. 大豆、菜種食用油脂の加工（中国側のマジョリティ出資）、トウモロコシの深加工
2. バイオ液体燃料（燃料アルコール、バイオディーゼルオイル）生産（中国側のマジョリティ出資）

(二) 飲料製造業

1. 酿造酒及び有名及び良質な蒸留酒の生産（中国側のマジョリティ出資）
2. 炭酸飲料の生産

(三) タバコ製品業

1. 「葉を落として2度煎りした」タバコ葉の加工生産

(四) 印刷業及び複製業

1. 出版物の印刷（中国側のマジョリティ出資。包装装飾印刷を除く）

(五) 石油加工及びコークス製造業

1. 年間生産800万トン以下の製油工場の建設及び経営

(六) 化学原料及び化学製品製造業

1. 苛性ソーダ（水酸化ナトリウム）、カリウム塩基（水酸化カリウム）の生産
2. 感光材料の生産
3. ベンジンの生産
4. 毒物の製造が容易な化学品の生産（エフェドリン、3,4-メチレンジオキシフェニル-2-プロパノン、フェニル酢酸、1フェニル-2-プロパノン、ピペロナール、サフロール、イソサフロール及び無水酢酸）
5. 塩化・フッ化・炭化水素類又は塩化・フッ化・炭化水素類水素、4フッ素エチレン、フッ化アルミニウム、フッ化水素酸の生産
6. ブタジエン・ゴム、エマルジョン複合ブナSゴム、熱塑性ブナSゴムの生産
7. メタン塩化物（1塩化メチル除く）、カーバイド法のポリ塩化ビニールの生産
8. 硫酸法チタンホワイト、平炉法の過マンガン酸カリの生産
9. ルドヴィヒ石の加工
10. バリウム塩、ストロンチウム塩の生産

(七) 医薬製造業

1. クロラムフェニコール、ペニシリンG、リンコマイシン、ゲンタマイシン、ジヒドロストレプトマイシン、アミカシン、塩酸テトラサイクリン、テラマイシン、メデマイシン、ロイコマイシン、シプロフロキサシン、ノルフロキサシン及びオフロキサシンの生産
2. アナルギン、アセトアミノフェン、ビタミンB1、ビタミンB2、ビタミンC及びビタミンE、多種ビタミン剤及びカルシウム内服剤の生産
3. 国が免疫を計画するワクチン類（BCG及び流行性脳脊髄膜炎ワクチンを除く）、抗毒素及びトキソイド類（3種混合、はしか、日本脳炎及び流行性脳脊髄膜炎ワクチン等）の生産
4. 麻酔薬品及び一類精神薬品原料薬の生産（中国側のマジョリティ出資）
5. 血液製剤の生産
6. 非自壊式使い捨て注射器、輸液器、輸血器及び血液バッグの生産

(八) 化学繊維製造業

1. 通常チップを使用した化繊紡糸生産
2. ビスコース短纖維の生産

(九) ゴム製品業

1. 中古タイヤの再生（ラジアルタイヤを除く）及び低性能の工業用ゴム部品の生産

(十) 非鉄金属の精錬及び圧延加工業

1. タングステン、モリブデン、錫（錫化合物を除く）、アンチモン（酸化アンチモン及び硫化アンチモンを含む）等希少金属の精錬
2. 電解アルミニウム、鋼、鉛、亜鉛等非鉄金属の精錬
3. 希土製錬及び分離（合弁及び合作に限る）

(十一) 金属製品業

1. コンテナの生産

(十二) 一般設備製造業

1. 各種普通級（P0）ベアリング及びパーツ（鋼球、保持支柱）及び未（半）加工品の製造

2. 300トン以下のホイール式、キャピタルクレーンの製造（合弁及び合作に限る）

(十三) 専用設備製造業

1. 中低級B型超音波現像器の製造

2. 普通テリレン長纖維及び短纖維の設備製造

3. 320馬力及びそれ以下のブルドーザー、30トン級及びそれ以下の液圧掘削機、6トン及びそれ以下の輪式積載機、220馬力及びそれ以下のクレーダー、ローラー車、フォークリフト、135トン級及びそれ以下の非道路用セルフ荷卸機能付きスキップダンプカー、路面フライス盤修復機械装置の製造、園芸用機械及び機具、商品コンクリート機械（ポンプ支え、攪拌車、攪拌ステーション、ポンプ車）の製造

(十四) 交通輸送、倉庫貯蔵及び郵便電信通信業

1. 普通船舶（断片を含む）の修理、設計及び製造（中国側のマジョリティ出資）

(十五) 通信設備、コンピュータ及びその他電子設備製造業

1. 衛星テレビ放送の地上受信設備及び重要な部品の生産

2. 税計算機能付レジスター製品の製造

四、電力、ガス及び水の生産及び供給業

1. チベット、新疆、海南等小型電力網の範囲における、単機容量30万キロワット及びそれ以下の石炭を燃焼した際に発生する熱を蒸気に伝えて発電する汽力発電方式による火力発電所、単機容量10万キロワット及びそれ以下の、燃焼ガスを直接ガスタービンに導入して発電した後、その排熱を蒸気に伝えて発電する複合発電方式の建設及び経営
2. 電力網の建設及び経営（中国側のマジョリティ出資）

五、交通輸送、倉庫貯蔵及び郵便電信通信業

1. 鉄道貨物輸送会社

2. 鉄道旅客輸送会社（中国側のマジョリティ出資）

3. 道路旅客輸送会社

4. 出入国自動車輸送会社

5. 水上輸送会社（中国側のマジョリティ出資）

6. 撮影、探鉱及び工業等の汎用航空会社（中国側のマジョリティ出資）

7. 電信会社：增值電信業務（外資の比率は50%を超えない）、基礎電信における移動電

話サービス及びデータサービス（外資比率は49%を超えない）、基礎電信における国内業務及び国際業務（外資比率は35%を超えず、遅くとも2007年12月11日までに、外資比率を49%まで許可する）

六、卸売及び小売貿易業

1. 直接販売、通信販売、ネット販売、フランチャイズ経営、委託経営、商業管理等の各種商業会社
2. 穀物、棉、植物油、食用砂糖、薬、タバコ、自動車、原油、農薬、農業用フィルム、化学肥料の卸売、小売及び物流配送（30ヵ所を超える支店を設立し、複数の供給商からの異なる種類及びブランドの商品を販売するチェーン店については、中国側のマジョリティ出資）
3. 音響・映像製品（映画を除く）の販売（合作、中国側のマジョリティ出資）
4. 商品競売
5. 船舶代理（中国側のマジョリティ出資）、外国船貨物取扱い（合弁及び合作に限る）
6. 製品油卸売及びガソリンスタンド（同一の外国投資者が30ヵ所を超える支店を設立し、複数の供給商からの異なる種類及びブランドの成品油を販売するチェーンガソリンスタンドについては、中国側のマジョリティ出資）の建設及び経営

七、金融業

1. 銀行、ファイナンスリース会社、財務会社、信託投資会社、マネーマネージメント会社
2. 保険会社（生命保険会社の外資比率は50%を超えない）
3. 証券会社（A、B、H株式市場及び政府や会社の債権の請負販売及び取引に限り、外資比率は3分の一を超えない）、証券投資ファンド管理会社（外資比率は49%を超えない）
4. 保険仲立会社
5. 先物会社（中国側のマジョリティ出資）

八、不動産業

1. 土地の大規模開発（合弁及び合作に限る）
2. 高級ホテル、別荘、高級オフィスビル及び国際コンベンションセンターの建設及び経営
3. 不動産二級市場（土地使用者が開発建設を経て、建設完成した不動産を販売及び賃貸する市場をいう）取引及び不動産仲介又はマネージメント会社

九、リース及びビジネスサービス業

1. 法律コンサルティング
2. 市場調査（合弁及び合作に限る）
3. 与信調査及び査定サービス会社

十、科学研究、技術サービス及び地質探査業

1. 測量製図会社（中国側のマジョリティ出資）
2. 輸出入商品の検査、鑑定、認証会社
3. 撮影サービス（空中撮影等特撮サービスを含むが、測量のための航空撮影を含まず、合弁に限る）

十一、水利、環境及び公共施設管理業

1. 大都市の天然ガス、熱力及び供水排水管の建設及び経営（中国側のマジョリティ出資）

十二、教育

1. 普通高等学校教育機構（合弁及び合作に限る）

十三、衛生、社会保障及び社会福利業

1. 医療機構（合弁及び合作に限る）

十四、文化、スポーツ及び娯楽産業

1. ラジオ放送テレビ番組制作プロジェクト及び映画制作プロジェクト（合作に限る）
2. 映画館の建設及び経営（中国側のマジョリティ出資）
3. 大型テーマパークの建設及び経営
4. 演出マネージメント機構（中国側のマジョリティ出資）
5. 娯楽場所の経営（合弁及び合作に限る）

十五、国及び我が国が締結し、又は参加する国際条約の規定により制限されるその他の産業

外国投資家投資を禁止する産業の目録

一、農業、林業、牧畜業及び漁業

1. 我が国の稀少な貴重優良品種の養殖及び栽培（栽培業、牧畜業及び水産業の優良遺伝子を含む）
2. 遺伝子組換植物の種子、種用家畜、水産苗種の開発及び生産
3. 我が国の管轄海域及び内陸水域の水産品の捕獲

二、採掘業

1. タングステン、モリブデン、錫、アンチモン、萤石探査及びフ掘削
2. 希土類の実地探査、採掘及び選鉱
3. 放射性の鉱山物の探査、採掘及び選鉱

三、製造業

(一) 飲料製造業

1. 中国の伝統工芸の緑茶及び特殊茶の加工（銘茶、黒茶等）

(二) 医薬製造業

1. 『野生薬剤資源保護条例』及び『中国稀少、絶滅に瀕する保護植物リスト』にリストアップされている漢方薬材料の加工
2. 漢方薬の飲み薬中の蒸す、炒める、お灸をする、焼く等炮灸技術の応用及び漢方薬完成薬の秘密処方製品の生産

(三) 非鉄金属の精錬及び圧延加工業

1. 放射性鉱産の精錬及び加工

(四) 専用設備製造業

1. 武器弾薬製造業

(五) 電気機械及び器材製造業

1. 開口式（即ち酸霧直接排出式）鉛酸電池、水銀入りバックルタイプ酸化銀電池、糊式亜鉛マンガン電池、カドニウムニッケル電池の製造

(六) 工業品及びその他の製造業

1. 象牙の彫刻
2. 虎の骨の加工
3. 脱胎漆器の生産
4. ホウロウ製品の生産
5. 画仙紙及び墨の生産
6. 発癌性、催奇形及び突然変異誘発製品並びに残留性有機汚染物質製品の生産

四、電力、ガス及び水の生産及び供給業

1. チベット、新疆、海南等小型電力網以外、単機容量30万キロワット及びそれ以下の石炭を燃焼した際に発生する熱を蒸気に伝えて発電する汽力発電方式による火力発電所、単機容量10万キロワット及びそれ以下の、燃焼ガスを直接ガスタービンに導入して発電した後、その排熱を蒸気に伝えて発電する複合発電方式の建設及び経営

五、交通輸送、倉庫貯蔵及び郵便電信通信業

1. 航空交通管制会社
2. 郵政会社

六、リース及びビジネスサービス業

1. 社会調査

七、科学研究、技術サービス及び地質探査業

1. 生体乾細胞、遺伝子診断及び治療技術開発及び応用
2. 大地測量、海洋測量製図、航空撮影測量製図、行政区域境界線の測量製図、地図作成における地形図作成、普通地図作成におけるナビゲート電子地図作成

八、水利、環境及び公共施設管理業

1. 自然保護区及び国際的に重要な湿地の建設及び経営
2. 国が保護する、中国原産の野生動植物資源の開発

九、教育

1. 義務教育機構、軍事、警察、政治及び党学校など特殊な教育機構

十、文化、スポーツ及び娯楽産業

1. ニュース機構
2. 図書、新聞及び定期刊行物の出版、総発行及び輸入業務
3. 音響・映像製品及び電子出版物の出版、制作及び輸入業務
4. 各級ラジオ放送局（ステーション）、テレビ局（ステーション）、ラジオ・テレビのチャンネル、ラジオ・テレビ伝送普及網（発信局、中継局、ラジオ・テレビ衛星、衛星向け地上発信ステーション、衛星受信中継ステーション、マイクロ波ステーション、監査測定ステーション、有線ラジオ・テレビ伝送普及網）
5. ラジオ放送テレビ番組制作経営会社
6. 映画制作会社、映画発行会社、映画放映会社
7. インターネットニュースサイト、インターネットAVプログラムサービス、インターネット利用サービス営業場所、インターネットカルチャー経営
8. ビデオ放映会社
9. ゴルフ場の建設及び経営
10. 賭博業（賭博類競馬場を含む）
11. 風俗業

十一、その他の業種

1. 軍事施設の安全及び使用機能に危害を与えるプロジェクト

十二、国及び我が国が締結し、又は参加する国際条約の規定により制限されるその他の産業

外商投資産業指導目録
(2007年改正)

外商投資を奨励する産業目録

一、農業、林業、牧畜業及び漁業

1. 中低位収穫農田の改造
2. 木本食用油材料、調味料及び工業原料の栽培及び開発、生産
3. 野菜(食用キノコ、マクワウリを含む)、ドライフルーツ・生鮮果物、茶葉の無公害栽培技術及び製品のシリーズ化開発、生産
4. 製糖原料、果樹、牧草等の農作物の新技術の開発、生産
5. 花卉生産及び苗圃基地の建設、経営
6. 天然ゴム、サイザル麻及びコーヒーの栽培
7. 漢方薬材の栽培及び養殖(合資及び合作に限る)
8. 農作物の茎の肥料化及びその総合利用、有機肥料資源の開發生産
9. 林木(竹)の造営及び良品種の栽培、倍数体樹木新品種及び遺伝子組み換え樹木新品種の培養
10. 水産種苗の繁殖(中国特有の貴重な優良品種を含まない)
11. 砂漠化及び水土流失を防止・処理する植樹・植草等の生態環境保護工事の建設及び経営
12. 水産品の養殖、深水域における生簀による養殖、工場化水産養殖、エコロジー型海洋種養殖

二、採掘業

1. ガスの探査、開発及び鉱山ガスの利用(合資及び合作に限る)
2. 石油及び天然ガスのリスク探査、開発(合資及び合作に限る)
3. 低浸透性天然ガス油層(田)の開発(合資及び合作に限る)
4. 原油の採掘回収率を高める新技術の開発、応用(合資及び合作に限る)
5. 物理探査、ボーリング、油井の探索、掘削作業における地質の記録及び地下作業等の石油実地探査開発のための新技術の開発、応用(合作に限る)
6. オイルシール、オイルサンド、重油、超重油等特殊な石油資源の探査、開発(合作に限る)
7. 鉄鉱及びマンガン鉱の実地探査、採掘、選鉱
8. 鉱山の選鉱くず利用率を向上させる新しい技術の開発及び応用、鉱山生態系回復技術の総合応用
9. メタンハイドレートの探査、開発(合作に限る)

三、製造業

(一) 農産物副食品加工業

1. バイオ飼料、飼料用わら、水産飼料の開発、生産
2. 水産物の加工、貝類の浄化及び加工並びに海藻健康食品の開発
3. 野菜、ドライフルーツ・生鮮果物及び畜産製品の貯蔵及び加工

(二) 食品製造業

1. ベビーフード及び高齢者用食品並びに健康食品の開発、生産
2. 森林食品の開発、生産及び加工

3. 天然食品添加剤、食品補助材料の生産(合資及び合作に限る)

(三) 飲料製造業

1. 果物野菜飲料、蛋白飲料、茶飲料、珈琲飲料及び植物飲料の開発及び生産

(四) タバコ加工業

1. ジアセテート繊維及び繊維束の加工(合資及び合作に限る)
2. 製紙法タバコチップの生産(合資及び合作に限る)
3. タバコフィルターの加工生産(合資及び合作に限る)

(五) 紡績業

1. 高度新規技術を採用した産業用特殊紡績品の生産
2. 高級織物生地の織染め及び後仕上げ加工
3. 生態、資源の総合利用及び環境保護の要求に合致する特殊天然繊維（羊毛以外のその他動物繊維、麻繊維、竹繊維、シルク、カラー綿花等を含む）製品の加工
4. コンピュータ集成製造システムを採用したアパレル生産
5. 高級絨毯、刺繡及びドローンワーク（抜きかがり細工）製品の生産

(六) 皮革、毛皮及び羽毛（ダウソ）とその製品業

1. 皮革及び毛皮のクリーニング技術加工
2. 皮革の後仕上げの新技術加工
3. 高級皮革（ソファ革、自動車シートカバー革）の加工

(七) 木材加工及び竹、藤、シユロ及びわら製品業

1. 林区の「2級材、端材、燃材」及び竹材の総合利用新技術及び新製品の開発及び生産

(八) 製紙及び紙製品業

1. 林業・製紙業1体化モデルに従い建設する1生産ラインの年産30万トン以上の規模の化学木材パルプ及び1生産ラインの年産10万トン以上の規模の化学機械木材パルプ（合資及び合作に限る）

(九) 石油加工及びコークス製造業

1. ニードルコークス及びコールタールの深加工

(十) 化学原料及び化学品製造業

1. 年産80万トン以上の規模のエチレンの生産(中国側が相対的にマジョリティを占める)
2. エチレン関連製品派生物の加工製造及びエチレン副産物品C4-C9製品（ブタジエンにより生成された合成ゴムを除く）の総合利用。
3. 年間生産量20万トン以上のポリ塩化ビニール樹脂の生産（エチレン法）
4. ナトリウム法次亜塩素酸カルシウム、ポリ塩化ビニール及び有機シリコン精密加工製品の生産
5. ベンゼン、トルエン、キシレン及びエチレングリコール等の基本有機化学工業原料及びその派生物の生産
6. 合成材料の配合原料：ビスフェノールAの生産、過酸化水素酸化アクリル法によるエポキシプロパン（酸化プロピレン）の生産
7. 合成繊維原料：高純度テレフタル酸、カプロラクタム、ナイロン66塩、熔紡アンモニア綢ひも樹脂の生産
8. 合成ゴム：溶液スチレンブタジエンゴム（熱可塑性ブナSゴムを含まない）、ブチルゴム、イソブレンゴム、ポリウレタンゴム、アクリルゴム及びエピクロロヒドリンゴム、エチレンプロピレンゴム、ブナNゴム及びフッ素ゴム、シリコンゴム等特殊ゴムの生産
9. エンジニアリングプラスチック及びプラスチック合金：ポリベンゼンエーテル(PPO)、

エンジニアリングプラスチックナイロン11及びナイロン12、ポリイミド、ポリスルファン、ポリアリレート(PAR)、液晶ポリマー等製品の生産

10. ファインケミカル：触媒剤、助剤及び添加剤の新製品及び新技術、染(顔)料の商品化加工技術、電子及び製紙用ハイテク化学品、食品添加剤及び飼料添加剤、皮革化学品(N-N₂メチル基アシル基アミンを除く)及び油田助剤、界面活性剤、水処理剤、接着剤並びに無機纖維及び無機ナノ材料の生産、顔料コーティング処理の深加工
11. 弹力性に優れ摩擦に耐えるカーボンブラックの生産
12. エコタイプ印刷インク、エコ型芳香族炭化水素加工油の生産
13. 天然香料、合成香料及び単離香料の生産
14. 高性能塗料、水性自動車塗料及びユニット水性樹脂の生産
15. 代替フロンの生産
16. 有機フッ素系列化工製品の生産(フッ素塩素炭化水素又は四フッ素エチレンを除く)
17. リン化工、アルミニウム製錬の過程からフッ素資源を回収のうえ生産
18. 大型石炭化学工業製品の生産(中国側のマジョリティ出資)
19. 林業化学製品の新技術及び新製品の開発及び生産
20. 苛性ソーダ用イオン膜、無機分離膜、機能隔膜の生産
21. エコ型無機、有機及びバイオフィルムの開発及び生産
22. 新型肥料の開発及び生産：バイオ肥料、高濃度カリ肥料、複合肥料、施肥コントロールの可能な肥料、複合型微生物接種剤、複合性微生物肥料、わら及びごみ腐食剤、特殊機能微生物製剤
23. 効率が高く安全な農薬新品種及び新しい形状の高性能農薬の開発及び生産
24. バイオ農薬及びバイオ技術利用の予防製品の開発、生産：微生物利用の殺虫剤、微生物利用の殺菌剤、農業用抗生物質、昆虫の情報伝達物質、天敵昆虫及び微生物を利用した除草剤
25. 排ガス、廃液及び固体廃棄物の総合利用並びに処理及び処置
26. 有機高分子材料の生産：有機シリコン添加により機能を高めた艦船シェル塗料、飛行機外皮塗料、希土類硫化セリウム赤色染料、無鉛化電子封装材料、カラー等イオン体スクリーン専用系列光刻パルプ、直径サイズを低減、比表面積を増大した極細纖維、高精度燃油濾紙、リチウム電池隔膜、プラスチック加工用多機能複合助剤、クエン酸グリセリン二酸エステル、フッ素ニトリル、シアゾファミド

(十一) 医薬製造業

1. 新型化合物薬物又は活性成分薬物の生産(原料薬及び製剤を含む)
2. アミノ酸類：セリン、トリプトファン、ヒスチジン及び飼料用メチオニン等の生産
3. 新型抗癌薬物及び新型心臓・脳・血管薬及び新型神経系統薬の生産
4. 新型、高効率及び経済的な避妊薬・避妊器具の生産
5. バイオテクノロジーを採用して生産する新型薬物の生産
6. 複素環のフッ化物等フッ素含有量の高い生理活性薬品及び中間体の生産
7. 遺伝子工学によるワクチン生産(エイズワクチン、C型肝炎ワクチン及び避妊ワクチン等)
8. バイオワクチンの生産
9. BCG及び流行性脳脊髄膜炎ワクチンの生産
10. 海洋薬物の開発及び生産
11. 薬品製剤：徐放剤、放出制御剤、代謝拮抗剤及び皮膚吸収等の新技術を採用した新剤型及び新製品の生産

12. 新型の薬用補助材料の開発及び生産
13. 生物医学材料及び製品（人体死体及びその標本、人体器官組織及びその標本加工を除く）の生産
14. 動物用抗菌原料薬の生産（抗生物質及び化学合成類を含む）
15. 動物用抗菌薬、駆虫薬、殺虫薬及び抗コクシジウム薬の新製品及び新剤型の開発及び生産
16. 新型診断用試験剤の生産

(十二) 化学繊維製造業

1. 差別化化学繊維及びアラミド繊維、カーボン繊維、超高分子量ポリエチレン及びベンゼン硫黄エーテル（PPS）等高度新規技術繊維の生産
2. 新溶剤法セルロース繊維等環境保護型化繊の生産
3. 繊維及び非繊維用新型ポリエステルの生産：ポリトリメチレンテレフタート（PTT）、セバシン酸ポリエチレンギリコール（PEN）、ポリブチレンテレフタート（PBT）
4. 再生資源及びバイオマスエンジニアリング技術を利用して生産した新型繊維材料の生産：ポリ乳酸繊維（PLA）、バイオ法ポリドール（PDO）繊維等
5. 1生産ラインの一日の生産能力が100トン以上のポリアミドの生産
6. ラジアルタイヤ用アラミド繊維及びコード（骨組み）生産

(十三) プラスチック製品業

1. 農業用フィルム新技術及び新製品（光分解フィルム、多機能フィルム及び原料等）の開発及び生産
2. 廃棄プラスチックの処分及び再利用
3. プラスチックソフトパッキング新技術、新製品（高分離、多機能フィルム及び原料）の開発及び生産

(十四) 非金属鉱物製品業

1. 新型省エネルギー、エコ型建築材料の開発及び生産：軽量で強度の高いマルチ機能壁材料、高級エコ型装飾内装材料及び高効率保温材料
2. 鋼鉄代替プラスチック、プラスチック製人工木材等、省エネルギー高効率の建材品生産
3. 年間生産1,000平方メートル以上の弾料、可塑性体改性アスファルト防水ロール材、横幅（2メートル以上）良質のエチレン・プロピレンゴム（EPDM）防水ロール材及び周辺材料、耐久性ポリ塩化ビニールロール材、TPO防水ロール材の生産
4. 電磁波遮断ガラス、マイクロ電子用ガラス基板、透明赤外線無鉛ガラス、電子級大規格石英ガラス拡散管、第二世代及び第三世代を超えるマイクロチャネルプレート、光学繊維面板及び倒立像装置及びガラス光錐の生産
5. 年間5万トン及びそれ以上のガラス繊維（タンクがま引き出し法生産ライン）及びガラス鋼製品の生産
6. 連続グラスファイバー原糸フェルト、グラスファイバー表面フェルト、マイクロ電子用グラスファイバー布及び薄型フェルトの生産
7. 画像伝達ファイバー及びレーザー医療光ファイバーの生産
8. 年間生産100万トン及びそれ以上の衛生磁器生産
9. 陶磁原料となる標準化精製、陶磁用高級装飾材料の生産
10. セメントかまど、高級（電子）ガラス、陶磁、ガラス繊維、ポーラスカーボンれんがなどの釜戸用高級耐火材料の生産
11. 自動車促進装置用陶磁媒体、窒化アルミニウム（AIN）陶磁基片、多孔陶磁の生産

12. 無機非金属材料及び製品の生産：人工晶体、炭素/炭素複合材料、特殊陶磁、特殊密封材料、高速オイルシール材料、特殊ゴム凝固材料、特殊エマルジョン材料、水中音響ゴム製品、常温における熱伝導係数0.025W/mK及びそれ以下の断熱材料等
13. ハイテク複合材料の生産：連続ファイバー増強熱塑性複合材料及び予浸材料、耐熱>300°C樹脂基複合材料成型用の工芸補助材料、樹脂基複合材料水搔き、樹脂基複合材料高級スポーツ用品、特殊機能ガラス鋼管（圧力>1.2MPa）、特殊機能複合材料及び製品、深水及び潜水複合材料製品、医療用及びリハビリ用複合材料製品、炭素/炭素複合材料及びブレーキパッド、高性能陶磁基複合材料及び製品、金属基複合材料及び製品、金属層状複合材料及び製品、圧力≥320MPa超高压複合チューブ、大型旅客用飛行機タイヤ
14. 精密高性能陶磁及び機能陶磁原料の生産：炭化シリコン(SiC)マイクロパウダー（純度>99%、平均粒直径<1μm）、窒化ケイ素(Si3N4)マイクロパウダー（純度>99%、平均粒直径<1μm）、高純度極細酸化アルミニウムマイクロパウダー（純度>99.9%、平均粒直径<0.5μm）、低温焼結酸化ジルコニウム(ZrO2)粉末（焼結温度<1350°C）、高純度窒化アルミニウム(AlN)粉末（純度>99%、平均粒直径<1μm）、チタニウムTiO2粉末（純度>98.5%）、二酸化珪素（粒直径<100nm）、チタン酸バリウム（純度>99%、粒直径<1μm）
15. ダイヤモンド膜工具、厚さ0.3mm及びそれ以下超薄型人造ダイヤモンド鋸片の生産
16. 非金属鉱精細加工（極細粉碎、高純度、精製、改性）
17. 超高功率石墨電極の生産
18. パーライト雲母の生産（粒子直径3-150μm）
19. 多次元多方向織物及び形状模倣織物の生産
20. 新型乾式セメントかまどを利用した無害化処理可燃工業廃棄物及び生活ごみ

(十五) 非鉄金属の精錬及び圧延加工業

1. 直径200mm以上のケイ素単晶及びオプティカルガラス、多結晶シリコンの生産
2. ハイテク非鉄金属材料の生産：新型高性能水素備蓄材料、リチウム電池電極材料、化合物半導体材料（ガリウムひ素、ガリウム燐、リン化インジウム単結晶、窒化ガリウム）、高温超伝導材料、記憶合金材料（チタンニッケル、銅基及び鉄基記憶合金材料）、極細（ナノ）炭化カルシウム及び極細（ナノ）水晶硬質合金、超硬質複合材料、貴金属複合材料、熱拡散器用アルミ箔、中高压陰極コンデンサ
アルミニウム箔、特殊大型アルミ合金型材、アルミ合金精密型铸造件、電気化鉄道懸空導線、超薄銅帯、耐腐蝕性熱交換器銅合金材、高性能銅ニッケル、銅鉄合金帯、ベリリウム銅、線、管及び棒加工材、耐熱耐用タングステン糸、マグネシウム合金の铸物、無鉛溶接材料、マグネシウム合金及びその応用製品、泡アルミ、チタン合金帯材及びチタン溶接管、原子力エネルギー級スポンジジルコニウム、タングステン及びモリブデン深加工製品

(十六) 金属製品業

1. 自動車、オートバイ軽量化及びエコ型材料の製造（ボディアルミプレート、アルジュール材料、オートバイアルミ合金フレーム等）
2. 建築金属部品、建築五金件、水道・暖房器材及び金属部品の開発・生産
3. 各種食料・油類食品、果物野菜、飲料、日用化学製品等の内容物に用いる金属包装製品（厚み0.3ミリメートル以下の製造及び加工（製品の内外壁の塗装加工を含む）

(十七) 一般機械製造業

1. 高級デジタル制御プレス及び重要部品の製造：五軸運動デジタル制御プレス、デジタ

ル制御座標ボーリング加工センター、デジタル制御座標グラインダー、五軸連動デジタル制御システム及びサーボ装置、精密デジタル制御加工用高速超硬質カッター

2. 1000トン及びそれ以上のマルチタイプピラーハンマーシェイパーの製造
3. 廃車自動車の解及び粉碎処理設備の製造
4. フレシキブルトランスマーケット（FTL）製造
5. 垂直多関節工業ロボット、溶接ロボット及びその溶接装置設備の製造
6. 特殊加工機械の製造：レーザー切断及び嵌め込み溶接設備、レーザー精密加工設備、デジタル制御による低速走行型電気スパーク線切断機、サブミクロン超微細粉碎機（スーパーハイブリッドミル）
7. 300トン及びそれ以上のホイール式、キャタピラ式クレーンの製造（合資及び合作に限る）
8. 圧力（35-42MPa）軸を通した高圧プランジャーポンプ及びモーター、圧力（35-42MPa）低速大型トルクモータの設計及び製造
9. 電気油圧比例サーボ部品製造
10. 圧力（21-31.5MPa）全体多路バルブ、功率0.35W以下のエア電磁バルブ、200Hz以上の高周波電子制御エアバルブの設計及び製造
11. 静油圧駆動装置の設計及び製造
12. 圧力10MPa以上の非接触式エアフィルムシール、圧力10MPa以上のドライガスシール（実験装置を含む）の開発及び製造
13. 自動車用高分子材料（摩擦チップ、改良型フェノリックアルデヒドピストン、非金属材料油圧トータルタイプポンプ等）設備の開発及び製造
14. 第三世代、第四世代自動車のホイールハブベアリング（ベアリング内、外周にはフランジ及びセンサーの付いたホイールハブベアリング機能部品がある）、ハイミドルクラステンシナル制御プレス及び加工センターべアリング（加工センターは3軸以上の連動機能を有し、定位重複精度を3-4μmとする）、ハイスピード線材、板材鋼板圧延機ベアリング（片道線材鋼板圧延機圧延速度120m/s及びそれ以上、薄板圧延機加工板厚み2mm及びそれ以上の支え及びワーカーローラーベアリング）、高速鉄道ベアリング（走行速度200km/h以上）、振動値Z4以下の低騒音ベアリング（Z4、Z4P、V4、V4P騒音レベル）、各種ベアリングのP4、P2級ベアリング製造
15. 耐熱絶縁材料（絶縁等級をF、H級とする）及び絶縁成型件の製造
16. 油圧気動用ゴムプラスチックシールの開発及び製造
17. 12.9級及びそれ以上の強度の高いファスナー製造
18. 自動車及びオートバイ用精密鋳造及び鍛造半（未）加工品の製造
19. プレス、自動車部品（5大アセンブリを除く）、工事機械の再製造

（十八）専用設備製造業

1. 鉱山のトローリー掘削、積載、運搬設備の製造：100トン及びそれ以上の機械伝動鉱山用ダンプカー、移動式クラッシャー、3000立方メートル/時及びそれ以上のバケットホイル・エキスカベーター、5立方メートル及びそれ以上の鉱山用積載機、2000キロワット以上の電気牽引石炭採掘機設備等
2. 物理的な探測、油田の探測設備の製造：MEME地震検波器、デジタル遠隔測定地震計、デジタル画像技術、デジタル制御油田探測システム、水平坑道、定方向坑道、ボール盤装置及び器具、MWDリアルタイム掘削情報検知システム
3. 石油探査、油田採掘、石油の採掘回収輸送設備の製造：作業水深500メートル以上の油田採掘システム及び浮体式石油生産システム、作業水深600メートル以上の海底での石

油探掘、探掘回収輸送設備、巻き上げ車の効率が3000キロワット以上、頭部駆動力が850キロワット以上、油田探掘ポンプの効率が1800キロワット以上の深海用石油採掘装置、油田探掘深度が9000メートル以上の陸上石油採掘装置および砂漠上石油採掘装置、1000万トン/年石油精製装置用80トン及びそれ以上のピストン往復式コンプレッサー、デジタル制御式深層油田の探測計器、石油ボーリングスラリー削孔設備

4. 直径6メートル以上のシールドマシンシステムインテグレーション設計及び製造、直径5メートル以上の全断面機械掘削式シールド掘進機（TBM）システムインテグレーション設計及び製造、口径1メートル以上、深度30メートル以上の大口径回旋式掘削機の製造、直径1.2メートル以上のパイプルーフ装置の設計及び製造、曳引力200トン以上の掘り返し工事不要の地下パイプの敷設設備の製造、地下連續壁工法掘削機の製造、自動垂直掘削システムの製造
5. 100トン及びそれ以上の大型パイプ吊り下しクレーン、320馬力及びそれ以上の大型トレーランチャーの設計及び製造
6. アース圧力0.03メガパスカル以下、功率220馬力及びそれ以上のキャタピラブルドーザー、520馬力及びそれ以上の大型ブルドーザーの設計及び製造
7. 毎時100立方メートル及びそれ以上の規格の浚渫機、1000トン及びそれ以上の浚渫船の浚渫装置の設計及び製造
8. 堤防用コンクリート浸水防止施工設備の設計及び製造
9. 水中土石量施工機械の製造：水深9メートル以下のブルドーザー、積載機、掘削機等
10. 道路橋梁の維持メンテナンス、自動検査測定設備の製造
11. 道路トンネル運営監督制御、通風、防災及び緊急救助システム設備の製造
12. 鉄道大型施工、大型道路メンテナンス機械及び運営安全のための設備の設計及び製造
13. （コールタール）アスファルトルーフィング設備、亜鉛メッキ鋼板等金属製屋根生産設備の製造
14. 環境保護省エネ型現場ポリウレタン防水保温システム設備の吹き付け塗装、ポリウレタンシールエマルジョン配合技術及び設備、性質転換シランシールエマルジョン配合技術及び生産設備の製造
15. 薄板連続铸造機、高精度帯材鋼板圧延機（厚み精度10ミクロン）設計及び製造
16. 鉄への直接還元及び溶解による鉄への還元にかかる設備の製造
17. 50トン以上の大効率直流アーク炉の製造
18. カラー塗料、メッキ材設備の製造
19. 多元素、細粒子、選鉱が難しい金属鉱山物の選鉱装置の製造
20. 80万トン/年及びそれ以上のエチレン設備中の重要設備の製造：熱分解ガス、エチレンプロピレン遠心コンプレッサ、年処理能力10万トン以上の混合造粒装置、直径800ミリ及びそれ以上の遠心機、作業温度250℃以上、作業圧力15Mpa以上の高温高圧耐腐食ポンプ及びバルブ、-55℃以下の低温及び超低温ポンプ等（合資及び合作に限る）
21. 大型石炭加工設備の製造（合資及び合作に限る）
22. 金属製品金型（銅、アルミニウム、チタン、ジルコニウムの管、棒、型材プレス金型）設計、製造及び修理
23. 自動車ボディ外部カバ一部品押し抜き鋳型の設計及び製造、自動車及びオートバイの取り付け具、検査具の設計及び製造
24. 精度が0.02ミリ（0.02ミリを含む）以上の精密押し抜きの鋳型、精度が0.05ミリ（0.05ミリを含む）以上の精密型腔鋳型、鋳型統一規格の部品の設計及び製造
25. 非金属製品金型の設計及び製造

26. 毎時6万瓶以上のビール缶詰設備、毎時5万瓶及びそれ以上の飲料中温処理及び熱缶詰設備、毎時3.6万瓶及びそれ以上の無菌缶詰設備の製造
27. アミノ酸、酵素調合剤、食品添加剤等生産技術及び重要設備の製造
28. 每時10トン及びそれ以上の飼料加工設備及び重要部品の製造
29. 段高0.75ミリ及びそれ以下の軽量段ボール紙及び板紙箱設備の製造
30. 印刷速度が16000枚/時（720×1020ミリ）の2つ折り枚葉紙単紙の多色オフセット印刷機、印刷速度が13000枚/時（720×1020ミリ）の2つ折り枚葉紙両面印刷単紙の多色オフセット印刷機、印刷速度が13000枚/時（1000×1400ミリ）の枚葉紙単紙多色オフセット印刷機、製造
31. 印刷速度が75000枚/時（787×880ミリ）のシングル幅1枚紙ロール紙オフセット印刷機、印刷速度が170000枚/時（787×880ミリ）のダブル幅1枚紙ロール紙オフセット印刷機、印刷速度が50000枚/時（787×880ミリ）の商業巻き取り紙オフセット印刷機の製造
32. 速度300メートル/分間以上、幅1000ミリメートル以上の多色フレキソ印刷機の製造
33. コンピュータインクカラーの調整、インクカラーリモートコントロール、水性インク速度追跡、印刷品質の自動検査測定及び追跡システム、シャフトレス（電子軸）伝動技術、速度が75000枚/時の高速自動紙継ぎ装置、給紙装置及び自動リモートコントロールが可能な高速紙折り機、自動重ね刷り装置、冷却装置、シリコン添加装置、偏り調節装置等の製造
34. 平板ガラス深加工技術及び設備の製造
35. 技術含有量の高い特殊工業用ミシンの製造
36. 新型製紙機械（パルプを含む）等設備の製造
37. 皮革製品の装飾技術設備の製造
38. 農産物加工及び貯蔵新設備の開発及び製造：穀物、油、野菜、ドライフルーツ・生鮮果物、肉製品、水産品等の製品の加工貯蔵、鮮度保持、等級分け、パッケージ、乾燥等を施す新設備、農業製品の品質検査測定計器設備、農業製品の品質損傷検査測定計器設備、流動特性を計るレオメーター、粉末品質計器、超ミクロ粉碎設備、高効率脱水設備、エフェクトレベル5以上高効率果汁濃縮設備、粉末食品材料殺菌設備、固体及び半固体食品の無菌包装設備、無菌包装用包装材料、乳製品生産用直接添加式発酵材、ディスク式遠心分離機
39. 農業機械製造：農業施設設備（温室自動灌漑設備、栄養液自動配置及び施肥設備、高効率の野菜苗培養装置、土壤養分分析装置）、付帯エンジン効率120千ワット以上のトラクター及び組合せ農具、低燃費低騒音低排出のディーゼル機械、大型トラクターと組み合わせる残留霧粒の回収装置付きの噴霧器、高性能水稻田植え機、綿花摘み取り機及び綿花摘み取り台、多様なあぜ幅に適用可能なトウモロコシ自動刈取機（油圧駆動又は機械駆動）
40. 林業機械工具にかかる新技術設備の製造
41. 農作物の茎の田への還元及び総合利用設備の製造、もみ殻総合利用設備の製造
42. 農業廃物の総合利用及び大規模畜産養殖廃物の総合利用設備の製造
43. 肥料節約、（農）薬節約、節水型農業技術設備の製造
44. 機械設備と電力設備の井戸の洗浄設備及び洗浄薬品の生産設備の製造
45. 電子内視鏡の製造
46. 眼底撮影機の製造
47. 医療用画像形成設備（核磁気共振映像装置（MRI）、CT、X線コンピュータ断層、超音

- 波スキャン等) 重要部品の製造
- 48. 医療用超音波変換機(3D)の製造
 - 49. ホウ素中性子捕獲治療設備の製造
 - 50. X線立体固定方向放射治療システムの製造
 - 51. 血液透析器、血液濾過器の製造
 - 52. 全自動酵素免疫測定システム(サンプルの追加、酵素による標識化、プレート洗浄、培養、データ後処理等部分的機能を含む)設備の製造
 - 53. 医薬製品の品質管理のための新技術及び新設備の製造
 - 54. 漢方薬の有効成分の分析のための新技術、抽出のための新技術、新設備の開発及び製造
 - 55. 新型薬品包装材料、容器及び先進的な製薬設備の製造
 - 56. 新型紡績機械、重要部品及び紡績検査測定、実験機器の開発及び製造
 - 57. コンピュータ綾織人造毛皮機の製造
 - 58. 太陽熱エネルギー電池の生産専用設備の製造
 - 59. 汚染防止設備の開発及び製造
 - 60. 都市のごみ処理設備及び農村有機ごみ総合利用設備の製造
 - 61. 廃棄プラスチック、電器、ゴム及び電池の回収処理、再生利用設備の製造
 - 62. 水生生態系の環境保護技術及び設備の製造
 - 63. 一日の生産量10万立方メートル以上の海水の淡水化及び循環冷却技術と設備の開発及び製造
 - 64. 特殊気象観測及び分析設備の製造
 - 65. 地震観測ステーション、ネットワーク及び流動地震観測技術システムの開発及び機器設備の製造
 - 66. 3ドラム及びラジアルタイヤ成型機の製造
 - 67. 回転抵抗試験機、タイヤ騒音試験室の製造
 - 68. 熱供給計量、温度コントローラーの新技術設備の製造
 - 69. 水素エネルギーの調製及び備蓄運輸設備と検査システムの製造
 - 70. 新型重渣油気化スプレーノズル、蒸気漏れ率が0.5%及びそれ以下の高効率スチームトップ、1000°C及びそれ以上の高温陶磁熱交換器の製造
 - 71. 廃棄・中古タイヤ総合利用装置の製造

(十九) 交通輸送設備製造業

- 1. 自動車完成車の製造(外資比率が50%を超えない)及び自動車研究開発機構の建設
- 2. 自動車エンジン製造、エンジン再生製造及びエンジン研究開発機構の建設:仕事率が50キロワットを下回らない自動車エンジン、仕事率が40キロワットを下回らない排気量3リットル以下のディーゼルエンジン、仕事率が30キロワットを下回らない排気量3リットル以上のディーゼルエンジン、燃料電池及びハイブリッド等新たなエネルギーを利用したエンジンの製造
- 3. 自動車基幹部品の製造及びキーポイントとなる技術の研究開発:ディスクブレーキのアッセンブリ、駆動軸のアッセンブリ、オートマチックギアボックス、ディーゼルエンジン燃料ポンプ、スーパーチャージャー、ビスカスカップリング(4輪駆動用)、油圧タペット、計器ユニット、自動車用クランク・シャフト及びコネクティングロッド(8リットル以上のディーゼルエンジン)、アンチロック・ブレーキ・システム(ABS、ECU、バルブ、センサー)、電子安定システム(ESP)、電気回路ブレーキシステム(BBW)、電子制動力分配システム(EBD)、牽引力コントロールシステム、自動車エアバッグ用

気体発生器、ディーゼル電子制御噴射システム、燃油ダブルレール式噴射技術（最大噴射圧力は1600パスカル）、可変切断面タービン増圧技術（VGT）、可変吹き口タービン増圧技術（VNT）、中国IV段階汚染物排出基準に合致したエンジン排出コントロール装置、インテリジェントトルク管理システム（ITM）及カップリング器アセンブリ、ワイヤステアリング方向転換システム、ディーゼル機排気微粒子除去装置、インテリジェントシリンダー、自動車用特殊ゴム部品

4. 自動車電子装置の製造：エンジン及びシャーシ電子コントロールシステム及び重要な部品、自動車搭載電子技術（自動車情報システム及びナビゲーターシステム）、自動車電子メインラインネットワーク技術（合弁に限る）、電子コントロールシステムのインプット（センサー及びサンプリングシステム）アウトプット（アクチュエーター）部品、電動パワーステアリングシステム電子コントロール装置（合弁に限る）、嵌め込み式電子インテグレーションシステム（合弁及び合作に限る）、電気コントロール空気ばね、電子コントロール式サスペンションシステム、エレクトリックタイヤバルブシステム装置、エレクトリックアクセル、動力電池（ニッケル水素及びリチウムイオン）及びコントロールシステム（合弁に限る）、一体化電機及びコントロールシステム（合弁に限る）、ホイールハブ、多機能コントロール装置（合弁に限る）、燃料電池ピープ及びその部品、自動車用水素保管システム、自動車及びオートバイ型試験及びメンテナンス用検査測定システム
5. オートバイ重要部品の製造：オートバイエレクトロニックコントロール燃油噴射技術（合弁及び合作に限る）、中国オートバイⅢ階汚染物排出基準に合致したエンジン排出コントロール装置
6. 軌道交通運輸設備（合弁及び合作に限る）：高速鉄道、鉄道旅客ライン、都市間鉄道、幹線鉄道及び都市レール交通運輸設備の全体及び重要部品（牽引伝動システム、コントロールシステム、ブレーキシステム）の研究開発、設計及び製造。高速鉄道、鉄道旅客ライン、都市間鉄道及び都市レール交通旅客サービス施設及び設備の研究開発、設計及び製造、情報化建設における情報システムに関する設計及び研究開発。高速鉄道、鉄道旅客ライン、都市間鉄道のレール及び橋梁設備の研究開発、設計及び製造、レール交通運輸の通信信号システムの研究開発、設計及び製造、電気化鉄道設備及び器材の製造、鉄道の騒音及び振動コントロール技術及び研究開発、鉄道客車の汚物排出設備の製造、鉄道運輸安全監視装置の製造
7. 民間用飛行機の設計及び製造及びメンテナンス：幹線、支線飛行機（中国側のマジョリティ出資）、（定期運航の旅客機及び貨物機等公共航空運輸以外の）民間用飛行機（合弁及び合作に限る）
8. 民間用飛行機の部品の製造及びメンテナンス
9. 民間用ヘリコプターの設計及び製造（中国側のマジョリティ出資）：3トン級及びそれ以上（中国側のマジョリティ出資）、3トン級以下（合弁及び合作に限る）
10. 民間用ヘリコプターの部品の製造
11. 水陸両用飛行艇の製造（中国側のマジョリティ出資）
12. 無人機、軽飛行機の設計及び製造（中国側のマジョリティ出資）
13. 航空エンジン及び部品、航空補助動力システムの設計、製造及びメンテナンス（合弁及び合作に限る）
14. 民間用航空機搭載設備の設計及び製造（合弁及び合作に限る）
15. 民間用キャリアロケットの設計及び製造（中国側のマジョリティ出資）
16. 航空地面設備の製造：民間用空港施設、民間用空港運行保障設備、飛行試験地面設備、

飛行シミュレーション及び訓練設備、航空測定試験及び計量設備、航空地面試験設備、航空機搭載の設備総合測定のための試験設備、航空製造専門設備、航空材料試作のための専用設備、民用航空器の地上回収装置及び応用設備、キャリアロケットの地上回収装置及び応用設備、キャリアロケット力学及び環境実験設備

17. 航空機器光機電製品、航空機器温度コントロール製品、人工衛星関連製品検査測定設備、航空機器構造及び機構製品の製造
18. 軽量型ガスターインの製造
19. ハイテク技術船舶及び海洋プロジェクト装備の設計（合弁及び合作に限る）
20. 船舶（断片を含む）及び海洋プロジェクト装備の修理、設計及び製造（中国側のマジョリティ出資）
21. 船舶低、中、高速ディーゼル機の設計（合弁及び合作に限る）
22. 船舶ディーゼル機部品の設計及び製造（合弁及び合作に限る）
23. 船舶低、中速ディーゼル機及びクランク・シャフトの設計及び製造（中国側のマジョリティ出資）
24. 船舶船室機械、甲板機械の設計及び製造（中国側の相対的マジョリティ出資）
25. 船舶通信ナビゲーション設備の設計及び製造：船舶通信システム設備、船舶電子ナビゲーション設備、船舶用レーダー、ジャイロパイロット、船舶内部公共放送システム等
26. 遠洋捕獲用漁船、遊覧船の設計及び製造（合弁及び合作に限る）

（二十）電気機械及び器材製造業

1. 60万キロワットを越える臨界、100万キロワットを超える臨界火力発電所の重要設備の製造（合弁及び合作に限る）：ボイラーグ給水ポンプ、循環水ポンプ、作業温度400°C以上、作業圧力20Mpa以上の主蒸気回路高温高压バルブ
2. 百万キロワット級原子力発電所用重要設備の製造（合弁及び合作に限る）：核Ⅰ級、核Ⅱ級ポンプ及びバルブ
3. 火力発電所の脱硫酸、脱硝酸、布製ダストリムーバーにかかる技術及び設備製造
4. 原子力発電及び火力発電設備のシールの製造
5. 原子力発電設備用大型鋳造件の製造
6. 送電・変電設備（合弁及び合作に限る）：非晶質合金変圧器、500キロボルト及びそれ以上の高圧電流用送電線、高圧スイッチ用操作機構及び自主型総合アークコンタクト、直流送電用乾式電気抵抗器、6インチ直流換流バルブ用大功率晶バルブ管の設計及び製造、EUのRoHS指令に合致する電器接点材質及びPb、Cdを含まない溶接材料製造
7. 新エネルギー発電ユニット設備又は重要設備の製造（合弁及び合作に限る）：光伏発電、地熱発電、潮力発電、波浪発電、ごみ発電、メタンガス発電、1.5兆ワット及びそれ以上の風力発電設備
8. スターリング発電ユニットの製造
9. 直線及び平面電機及びその駆動システムの開発及び製造
10. 太陽熱エネルギー利用エアコン、暖房システム及び太陽熱エネルギー利用の乾燥装置の製造
11. バイオマス乾燥熱解システム、バイオマス気化装置の製造
12. 交流パルス変換圧力調整エンジン装置の製造
13. インテリジェント化プラスチックシェルブレーカ（電圧380V、電流1000A）、大型工事インテリジェント化箱型又は引出方型ブレーカ、バス式インテリジェント化電気制御配電装置の製造

(二十一) 通信設備、コンピュータ及びその他電子設備製造業

1. デジタルビデオカメラ、デジタル数字拡声設備及びデジタルムービー政策、編集、放映設備の製造
2. TFT-LCD、PDP、OLED、FED（SED等を含む）平板スクリーン、スクリーン材料の製造
3. 大型スクリーンカラー投影ディスプレイ用光学エンジン、光源、投影スクリーン、高精細度投影管及びマイクロ投影設備モジュール等重要部品の製造
4. デジタルオーディオ、ビジュアルエンコード・デコード設備、デジタルテレビ放送スタジオ設備、デジタル有線テレビシステム設備及びデジタルオーディオ送信設備、デジタルテレビ復調装置、デジタルテレビ地面放送同一周波数網（SFN、複数の放送局から同一の送信周波数で同一のプログラム＜同一変調内容＞を放送するネットワーク）設備、衛星デジタルテレビアップリンクステーション設備、衛星公共受信テレビ（SMATV）フロントエンド設備の製造
5. 600万画素以上の高性能デジタル一眼レフカメラの製造
6. IC回路設計、線の幅0.18ミクロン以下の大規模デジタルIC回路0.8ミクロン及びそれ以下のシミュレーション、デジタルモニターIC回路の製造及びBGA、PGA、CSP、MCM等先進的なカプセル化及び測定試験
7. 大中型コンピュータ、百兆回高性能コンピュータ、携帯式マイクロコンピュータ、毎秒1万回及びそれ以上の高級サーバー、大規模アナログシミュレーションシステム、大型工業コントロールシステム及びコントローラー製造
8. コンピュータデジタル信号処理システム及びボードカード製造
9. 図形画像識別及び処理システムの製造
10. 大容量光、磁気ディスクドライブ及びその部品の開発及び製造
11. 高速、容量100TB及びそれ以上のメモリシステム及びインテリジェンス化メモリ設備の製造
12. 幅広の（幅が900mm以上）高解像度カラープリンタ設備、精度2400dbi及びそれ以上の高解像度カラープリンタ機首、幅広の（幅が900mm以上）高明瞭度カラーコピー設備の製造
13. コンピュータ補助設計（3次元CAD）、補助測定試験（CAT）、補助製造（CAM）、補助工事（CAE）システム及びその他計算機応用システムの製造
14. ソフト製品の開発及び生産
15. 電子専用材料の開発及び製造（光ファイバープレハブ棒の開発及び製造を除く）
16. 電子専用設備、検査計器及び工具・金型の製造
17. 新型電子エレメント：チップエレメント、センシティブエレメント及びセンサー、周波数制御・選別エレメント、混合集積回路、電力電子部品、光電子部品並びに新型機電エレメント、高密度連結積層板、多層フレキシブル板、フレックスリジッドプリント配線板及びシールド積載板
18. 高技術エコ型電池製造：動力用ニッケル水素電池の開発、亜鉛ニッケル電池、亜鉛銀電池、リチウム電池、高容量完全密封フリーメンテナンス鉛酸電池、太陽エネルギー電池、燃料電池、円柱型亜鉛空気電池等
19. 発光効率50lm/W以上高亮度発光ダイオード、発光効率50lm/W以上発光ダイオード拡張部分（ブルーライト）、発光効率50lm/W以上且つ功率200mW以上白色発光管の製造
20. RFIDチップの開発及び製造
21. 高密度デジタル光ディスクプレイヤー用主要部品の開発及び生産
22. 読取専用ディスクの複製及び書き可能ディスクの生産

23. 民間用衛星の設計及び製造（中国側のマジョリティ出資）
24. 民間用衛星ペイロードの製造（中国側のマジョリティ出資）
25. 民間用衛星部品の製造
26. 衛生通信システム設備の製造
27. 衛星ナビゲーション測位受信設備及び主要部品の製造
28. 光通信測量メーター、速度率10Gb/s及びそれ以上の光受信発信器の製造
29. 超ブロードバンド（UWB）通信設備製造
30. 無線LAN（広域ネット）設備製造
31. 光クロスコネクト設備（OXC）、自動光交換ネットワーク設備（ASON）、40G/sSDH以上の光ファイバー通信伝送設備、光波長多重伝送装置（CWDM）の製造
32. 非同期転送モードATM（Asynchronous Transfer Mode）及びIPデータ通信システムの製造
33. 第三世代及び後続の移動通信システム携帯電話、ベースステーション、核心ネットワーク検査測定設備の開発製造
34. ハイエンドルーター及び1000メガビット以上のネット交換機の開発及び製造
35. 航空交通管制システム設備の製造（合弁及び合作に限る）

（二十二）計器、文化及び事務用機械製造業

1. フィールドバスコントロールシステム及び重要部品の製造
2. 大型精密計器の開発及び製造：電子顕微鏡、レーザースキャナー顕微鏡、スキャナトンネル顕微鏡、功率2kw以上のレーザー器械、電子プローブマイクロアナライザ、光電直読式分光分析装置、ラーマン分光解析器、質量スペクトル計、高速液体クロマトグラフ、工業クロマトグラフ、液体クロマトグラフィー（LC）と質量分析計（MS）を組み合わせたLC-MSシステムによる解析装置、MRI（核磁気共鳴画像法）利用の波動スペクトルメーター、EDS分析装置、X放射線蛍光分光器、回折装置、産業用X線CTスキャナー、大規模動釣合い試験機、オンラインマシン量自動検査測定システム、回転速度100000r/min以上の超高速遠心分離機、大規模金相顕微鏡（metallographic microscope）、三次元計測器、レーザースケール、電気電磁探査装置、500m以上の航空電気電磁装置及びガンマエネルギー測定装置、坑内重力及び3成分磁力計、高精度マイクロガル重力及び航空重力傾斜計、地球化学元素野外現場高速分析装置、ポータブル地質レーダー
3. 高精度デジタル電圧計、電流計の製造（測量可能範囲7桁半以上）
4. 無効電力自動補償装置の製造
5. 二相流量計、固体流量計の製造
6. 電子銃自動コーティング装置の製造
7. チューブ電圧800千ボルト及びそれ以上の工業X線欠陥検出装置の製造
8. 安全生産及び環境保護検査測定計器にかかる新技術設備の製造
9. VXIバス式自動計測システム（IEEE1155国際基準に合致するもの）の製造
10. 炭鉱坑道の監督測定及び災害予報システム、石炭安全検査測定総合管理システムの開発及び製造
11. 工事測量及び地球物理観測設備の製造：デジタル三角測量システム、3D地形模型デジタル制御成型装置（面積>1000×1000mm、水平誤差<1mm、標高誤差<0.5mm）、超広帯域（低周波帯）の地震計（φ<5cm、周波数0.01-50Hz、当量地動速度雑音<10-9m/s）、地震データ集合処理システム、坑道地震と前兆予測システム、精密周波数制御信号システム（アクロス）／Accurately. Controlled Routinely Operated Signal System

- (ACROSS)、工事加速度測量システム、高精度GPS受信機（精度1mm+1ppm）、INSAR（異なる2時期のSAR画像の位相差を算出して、その間に発生した地表面変化を計測する技術）画像受信及び処理システム、精度<1microgalの絶対重力計、衛星重力計、干渉性散乱レーダー(coherent radar)又は二偏波技術を使用したドップラーレーダー、可視測量計器、気象センサー（温度、気圧、湿度、風力、降水量、雲、可視度、反射、凍土、雪の深さ）、落雷防止システム、ほこりマルチサンプリング計、3-D 超音波風速計、高精度インテリジェンストータルステーション、三次元レーザースキャナ、ボーリング用高性能ダイヤモンドヘッド、ノンターゲットタイプのレーザー距離計、ウインドプロファイラーダ(WPR)（RASS【電波音波併用レーダー】付）、GPS電子探査制御システム、CO₂/H₂O通量観測システム、境界層ドップラーレーザーレーダー、顆粒物顆粒径スペクトロメーター（3nm-20 μ m）、高性能データ収集装置、水中滑翔器
12. 新技術を用いた環境保護検査のための測定計器の設備製造：空気のクリーン度検査測定、水質検査測定、スマッグのオンライン検査測定計器にかかる新しい技術設備、応急処理に必要な計器及び総合システム発展新型微分光学マルチ分析システム、セルフ修正、コンビネーションタイプ、低ドリフト、ネットワーク化遠隔測定、リモコン計器及びシステム等
13. 大気汚染防止設備の製造：耐高温及び防腐フィルター、石炭燃焼発電所湿式脱硫プラント、低NO_x燃焼装置、スマッグ脱窒素触媒及び脱窒素プラント、工業有機排気浄化設備、ディーゼル車排気浄化装置
14. 水質汚染防止設備の製造：横式螺旋遠心脱水機、フィルム及びフィルム材料、10kg/h以上のオゾン発生器、10kg/h以上の二酸化塩素発生器、紫外線消毒装置、農村の小型生活污水処理設備
15. 固体廃棄物処理、処理設備の製造：ごみ埋立場の高密度ポリエチレンシート、危険廃棄物処理装置、ごみ埋立場メタンガス発電装置、大規模畜産業養殖業廃物の総合利用設備
16. 環境観測計器の製造：SO₂自動サンプリング装置及び測定器、NO_X及びNO₂自動サンプリング装置及び測定器、O₃自動測定器、CO自動測定器、スマッグ及び粉塵の自動サンプリング装置及び測定器、スマッグ自動サンプリング装置及び測定器、ポータブル有毒有害ガス測定器、空気中の有機汚染物自動分析装置、COD自動オンライン監査測定装置、BOD自動オンライン監査測定装置、汚濁度自動オンライン監査測定装置、DO自動オンライン監査測定装置、TOC自動オンライン監査測定装置、アンモニア窒素自動オンライン監査測定装置、輻射量検査測定装置、放射線分析測定装置
17. 水文データの採集及び処理と、洪水警報装置及び設備の製造
18. 海洋探査測定装置及び設備の製造：中深海水中ビデオカメラ及び水中カメラ、マルチビーム探索装置、中浅地層断面探査装置、地層断面探査装置、走航式タラソ深度探測計器、磁束コンパス（Fluxgate Compass）、油圧式巻上機、水中密封電子コネクタ、効率>90%の浸透防止海水淡水化用エネルギー回収装置、効率>85%の浸透防止海水淡水化用高圧ポンプ、浸透防止海水淡水化フィルム（脱塩率>99.7%）、生産日量2万トン以上の低温マルチ効果海水淡化装置、海洋生態システム観測ブイ、断面観測ブイ、使い捨てのコンダクタンス率温度及び深度測量計器(XCTD)、現場水質測量計器、インテリジェンス型海洋水質観測用化学センサー（連続作業3から6ヶ月）、電磁海流計、音波ドップラー海流断面計（内臓式、直読式及び船用式）、コンダクタンス率温度深度断面計、音響応答装置、遠洋深海潮汐測量システム（海底に配置する）

(二十三) その他の製造業

1. クリーンコール技術製品の開発利用及び設備製造(石炭のガス化、液化、ウォーターコールスラリー及び工業成型炭)
2. 石炭の洗浄・選別及び石炭灰(脱硫石膏を含む) 並びにぼた等の総合利用
3. 生分解性材料の生産

四、電力、ガス及び水の生産及び供給業

1. 石炭ガス化複合発電（IGCC）の利用、30万キロワット以上の循環流動床、10万キロワット以上の加圧流動床複合発電方式（PFBC）クリーン燃焼技術発電所の建設及び経営
2. 排気圧力が大気の圧力より大きい蒸気タービンを使用した熱電複合発電所の建設及び経営
3. 発電を主とする水力発電所の建設及び経営
4. 原子力発電所の建設及び経営(中国側のマジョリティ出資)
5. 新エネルギー発電所の建設及び経営(太陽エネルギー、風力エネルギー、磁力エネルギー、地熱エネルギー、潮汐エネルギー及びバイオマスエネルギー等を含む)
6. 海水利用(海水の直接利用、海水淡化)、工業排水処理回収利用の産業化
7. 都市給水場の建設及び経営

五、交通輸送、倉庫貯蔵及び郵便電信通信業

1. 鉄道幹線網の建設及び経営(中国側のマジョリティ出資)
2. 支線鉄道、地方鉄道及びその橋梁、トンネル及びフェリー船着場施設の建設並びに経営(合弁及び合作に限る)
3. 高速鉄道網、鉄道旅客運輸、都市間の鉄道インフラ総合メンテナンス(中国側のマジョリティ出資)
4. 道路、独橋梁及びトンネルの建設及び経営
5. 陸運貨物運輸会社
6. 港湾の公用埠頭施設の建設及び経営
7. 民間用飛行場の建設及び経営(中国側の相対的マジョリティ出資)
8. 航空輸送会社(中国側のマジョリティ出資)
9. 農業、林業及び漁業用の汎用航空会社(合弁及び合作に限る)
10. 定期及び不定期の国際海上輸送業務(中国側のマジョリティ出資)
11. 國際コンテナ複合一貫輸送業務
12. 石油(ガス)輸送パイプライン、石油(ガス)タンク及び石油専用埠頭の建設及び経営
13. 石炭パイプライン輸送施設の建設及び経営
14. 輸送業務に関連する倉庫・貯蔵施設の建設及び経営

六、卸売及び小売貿易業

1. 一般商品の配送
2. 近代的物流

七、リース及びビジネスサービス業

1. 会計、会計監査(合作及び組合制に限る)
2. 国際経済、科学技術及び環境保護情報コンサルタントサービス
3. サービスアウトソーシング方式によるシステム応用管理及び保護、情報技術サポート管理、銀行バックステージサービス。財務決算、人材サービス、コンピュータソフト開発、コールセンター及びデータ処理等情報技術サポート及び業務フローチャートアウトソーシングサービス

八、科学研究、技術サービス及び地質探査業

1. バイオプロジェクト及びバイオ医学プロジェクト技術、バイオエネルギー開発技術
2. 同位元素、輻射及びレーザー技術
3. 海洋開発及び海洋エネルギー開発技術、海洋化学資源総合利用技術、関連製品開発及び精密深加工技術、海洋医薬及び生物化学製品の開発技術
4. 海洋監査測定技術（海洋の波、気象、環境監査測定）、海底探査測定及び大洋資源探査評価技術
5. 海水淡水化後の海水を総合利用した製塩、カリウム、臭素、マグネシウム、リチウムの抽出及びその深加工等海水化学資源の高付加価値利用技術
6. 省エネルギー開発技術
7. 資源再生及び技術を総合利用し、企業の生産過程で発生する排出物を再利用するための技術開発及びその応用
8. 環境汚染管理及び監督測定技術
9. 化纖生産の省エネルギー化、液体・気体・固体の三種類の廃棄物管理のための新技術
10. 砂漠化防止及び砂漠管理技術
11. 牧草と家畜とのバランスを取るための総合管理技術
12. 民間用衛生応用技術
13. 研究開発センター
14. ハイテクノロジー、新製品の開発及び企業インキュベーションセンター

九、水利、環境及び公共施設管理業

1. 総合水利ターミナルの建設及び経営（中国側のマジョリティ出資）
2. 都市の高速道路建設及び建設
3. 都市地下鉄及び電車等軌道交通の建設及び経営（中国側のマジョリティ出資）
4. 汚水、ごみ処理場、危険物廃棄物処理場（焼却場及び埋立場）及び環境汚染管理施設の建設及び経営

十、教育

1. 大学以上の高等教育機構（合弁及び合作に限る）

十一、衛生、社会保障及び社会福利業

1. 高齢者、身体障害者及び児童サービス機構

十二、文化、スポーツ及び娯楽産業

1. 演出場所の経営（中国側のマジョリティ出資）
2. 体育館、運動場の経営、トレーニングジム、競技パフォーマンス及びスポーツ研修及び仲介サービス

外商投資を制限する産業の目録

一、農業、林業、牧畜業及び漁業

1. 農作物の新品種選択培養及び種子の開発及び生産（中国側のマジョリティ出資）
2. 稀少樹種原木の加工（合弁及び合作に限る）
3. 棉花（種綿）加工

二、採掘業

1. 特殊かつ稀少石炭種の探査、掘削（中国側のマジョリティ出資）
2. 重晶石（バライト）探査、掘削（合弁及び合作に限る）
3. 貴金属（金、銀及びプラチナ族）の実地探査及び採掘
4. ダイヤモンド等の貴重な非金属鉱物の実地探査及び採掘

5. リン鉱の掘削及び選鉱
6. カムセル石及びカムセル鉄鋼石の採掘
7. セlestaitの採掘
8. 大洋のマンガン結核、海砂の掘削（中国側のマジョリティ出資）

三、製造業

（一）農産物副食品加工業

1. 大豆、菜種食用油脂の加工（中国側のマジョリティ出資）、トウモロコシの付加価値加工
2. バイオ液体燃料（燃料アルコール、バイオディーゼルオイル）生産（中国側のマジョリティ出資）

（二）飲料製造業

1. 酿造酒及び有名及び良質な蒸留酒の生産（中国側のマジョリティ出資）
2. 炭酸飲料の生産

（三）タバコ製品業

1. 「葉を落として2度煎りした」タバコ葉の加工生産

（四）印刷業及び複製業

1. 出版物の印刷（中国側のマジョリティ出資。包装装飾印刷を除く）

（五）石油加工及びコークス製造業

1. 年間生産800万トン以下の製油工場の建設及び経営

（六）化学原料及び化学製品製造業

1. 苛性ソーダ（水酸化ナトリウム）、カリウム塩基（水酸化カリウム）の生産
2. 感光材料の生産
3. ベンジジンの生産
4. 毒物を生じ易い化学品の生産（エフェドリン、3,4-メチレンジオキシフェニル-2-プロパノン、フェニル酢酸、1フェニル-2-プロパノン、ピペロナール、サフロール、イソサフロール及び無水酢酸）
5. HCFCs又はHFCs、4フッ素エチレン、フッ化アルミニウム、フッ化水素酸の生産
6. ブタジエン・ゴム、エマルジョン複合ブナSゴム、熱塑性ブナSゴムの生産
7. メタン塩化物（1塩化メチル除く）、カーバイド法のポリ塩化ビニールの生産
8. 硫酸法チタンホワイト、平炉法の過マンガン酸カリの生産
9. カムセル石の加工
10. バリウム塩、ストロンチウム塩の生産

（七）医薬製造業

1. クロラムフェニコール、ペニシリンG、リンコマイシン、ゲンタマイシン、ジヒドロストレプトマイシン、アミカシン、塩酸テトラサイクリン、テラマイシン、メデマイシン、ロイコマイシン、シプロフロキサシン、ノルフロキサシン及びオフロキサシンの生産
2. アナルギン、アセトアミノフェン、ビタミンB1、ビタミンB2、ビタミンC及びビタミンE、多種ビタミン剤及びカルシウム内服剤の生産
3. 国が免疫を計画するワクチン類（BCG及び流行性脳脊髄膜炎ワクチンを除く）、抗毒素及びトキソイド類（3種混合、はしか、日本脳炎及び流行性脳脊髄膜炎ワクチン等）の生産
4. 麻酔薬品及び一類精神薬品原料薬の生産（中国側のマジョリティ出資）
5. 血液製剤の生産

6. 非自壊式使い捨て注射器、輸液器、輸血器及び血液バッグの生産

(八) 化学繊維製造業

1. 通常チップを使用した化繊紡糸生産
2. ビスコース短纖維の生産

(九) ゴム製品業

1. 中古タイヤの再生（ラジアルタイヤを除く） 及び低性能の工業用ゴム部品の生産

(十) 非鉄金属の精錬及び圧延加工業

1. タングステン、モリブデン、錫（錫化合物を除く）、アンチモン（酸化アンチモン及び硫化アンチモンを含む）等希少金属の精錬
2. 電解アルミニウム、鋼、鉛、亜鉛等非鉄金属の精錬
3. 希土製錬及び分離（合弁及び合作に限る）

(十一) 金属製品業

1. コンテナの生産

(十二) 一般設備製造業

1. 各種普通級（P0）ベアリング及びパーツ（鋼球、固定具）及び未（半）加工品の製造
2. 300トン以下のホイール式、キャピタルクレーンの製造（合弁及び合作に限る）

(十三) 専用設備製造業

1. 中低級B型超音波現像器の製造
2. 普通テリレン長纖維及び短纖維の設備製造
3. 320馬力及びそれ以下のブルドーザー、30トン級及びそれ以下の液圧掘削機、6トン及びそれ以下の輪式積載機、220馬力及びそれ以下のクレーダー、ローラー車、フォークリフト、135トン級及びそれ以下の非道路用セルフ荷卸機能付きスキップダンプカー、路面フライス盤修復機械装置の製造、園芸用機械及び機具、商品コンクリート機械（ポンプ支え、攪拌車、攪拌ステーション、ポンプ車）の製造

(十四) 交通輸送、倉庫貯蔵及び郵便電信通信業

1. 普通船舶（断片を含む）の修理、設計及び製造（中国側のマジョリティ出資）

(十五) 通信設備、コンピュータ及びその他電子設備製造業

1. 衛星テレビ放送の地上受信設備及び重要な部品の生産
2. 税計算機能付レジスター製品の製造

四、電力、ガス及び水の生産及び供給業

1. チベット、新疆、海南等小型電力網の範囲における、単機容量30万キロワット及びそれ以下の石炭を燃焼した際に発生する熱を蒸気に伝えて発電する汽力発電方式による火力発電所、単機容量10万キロワット及びそれ以下の、燃焼ガスを直接ガスタービンに導入して発電した後、その排熱を蒸気に伝えて発電する複合発電方式の建設及び経営

2. 電力網の建設及び経営（中国側のマジョリティ出資）

五、交通輸送、倉庫貯蔵及び郵便電信通信業

1. 鉄道貨物輸送会社
2. 鉄道旅客輸送会社（中国側のマジョリティ出資）
3. 道路旅客輸送会社
4. 出入国自動車輸送会社
5. 水上輸送会社（中国側のマジョリティ出資）
6. 撮影、鉱物探査及び工業等の汎用航空会社（中国側のマジョリティ出資）
7. 電信会社：付加価値電信業務（外資の比率は50%を超えない）、基礎電信における移

動電話サービス及びデータサービス（外資比率は49%を超えない）、基礎電信における国内業務及び国際業務（外資比率は35%を超える、遅くとも2007年12月11日までに、外資比率を49%まで許可する）

六、卸売及び小売貿易業

1. 直接販売、通信販売、ネット販売、フランチャイズ経営、委託経営、商業管理等の各種商業会社
2. 穀物、棉、植物油、食用砂糖、薬、タバコ、自動車、原油、農薬、農業用フィルム、化学肥料の卸売、小売及び物流配送（30ヵ所を超える支店を設立し、複数の供給商からの異なる種類及びブランドの商品を販売するチェーン店については、中国側のマジョリティ出資）
3. 音響・映像製品（映画を除く）の販売（合作、中国側のマジョリティ出資）
4. 商品競売
5. 船舶代理（中国側のマジョリティ出資）、外国船貨物取扱い（合弁及び合作に限る）
6. 製品油卸売及びガソリンスタンド（同一の外国投資者が30ヵ所を超える支店を設立し、複数の供給商からの異なる種類及びブランドの成品油を販売するチェーンガソリンスタンドについては、中国側のマジョリティ出資）の建設及び経営

七、金融業

1. 銀行、ファイナンスリース会社、財務会社、信託投資会社、貨幣マネーマネージメント会社
2. 保険会社（生命保険会社の外資比率は50%を超えない）
3. 証券会社（A、B、H株式市場及び政府や会社の債権の請負販売及び取引に限り、外資比率は3分の一を超えない）、証券投資ファンド管理会社（外資比率は49%を超えない）
4. 保険仲立会社
5. 先物会社（中国側のマジョリティ出資）

八、不動産業

1. 土地の大規模開発（合弁及び合作に限る）
2. 高級ホテル、別荘、高級オフィスビル及び国際コンベンションセンターの建設及び経営
3. 不動産二級市場（土地使用者が開発建設を経て、建設完成した不動産を販売及び賃貸する市場をいう）取引及び不動産仲介又はマネージメント会社

九、リース及びビジネスサービス業

1. 法律コンサルティング
2. 市場調査（合弁及び合作に限る）
3. 与信調査及び査定サービス会社

十、科学研究、技術サービス及び地質探査業

1. 測量製図会社（中国側のマジョリティ出資）
2. 輸出入商品の検査、鑑定、認証会社
3. 撮影サービス（空中撮影等特撮サービスを含むが、測量のための航空撮影を含まず、合弁に限る）

十一、水利、環境及び公共施設管理業

1. 大都市の天然ガス、熱力及び供水排水管の建設及び経営（中国側のマジョリティ出資）

十二、教育

1. 普通高等学校教育機構（合弁及び合作に限る）

十三、衛生、社会保障及び社会福利業

1. 医療機構（合弁及び合作に限る）

十四、文化、スポーツ及び娯楽産業

1. ラジオ放送テレビ番組制作プロジェクト及び映画制作プロジェクト（合作に限る）
2. 映画館の建設及び経営（中国側のマジョリティ出資）
3. 大型テーマパークの建設及び経営
4. 演出マネージメント機構（中国側のマジョリティ出資）
5. 娯楽場所の経営（合弁及び合作に限る）

十五、国及び我が国が締結し、又は参加する国際条約の規定により制限されるその他の産業

外国投資家投資を禁止する産業の目録

一、農業、林業、牧畜業及び漁業

1. 我が国の稀少な貴重優良品種の養殖及び栽培（栽培業、牧畜業及び水産業の優良遺伝子を含む）
2. 遺伝子組換植物の種子、種用家畜、水産苗種の開発及び生産
3. 我が国の管轄海域及び内陸水域の水産品の捕獲

二、採掘業

1. タングステン、モリブデン、錫、アンチモン、萤石探査及び掘削
2. 希土類の実地探査、採掘及び選鉱
3. 放射性の鉱山物の探査、採掘及び選鉱

三、製造業

（一）飲料製造業

1. 中国の伝統工芸の緑茶及び特殊茶の加工（銘茶、黒茶等）

（二）医薬製造業

1. 『野生薬剤資源保護条例』及び『中国稀少、絶滅に瀕する保護植物リスト』にリストアップされている漢方薬材料の加工
2. 漢方薬の飲み薬中の蒸す、炒める、お灸をする、焼く等炮灸技術の応用及び漢方薬完成薬の秘密処方製品の生産

（三）非鉄金属の精錬及び圧延加工業

1. 放射性鉱産の精錬及び加工

（四）専用設備製造業

1. 武器弾薬製造業

（五）電気機械及び器材製造業

1. 開口式（即ち酸霧直接排出式）鉛酸電池、水銀入りバックルタイプ酸化銀電池、糊式亜鉛マンガン電池、カドニウムニッケル電池の製造

（六）工業品及びその他の製造業

1. 象牙の彫刻
2. 虎の骨の加工
3. 脱胎漆器の生産
4. ホウロウ製品の生産
5. 画仙紙及び墨の生産
6. 発癌性、催奇形及び突然変異誘発製品並びに残留性有機汚染物質製品の生産

四、電力、ガス及び水の生産及び供給業

1. チベット、新疆、海南等小型電力網以外、単機容量30万キロワット及びそれ以下の石炭を燃焼した際に発生する熱を蒸気に伝えて発電する汽力発電方式による火力発電所、単機容量10万キロワット及びそれ以下の、燃焼ガスを直接ガスタービンに導入して発電した後、その排熱を蒸気に伝えて発電する複合発電方式の建設及び経営

五、交通輸送、倉庫貯蔵及び郵便電信通信業

1. 航空交通管制会社
2. 郵政会社

六、リース及びビジネスサービス業

1. 社会調査

七、科学研究、技術サービス及び地質探査業

1. 生体乾細胞、遺伝子診断及び治療技術開発及び応用
2. 大地測量、海洋測量製図、航空撮影測量製図、行政区域境界線の測量製図、地図作成における地形図作成、普通地図作成におけるナビゲート電子地図作成

八、水利、環境及び公共施設管理業

1. 自然保護区及び国際的に重要な湿地の建設及び経営
2. 国が保護する、中国原産の野生動植物資源の開発

九、教育

1. 義務教育機構、軍事、警察、政治及び党学校など特殊な教育機構

十、文化、スポーツ及び娯楽産業

1. ニュース機構
2. 図書、新聞及び定期刊行物の出版、総発行及び輸入業務
3. 音響・映像製品及び電子出版物の出版、制作及び輸入業務
4. 各級ラジオ放送局（ステーション）、テレビ局（ステーション）、ラジオ・テレビのチャンネル、ラジオ・テレビ伝送普及網（発信局、中継局、ラジオ・テレビ衛星、衛星向け地上発信ステーション、衛星受信中継ステーション、マイクロ波ステーション、監査測定ステーション、有線ラジオ・テレビ伝送普及網）
5. ラジオ放送テレビ番組制作経営会社
6. 映画制作会社、映画発行会社、映画放映会社
7. インターネットニュースサイト、インターネットAVプログラムサービス、インターネット利用サービス営業場所、インターネットカルチャー経営
8. ビデオ放映会社
9. ゴルフ場の建設及び経営
10. 賭博業（賭博類競馬場を含む）
11. 風俗業

十一、その他の業種

1. 軍事施設の安全及び使用機能に危害を与えるプロジェクト

十二、国及び我が国が締結し、又は参加する国際条約の規定により制限されるその他の産業

中華人民共和国國務院令

第 512 号

『中華人民共和国企業所得稅法實施条例』は 2007 年 11 月 28 日、國務院第 197 回常務委員会を経て可決され、ここに公布し、2008 年 1 月 1 日より施行する。

總理 溫家寶
二〇〇七年十二月六日

中華人民共和国企業所得稅法實施条例

第一章 総則

第一条 『中華人民共和国企業所得稅法』(以下「企業所得稅法」と略称する)の規定に基づき、本条例を制定する。

第二条 企業所得稅法第一条に規定する個人独資企業、パートナーシップ企業とは、中国の法律、行政法規の規定に基づき設立された個人独資企業、パートナーシップ企業を指す。

第三条 企業所得稅法第二条に規定する、法律に基づいて中国国内に設立された企業とは、中国の法律、行政法規に従って中国国内に設立された、企業、事業単位、社会団体、及び収入を得るその他の組織を含む。

企業所得稅法第二条に規定する、外国(地区)の法律に従い設立された企業とは、外国(地区)の法律に基づき設立された企業及び収入を得るその他の組織を含む。

第四条 企業所得稅法第二条に規定する、実際の管理機構とは、企業の生産経営、人員、財務、財産等に対し実質的に全面的な管理及び支配を行う機構を指す。

第五条 企業所得稅法第二条第三項に規定する機構、場所とは、中国国内で生産経営活動に従事する機構、場所を指し、以下を含むとする。

- (一) 管理機構、営業機構、事務機構
- (二) 工場、農場、天然資源を採掘する場所
- (三) 労務を提供する場所
- (四) 建築、据付、組立、修理、実地調査等に従事する工事作業の場所
- (五) その他の生産経営活動に従事する機構、場所

非居住者企業が営業代理人に委託して中国国内での生産経営活動に従事する時、単位或いは個人に経常的に契約締結を代理すること、或いは貨物の保管、交付等を委託する場合等が含まれ、当該営業代理人は非居住者企業が中国国内に設立した機構、場所と見なされる。

第六条 企業所得稅法第三条に規定する所得は、物品販売所得、労務提供所得、財産譲渡所得、株式利子・配当金等の権益性投資所得、利子所得、賃貸料所得、特許権使用料所得、受贈益及びその他の所得を含む。

第七条 企業所得稅法第三条に規定する中国国内、国外源泉の所得は、以下の原則に従い

確定する。

- (一) 物品販売所得は、取引活動の発生地に基づき確定する。
- (二) 労務提供所得は、労務の発生地に基づき確定する。
- (三) 財産譲渡所得は、不動産譲渡所得は不動産の所在地に基づき確定し、動産譲渡所得は動産を譲渡する企業或いは機構、場所の所在地に基づき確定し、権益性投資の資産譲渡所得は投資先企業の所在地に基づき確定する。
- (四) 株式利子・配当金等の権益性投資所得は、所得を配当をする企業の所在地に基づき確定する。
- (五) 利息所得、賃貸料所得、特許権使用料所得は、これらの所得を負担し支払う企業或いは機構、場所の所在地に基づき確定し、または所得を負担し支払う個人の居住地に基づき確定する。
- (六) その他の所得は、國務院財政、税務主管部門が確定する。

第八条 企業所得税法第三条に規定する実質的な関連とは、非居住者企業が中国国内に設立した機構、場所が所得を得るための株式持分、債権を保有すること、或いは所得を得るための財産等を所有、管理、支配することを指す。

第二章 課税所得額

第一節 一般規定

第九条 企業の課税所得額の計算は、権利責任の発生主義を原則とし、当期に帰属する収入及び費用は、代金を受払いしたか否かにかかわらず、全て当期の収入及び費用とする。当期に帰属しない収入及び費用は、当期に代金を受払いしたとしても、当期の収入及び費用としない。但し、本条例及び國務院財政、税務主管部門が別途規定する場合を除く。

第十条 企業所得税法第五条に規定する欠損とは、企業が企業所得税法及び本条例の規定に従い、各納税年度ごとの収入総額から非課税収入、免税収入及び各種の控除費用を減額した後零を下回る金額を指す。

第十二条 企業所得税法第五十五条に規定する清算所得とは、企業の全資産の正味実現可能価格或いは取引価格から資産の純額、清算費用及び関連する税金・費用等を控除した後の残額を指す。

投資側企業が被清算企業から分配を受ける残余財産のうち、被清算企業の未分配利益累計額及び積立金累計額の中から取得する部分は配当所得と確定しなければならない。残余財産から上記の配当所得を控除した後の残額は、投資原価部分を超過した或いは下回る部分は、投資資産譲渡所得或いは損失と確定しなければならない。

第二節 収入

第十二条 企業所得税法第六条に規定する、企業が取得した貨幣形式による収入には、現金、銀行預金、売掛金、受取手形、及び満期まで保有する予定の債券投資及び債務免除などを含む。

企業所得税法第六条に規定する、企業が取得した非貨幣形式による収入には、固定資産、生物資産、無形資産、持分投資、棚卸資産、満期まで保有する予定のない債券投資、労務及び関連の権益等を含む。

第十三条 企業所得税法第六条に規定する、企業が非貨幣形式を以って取得した収入は、公正価格に基づき収入額を確定する。

前項に規定する公正価格とは、市場価値に基づいて確定した価額を指す。

第十四条 企業所得税法第六条第一号に規定する物品販売収入とは、企業が商品、製品、原材料、包装物、低額消耗品及びその他棚卸資産を販売することによって取得した収入を指す。

第十五条 企業所得税法第六条第二号に規定する労務提供収入とは、企業が建築・据付、修理・補修、交通運輸、倉庫保管賃貸・リース、金融保険、郵便・電信、コンサルティング、文化・体育、科学研究、技術サービス、教育研修、飲食宿泊、仲介代理、衛生保険、地域サービス、旅行、エンターテイメント、加工及びその他の労務サービス活動により取得した収入を指す。

第十六条 企業所得税法第六条第三号に規定する財産譲渡収入とは、企業が固定資産、生物資産、無形資産、持分、債権等の財産譲渡により取得した収入を指す。

第十七条 企業所得税法第六条第四号に規定する株式利子・配当金等の収益性投資収益とは、企業が権益性投資によって被投資者から取得した収入を指す。

株式利子・配当金等の収益性投資収益とは、國務院財政、稅務主管部門が別途規定する場合を除き、被投資者が利益配当を決定した時点をもって収入の実現と確定する。

第十八条 企業所得税法第六条第五号に規定する利息収入とは、企業が資金を他者の使用に供するが権益性投資を構成しない、或いは他者が当該企業の資金を占用することに起因して取得する収入を指し、預金利息、貸付金利息、債券利息、延払金利息などの収入を含む。

利息収入は、契約に定める債務者が利息を支払うべき期日を収入の実現と確定する。

第十九条 企業所得税法第六条第六号に規定する賃貸料収入とは、企業が固定資産、包装物或いはその他有形資産の使用権を提供して取得した収入を指す。

賃貸料収入は、契約に約定する賃借人が賃貸料を支払うべき期日を以って収入の実現と確定する。

第二十条 企業所得税法第六条第七号に規定する特許権使用料収入とは、企業が特許権、非特許技術、商標権、著作権及びその他特許権の使用の権利を提供することにより取得した収入を指す。

特許権使用料収入は、契約に約定する特許権使用者が特許権使用料を支払うべき期日を以って収入の実現と確定する。

第二十一条 企業所得税法第六条第八号に規定する受贈益収入とは、企業が受取ったそ

の他の企業、組織或いは個人から無償で提供される貨幣資産、非貨幣資産を指す。

受贈益収入は、受贈する資産を実際受取った時点を以って収入の実現と確定する。

第二十二条 企業所得税法第六条第(九)号に規定するその他の収入とは、企業が取得する企業所得税法第六条第（一）号から第（ハ）号に定める収入以外のその他の収入を指し、企業資産の棚卸差益収入、期限を過ぎても返却されない包装物の保証金収入、確実に返済不能な未払代金項目、貸倒損失処理後に回収した売掛金、債務再編収入、補助金収入、違約金収入、為替収益等を含む。

第二十三条 企業の下記生産経営業務は各期に区分して収入を確定することができる。

(一) 割賦販売方式により物品を販売する場合、契約で約定する代金の受取期日を以って収入を確定する。

(二) 企業が大型機械設備、船舶、航空機の加工製造を受託した場合、及び建築、据付、組立工事の業務に従事し或いはその他労務を提供する等で、継続して12か月を超過する場合、納税年度内の進捗度或いは完成した作業量に基づき収入の実現と確定する。

第二十四条 製品の分配(現物支給)方式により収入を得た場合、企業が製品を分配によって取得した期日により収入の実現を確定し、その収入額は製品の公正価格に基づいて確定する。

第二十五条 企業で非貨幣資産の交換が発生した場合、及び貨物、財産、労務を寄贈、返済、賛助、資金募集、広告、見本、従業員福利或いは利益分配等の用途に用いた場合、物品販売、財産譲渡或いは労務の提供と見なし、但し、國務院財政、税務主管部門が別途規定する場合を除く。

第二十六条 企業所得税法第七条第(一)号に規定する財政交付金とは、各階層の人民政府機関が予算管理に対し組み入れられた事業単位、社会団体等の組織に対して割当てる財政資金を指すが、國務院及び國務院財政、税務主管部門が別途規定するものは除外する。

企業所得税法第七条第(二)号に規定する行政事業性料金とは、法律法規などの関連規定に基づき、國務院が規定する認可手続に従い、社会公共管理の実施、並びに公民、法人或いはその他の組織に対する特定公共サービスの提供過程において、特定の対象より受領し、並びに財政管理に組入れられる費用を指す。

企業所得税法第七条第(二)号に規定する政府関係基金とは、企業が法律、行政法規等の関連規定に基づき、政府に代わり受領する専門的用途を有する財政資金を指す。

企業所得税法第七条第(三)号で規定する國務院が規定するその他の非課税収入とは、企業が取得し、國務院財政、税務主管部門が専門的な用途を規定し且つ國務院の認可を得た財政性資金を指す。

第三節 控除

第二十七条 企業所得税法第八条に規定する関係する支出とは、収入の取得に直接的な関連性を有する支出を指す。

企業所得税法第八条に規定する合理的な支出とは、生産経営活動において通常見られる、当期の損益或いは関連する資産原価に計上すべき必要且つ正常な支出を指す。

第二十八条 企業で発生した支出は収益性支出及び資本性支出に分けなければならない。収益性支出は発生した当期に直接控除し、資本性支出は各期に区分して控除し、或いは関連する資産原価に計上すべきであり、発生当期に直接控除してはならない。

企業の非課税収入を支出に用いることによって形成した費用或いは財産は、控除或いは相応の減価償却費、償却費を計算し控除してはならない。

企業所得税法及び本条例で別途規定するものを除き、企業で実際に発生した原価、費用、税金、損失及びその他支出は重複して控除してはならない。

第二十九条 企業所得税法第八条に規定する原価とは、企業の生産経営活動において発生した売上原価、販売原価、業務支出及びその他費用を指す。

第三十条 企業所得税法第八条に規定する費用とは、企業の生産経営活動において発生した販売費用、管理費用及び財務費用を指し、原価に計上した関連費用は除く。

第三十一条 企業所得税法第八条に規定する税金とは、企業で実際に発生した、企業所得税及び控除が認められた增值税以外の各種税金及びその附加費を指す。

第三十二条 企業所得税法第八条に規定する損失とは、企業の生産経営活動において発生した固定資産及び棚卸資産の棚卸差損、破損、廃棄損失、財産譲渡損失、陳腐化損失、貸倒損失、及び自然災害等不可抗力による損失及びその他の損失を指す。

企業で発生した損失から責任者による賠償及び保険賠償金を控除した後の残額は、国務院財政、税務主管部門の規定に従い控除する。

企業が既に損失として処理した資産は、以降の納税年度に全て或いは一部回収された場合、当期の収入に計上しなければならない。

第三十三条 企業所得税法第八条に規定するその他の支出とは、原価、費用、税金、損失以外の、企業が生産経営活動において発生する生産経営活動に関連する、合理的な支出を指す。

第三十四条 企業で発生した合理的な賃金給与は、控除することができる。

前項に規定する賃金給与とは、企業が納税年度毎に本企業に勤務する或いは雇用関係にある従業員に支払う、現金或いは非現金形式による全ての労働報酬を指し、基本給、賞与、手当、補助金、年末臨時賞与、残業代及び在職或いは雇用に関係するその他の支出を含む。

第三十五条 企業が国務院の関連主管部門或いは省レベルの人民政府が規定する範囲及び基準に従って、従業員のために納付する基本養老保険費、基本医療保険費、失業保険費、労働災害保険費、生育保険費などの基本社会保険費及び住宅積立金は控除することができる。

企業が投資者或いは従業員に支払う補充養老保険費、補充医療保険費は、国務院財政、税務主管部門が規定する範囲と基準内において、控除することができる。

第三十六条 企業が国家規定に従い、特殊な職種の従業員に支払う人身安全保険費及び国務院財政、税務主管部門が規定する控除可能なその他商業保険料を除き、企業が投資者或いは従業員に支払う商業保険料は、控除してはならない。

第三十七条 企業の生産経営活動において生じた合理的且つ資本化する必要がない借入費用は控除することができる。

企業が固定資産及び無形資産及び12ヶ月以上の建造期間を経て予定された販売可能な状態になる棚卸資産を購入・建造するために借入を行う場合、関連資産の購入建設期間中に発生した合理的な借入費用は、資本的支出として、関連する資産の原価に計上しなければならない、本条例規定に従って控除する。

第三十八条 企業の生産経営活動において発生する以下の利息支出は、控除することができる。

(一) 非金融企業の金融企業からの借入金にかかる利息支出、金融企業の各種預金利息及びコールローン利息支出、企業が許可を経て発行した債券の利息支出。

(二) 非金融企業の非金融企業からの借入にかかる利息支出のうち、金融企業の同時期・同類の貸付金利率に基づき計算される金額を超えない部分。

第三十九条 企業の貨幣取引において及び納税年度終了時の人民元以外の貨幣性資産、負債を期末人民元為替レートの中間値により人民元に換算して生じた為替損失は、既に関連する資産の原価に計上するもの及び所有者に利益分配を行った関連部分を除き、控除することができる。

第四十条 企業で発生する従業員の福利費用の支出は、賃金給与総額の14%を超えない部分は控除することができる。

第四十一条 企業が支給する労働組合経費は、賃金給与総額の2%を超えない部分は控除することができる。

第四十二条 国務院財政、税務主管部門が別途規定する場合を除き、企業で発生した従業員の教育経費支出は、賃金給与総額の2.5%を超えない部分を控除することができ、超過部分は以降の年度に繰越して控除することができる。

第四十三条 企業で発生した生産経営活動と関係のある交際費支出は、発生額の60%を控除することができるが、当年売上(営業)収入の0.5%を超えてはならない。

第四十四条 企業の各納税年度で生じた、条件に合致する広告費及び業務宣伝費支出は、国務院財政、税務主管部門が別途規定する場合を除き、当年売上(営業)収入の15%を超えない部分を控除することができ、超過部分は以降の年度に繰越して控除することができる。

第四十五条 企業が法律、行政法規の関連規定に従い引当てた、環境保護、生態系回復等に用いる特定資金は控除することができる。上記の特定資金を取得した後、用途を変更した場合は控除してはならない。

第四十六条 企業が財産保険に加入し、規定に従って納付した保険料は控除することができる。

第四十七条 企業が生産経営活動の必要に応じて賃借した固定資産を賃借し、支払うリース費は、下記の方法に従って控除する。

(一) オペレーティングリース方式により賃借した固定資産が生じたリース費の支出は、リース期間に応じて均等に控除する。

(二) ファイナンスリース方式により賃借した固定資産が生じたリース費の支出は、規定に従ってリース固定資産の価値を構成した部分について、減価償却費を取上げ、各期に応分して控除しなければならない。

第四十八条 企業で発生した合理的な労働保護支出は控除することができる。

第四十九条 企業間で支払う管理費用、企業内部の営業機構間で支払う賃貸料及び特許権使用料、並びに非銀行企業内の営業機構間で支払った利息は、控除してはならない。

第五十条 非居住者企業が中国国内に設立した機構、場所において、その中国国外の総機構で発生した、当該機構、場所の生産経営と関係する費用は、総機構が発効する費用の集計範囲、定額、分配基準及び方法等の証明書類を提供でき、並びに合理的に配分できる場合、控除することができる。

第五十一条 企業所得税法第九条に規定する公益性寄贈とは、企業が、公益性社会団体または県レベル以上の人民政府及びその部門を通じ、『中華人民共和国公益事業寄贈法』に規定する公益事業に用いる寄贈を指す。

第五十二条 本条例第五十一条に規定する公益性社会団体とは、同時に以下の条件に合致する基金会、慈善組織などの社会団体を指す。

- (一) 法に従い登録され、法人資格を有すること
- (二) 公益事業の発展を旨とし、営利を目的としないこと
- (三) 全ての資産及びその価値の増加は当該法人に帰属すること
- (四) 収益および運営上の剩余金は主に当該法人の設立目的の事業に用いること
- (五) 終了後の剩余財産はいかなる個人或いは営利組織にも帰属しないこと
- (六) 設立目的と無関係の業務に従事しないこと
- (七) 健全な財務会計制度を有すること
- (八) 寄贈者がいかなる形式においても社会団体の財産分配に関与しないこと
- (九) 国務院財政、税務主管部門が国務院民政部門等の登録管理部門と共に規定したその他の条件。

第五十三条 企業で発生した公益性寄贈支出は、年度利益総額の 12%を超えない部分を控除することができる。

年度利益総額とは、企業が国家統一の会計制度の規定に従って算定する、年度会計利益を指す。

第五十四条 企業所得税法第十条第(六)号に規定する贊助支出とは、企業で発生する生産経営活動とは無関係の各種の非広告的性質を有する支出を指す。

第五十五条 企業所得稅法第十条第(七)号に規定する未承認の引当金支出とは、國務院財政、稅務主管部門の規定に合致しない各種資産の減損引当、リスク引当等の準備金支出を指す。

第四節 資産の稅務処理

第五十六条 企業の各種資産は、固定資産、生物資産、無形資産、長期前払費用、投資資産、棚卸資産等が含まれ、取得原価を課稅算定基準とする。

前項で述べる取得原価とは、企業が各種資産を取得した時に実際に生じた支出を指す。

企業が各種資産を保有する期間で生じる資産の価値増加或いは損失は、國務院財政、稅務主管部門の規定により損益と確定する場合を除き、当該資産の稅額算定基準を調整してはならない。

第五十七条 企業所得稅法第十一条に規定する固定資産とは、企業が製品生産、労務提供、リース或いは経営管理のために所有する、使用期間が12ヶ月を超える非貨幣性資産を指し、建物、構築物、機器、機械、運輸工具及びその他生産経営活動に關係する設備、器具、工具等を含む。

第五十八条 固定資産は以下の方法により稅額算定基準を確定する。

(一)外部から購入した固定資産は、購入価格及び支払った関連する稅金支出並びに当該資産が予定した用途に供するまでに生じた、当該資産に直接帰属する他の支出を以って稅額の算定基準とする。

(二)自ら建設した固定資産は、竣工決算前に発生した支出を以って稅額算定基準とする。

(三)ファイナンスリースにより賃借した固定資産は、リース契約で約定する支払総額及び賃借人のリース契約締結の過程で生じた関連費用を以って稅額算定基準とする。リース契約において支払総額が未約定である場合は、当該資産の公正価格及び賃借人のリース契約締結の過程において生じた関連費用を以って稅額算定基準とする。

(四)棚卸差益の固定資産は、同類の固定資産の再調達価格を以って稅額算定基準とする。

(五)贈与、投資、非貨幣性資産の交換、債務再編等の方式により取得した固定資産は、当該資産の公正価格と支払った関連稅金費用を以って稅額算定基準とする。

(六)改造した固定資産は、企業所得稅法第十三条第(一)号及び第(二)号に規定する支出を除き、改造過程において生じた改造支出を以って稅額算定基準とする。

第五十九条 固定資産は定額法に基づき算定した減価償却額を控除することができる。

企業は固定資産の使用を開始した翌月から減価償却の計上を計算しなければならない。使用を停止した固定資産は、使用を停止した月の翌月から減価償却の計上を停止しなければならない。

企業は固定資産の性質及び使用状況に基づき、固定資産の残存価額を合理的に確定しなければならない。固定資産の見積残存価額は一旦確定すれば、変更してはならない。

第六十条 國務院財政、稅務主管部門が別途に規定する場合を除き、固定資産の減価償却計算の最低年数は以下の通りとする：

(一)建物、構築物の場合20年とする。

(二)航空機、鉄道車両、船舶、機器、機械及びその他生産設備は10年とする。

- (三) 生産、経営業務に関連する器具、工具、家具の場合 5 年とする。
- (四) 航空機、鉄道車両、船舶以外の運搬工具の場合 4 年とする。
- (五) 電子設備の場合 3 年とする。

第六十一条 石油、天然ガス等の鉱産資源の採掘に従事する企業における、商業生産を開始する前に生じた費用及び関連固定資産の控除、償却方法は、國務院財政、稅務主管部門が別途に規定する。

第六十二条 生産性生物資産は、以下の方法を以って税額算定基準とする。

- (一) 外部から購入した生産性生物資産は、購買対価及び支払った関連税額を以って税額算定基準とする。
- (二) 寄贈、投資、非貨幣性資産の交換、債務再編等方式により取得した生産性生物資産は、当該資産の公正価格と支払った関連税金費を以って、税額算定基準とする。

前項で称する生産性生物資産とは、企業が農産品の産出、労務の提供或いはリースのために所有する生物資産を指し、経済林、薪炭林、産畜及び役畜などを含む。

第六十三条 定額法に基づき算定した減価償却額生産性生物資産は、控除することができる。

企業は生産性生物資産の使用を開始した月の翌月から減価償却の計上を開始しなければならない、使用を停止した生産性生物資産は、使用を停止した月の翌月から減価償却の計上を停止しなければならない。

企業は生産性生物資産の性質及び使用状況に基づき、生産性生物資産の見積残存価額の合理的に確定しなければならない。生産性生物資産の見積残存価額は一旦確定後、変更してはならない。

第六十四条 生産性生物資産における減価償却の最短償却年数は以下の通りとする：

- (一) 林木類の生産性生物資産は 10 年とする
- (二) 畜類の生産性生物資産は 3 年とする

第六十五条 企業所得税法第十二条に規定する無形資産とは、企業が製品生産、労務提供、貸与、または経営管理のために保有する、実物形態を有さない非貨幣性長期資産を指し、特許権、商標権、著作権、土地使用权、非特許技術、暖簾などを含む。

第六十六条 無形資産は以下の方法を以って税額の算定基準とする。

- (一) 外部から購入した無形資産は、購入対価及び支払った関連税金及び当該資産が予定した用途に供するまでに生じた、当該資産に直接帰属するその他の支出を以って税額算定基準とする。
- (二) 自ら開発した無形資産は、開発過程において当該資産が資本化の条件に合致した後、予定された用途に達するまでに生じた支出額を以って、税額算定基準とする。
- (三) 寄贈、投資、非貨幣性資産の交換、債務整理等方式により取得した無形資産は、当該資産の公正価格及び関連する支払税額を以って、税額算定基準とする。

第六十七条 無形資産は定額法により算定した償却費用を控除することができる。

無形資産の償却年数は 10 年を下回ってはならない。

投資或いは譲渡を受けた無形資産は、関連法規或いは契約書において使用年数が約定さ

れている場合には、規定或いは約定の使用年数に基づき償却することができる。

外部から購入した暖簾の支出は、企業全体の譲渡或いは清算時に、控除することができる。

第六十八条 企業所得税法第十三条第（一）号及び第（二）号に規定する固定資産の改良支出とは、建物、構築物の構造改变、使用年数の延長等により発生する支出を指す。

企業所得税法第十三条第（一）号に規定する支出は、固定資産の見積使用可能年数に基づき、償却を行う。第（二）号に規定する支出は、契約で約定する残余リース期間に基づき、償却を行う。

改造の固定資産の使用年数が延長となる場合、企業所得税法第十三条第（一）号及び第（二）号の規定を除き、減価償却年数を適切に延長しなければならない。

第六十九条 企業所得税法第十三条第（三）号に規定する固定資産の大修理支出とは、同時に以下の条件に合致する支出を指す。

- (一) 修理支出が、固定資産を取得した時の税額算定基礎額の50%以上に達する
- (二) 修理後の固定資産の使用可能年数が2年以上延長となる

企業所得税法第十三条第（三）号に規定する支出は、固定資産の使用可能年数に基づいて償却する。

第七十条 企業所得税法第十三条第（四）号に規定するその他長期前払費用とすべき支出は、支出が発生した月の翌月から期間償却し、期間償却年数は3年を下回ってはならない。

第七十一条 企業所得税法第十四条に規定する投資資産とは、企業の対外的な権益性投資及び債権性投資により形成される資産を指す。

企業が投資資産を譲渡或いは処分するに際しては投資資産の原価を控除することができる。

投資資産は以下の方法に基づき原価を確定する。

- (一) 現金払方式により取得した投資資産は、購入対価を以って原価とする。
- (二) 現金払以外の方式によって取得した投資資産は、当該資産の公正価格と支払った関連税金・費用を原価とする。

第七十二条 企業所得税法第十五条に規定する棚卸資産とは、企業が販売目的で保有する製品或いは商品、生産過程における仕掛品、生産或いは労務提供過程において費消する材料及び物品等を指す。

棚卸資産は以下の方法を以って、原価と確定する。

- (一) 現金払方式により取得した棚卸資産は、購入対価と支払った関連税金費用を原価とする。
- (二) 現金払方式以外で取得した棚卸資産は、当該棚卸資産の公正価格と支払った関連税金費用を原価とする。
- (三) 生産性生物資産により収穫した農産品は、産出或いは収穫過程において生じた材料費、人件費及び配賦される間接費用等の必要支出額を以って、原価とする。

第七十三条 企業が使用或いは販売する棚卸資産の原価算定方法は、先入先出法、加重平均法及び個別法のうちからいずれか一つを選択する。計算方法を一旦選択した後、みだり

に変更してはならない。

第七十四条 企業所得税法第十六条に規定する資産の簿価及び第十九条に規定する財産の簿価とは、関連資産、財産の税額算定基準から、規定に基づいて控除した減価償却、減耗、償却、引当金等を控除した後の残額を指す。

第七十五条 国務院財政、税務主管部門が別途規定する他、企業の再編過程において、取引発生時に関連資産の譲渡所得或いは損失が確認された場合、関連資産は取引価格に基づき改めて税額算定基準を確定しなければならない。

第三章 納付税額

第七十六条 企業所得税法第二十二条に規定する所得税額の計算式は下記のとおりとする。
納付税額 = 課税所得額 × 適用税率 減免税額 - 控除税額

公式中の減免税額及び控除税額とは、企業所得税法及び国務院の税収優遇規定に基づき減額、免除、控除される納付税額を指す。

第七十七条 企業所得税法第二十三条に規定する国外で既に納付した所得税額とは、企業の中国国外源泉所得を中国国外の税収法規及び関連規定に基づき納税する義務があり且つ実際に納付した、企業所得税の性質を有する税額を指す。

第七十八条 企業所得税法第二十三条に規定する税額控除限度額とは、企業の中国国外源泉所得を企業所得税法及び本条例の規定に基づいて算定した納付税額を指す。国務院財政、税務主管部門の別途規定を除き、当該税額控除限度額は国(地区)毎に分けて計算し、所得項目毎に分けずに計算する。計算式は以下の通りである。

控除限度額 = 中国国内外の課税所得額を企業所得税法及び本条例規定に基づいて計算した納付税総額 × 某国(地区)に源泉を有する課税所得額 ÷ 中国国内、国外課税所得額総額

第七十九条 企業所得税法第二十三条に規定する五カ年度とは、企業が取得した中国国外源泉所得について、中国国外で既に納付した企業所得税的性質を有する税額の控除限度額を超過した年の翌年から起算して、連続する5カ年の納税年度を指す。

第八十条 企業所得税法第二十四条に規定する直接的な支配とは、居住者企業が直接、外国企業の20%以上の持分を所有することを指す。

企業所得税法第二十四条に規定する間接的な支配とは、内国企業が間接的に外国企業の持分を20%以上所有することを指し、具体的な認定方法は国務院財政、税務主管部門が別途規定する。

第八十一条 企業が企業所得税法第二十三条、第二十四条の規定に基づき企業所得税額を控除するにあたっては、中国国外税務機関が発行する税額計算対象年度が記載された納税証憑を提出する。

第四章 税収優遇

第八十二条 企業所得稅法第二十六条第（一）号に規定する國債利息收入とは、企業が國務院財政部門の發行した國債から保有することによって取得した利息收入を指す。

第八十三条 企業所得稅法第二十六条第（二）号に規定する、条件に合致する居住者企業間の株式利子・配当金等の権益性投資収益とは、居住者企業が他の居住者企業に直接投資して取得する投資収益を指し、企業所得稅法第二十六条第（二）号及び第（三）号に規定する株式利子、配当金等の権益性投資収益には、居住者企業が公開發行され、かつ上場・流通する株式を連續12ヶ月未満保有し、取得した投資収益を含まない。

第八十四条 企業所得稅法第二十六条第（四）号に規定する、条件に合致する非営利組織とは、同時に以下の条件を満たす組織を指す。

- (一) 法に従い非営利組織としての登記手続を履行している。
- (二) 公益性或いは非営利性活動に従事している。
- (三) 取得した収入のうち、当該組織と関係する合理的な支出を除き、全て登録或いは定款に規定する公益性或いは非営利性事業に用いる。
- (四) 財産及びその収益を配当に用いない。
- (五) 登録或いは定款の規定に基づき、当該組織の登記抹消後の残余財産は、公益或いは非営利目的に用いるか、或いは登記管理機構によって当該組織と性質や趣旨が同じである組織に贈与し、かつ社会に公告される。
- (六) 投資者は当該組織に投入した財産に対し、いかなる財産権も留保或いは享受しない。
- (七) 従業員の賃金福利費用支出が規定の割合内に制御され、形を変えて当該組織資産の財産を分配しない。

前項に規定する非営利組織の認定管理弁法は、國務院財政、稅務主管部門が國務院の関連部門と共同で制定する。

第八十五条 企業所得稅法第二十六条第（四）号に規定する条件に合致する非営利組織の収入には、非営利組織が営利活動に従事して取得する収入は含まれないが、國務院財政、稅務主管部門が別途規定する場合を除く。

第八十六条 企業所得稅法第二十七条第（一）号に規定する、農、林、牧、漁業に従事して得る所得は、企業所得稅を免除、減額するとは、以下の事項を指すものとする：

- (一) 企業が下記の項目を従事し得た所得は、企業所得稅を免除する：
 - 1. 野菜、穀類、薯類、油料、豆類、綿花、麻類、糖料、果物、堅果の栽培
 - 2. 農作物の新種の選択育成
 - 3. 漢方薬材の栽培
 - 4. 林木の育成及び植樹
 - 5. 家畜、家禽の飼育
 - 6. 林產品の採集
 - 7. 灌溉、農業品一次加工、獸医、農業技術の普及、農機作業及び補修等の、林業、牧畜業、漁業のサービス事業
 - 8. 遠洋捕獲
- (二) 企業が下記の項目を従事し得る所得は、企業所得稅を半減して徵収する：
 - 1. 草花、茶及びその他の飲料作物及び香料作物の栽培。

2. 海水養殖、内陸養殖

企業が国家が制限と発展禁止項目に従事した場合、本条例規定の企業所得税優遇を享受してはならない。

第八十七条 企業所得税法第二十七条第（二）号に規定する、国家が重点的に支援するインフラストラクチャープロジェクトとは、《インフラストラクチャープロジェクトの企業所得税優遇目録》に規定する埠頭、飛行場、鉄道、道路、都市公共交通、電力、水利等のプロジェクトを指す。

企業が前項規定の国家が重点的に支援するインフラストラクチャープロジェクトの投資経営所得に従事して得る所得について、当該項目により取得した生産経営収入が帰属する初年度から起算して、第1年目から第3年目の企業所得税を免除し、第4年目から第6年目の企業所得税を半減して徴収する。

企業の請負経営、請負建設及び内部で自己建設、自己使用する場合、本条規定の企業所得税の優遇を受けてはならない。

第八十八条 企業所得税法第二十七条第（三）号に規定する、条件に合致する環境保護、省エネルギー、節水プロジェクトは、公共汚水処理、公共ごみ処理、メタンガス総合開発利用、省エネルギー・排出削減のための技術改造、海水淡水化等を含む。プロジェクトの具体的な条件と範囲は、国務院財政、税務主管部門及び国務院関連部門が共同で制定し、国務院の認可を得た後公布施行される。

企業が前項規定の条件に合致する環境保護、省エネルギー、節水事業に従事して得る所得について、当該項目により取得した生産経営収入が帰属する初年度から起算して、第1年目から第3年目の企業所得税を免除し、第4年目から第6年目の企業所得税を半減して徴収する。

第八十九条 本条例第八十七条及び第八十八条に規定する減免税優遇の享受項目に基づき、減免税期間内に譲渡した場合、譲受者は譲渡を受けた日より起算して、残余期間内であれば規定の減免税優遇を享受することができる。減免税期間の満期後に譲渡した場合、譲受者は当該項目の減免税優遇を再度享受してはならない。

第九十条 企業所得税法第二十七条第（四）号に規定する、条件に合致する技術譲渡による所得について企業所得税を免除、軽減するとは、一つの納稅年度内に居住者企業の技術譲渡による所得が500万元以内の部分は企業所得税を免除し、500万元を超過した部分は企業所得税を半減して徴収することを指す。

第九十一条 非居住者企業が企業所得税法第二十七条第（五）号に規定する所得を取得する場合、10%の軽減税率により企業所得税を計算する。

以下の所得は、企業所得税を免除することができる。

- (一) 外国政府が中国政府へ融資したことによって取得した利子所得。
- (二) 國際金融組織が中国政府及び居住者企業へ優遇された融資したことによって取得した利子所得。
- (三) 国務院より許可されたその他の所得。

第九十二条 企業所得税法第二十八条第一項に規定する、条件に合致する小規模低利益企

業とは、国家の非制限及び非禁止事業に従事すると同時に、以下の条件満たす企業を指す。

(一) 工業企業の場合、年度課税所得額が 30 万元を超えない、従業員数が 100 人を超えない、資産総額が 3000 万元超えない場合

(二) その他企業の場合、年度課税所得額が 30 万元を超えない、従業員数が 80 人を超えない、資産総額が 1000 万元を超えない場合

第九十三条 企業所得税法第二十八条第二項に規定する国家が重点的に支援する必要のあるハイテク企業とは、核となる自主知的財産権を保有し、並びに同時に以下の条件に合致する企業を指す。

(一) 製品(サービス)が『国家が重点的に支援するハイテク領域』規定の範囲に属していること

(二) 研究開発に用いる費用の売上高に占める比率が、規定の比率を下回らないこと

(三) ハイテク製品(サービス)の収入が企業総売上に占める比率が、規定の比率を下回らないこと

(四) 研究開発部員の企業従業員総数に占める比率が、規定の比率を下回らないこと

(五) ハイテク企業の認定管理方法が規定するその他の条件

『国家が重点的に支援するハイテク領域』及びハイテク技術企業認定管理方法は、国务院科学技術、財政、税務主管部門が国务院の関連部門と共同で制定し、国务院の認可を経て公布し施行する。

第九十四条 企業所得税法第二十九条に規定する民族自治地方とは、『中華人民共和国民族区域自治法』の規定に基づいて、民族の区域自治を行う自治区、自治州、自治県を指す。

民族自治地方内の、国家が制限と禁止の業種の企業について、企業所得税を軽減或いは免除してはならない。

第九十五条 企業所得税法第三十条第(一)号に規定する研究開発費用の追加控除とは、企業の新技術、新製品、新工芸技術の開発において生じる研究開発費用が、無形資産を形成せず、当期の損益に計上される場合、規定に従い実額発生額を控除した上で、研究開発費用の 50%を追加控除する。

無形資産を形成する場合、無形資産の原価の 150%を以って償却計算する。

第九十六条 企業所得税法第三十条第(二)号に規定する、企業が障害者を雇用して支給する給与の追加控除とは、企業が身体障害職員を雇用する場合、障害者に支払う給与実額を控除した上で、身体障害従業員に支払う給与の 100%を追加控除することを指す。障害者とは、『中華人民共和国障害者保障法』の関連規定に適用する従業員を指す。

企業所得税法第三十条第(二)号に規定する、国家が雇用を奨励するその他従業員に企業が雇用し、支払う給与の追加控除の方法は、国务院が別途規定する。

第九十七条 企業所得税法第三十一条に規定する課税所得額からの控除とは、ベンチャー投資企業が持分投資形式で未上場の中小ハイテク企業に対し、2 年以上の期間にわたり投資する場合、当該中小ハイテク企業への投資額の 70%を、持分保有期間の満二年目に当該ベンチャー投資企業の課税所得額から控除することを指す。当年度に控除しきれない場合、以後の納税年度に繰越して控除することができる。

第九十八条 企業所得稅法第三十二条に規定する減価償却年数の短縮、或いは加速減価償却の採用が可能である固定資産には、以下を含むとする：

- (一) 技術の進歩、製品の更新により、モデルチェンジが比較的速い固定資産
- (二) 通年にわたり強震度にあり、高腐蝕状態にある固定資産

減価償却年数を短縮する方法を採用する場合、減価償却年数は最短でも本条例第六十条に規定する減価償却年数の60%を下回ってはならず、加速減価償却法を採用する場合は、二倍定率法或いは級数法により計算する。

第九十九条 企業所得稅法第三十三条に規定する収入の減額とは、企業が『資源総合利用企業所得稅優遇目録』に規定する資源を主たる原材料として、国家が規制・禁止していない、かつ国家及び業界の関連基準と合致する製品を生産して取得した収入を、90%に減額して収入総額として計算することを指す。

前項に規定する原材料が生産製品材料に占める割合は、『資源総合利用企業所得稅優遇目録』に定める基準を下回ってはならない。

第一百条 企業所得稅第三十四条に規定する税額からの控除とは、企業が購入し、かつ実際に使用する『環境保護専用設備企業所得稅優遇目録』、『省エネルギー、節水専用設備企業所得稅優遇目録』及び『安全生産専用設備企業所得稅優遇目録』に規定する環境保護、省エネルギー・節水、安全生産等の専用設備は、当該専用設備投資額の10%を企業の当年度の納付税額から控除できることを指す。当年において控除しきれない部分は、以降の5納稅年度にわたり繰越して控除することができる。

前項規定の企業所得稅優遇を享受する企業は、実際に前項規定の専用設備を購入し、自身で使用しなければならない、上記専用設備を購入後5年以内に譲渡、リースした場合、企業所得稅の優遇享受は停止となり、並びに既に控除した企業所得稅額を追加納付しなければならない。

第一百一条 本章第八十七条、第九十九条、第一百条に規定する企業所得稅の優遇目録は、國務院財政、稅務主管部門が國務院の関連部門と共同で制定し、國務院の認可を得た後、公布し執行する。

第一百二条 企業が同時に異なる企業所得稅待遇の適用を受ける事業に従事する場合、当該優遇事業の所得は単独で計算し、企業の期間費用を合理的に配分しなければならない。単独で算定できない場合は、企業所得稅收優遇も享受してはならない。

第五章 源泉徵収

第一百三条 企業所得稅法に基づき、非居住者企業が納付すべき企業所得稅に対し源泉徵収を実行する場合、企業所得稅法第十九条の規定に基づき、課税所得額を算定しなければならない。

企業所得稅法第十九条に規定する総収入額とは、非居住者企業が支払者から受領する全ての代金及び価額外の費用を指す。

第一百四条 企業所得稅法第三十七条に規定する支払者は、関連する法規或いは契約の約定に基づき、非居住者企業に対して関連代金の支払義務を直接負う単位或いは個人を指す。

第一百五条 企業所得稅法第三十七条に規定する支払とは、現金払い、相殺、振替払い、及び権益の交換支払等、貨幣及び非貨幣による支払を含む。

企業所得稅法第三十七条に規定する期限の到来時に支払うべき金額とは、支払者が発生主義の原則に従い関連する原価、費用に計上すべき未払代金を指す。

第一百六条 企業所得稅法第三十八条に規定する、源泉徵収義務者を指定する場合は、以下の状況を含むとする。

(一) 見積もった工事作業或いは労務提供期限が一納稅年度を満たない、かつ納稅義務の不履行を表明できる証拠が存在する場合。

(二) 稅務登記或いは臨時稅務登記の手続を行っていない、かつ中国国内の代理人に納稅義務の履行を委託していない場合。

(三) 企業所得稅の納稅申告或いは仮納付申告を規定期限通りに行っていない場合。

前項規定の源泉徵収義務者は、県級以上の稅務機關が指定し、同時に源泉徵収義務者に控除稅額の算定根拠、算定方法、源泉徵収期限及び源泉徵収方式を告知しなければならない。

第一百七条 企業所得稅法第三十九条に規定する所得の発生地とは、本条例第七条に規定する原則に従って確定した所得の発生場所を指す。中国国内に複数の所得発生地が存在する場合、納稅者はいずれか一つの地点を選定して企業所得稅の申告納稅を行う。

第一百八条 企業所得稅法第三十九条に規定する、当該納稅者の中国国内におけるその他の収入とは、当該納稅者が中国国内で取得したその他各種の源泉による収入を指す。

稅務機關は当該納稅者の納稅額を追徵する時、追徵課税の理由、追徵額、納付期間及び納付方式等を当該納稅者に告知しなければならない。

第六章 特別納稅調整

第一百九条 企業所得稅法第四十一条に規定する関連者とは、企業と下記の関連關係のいずれか一つを有する企業、その他組織或いは個人を指す。

(一) 資金、経営、売買等の分野で、直接的或いは間接的な支配關係にある

(二) 直接的或いは間接的に同じ第三者により管理される

(三) 利益において関連關係を有するその他の關係

第一百十条 企業所得稅法第四十一条に規定する独立取引原則とは、関連關係にない取引双方が、公正取引価格及び経営上の習慣に則って行う時に遵守すべき原則を指す。

第一百十一条 企業所得稅法第四十一条に規定する合理的な方法には以下を含むとする。

(一) 独立価格比準法とは、関連關係にない取引双方が同一或いは類似する業務取引を行うときの対価に基づいて、価格を決定する方法を指す。

(二) 再販売価格基準法とは、関連者から仕入れた商品を関連關係にない取引相手方に再販売する価格から、同一或いは類似する業務の売上総利益を控除して価格を算定する方法を指す。

(三) 原価基準法とは、原価に合理的な費用及び利益を加えることによって価格を算定す

る方法を指す。

(四)取引単位営業利益法とは、関連関係にない取引双方が同一或いは類似する取引を行う時に取得する純利益水準に基づき、利益を算定する方法を指す。

(五)利益分割法とは、企業及びその関連者の合算利益或いは欠損を当事者双方の間で合理的な基準を以って分配する方法を指す。

(六)その他、独立企業間取引原則に合致する方法。

第百十二条 企業は企業所得税法第四十一条第二項の規定に基づき、独立企業間取引原則に基づき関連者と共に発生原価を分担し、コストシェアリング契約を締結することができる。

企業が関連者と原価を負担する場合、原価と予測収益の対応原則に基づき配分計算を行い、税務機関が規定する期間内に、税務機関の要求に従って関連資料を提出しなければならない。

企業とその関連者が原価を負担する際本条第一項、第二項の規定に違反した場合、自分で分担する原価は課税所得額を算定する時に控除してはならない。

第百十三条 企業所得税法第四十二条に規定する事前確認協議とは、企業が将来年度の関連者間取引の価格決定原則及び算定方法について、税務機関に申請し、税務機関と独立企業間取引原則に基づき協議し、確認を行った後達した協議を指す。

第百十四条 企業所得税法第四十三条に規定する関連資料には、以下の資料を含む。

(一)関連者取引に関する価格、費用の設定基準、計算方法及び説明等の同期資料

(二)関連者間取引に関する財産、財産使用権、労務等の再販売(譲渡)価格或いは最終販売(譲渡)価格の関連資料

(三)関連者間取引調査に関わる他の企業が提供しなければならない、調査対象企業と比較可能な製品価格、価格決定方式及び利益水準等の資料

(四)その他関連者間取引に関する資料

企業所得税法第四十三条に規定する、関連者間取引の調査に関する他の企業とは、調査対象企業と生産経営内容及び方式が類似する企業を指す。

企業は関連者間取引と関連する価格、費用の設定基準、計算方法及び説明等の資料を税務機関が規定する期間内に提出しなければならない。関連者及び関連者取引の調査に関する他の企業は、税務機関と約定した期限内に関連資料を提供しなければならない。

第百十五条 税務機関が企業所得税法第四十四条の規定に従い企業の課税所得額を査定する場合、以下の方法を用いることができる。

(一)同種或いは類似する企業の利益水準を参考に査定する

(二)企業の原価に合理的な費用及び利益を加える方法に基づき査定する

(三)関連企業グループ全体の利益を合理的な割合に基づき査定する

(四)その他、合理的な方法に基づき査定する

企業は、税務機関が前項に規定する方式に従って算定した課税所得額に対し異議がある場合、関連する証拠を提供しなければならず、税務機関の認定を経た後、査定した課税所得額を調整する。

第百十六条 企業所得税法第四十五条に規定する中国居住者とは、『中華人民共和国個人所

得税法』の規定に基づいて、中国国内及び国外で取得した所得について、個人所得税を中国国内で納める個人を指す。

第一百十七条 企業所得税法第四十五条に規定する支配とは、下記の関係を含むとする

(一) 居住者企業或いは中国居住者が直接的或いは間接的に、外国企業の 10%以上の議決権のある株式を単独で保有し、且つ当該外国企業の 50%以上の株式を共同で保有する場合

(二) 居住者企業或いは居住者企業及び中国居住者の持分比率は第(一)号に規定する基準には達していないが、株式、資金、経営、販売等の方面で、当該外国企業を実際に支配を構成した場合

第一百十八条 企業所得税法第四十五条に規定する実際の税負担が企業所得税法第四条第一項で定める税率の水準より明らかに低いとは、企業所得税法第四条第一項に定める税率の 50%を下回ることを指す。

第一百十九条 企業所得税法第四十六条に規定する債権性投資とは、企業が直接的或いは間接的に関連者から得るものであり、元本の返済及び利息の支払い、或いはその他の支払利息的性質を有する方式により補償する必要がある融資を指す。

企業が間接的に関連者から得る債権性投資は以下のものを含むものとする。

(一) 関連者が独立第三者を通じて提供する債権性投資

(二) 無関係の第三者が提供するが、関連者が担保し、かつ連帯責任を負う債権性投資

(三) その他間接的に関連者から取得する実質を有する債権性投資

企業所得税法第四十六条に規定する権益性投資とは、企業が受取った元本及び利息の返済は必要なく、投資者が企業の純資産に対し所有権を有する投資を指す。

企業所得税法第四十六条に規定する基準とは、國務院財政、稅務主管部門が別途規定する。

第一百二十条 企業所得税法第四十七条に規定する、合理的な商業目的を有さないとは、税額の減少、免除、或いは納税の遅延を主な目的とすることを指す。

第一百二十二条 企業所得稅務機關が税収法律、行政法規の規定に基づき、企業に対し特別納税調整を行う場合、追徴する税額に対し、税額帰属の納税年度の翌年 6 月 1 日から追加納税日までの期間について、日ごとに利息を加算しなければならない。

前項に規定する利息は、課税所得額の計算において控除してはならない。

第一百二十三条 企業所得税法第四十八条に規定する利息とは、税額帰属の納税年度における、中国人民銀行が公布する、税額追徴期間と同期間の人民元貸付基準利率に 5%を加えたて算定する。

企業は企業所得税法第四十三条及び本条例の規定に従って関連資料を提供する場合、前項に規定する人民元貸付基準利率利息のみに従い計算することができる。

第一百二十四条 企業とその関連者間の取引において、独立取引原則に合致しない、或いは企業がその他合理的な事業目的を有さない手配を実施した場合、稅務機關は当該取引が発生した納税年度から 10 年以内に、納税調整を行う権限を有する。

第七章 徴収管理

第百二十四条 企業所得稅法第五十条に規定する企業の登録地とは、企業が國家の関連規定に従い登録した住所所在地を指す。

第百二十五条 企業が企業所得稅を合算し且つ納税する場合は、課税所得額を統一して計算しなければならないが、具体的な方法は國務院財政、稅務主管部門が別途規定する。

第百二十六条 企業所得稅法第五十一条に規定する主な機構、場所とは、同時に下記の条件に該当しなければならない。

- (一) その他各機構、場所の生産経営活動に対し、管理監督責任を負う。
- (二) 完備された帳簿、証憑を揃えており、各機構、場所の収入、原価、費用及び損益の情況を正確に反映できる。

第百二十七条 企業所得稅法第五十一条に規定する稅務機關の審査認可とは、各機構、場所の稅務機關に共通する上級稅務機關による審査認可を指す。

非居住者企業が認可を得て企業所得稅を一括納付した後、機構、場所の増設、合併、移転、閉鎖の必要がある場合、企業所得稅の一括納付に責任を負う主要の機構、場所が事前に当該所在地の稅務機關に報告しなければならない。企業所得稅の一括納付を行う主要の機構、場所に変更が必要な場合、前項規定に基づいて処理する。

第百二十八条 企業所得稅を月毎或いは四半期毎に予納付について、稅務機關が具体的に査定する。

企業が企業所得稅法第五十四条の規定に基づいて、月毎或いは四半期毎に企業所得稅を予納付する際、月次或いは四半期の実際の利益額に基づき予納付しなければならない。月次毎或いは四半期に実際の利益額に基づく予納付が困難である場合は、前納税年度の課税所得額の月次或いは四半期の平均額、または、稅務機關の認可を受けたその他の方法に基づいて予納付することができる。予納付方法は一旦確定後、当該納税年度内においてみだりに変更してはならない。

第百二十九条 企業は納税年度内の利益か損失かに関わらず、企業所得稅法第五十四条に定める期間内に、稅務機關に企業所得稅予納付納税申告表、年度企業所得稅申告表、財務会計報告表及び稅務機關が提出を規定するその他の関連資料を提出しなければならない。

第百三十条 企業の所得を人民元以外の通貨で算定する場合、企業所得稅の予納付する時、月次或いは四半期の最終日の人民元為替レートの仲値により人民元に換算し課税所得額額を算定しなければならない。年度終了後に確定申告を行う場合、月次或いは四半期に予納付した税額について再度換算は行わず、当該年度内で未納付の部分についてのみ、納税年度最終日の人民元為替レートの仲値により人民元に換算して課税所得額額を算定する。

稅務機關の検査により、企業の前項に規定する所得を過少或いは過大に計上していたことが確認された場合、検査により税金の追徴或いは還付が確認された時の前月の最終日の人民元為替レートの仲値により、過少或いは過大に計上した所得を人民元以外の通貨による所得を人民元に換算して課税所得額額を算定し、追納或いは還付すべき税額を再度計算

しなければならない。

第八章 附則

第一百三十一条 企業所得稅法第五十七条第一項に規定する本法公布前に設立を認可された企業とは、企業所得稅法の公布前に登録登記を完了した企業を指す。

第一百三十二条 香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地域に設立された企業は、企業所得稅法第二条第二項、第三項に適用する関連規定を参照し適用する。

第一百三十三条 本条例は 2008 年 1 月 1 日より施行する。1991 年 6 月 30 日に國務院が公布した『中華人民共和国外商投資企業及び外国企業所得稅法實施細則』及び 1994 年 2 月 4 日に財務部の公布した『中華人民共和国所得稅暫定条例實施細則』は同時に廢止される。

**国務院法制弁公室、財政部、国家稅務總局責任者の『企業所得稅法實施条例』
についての記者会見**

<http://www.sina.com.cn> 2007年12月11日 11:49 中国ニュースネット

中新ネット 12月11日 中国政府ネット情報によると、近日、国務院は「中華人民共和国企業所得稅法實施条例」(以下「実施条例」と略称)を公布するものとされ、当該実施条例は2008年1月1日から正式に実施される。実施条例の関連内容理解の一助となるよう、国務院法制弁公室、財政部、国家稅務總局責任者は、以下内容の記者会見を行った。

【質問】

国務院が「実施条例」を制定した背景を教えてください。

【回答】

2007年3月16日、第十回全国人民代表大会第五次会議審議にて「中華人民共和国企業所得稅法」(以下「企業所得稅法」と略称)が採択されました。これにより、内・外資企業所得稅制度が統一され、2008年1月1日より実施されます。これに伴い、「企業所得稅法」の円滑な実施を確保するためにも、「実施条例」の制定必要とされました。そこで、「企業所得稅法」関連規定をより詳細化し、「企業所得稅法」と同時に実施するために、財政部、国家稅務總局は「中華人民共和国企業所得稅法實施条例(審議用提出草案)」(以下「草案」と略称する)を起草し、国務院の審議に提出しました。これに対し国務院法制弁公室は、全人代関連部門、国務院関連部門及び各省、自治区、直轄市並びに計画単列市人民政府、香港・マカオ特別行政区政府から草案に対する意見を聴取するとともに、財政部・国家稅務總局と共同座談会を開催し、一部の内・外資企業及び専門家からも意見を聴取しました。その結果をベースに、国務院法制弁公室、財政部、国家稅務總局は、幾度に渡り草案の研究、修正を重ね、「中華人民共和国企業所得稅法實施条例(草案)」が誕生することになりました。その後、国務院常務会議の審議に提出、採択され、国務院令の形式により公布・実施されるに至りました。

【質問】

「企業所得稅法」で規定される納税者について、「実施条例」ではどのような詳細規定が設けられましたか。

【回答】

「企業所得稅法」では、企業及びその他収入を得る組織を企業所得稅の納税者とすることが規定されましたが、「実施条例」では、「企業所得稅法」に更なる実効性を持たせ、企業所得稅納税者の範囲を明確にするために、企業所得稅納税者を企業、事業単位、社会団体及びその他収入を得る組織とすることについて規定しました。

また、「企業所得稅法」では、国際慣例に基づき、納税者が「居住企業」と「非居住企業」に分類され、それぞれの納税義務が規定されました(即ち、居住者企業は中国国内・国外を源泉とする全所得に対し企業所得稅を納付し、非居住企業は、中国国内を源泉とする一部所得に対し企業所得稅を納付する)。同時に、企業の租税回避を防止するため、外国(地区)法律に基づき設立されたにも関わらず実質的管理機構・拠点を中国国内に有す企業も居住企業に認定されました。また、非居住企業が中国国内に設立した機構・拠点と実質的関係を持つ国外で取得した所得についても、企業所得稅を納付すべきことが規定されました。これらに鑑みて、「実施条例」では「実質的管理機構」(即ち企業の生産経営、人員、財務、財産等に対し実質的な全面管理及び支配を行う機構)の政策上の意味合いが

明確化され、非居住企業が設立する「機構・拠点」(即ち管理機構、営業機構、事務機構、工場、農場、労務を提供する場所、工事作業に従事する場所等を含む中国国内で生産経営活動に従事する機構、拠点)の政策上の意味合いも明確になりました。この他、非居住者企業が営業代理人に委託して行なう委託単位と個人による契約締結代理、又は保管・受け渡し等を含む中国国内での生産経営活動に従事する場合も非居民企業の国内機構、拠点と見なされることが明確にされました。

【質問】

「企業所得税法」にて規定される収入について、「実施条例」では、どのような詳細規定が設けられましたか。

【回答】

「企業所得税法」では、企業が貨幣形式及び非貨幣形式で各種源泉から取得した収入を収入総額とすることが規定されました。これについて、「実施条例」では、より詳細な規定がなされ、企業が取得した貨幣形式による収入とは、現金、預金、売掛金、受取手形、及び満期まで保有する債券及び債務免除などを含むこと、企業が取得した非貨幣形式による収入とは、固定資産、生物資産、無形資産、株式投資、棚卸資産、満期まで保有しない債券、労務及び関連権益等を含むこと、及び企業が非貨幣形式を以って取得した収入は、公正価格に基づき収入額を確定することが規定されました。また、企業所得における各種形式収入の概念及び収入実現の確認方法についても明確にされました。

【質問】

「実施条例」では、損金算入に関する原則、範囲及び基準について、どのように規定されましたか。

【回答】

企業における支出を税引前に控除できるか否か、及び控除範囲とその基準は、企業における課税所得額の計算に直接影響し、更には企業の納税額にまで影響します。これについて、「企業所得税法」第8条では、「コスト・費用・税金・損失及びその他の支出を含む企業の実際に発生した経営活動に係わる合理的な支出については、課税所得額を算出する際に控除を許可する」と規定されています。損金算入の基本原則を、一層明確にするためにも、「実施条例」では、税引前に控除できる取得収入に関連する支出とは、取得収入と直接的な関連を有す支出を指すことが規定されました。また、合理的な支出とは、生産経営活動における常規に合致しており、当期損益或いは資産コストに関する必要且つ正常な支出を指すことが規定されました。「実施条例」では、企業支出に対する控除の具体的範囲及び基準について、主に以下のとおり具体的に規定されました。

(1) 給与支出の税引前控除を明確化

旧税法は、内資企業に対しては給与支出の控除において給与課税制度が採られ、外資企業に対しては、実際の発生額に基づいた控除制度が実施されており、これが内・外資企業間における税金負担額不均等の重要原因の一つとされておりました。これに対し、「実施条例」では、企業の給与支出にかかる税引前控除政策が統一され、企業における合理的な給与支出については、控除を認めることが規定されました。なお、「合理的」とは、従業員が実際に提供した服務と報酬総額が、数字的に合理的か否かに基づいて判断されるとされ、企業生産経営活動の常規に合致して発生した給与支出であれば、いずれも税引前に実際の発生額に基づき控除することが認められました。

(2) 福利費用、労働組合経費、従業員教育経費の税引前控除を具体化

旧税法では、福利費用、労働組合経費、従業員教育経費にかかる企業の支出について、それぞれ給与課税総額の14%、2%、1.5%を控除すると規定されていました。これについて「実施条例」は、福利費用と労働組合経費の控除基準については、従来どおり維持しましたが、給与課税総額が改められ、「給与課税総額」が「給与総額」に調整され、控除額も相応に引き上げされました。また、企業の従業員教育を奨励するため、国務院財政、税務主管部門が別途規定する場合を除き、企業における従業員教育経費支出については、給与総額の2.5%を超えない部分について控除が可能とされ、超過部分は翌年度以降に繰越し控除できることが認めされました。

(3) 業務交際費の税引前控除を調整

内・外資企業の交際費支出について、旧税法では、販売収入の一定割合を限度額に控除が認められていました。しかし、商業交際と個人消費とは区別し難いことへの考慮から、「実施条例」では、これに対する管理を強化するとともに、国際経験に鑑みて、企業で発生した生産経営活動と関係する交際費支出については、発生額の60%を控除できるが、最高でも当年売上（営業）収入の0.05%を超えてはならないことについて規定されました。

(4) 広告費及び業務宣伝費を税引前控除に統一

企業における広告費及び業務宣伝費支出の税引前控除について、旧税法では、内資企業に対しては業種ごとに異なる比率により制限・控除がなされており、一方外資企業に対しては、制限はありませんでした。これについて「実施条例」では、企業における広告費及び業務宣伝費にかかる支出が税引前控除に統一されました。同時に、一部業種及び企業における広告費及び業務宣伝費の発生状況の特殊性によっては、実情に基づき具体的に規定する必要があることから、「実施条例」では、国務院財政、税務主管部門が別途規定する場合を除き、広告費用及び業務宣伝費支出については、当年売上（営業）収入の15%を超えない部分を控除し、超過部分は翌年度以降に繰越し控除できることが認めされました。

(5) 公益性寄付金支出の税引前控除の範囲と条件を明確化

公益性寄付金支出の控除について、旧税法では内資企業に対しては、比率内において控除する方法（課税所得額の3%以内）を採用し、外資企業に対しては、比率制限はありませんでした。内・外資企業の税金負担を統一するために、「企業所得税法」第9条は、企業における公益性寄付金支出について、年度利益総額の12%以内の部分に対する税引前控除を許可することが規定されました。また、「企業所得税法」の実効性を高めるため、「実施条例」では公益性寄付金の範囲を明確にされました。これにより公益性寄付金とは、企業が公益性社会団体或いは県レベル以上の人民政府及びその部門を通して、「中華人民共和国公益事業贈与法」にて規定される公益事業に用いる贈与を指すとされました。更に、公益性社会団体の範囲及び条件についても明確化されました。

【質問】

税収優遇について、「実施条例」では、どのように具体的に規定されましたか。

【回答】

「実施条例」では、「企業所得税法」の規定する優遇税制にかかる範囲と方法について

主に以下のとおり具体的に規定されました。

1. 農業・林業・牧畜・漁業の発展支援にかかる優遇税制

「企業所得税法」第27条では、企業が農業・林業・牧畜・漁業プロジェクトにより取得した所得について、企業所得税を減免できることが規定されました。これに基づき「実施条例」では、以下について明確にされました。

(1) 企業が下記の項目に従事し、得た所得は企業所得税を免除する。

野菜、穀類、薯類、油料、豆類、綿花、麻類、糖料、果物、堅果の栽培

農作物の新種の選択育成

漢方薬材の栽培

林木の育成及び植樹

家畜、家禽の飼育

林業製品の採集

灌漑、農業製品の一次加工、獣医、農業技術の普及、農機作業及び修理・メンテナンス、農業・林業、牧畜業、漁業のサービス事業

遠洋捕獲

(2) 企業が下記の項目に従事し、得た所得は、企業所得税を半減して徴収する。

草花、茶及びその他の飲料作物及び香料作物の栽培

海水養殖、内陸養殖

2. インフラ工事の奨励にかかる優遇税制

「企業所得税」第27条では、国が重点的に支援する公共インフラプロジェクトの投資経営により取得した所得に対する減免徴収が認められました。これに基づき「実施条例」では、企業が埠頭、飛行場、鉄道、道路、都市公共交通、電力、水利等のプロジェクト投資経営への従事により得た所得について、当該プロジェクトにより取得した生産経営収入のあった初年度から起算した1年目から3年目までの企業所得税を免除し、4年目から6年目までの企業所得税を半減して徴収する3免3減半の優遇政策について明確にされました。

3. 環境保護、省エネ・節水、資源総合利用、安全生産の支援にかかる税収税制

「企業所得税法」第27条では、規定条件に合致する環境保護、省エネ・節水プロジェクトにより取得した所得に対する減免徴収が認められました。これに基づき「実施条例」では、企業が公共汚水処理、公共ごみ処理、メタンガス総合開発利用、省エネ・排ガス削減のための技術改造、海水淡水化等のプロジェクトへの従事により得た所得について、当該プロジェクトにより取得した生産経営収入のあった初年度から起算した1年目から3年目の企業所得税を免除し、4年目から6年目の企業所得税を半減して徴収する3免3減半の優遇政策について明確にされました。なお、具体的条件及び範囲は、國務院財政、稅務主管部門及び國務院関連部門が共同で制定し、國務院の認可取得後に公布・施行されることが明確にされました。

また、「企業所得税法」第33条では、企業の資源総合利用による国の産業政策の規定に合致した製品生産により取得した収入については、課税所得額算出時に収入を減額計算できることが規定されました。これに基づき、「実施条例」では、企業が「資源総合利用企業所得税優遇目録」の規定する資源を主原料とし、且つ規定比率に合致し、国が規制・禁止しておらず、国及び業界の関連基準と合致する製品の生産により取得した収入については、90%に減額して収入総額として計算が明確にされました。

更に、「企業所得税法」第34条では、企業が環境保護・省エネ節水・安全生産等の専用設備の購入にあたり投資した金額は、一定比率に基き税額を相殺できると規定されました。

これに基づき「実施条例」では、「環境保護専用設備企業所得税優遇目録」、「省エネ・節水専用設備企業所得税優遇目録」及び「安全生産専用設備企業所得税優遇目録」の規定する環境保護、省エネ・節水、安全生産等の専用設備を企業が購入し、かつ実際に使用する場合、当該専用設備投資額の10%は、企業における当年度納付税額から控除でき、当年に控除しきれない部分は、その後5納稅年度に渡り繰越し控除できることが明確にされました。

4. 技術イノベーションと科学的技術進歩の促進にかかる優遇税制

技術イノベーションと科学的技術進歩の促進のために、「企業所得税法」では四つの方面的優遇税制について規定がなされました。これにつきまして、「実施条例」では、以下のように、それぞれ具体的な規定がなされました。

「企業所得税法」第27条では、規定条件に合致する技術譲渡による所得に対する企業所得税の減免が認められました。これに基づき「実施条例」では、1納稅年度内における居住者企業の技術譲渡による所得の500万元以内の部分について企業所得税を免除し、500万元を超過する部分については、企業所得税を半減することが明確にされました。

次に、「企業所得税法」第30条では、新技術・新製品・新プロセス開発のために発生した研究開発費用は、課税所得税額を算出する際に控除に加えることが認められました。これに基づき「実施条例」では、企業における上述の研究開発費用については、実際の発生額を控除した上で、研究開発費用の50%を追加控除できることが明確にされました。

更に、「企業所得税法」第31条では、ベンチャー投資企業が、国が重点的に支援・奨励する必要のあるベンチャー投資を行う場合、投資額の一定比率により課税所得額を控除できることが認められました。これに基づき「実施条例」では、当該優遇について、ベンチャー投資企業が持分投資形式で未上場の中小ハイテク企業に2年以上に渡り投資する場合、当該中小ハイテク企業への投資額の70%を持分保有期間の満2年目に当該ベンチャー投資企業の課税所得額から控除できるとし、当年度に控除しきれない場合、次年度以降の納稅年度に繰越し控除できることが明確にされました。

最後に、「企業所得税法」第32条では、技術進歩等の原因により、企業の固定資産の減価償却を加速させる必要がある場合、減価償却年限を短縮するか、又は減価償却を加速させる方法を採用できることについて規定されました。これに基づき「実施条例」では、当該優遇にて固定資産を享受できる事項は以下を含むことについて明確にされました。

技術進歩により、製品の更新によるモデルチェンジが比較的速い固定資産
通年にわたり、強震動、高腐蝕状態にある固定資産

5. 条件を満たす非営利組織の収入にかかる優遇税制

「企業所得税法」第26条では、条件を満たす非営利組織の収入を免税収入とすることが規定されました。これに基づき「実施条例」では、税収優遇を享受し得る「非営利組織」の条件範囲について、登記手続、活動範囲、財産の用途、分配等の面から明確に区分分けされました。また、現在の関連管理規定に基づきますと、我が国(中国)の非営利組織は、通常は営利性活動に従事できないことになっておりますので、当該類型組織の活動を規範化し、営利性活動の従事により生じ得る税収の抜け穴を防止するためにも、非営利組織による営利性活動への従事による取得収入については、免税しないことが規定されました。

6. 非居住企業の源泉課税所得の優遇税制について

「企業所得税法」第4条では、中国国内に機構・拠点を設けていない非居住企業が取得した中国国内を源泉とする所得、及び非居住企業の取得した中国国内を源泉とするがその中国国内に設立した機構・拠点と実質的関係のない所得の適用税率を20%とすることが規定されました。また、同法第27条では、上記所得については企業所得税を減免できるこ

とが規定されました。これに基づき「実施条例」では、上記所得にかかる企業所得税を10%の軽減税率で計算することが明確にされました。また、外国政府が中国政府への借款により取得した利子所得、国際金融組織が中国政府及び居住者企業への優遇貸付により取得した利子所得及び國務院より認可されたその他所得については、企業所得税の免除が可能とされました。

【質問】

小規模薄利企業及びハイテク企業の定義について「実施条例」ではどのように規定されましたか。

【回答】

「企業所得税法」第28条第1項では、規定条件に合致する小規模薄利企業について、20%の軽減税率で企業所得税を徴収することが規定されました。国際慣例に基づき、「実施条例」では、徴収管理の原則に則り、小規模薄利企業の基準について以下のとおり定義づけました。

- (1) 工業企業の場合、年度課税所得額が30万元を超える、従業員数が100人を超える、資産総額が3000万元超えないこと。
- (2) その他企業の場合、年度課税所得額が30万元を超える、従業員数が80人を超える、資産総額が1000万元を超えないこと。

現行の優遇政策(内資企業の年度課税所得額が3万元以下の場合、18%の軽減税率で徴税し、3万元から10万元の場合、27%の軽減税率で徴税する)と比べると、優遇範囲が拡大し、優遇率が大幅に引き上げられたことになります。

また、「企業所得税法」第28条第2項では、国が重点的に支援する必要のあるハイテク企業に対し、15%の軽減税率で企業所得税を徴収することが規定されました。これについて「実施条例」では、ハイテク企業の範囲が、現行のハイテク製品による区分からハイテク領域による区分に改められ、製品(サービス)は「国家が重点的に支援するハイテク領域」の規定する範囲に属していなければならないことが規定されました。これにより、現行政策の実施過程において見受けられていた製品列挙の不明瞭、狭いカバー率、予測困難といった問題の解決が見込まれます。なお、具体的な領域の範囲と認定管理にかかる弁法は、國務院科学技術、財政、税務主管部門、國務院の関連部門により共同で制定され、國務院の認可を経て公布・施行されます。同時に、「実施条例」では、ハイテク企業の認定指標が規定されました。具体的には、独自の知的財産権を核として保有すること、製品(サービス)が「国家が重点的に支援するハイテク領域」に規定される範囲に属すこと、研究開発費用が売上高に占める割合・ハイテク製品(サービス)収入が企業総売上高に占める割合・科学技術スタッフが企業従業員総数に占める割合が、いずれも規定基準を下回らないことが挙げられます。これら規定では、研究開発を中心とすることについて強化しており、優遇税制の重点は、イノベーション型企業に傾きつつあることが伺えます。

【質問】

特別納税調整について、「実施条例」ではどのように具体的に規定されたか。

【回答】

「実施条例」では、「企業所得税法」の特別納税調整の関連規定をベースに、国際的なアンチ租税回避の経験に鑑みて、関連取引における関連者、関連業務の調整方法、独立取引の原則、事前確認協議(企業が将来年度の関連者間取引の価格決定原則及び算定方法について、税務機関に申請し、税務機関と独立企業間取引原則に基づき協議し、確認を行つ

た後達した協議を指す) 資料の提供義務、徴税の査定、外国企業による租税回避の防止管理、資本弱化の防止、一般的なアンチ租税回避にかかる条項、追加徴税に対する利息加算等について明確に規定されました。その中でも、特別納税調整を行うために追徴課税が必要な場合について、税額の納税年度における追徴期間と同時期の人民元貸付基準利率に5%を加算しし、利息計算することが規定されました。また、企業が「企業所得税法」及び「実施条例」の規定に基づき関連資料を提供する場合は、前述の人民元貸付基準利率利息のみで利息計算できることが規定されました。

【質問】

合算納税と一括納税の具体的方法について、「実施条例」で規定されていないのは何故ですか。

【回答】

「企業所得税法」第50条及び第51条では、居住企業が中国国内に法人格を持たない営業機構を設立した場合、企業所得税を合算し納付しなければならないこと、非居住企業が中国国内に2ヶ所又は2ヶ所以上の機構・拠点を設立している場合、税務機関の審査許可を経てその中から主要機構・拠点を選び、企業所得税を一括納付できることがそれぞれ規定されました。これらは、地域間における税源転移問題が生じる可能性があったことから、各界から非常に注目されておりました。しかし、税源転移問題の処理は地方財政の分配問題にまで及ぶことから、実施条例にて過度に詳細に規定するのは好ましくないとされ、合算納税の具体的方法は、国務院財政、税務主管部門による別途規定に授權されました。「実施条例」実施後は、「統一計算、分級管理、現地前納、一括清算、財政分配」の原則に基づき、合理的に本・支店所在地政府の割合と方法が確定され、「企業所得税法」実施後における税源転移問題及び地域間の利益関係問題が適切に解決されることが見込まれます。

また、「企業所得税法」第52条では、国務院が別途規定する場合を除き、企業間で企業所得税を一括納付してはならないことが規定されました。「企業所得税法」は法人税制を実施していることを考慮いたしますと、企業グループ内部の親子会社は、原則上独立して納税しなければならないとされます。このため、企業所得税の一括納付は厳格に管理されるべきとされ、これも地域間における税源転移問題の解決に有効とされます。このため、「実施条例」では、一括納税の範囲及び条件について規定されておりませんでした。個別で一括納税が必要な場合に対しては、国務院が今後の実情に基づき具体的に規定するとされています。

【質問】

過渡期措置における優遇税制について「実施条例」で規定されていないのは何故ですか。

【回答】

優遇税制政策の継続性を保つため、「企業所得税法」第57条では、旧法に基づき低税率及び定期減免税優遇を享受している旧企業、法に基づき設置された対外経済協力及び技術交流発展特定地区内及び国務院が上述地区の特別措置の実施について既に規定している地区内に新設された国の重点的支援を要するハイテク企業、国により確定されたその他奨励企業は、過渡期の優遇措置を享受できると規定しました。このような過渡期性税収優遇政策は内容が多く、過渡期性の措置とされますので、「実施条例」の安定性を保証するためにも、国務院が「企業所得税法」の関連規定に基づき別途規定するのが妥当とされ、「実施条例」では具体的規定は設けられませんでした。

経済特区並びに上海浦東新区に新設されたハイテク企業への過渡的税収優遇の実施に関する通知

国發〔2007〕40号
公布日：2007-12-26

字体：【大】【中】【小】

各省、自治区、直轄市人民政府、國務院各部委員、各直属機構 宛

「中華人民共和国企業所得稅法」第57条の関連規定に基づき、國務院は、法に基づき設置された对外經濟協力及び技術交流発展のための特定地区内並びに國務院が上述地区特別政策の実施について規定した地区に新たに設立された、国の重点的支援を必要とするハイテク企業に対し、過渡的税収優遇措置を実施する。ここに、関連問題について、以下のとおり通知する。

一、法に基づき設置された对外經濟協力及び技術交流発展のための特定地区とは、深圳・珠海・汕頭・廈門・海南経済特区を指す。國務院が上述地区特別政策の実施について規定した地区とは、上海浦東新区を指す。

二、経済特区並びに上海浦東新区において、2008年1月1日（を含む）以降に登記登録を完了した国の重点的支援を必要とするハイテク企業（以下「新設ハイテク企業」と略称）が、経済特区並びに上海浦東新区内において取得した所得に対しては、取得した初回生産經營收入の計上年度から起算した1年目から2年目の企業所得稅を免税とし、3年目から5年目の企業所得稅を25%の法定税率より半減して徵収する。

国の重点的支援を必要とするハイテク企業とは、核となる自主知的財産権を保有すると同時に「中華人民共和国企業所得稅法実施条例」第93条の規定条件に合致し、且つ「ハイテク企業認定管理弁法」により認定されたハイテク企業を指す。

三、経済特区並びに上海浦東新区内にてハイテク企業を新たに設立すると同時に、経済特区並びに上海浦東新区以外の地域にて生産經營に従事する場合、経済特区並びに上海浦東新区内において取得した所得を単独で計算し、企業における期間毎の費用を合理的に振り分けなければならない。単独計算していない場合、企業所得稅優遇を享受してはならない。

四、絏済特区並びに上海浦東新区内にて新たに設立されたハイテク企業が、本通知の規定に基づき過渡的税収優遇を享受する期間内に、再審査或いは抜き打ち検査に不合格となり、ハイテク企業の資格を保有できなくなった場合、ハイテク企業の資格を保有できなくなった年度から起算して、過渡的税収優遇の享受を停止する。以後において、再びハイテク企業に認定された場合、過渡的税収待遇を引き続き享受してはならず、又は新たに享受してはならない。

五、本通知は2008年1月1日より執行する。

國務院
二〇〇七年十二月二十六日

企業所得稅過渡的優遇政策の実施に関する通知

国發〔2007〕39号
公布日：2007-12-26

字体：【大】【中】【小】

各省、自治区、直轄市人民政府、國務院各部委員、各直属機構 宛

「中華人民共和国企業所得稅法」(以下「新稅法」とする)及び「中華人民共和国企業所得稅法實施条例」(以下「實施条例」とする)が2008年1月1日より施行される。新稅法第57条规定に基づき、企業所得稅優遇政策における過渡的問題につき、ここに、以下のとおり通知する。

一、新稅法公布前に設立を認められた企業の過渡的稅收優遇方法

企業が旧稅收法律、行政法規及び行政法規効力を有す文書規定に基づき享受している企業所得稅優遇政策は、以下の方法に基づき、移行を実施するものとする。

旧低税率優遇政策を享受している企業については、2008年1月1日より、新稅法実施後5年以内に、法定税率まで段階的に移行する。そのうち、15%の企業所得稅税率を享受している企業は、2008年は18%の税率により実施し、2009年は20%の税率により実施し、2010年は22%の税率により実施し、2011年は24%の税率により実施し、2012年は25%の税率により実施する。24%の税率により実施している企業は、2008年より25%の税率により実施する。

2008年1月1日より、企業所得稅について「1年目から2年目の企業所得稅を免税、3年目から5年目の企業所得稅を半減徵収」、「1年目から5年目の企業所得稅を免税、6年目から10年目の企業所得稅を半減徵収」等の定期的稅金減免優遇を享受している企業は、新稅法の施行後、旧稅收法律、行政法規及び関連文書の規定する優遇方法及び期間に基づき、期間満了まで継続してこれを享受するが、未だ利益を得てないことにより、なお稅收優遇を享受していない場合、その優遇期間は2008年度から起算するものとする。

上記の過渡的優遇政策を享受する企業とは、2007年3月16日以前に、工商等の登記管理機関により設立された企業を指す。過渡的優遇政策を実施する項目及び範囲は、「企業所得稅の過渡的優遇政策実施表」(附屬表を参照)に基づき実施する。

二、西部大開發稅收優遇政策の継続的実施

國務院による西部大開發実施の関連文書の精神に基づき、財政部、財務總局及び税關總署が共同で公布した「西部大開發稅收優遇政策問題に関する財政部、國家稅務總局、税關總署の通知」(財稅〔2001〕202号)の規定する西部大開發企業所得稅優遇政策は、継続して実施するものとする。

三、企業稅收の過渡的優遇政策実施に関するその他規定

企業所得稅の過渡的優遇政策を享受する企業は、新稅法及び實施条例における収入及び控除に関する規定に基づき課稅所得額を計算し、且つ本通知第一部分の規定に基づき、享受する稅收優遇を計算しなければならない。

企業所得稅の過渡的優遇政策並びに新稅法及び實施条例の規定する優遇政策に重複が

ある場合、企業は、最も優遇される政策を選択して実施するものとし、これを重複して享受してはならず、かつ一度選択した後は、変更してはならないものとする。

附屬表：企業所得税の過渡的優遇政策実施表

国 務 院

二〇〇七年十二月二十六日

附属表：企業所得税の過渡的優遇政策実施表

番号	文書名称	関連政策内容
1	「中華人民共和国外商投資企業及び外国企業所得稅法」第七条第一項	經濟特区に設立された外商投資企業、經濟特区に機構、拠点を設立し、生産、經營に従事する外国企業及び經濟技術開發区に設立された生産型外商投資企業は、税率を 15% に軽減し企業所得稅を徵収する。
2	「中華人民共和国外商投資企業及び外国企業所得稅法」第七条第三項	沿海經濟開放区、經濟特区及び經濟技術開發区の所在する都市の旧市街区又は國務院が定めるその他地区に設立された外商投資企業で、エネルギー、交通、港湾、埠頭又は国が奨励するその他のプロジェクトに該当するものは、税率を 15% に軽減し企業所得稅を徵収できる。
3	「中華人民共和国外商投資企業及び外国企業所得稅法実施細則」第七十三条第一項第一号	沿海經濟開放区及び經濟特区及び經濟技術開發区所在都市の旧市街区に設立された下記プロジェクトに従事する生産型外資企業は、税率を 15% に軽減し企業所得稅を徵収できる。技術集約、知識集約型プロジェクト、外商投資が3000万米ドル以上で投資回収期間が長期に渡るプロジェクト、エネルギー・交通・港湾建設のプロジェクト。
4	「中華人民共和国外商投資企業及び外国企業所得稅法実施細則」第七十三条第一項第二号	港湾、埠頭建設に従事する中外合資經營企業は、税率を 15% に軽減し企業所得稅を徵収できる。
5	「中華人民共和国外商投資企業及び外国企業所得稅法実施細則」第七十三条第一項第四号	上海浦東新区に設立された生産型外商投資企業及び空港、港湾、鉄道、道路、発電所等のエネルギー、交通建設プロジェクトに従事する外商投資企業は、税率を 15% に軽減して企業所得稅を徵収できる。
6	上海外高橋、天津港、深圳福田、深圳沙頭角、大連、広州、廈門象嶼、張家港、海口、青島、寧波、福州、汕頭、珠海、深圳塩田保税区に関する國務院の回答（国函〔1991〕26号、国函〔1991〕32号、国函〔1992〕43号、国函〔1992〕44号、国函〔1992〕148号、国函〔1992〕150号、国函〔1992〕159号、国函〔1992〕179号、国函〔1992〕180号、国函〔1992〕	生産型外商投資企業は、税率を 15% に軽減し企業所得稅を徵収できる。

	181号、国函〔1993〕3号等)	
7	「福建省沿海地域に設立された台商(在中台湾企業家)投資区に関する國務院の回答」(国函〔1989〕35号)	廈門台商(在中台灣企業家)投資区内に設立された台商企業は、税率を15%に軽減し企業所得税を徴収する。福州台商投資区内に設立された生産型台商投資企業は、企業所得税の税率を15%に軽減し徴収し、非生産型台灣資本企業は、企業所得税の税率を24%に軽減し徴収する。
8	南寧、重慶、黄石、長江三峡経済開放区、北京等の都市の更なる対外開放に関する國務院の通知(国函〔1992〕62号、国函〔1992〕93号、国函〔1993〕19号、国函〔1994〕92号、国函〔1995〕16号)	省都(首府)都市及び長江沿岸開放都市にて下記プロジェクトに従事する生産型外資企業は、税率を15%に軽減し企業所得税を徴収する。技術集約、知識集約型プロジェクト、外商投資が3000万米ドル以上で投資回収期間が長期に渡るプロジェクト、エネルギー・交通・港湾の建設プロジェクト。
9	「蘇州工業園区における開発建設関連問題に関する國務院の回答」(国函〔1994〕9号)	蘇州工業園区に設立された生産型外商投資企業は、税率を15%に軽減し企業所得税を徴収する。
10	「外商投資企業によるエネルギー、交通、インフラ設備プロジェクトへの従事にかかる税収優遇規定の適用範囲拡大に関する國務院の通知」(国發〔1999〕13号)	1999年1月1日より、外資税法実施細則第七十三条第一項第(一)号第3の、エネルギー、交通、インフラ施設建設プロジェクトに従事する生産型外商投資企業には、税率を15%に軽減し企業所得税を徴収できる規定を全国に拡大する。
11	「広東省経済特区条例」(1980年8月26日第五回全国人民代表大会常務委員会第十五回国会議にて認可・施行)	広東省深圳、珠海、汕頭経済特区における企業所得税を15%とする。
12	「廈門経済特区の設置に関する福建省に対する回答」(〔80〕国函字88号)	廈門経済特区の企業所得税を15%として実施する。
13	「海南島の投資開発奨励に関する國務院の規定」(国發〔1988〕26号)	海南島に新たに設立された企業(国家銀行並びに保険会社を除く)で、生産、経営への従事にかかる所得税及びその他所得は、いずれも15%の税率により企業所得税を徴収する。

14	「中華人民共和国外商投資企業及び外国企業所得稅法」第七条第二項	沿海經濟開發區、經濟特区及び經濟技術開發区の所在する都市の旧市街区に設立された生産型外商投資企業は、税率を24%に軽減し企業所得稅を徴収する。
15	「国家リゾート地区の試行関連問題に関する國務院の通知」（国發〔1992〕46号）	国家リゾート区内の外商投資企業は、税率を24%に軽減し企業所得稅を徴収する。
16	黒河、伊寧、凭祥、二連浩特市等国境都市の更なる対外開放に関する國務院の通知（国函〔1992〕21号、国函〔1992〕61号、国函〔1992〕62号、国函〔1992〕94号）	沿辺開放都市の生産型外商投資企業は、税率を24%に軽減し企業所得稅を徴収する。
17	南寧、昆明市及び凭祥等五つの国境都市・鎮の更なる対外開放に関する國務院の通知（国函〔1992〕62号）	凭祥、東興、畹町、瑞麗、河口の五市(県、鎮)における条件を具備する市(県、鎮)に国境経済合作区を設けることを許可し、国境経済合作区における輸出を主要とする生産型内地連合企業は、税率を24%に軽減し企業所得稅を徴収する。
18	南寧、重慶、黄石、長江三峡經濟開發区、北京等の都市の更なる対外開放に関する國務院の通知（国函〔1992〕62号、国函〔1992〕93号、国函〔1993〕19号、国函〔1994〕92号、国函〔1995〕16号）	省都(首府)都市及び長江沿岸開放都市の生産型外資企業は、税率を24%に軽減し企業所得稅を徴収する。
19	「中華人民共和国外商投資企業及び外国企業所得稅法」第八条第一項	生産型外商投資企業で、経営期間が10年以上である場合、利益計上を開始した年度より起算し、1年目と2年目の企業所得稅を免除し、3年目から5年目までの企業所得稅を半減する。
20	「中華人民共和国外商投資企業及び外国企業所得稅法実施細則」第七十五条第一項第一号	港湾、埠頭建設に従事する中外合資經營企業で、経営期間が15年以上である場合、企業の申請により、所在地の省、自治区、直轄市稅務機關が認可した場合、利益計上を開始した年度より起算し、1年目から5年目の企業所得稅を免除し、6年目から10年目の企業所得稅を半減して徴収する。
21	「中華人民共和国外商投資企業及び外国企業所得稅法実施細則」第七十五条第一項第二号	海南經濟特区に設立された空港、港湾、埠頭、鉄道、道路、発電所、炭鉱、水利施設等のインフラ施設プロジェクトに従事する外商投資企業及び農業開発經營に従事する外商投資企業で、経営期間が15年以上である場合、企業の申請に

		より海南省税務機関が認可した場合、利益計上を開始した年度より起算した1年目から5年目の企業所得税を免除し、6年目から10年目の企業所得税を半減し徴収する。
22	「中華人民共和国外商投資企業及び外国企業所得税法実施細則」第七十五条第一項の第三号	上海浦東新区に設立された空港、港湾、鉄道、道路、発電所等のエネルギー、交通建設プロジェクトに従事する外商投資企業で、経営期間が15年以上ある場合、企業の申請により上海市税務機関が認可した場合、利益計上を開始した年度より起算した1年目から5年目の企業所得税を免除し、6年目から10年目の企業所得税を半減し徴収する。
23	「中華人民共和国外商投資企業及び外国企業所得税法実施細則」第七十五条第一項第四号	経済特区に設立されたサービス型業種に従事する外商投資企業で、外商投資が500万ドルを超える、経営期間が10年以上ある場合、企業の申請により、経済特区税務機関が認可した場合、利益計上を開始した年度より起算した1年目の企業所得税を免除し、2年目及び3年目の企業所得税を半減し徴収する。
24	「中華人民共和国外商投資企業及び外国企業所得税法実施細則」第七十五条第一項の第六号	国務院が確定した国家ハイテク産業開発区に設立されたハイテク企業に認定された中外合資経営企業で、経営期間が10年以上ある場合、企業の申請により、経済特区税務機関が認可した場合、利益計上を開始した年度より起算し1年目及び2年目は企業所得税を免除する。
25	「中華人民共和国外商投資企業及び外国企業所得税法実施細則」第七十五条第一項の第六号 「国務院の『北京市新規技術産業開発試験区暫定施行条例』に関する回答」(国函〔1988〕74号)	北京市新規技術産業開発試験区に設立された外商投資企業は、北京市新規技術産業開発試験区の税収優遇規定に基づいて実施する。 試験区のハイテク企業には、開設された日より起算した3年以内は所得税を免除する。北京市人民政府制定部門が認可した場合、4年目から6年目は15%又は10%の税率により、所得税を半減して徴収する。
26	「中華人民共和国企業所得税暫定施行条例」第八条第一項	民族自治地方の企業で、配慮又は奨励を必要とするものは、省級人民政府の認可

		を得て定期的減税又は免除を実施する場合、過渡的優遇の実施期間は5年を超えてはならない。
27		海南島に設立された企業(国家銀行並びに保険会社を除く)、港湾、埠頭、空港、道路、鉄道、発電所、炭鉱、水利等のインフラ施設プロジェクトに従事する外商投資企業及び農業開発に従事する外商投資企業で、経営期間が15年以上である場合、利益計上を開始した年度より起算した1年目から5年目の企業所得税を免除し、6年目から10年目の企業所得税を半減し徴収する。
28	「海南島の投資開発奨励に関する国務院の規定」 (国発〔1988〕26号)	海南島に設立された企業(国家銀行並びに保険会社を除く)で、工業、交通運輸業等の生産型の業種に従事し、企業経営期間が10年以上である場合、利益計上を開始した年度より起算した1年目及び2年の企業所得税を免除し、3年目から5年目の企業所得税を半減し徴収する。
29		海南島に設立された企業(国家銀行並びに保険会社を除く)、サービス性業種に従事する企業で、投資総額が500万米ドル若しくは2000万人民元を超え、経営期間が10年以上である場合、利益計上を開始した年度より起算した1年目の企業所得税を免除し、2年目及び3年の企業所得税を半減し徴収する。
30	「『国家中長期科学技術発展計画綱要(2006 - 2020年)』の若干の関連政策の実施に関する国務院の通知」(国発〔2006〕6号)	国家ハイテク産業開発区内にて新たに設立したハイテク新規企業は、厳格な認可を経た後、利益計上を開始した年度より起算した2年目以内まで企業所得税を免除する。